

令和6年度

男女平等・共同参画及び性の多様性尊重  
の推進に関する年次報告書

令和7年10月  
目黒区

## はじめに

目黒区では、目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例（以下「条例」という。）第8条に基づき「目黒区男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画」を策定し、男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重に関する施策を推進しています。

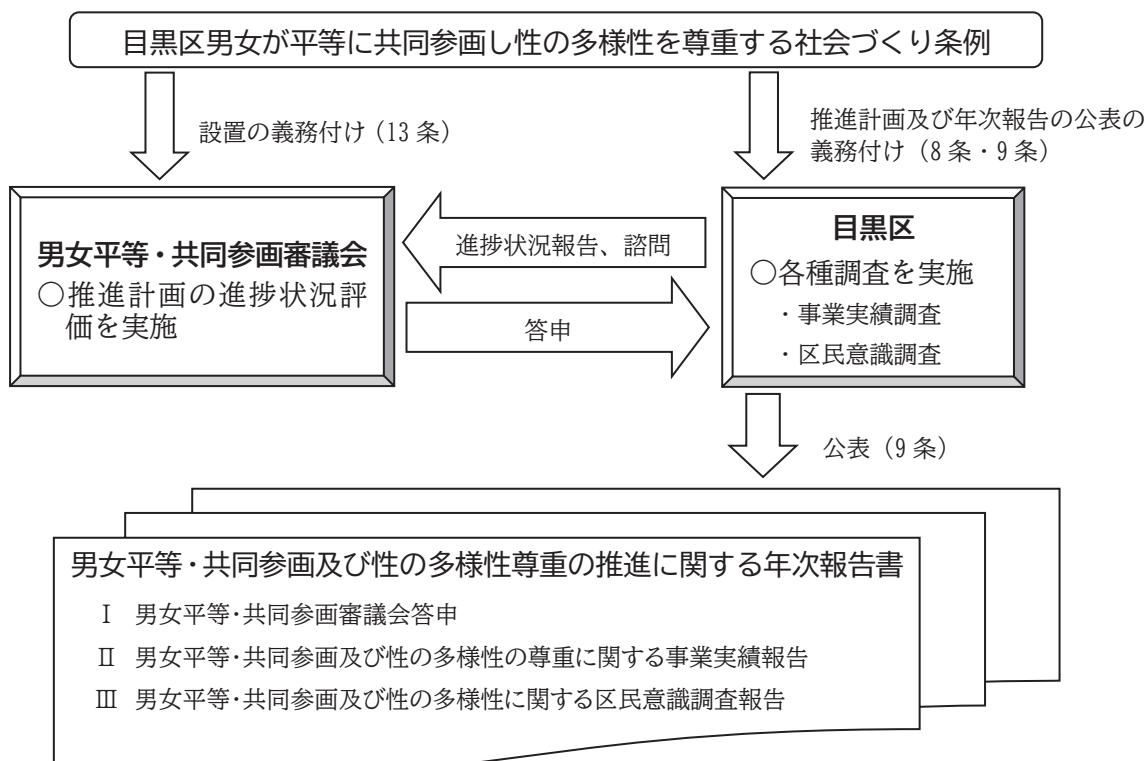
本書は、条例第9条に基づく年次報告（※1）の資料として作成したもので、次の内容で構成されています。

- I 目黒区男女平等・共同参画審議会答申  
(令和7年度 目黒区男女平等・共同参画審議会での審議結果)
- II 令和6年度 男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重に関する事業実績報告  
(区の関連事業の実施状況を取りまとめた資料)
- III 令和7年度 男女平等・共同参画及び性の多様性に関する区民意識調査報告  
(住民基本台帳を基に男女別に無作為抽出した区民2,500人に実施したアンケート調査結果)

この度目黒区男女平等・共同参画審議会（※2）から答申された「目黒区男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画」の進捗状況の評価を踏まえ、目黒区は今後も男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重に向けた施策の推進に積極的に取り組んでいきます。

令和7年10月

## 男女平等・共同参画審議会と進捗状況評価



【目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例（抜粋）】

※1 年次報告書

（年次報告）

第9条 区長は、毎年、推進計画及び男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関する施策の進捗状況を目黒区男女平等・共同参画審議会に報告し、その意見を付けて、これを公表するものとする。

※2 目黒区男女平等・共同参画審議会

（設置）

第13条 男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりを推進するための施策を総合的かつ計画的に推進するため、区長の付属機関として目黒区男女平等・共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。（所掌事項）

第14条 審議会は、推進計画に係る男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関する施策について調査、企画、立案等を行い、区長に意見を述べることができる。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、推進計画の評価、改定その他の重要事項について調査及び審議を行う。

3 審議会は、目黒区男女平等・共同参画オムニバスの求めに応じて調査及び審議を行い、区長に意見を述べることができる。

4 審議会は、必要に応じて男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関して、区長に意見を述べることができる。

年次報告書 目次

ページ

I 目黒区男女平等・共同参画審議会 答申 ······ I -1

II 令和5年度男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重に関する事業実績報告 ··· II -1

III 令和6年度男女平等・共同参画及び性の多様性に関する区民意識調査報告 ··· III -1

IV 参考資料  
目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例 ······ IV -1

# 目黒区男女平等・共同参画審議会 答申

## 目 次

	ページ
I 目黒区男女平等・共同参画審議会 答申	I - 1
資料 1 質問文	I - 55
資料 2 検討の経緯	I - 56
資料 3 目黒区男女平等・共同参画審議会委員名簿	I - 57

令和7年9月29日

目黒区長 青木 英二 様

目黒区男女平等・共同参画審議会  
会長 神尾 真知子

目黒区男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を  
推進する計画の進捗状況の評価について（答申）

令和7年6月16日付け目総權第406号で意見を求められた標記の件について、本審議会で審議した結果、別紙の結論に達しましたので、答申いたします。

以 上

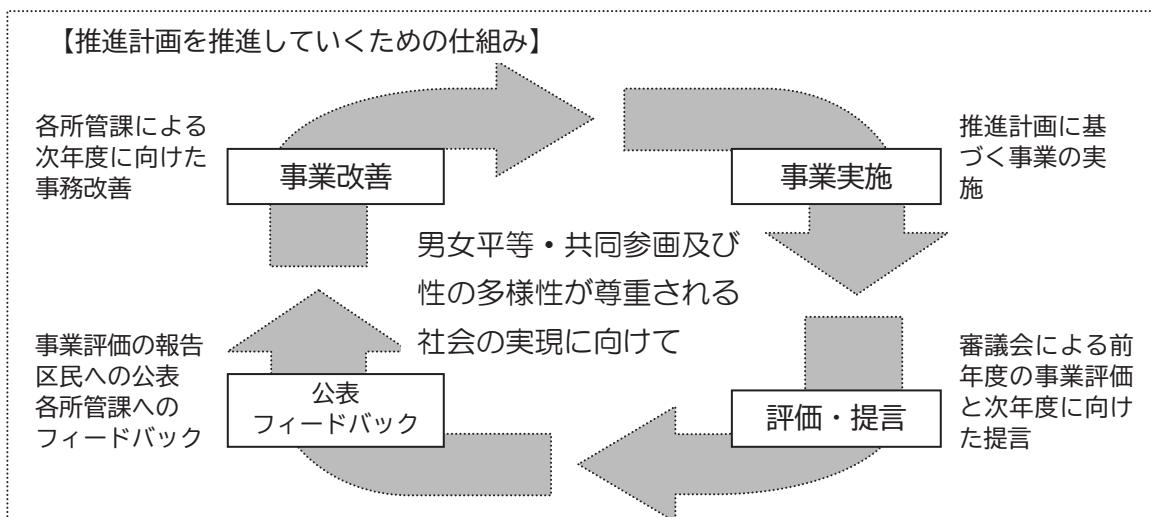
## 1 本答申の位置付け

目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例（以下「条例」という。）第14条第2項は、目黒区男女平等・共同参画審議会（以下「審議会」という。）が、目黒区男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画（以下「推進計画」という。）の事業評価を行うことを規定しています。

条例が審議会の所掌事項の一つとして事業評価を規定したのは、目黒区が推進計画に基づいて事業を実施したのち、審議会が第三者の視点による事業評価を行い、次年度以降に目黒区がその事業評価を生かして事業の展開を行うことにより、条例で目指す社会づくりに貢献すると考えたからです。

事業評価は推進計画が実施された平成16年度から行っており、本答申は令和4年度から実施されている推進計画（四期目）の令和6年度の事業実績とその成果を評価したものです。

推進計画を推進していくための仕組みは、以下の図のとおりです。



なお、令和4年度から実施されている推進計画において新たに設けられた「分析の着眼点」については、「New」という表記をしました。

## 2 事業評価の方針・方法

第2章の「I 評価の方針」「II 評価の方法」により事業評価を行います。評価に当たっては以下の点に留意しています。

① 事業評価をわかりやすく示します。

★の数で評価結果を表現し、計画全体の進捗状況をレーダーチャートで示します。

② 客観的な評価に努めます。

数値目標を含んだ「分析の着眼点」を明記し、事業実績報告や区民意識調査報告等に基づいた分析を行い、その分析の結果を評価に反映します。大項目の評価は、中項目の★の数から総合的に導き出します。

③ 事業に対する改善点などを提言します。

各中項目の冒頭に、審議会から所管課へのメッセージとして「提言」を掲載します。

## 3 事業評価の対象－関連事業について

本答申では、男女平等・共同参画及び性の多様性を尊重する社会の実現を主たる目的とする事業（以下「主目的事業」という。）のみならず、男女平等・共同参画及び性の多様性尊重の推進に関連する事業（以下「関連事業」という。）についても対象としました。なぜなら、関連事業も条例で目指す社会づくりに重要な役割を果たしているからです。

本答申は、関連事業については、その事業本来の目的という視点から評価したものではなく、男女平等・共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりという視点で評価しています。今後も関連事業の実施において、男女平等・共同参画及び性の多様性を尊重する視点を持って事業を推進してほしいと思います。

#### 4 結語

条例第4条は、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を区の主要な政策と位置付け、施策を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとしています。

上記の条例第4条及び第14条2項の趣旨に基づき、審議会による事業評価を次年度の事業実施に反映し、担当課だけではなく、区全体の所管課が一丸となって推進計画の事業を効果的に実施することを期待します。それによってこそ、男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重が着実に推進されると確信しています。

## 第2章 事業評価と提言

### I 評価の方針

#### 1 基本的な考え方

推進計画の実施期間である令和4年度から令和8年度までの間、毎年度の事業実績とその成果を第三者機関である審議会が評価します。特に、成果の評価をすることが重要となります。

また、審議会としての事業評価は、区より提出されたデータ（「事業実績報告」及び「区民意識調査報告」）等に基づいて、客観的に行うこととします。

#### 2 評価の単位

評価は、最終的には大項目（目標）としてどうであったかを問いつつ、具体的には大項目を構成する中項目（課題）を単位に行います。中項目はいくつかの小項目（施策の方向）から、小項目はいくつかの事業で構成されています。

#### 3 主目的事業と関連事業

事業には、主たる目的が「男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重」の推進にあると読み取れる主目的事業と、主たる目的は他の課題の解決・対応にあるが、その目標・方法・結果又は成果が男女平等・共同参画及び性の多様性尊重の推進に関連すると読み取れる関連事業があります。たとえば、

「中項目2-3 子育て支援の充実」の「施策の方向① 多様な子育てサービスの充実」は、子育てサービスを必要とする子どもに対する児童福祉の充実が主たる目的ですが、同時に、多様な子育てサービスの充実は、働く人々の仕事と生活の両立を支援し、男女平等・共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりに重要な役割を果たすことになりますので、関連事業と位置付けられます。

主目的事業と関連事業は、異なる観点で検討します。主目的事業は、原則として事業の成果、場合によっては事業の実施状況に注目します。関連事業は、主要な政策目的が何であれ、その目標・方法・結果又は成果において、男女平等・共同参画及び性の多様性尊重の推進との関係が読み取れるかに注目します。

#### 4 中項目単位の評価

中項目単位の評価は、中項目を構成する主目的事業及び関連事業をそれぞれ上記3に記した観点で検討し、それらを総合して行います。

#### 5 大項目としての総括

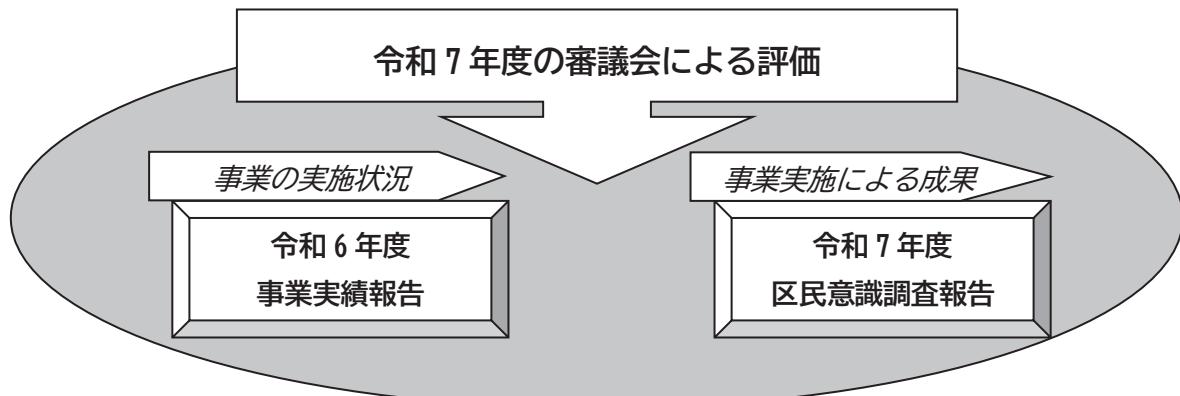
大項目の評価は、大項目を構成する中項目につき上記4の評価を行った上で、それらを総括して行います。大項目の中で、重点項目に指定されている中項目は、大項目として総括するときに重点的に着目します。

大項目（目標）	重点項目に指定されている中項目（課題）
1 あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進	1-1 政策形成及び意思決定過程における男女平等・共同参画の推進
2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	2-1 仕事と生活の両立支援
3 人権と性の多様性が尊重される社会の形成	3-2 配偶者等からの暴力の根絶及び被害者支援
4 男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する体制の強化	4-3 区民、事業者等との連携

## II 評価の方法

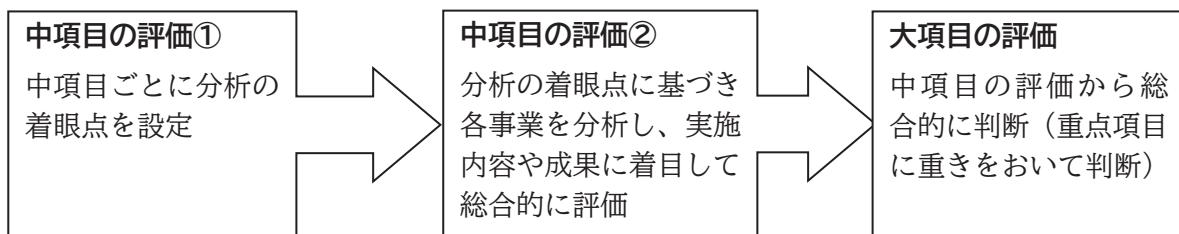
### 1 基本的視点と評価の流れ

- ① 令和 7 年度は、図のように、令和 6 年度の進捗状況を評価します。



評価に際しては、区の所管課が提出した令和 6 年度の「事業実績報告」と、令和 6 年度に実施した事業の成果が反映されている翌令和 7 年度の「区民意識調査報告」によって、令和 6 年度の進捗状況を測ります。

- ② 評価の流れは下図のとおりです。



### 2 評価の基準

- ① 施策が成果をあげたかどうか、成果はどの程度であったかを測る“ものさし”として「指標」を設定することとします。指標は推進計画の掲げる「課題別の指標」(表 1)を使用します。評価の出発点となる「課題別の指標」の基準値は、推進計画（令和 4 年度～令和 8 年度）が始まる前の「事業実績」（令和 3 年度）及び「区民意識調査」（令和 4 年度）の結果を用います。

(表 1) ★重点項目

目標 (大項目)	課題 (中項目)		課題別の指標	基準値	直近の 数値	目標値 (令和 8 年度)
推進 男女 平等 等・ 共同 参画 する分 野にお ける	★1	政策形成及び意思決定過程における男女平等・共同参画の推進	区が設置する付属機関や私的諮問機関（以下「付属機関等」という。）の女性委員の割合	39.2%	40.7%	50%
	2	地域、団体活動の充実と男女平等・共同参画の促進	地域の活動や行事での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合	36.5%	39.5%	50%以上
	3	働く場における男女平等・共同参画の促進	労働・雇用・職場での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合	15.1%	25.2%	25%以上
	4	教育及び学習における男女平等・共同参画の推進	学校教育での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合	59.1%	48.2%	80%以上

	5	防災における男女平等・共同参画の推進	防災活動での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合	—	31.2%	50%以上
2 の推進 (ワーク・ 仕事と生活の ライフ・ バランス)	★1	仕事と生活の両立支援	自身のワーク・ライフ・バランスがとれていると思う人の割合	—	56.5%	50%以上
	2	男性の家事・育児・介護への参加促進	家庭生活(家事・育児・介護)での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合	12.6%	27.8%	20%以上
	3	子育て支援の充実	共働き家庭での家事分担 「主に妻が行っている」人の割合	23.4%	32.1%	15%以下
	4	介護支援の充実				
3 され る 人 権 と 性 の 多 様 性 が 尊 重	1	性差に関する意識の改革と理解促進	固定的な性別役割分担意識 「反対・どちらかといえば反対」と思う人の割合	74.3%	73.0%	90%以上
	★2	配偶者等からの暴力の根絶及び被害者支援	身体的暴力の被害経験者の割合	2.5%	3.7%	ゼロ
	3	女性への暴力やハラスメントの根絶	セクシュアルハラスメントの被害経験者の割合	8.1%	9.8%	ゼロ
	4	生涯を通じた包括的な健康支援	妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「尊重されている」と考える人の割合	55.1%	52.5%	70%以上
	5	性の多様性を尊重する意識の醸成とLGBT支援	LGBTへの配慮を意識して行動している人の割合	—	40.7%	50%以上
4 推 び 男 性 平 等 す る 多 様 性 共 同 参 画 重 視 及 及	1	計画の推進体制の強化	区の男女平等・共同参画関連施策を「どれも知らない」人の割合	71.1%	76.3%	60%以下
	2		目黒区男女平等・共同参画センターを知っている人の割合	10.4%	13.8%	20%以上
	★3	区民、事業者等との連携				
	4	国、東京都、他自治体との連携				

#### 【備考】

- ・「—」は前計画では指標としていなかったため基準値がないことを意味します。
- ・空白は指標を設定していないことを意味します。

② また、上記の「課題別の指標」のほかに審議会独自の“ものさし”として、次の「審議会独自の目標」(表2)を設定します。評価の出発点となる指標の基準値は、「課題別の指標」と同様に、推進計画(令和4年度～令和8年度)が始まる前の「事業実績」(令和3年度)及び「区民意識調査」(令和4年度)の結果を用います。

(表2)

課題（中項目）	審議会独自の目標	基準値	直近の数値	目標値
1-1 政策形成及び意思決定過程における男女平等・共同参画の推進	男女どちらかの委員のみの付属機関等の数 ※この目標は可能な限り早期に達成されることを求める。 (対象外となる付属機関等) 現任委員数が2人以下の付属機関等	1	2	ゼロ
	男女どちらかの委員割合が30%未満の付属機関等の割合が年度ごとに減少する (対象外となる付属機関等) 現任委員数が2人以下の付属機関等	24.5%	15.9%	—
	区の管理職に占める女性の割合	20.5%	25.9%	33%以上
2-2 男性の家事・育児・介護への参加促進				
2-3 子育て支援の充実	家事・育児・介護を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少する	家事30.1% 育児33.9% 介護34.3%	家事32.1% 育児36.8% 介護39.7%	—
2-4 介護支援の充実				

③ 「指標」及び「審議会独自の目標」を盛り込んだ「分析の着眼点」を各中項目に設定します。分析の着眼点は、各中項目の分析欄に記載してあります。

### 3 評価段階の表示

中項目及び大項目の評価結果は次のように★の数によって表します。なお、中項目の評価については、前年度からの事業の進捗や成果が★一つ分に及ばない場合に、例外的に★半分(0.5単位)の評価をする場合があります。

評価段階	内容
★★★★★	達成・十分である
★★★★	概ね十分である
★★★	ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある
★★	不十分である
★	極めて問題がある

### 4 評価作業における留意事項

#### (1) 数値目標と評価の視点

各年度において「課題別の指標」と「審議会独自の目標」の達成度合いを評価する際には、目標値に達しているかという視点のみではなく、進捗状況も加味して評価を行います。これは、「課題別の指標」と「審議会独自の目標」が令和8年度までの達成を目指しているためです。

ただし、中項目1-1で掲げている「男女どちらかの委員のみの付属機関等の数 ゼロ」という審議会独自の目標は早期達成を求めてるので目標値への到達を重視します。また、この目標については、該当する付属機関等があった場合は名称をあげてコメントを付します。

## (2) 評価の客観性

事業評価は主に「事業実績報告」と「区民意識調査報告」のデータに基づいて客観的に行います。

さらに、審議会での議論を踏まえて、評価の客観性に留意しながら評価を行います。

## (3) 区民意識調査の数値の経年的な評価及び標本誤差について

標本誤差は、以下の式によって求められ、今回の標本誤差は以下のとおりです。標本誤差の範囲内ではなく、前年度の結果と比べて変化の大きいものについては「有意に」などの文言を使ってコメントします。標本誤差の範囲内のものについては、数値の「増加」「減少」を断定せず、「割合が増加」「割合が減少」というような分析表現にします。

信頼度を95%とした場合、標本誤差は下式により求められます。

$$\text{標本誤差} = \pm 2 \sqrt{\frac{\frac{N-n}{N-1} \times \frac{P(1-P)}{n}}{N-n}}$$

$N$  = 母集団数  
 $n$  = 比率算出の基數（回答者数）  
 $P$  = 回答の比率

母集団数（令和7年4月1日現在の目黒区の18歳以上の人口）：246,215人  
有効回答者数：737人

今回の調査結果の標本誤差は以下のとおりです。

n \ P	90%又は10%程度	80%又は20%程度	70%又は30%程度	60%又は40%程度	50%程度
737	±2.2	±2.9	±3.4	±3.6	±3.7
600	±2.4	±3.3	±3.7	±4.0	±4.1
500	±2.7	±3.6	±4.1	±4.4	±4.5
400	±3.0	±4.0	±4.6	±4.9	±5.0
300	±3.5	±4.6	±5.3	±5.7	±5.8
200	±4.2	±5.7	±6.5	±6.9	±7.1
100	±6.0	±8.0	±9.2	±9.8	±10.0

### 【表の見方】

たとえば、ある設問に「そう思う」と回答した人が全体（n=737）の20.0%であった場合、上記表の回答比率に当てはめると、20%程度の標本誤差は±2.9%であるため、「そう思う」と考えている人は、標本誤差を補正すると、17.1%から22.9%の間にあることが、95%の信頼度でいえることになります。

## (4) 推進計画に掲載されている事業のうち、未着手のものがある場合

推進計画に掲載されている事業のうち、未着手の事業については、重点評価項目であるか否かに関わらず、必ずコメントを付します。

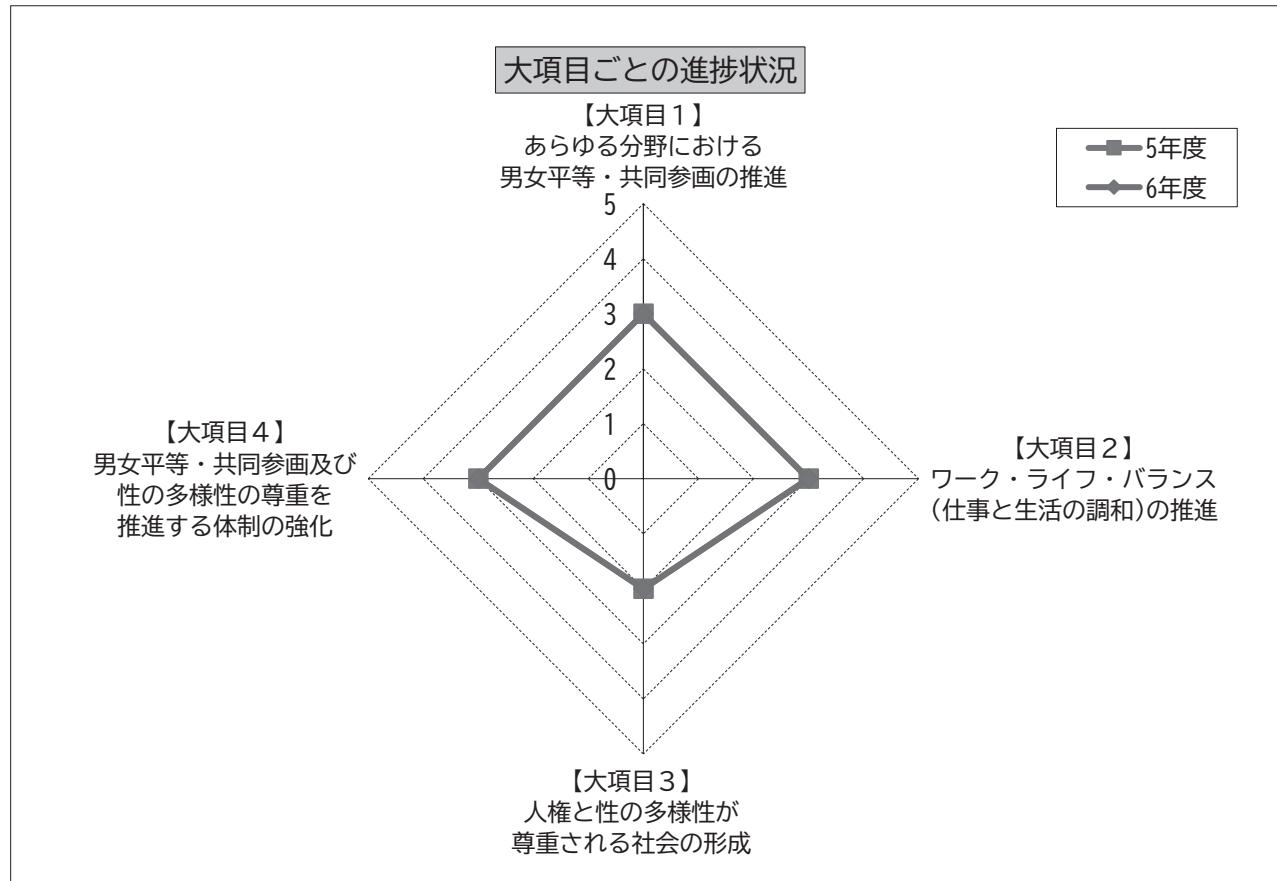
## III 提言の意義

評価の内容を加味した上で、中項目単位で審議会から各所管課への「提言」を掲載します。「提言」は、審議会から所管課へのメッセージであり、本事業評価において最も重要なものです。所管課には、審議会からのメッセージを真摯に受け止め事業の実施に努めていただきたいと思います。

## 第3章 事業評価結果

### I 令和6年度の評価

「大項目1 あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進」、「大項目2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」、「大項目4 男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する体制の強化」は、いずれも★★★★の「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」と評価し、「大項目3 人権と性の多様性が尊重される社会の形成」は★★の「不十分である」と評価しました。大項目の総合評価はいずれも令和5年度から変化はありません。



※5年度と6年度の評価が同じため、値は同位置にあります。

## II 評価をする上での今後の課題

審議会における評価検討の過程で、以下の意見が出されました。

- ・評価のベースとなる「計画事業実績表」における提言への対応欄における所管課の回答内容に不十分なものが散見される。PDCA を回し、状況を改善していくうえで、当欄への所管課の記載内容の改善を求める一方、審議会側でも答申での提言と所管課の回答内容の対比を確認するなど、評価のあり方の再考が必要ではないか。 （同様の内容は大項目 4 の総評にも記載あり）

# 男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画 事業体系

	5年度評価	6年度評価	ページ
<b>大項目1 あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進</b>	★★★	★★★	I-12
中項目1-1 政策形成及び意思決定過程における男女平等・共同参画の推進	★★	★★	I-12
中項目1-2 地域・団体活動の充実と男女平等・共同参画の促進	★★	★★	I-16
中項目1-3 働く場における男女平等・共同参画の促進	★★★	★★★★	I-18
中項目1-4 教育及び学習における男女平等・共同参画の推進	★★★	★★★	I-20
中項目1-5 防災における男女平等・共同参画の推進	★★★	★★★	I-22

	5年度評価	6年度評価	ページ
<b>大項目2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進</b>	★★★	★★★	I-24
中項目2-1 仕事と生活の両立支援	★★★	★★★★	I-24
中項目2-2 男性の家事・育児・介護への参加促進	★★☆	★★	I-27
中項目2-3 子育て支援の充実	★★★★	★★★	I-30
中項目2-4 介護支援の充実	★★★☆	★★★	I-32

	5年度評価	6年度評価	ページ
<b>大項目3 人権と性の多様性が尊重される社会の形成</b>	★★	★★	I-34
中項目3-1 性差に関する意識の改革と理解促進	★★★★	★★★	I-34
中項目3-2 配偶者等からの暴力の根絶及び被害者支援	★★	★★	I-37
中項目3-3 女性への暴力やハラスメントの根絶	★★	★★	I-39
中項目3-4 生涯を通じた包括的な健康支援	★★★	★★☆	I-41
中項目3-5 性の多様性を尊重する意識の醸成とLGBT支援	★★★	★★☆	I-43

	5年度評価	6年度評価	ページ
<b>大項目4 男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する体制の強化</b>	★★★	★★★	I-46
中項目4-1 計画の推進体制の強化	★★	★★	I-46
中項目4-2 計画の着実な進行管理	★★★★	★★★	I-51
中項目4-3 区民、事業者等との連携	★★★	★★★	I-53
中項目4-4 国、東京都、他自治体との連携	★★★★	★★★★	I-54

## 大項目1 あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進

【大項目の総評】 ★★★ ある程度の成果(関連)は認められるが未だ課題がある

大項目1では、あらゆる分野において男女平等・共同参画が進むうえでより多くの女性の参画や活躍がなされているか、また参画・活躍の促進のための各事業が十分に行われているか、その状況を確認・評価する。

重点課題である政策形成および意思決定過程における男女平等・共同参画の推進においては、付属機関等の女性委員の割合は40.7%と令和6年度の39.3%から高くなったものの目標値50%とはまだ隔たりがある。とりわけ女性委員数ゼロの付属機関等の数は昨年度同様2のままである。所管課においてはこの問題の解決に向けたアクションをとることが求められる。

区民意識調査では、地域・団体活動、働く場、教育及び学習、防災の4領域において「男女平等であると思うか」という質問を設けているが、令和6年度は、働く場において男女平等であると思うとする回答者の割合が初めて目標値（25%）を超えた。他の3領域においては、微増しつつも目標値とはまだ隔たりがある。働く場における男女平等意識についても、25.2%と目標値をわずかに超えているだけであり、また他領域と比べると目標値がかなり低く設定されている（地域・団体活動、防災は50%、教育及び学習の目標値は80%）。全ての領域において取り組みを継続することが重要である。

以上のことから、評価は「ある程度の成果は認められるが未だ課題はある」とした。

R4 年度から R6 年度の分野選択科目における新たな分析の着眼点には「new」を記載

# 共同参画の推進

卷之三

## 目標値

### 支店会社名の記載

男女どちらかの委員のみの付属機関寺の数 [セロ]

男女どちらかの委員割合が30%未満の付属機関寺の割合が年度ごとに減少する傾向にある。

四三

- 女性委員割合ゼロ及び 30%未満の付属機関の解消は必達事項であるとの認識で取り組んで欲しい【事業1・2】

付属機関等の女性委員割合目標値（50%）に到達するには、女性委員割合ゼロや 30%未満の付属機関等をなくしていくことが重要である。しかしながら、女性委員割合ゼロの付属機関等は昨年同様 2 機関あった。当該機関においては、課題の優先順位を強く認識し、女性委員ゼロという状況を作り出さないという発想で委員選定を行ってほしい。

- 管理職昇任選考における有資格者に占める受験割合が女性において低い状況を改善するために要因の分析と施策の実施を望む。【事業3・4・5】

今年度も大きな変化は見られなかった。受験率の男女差の要因を分析し、その結果とともに改善に向けた施策を審議会と共有してほしい。

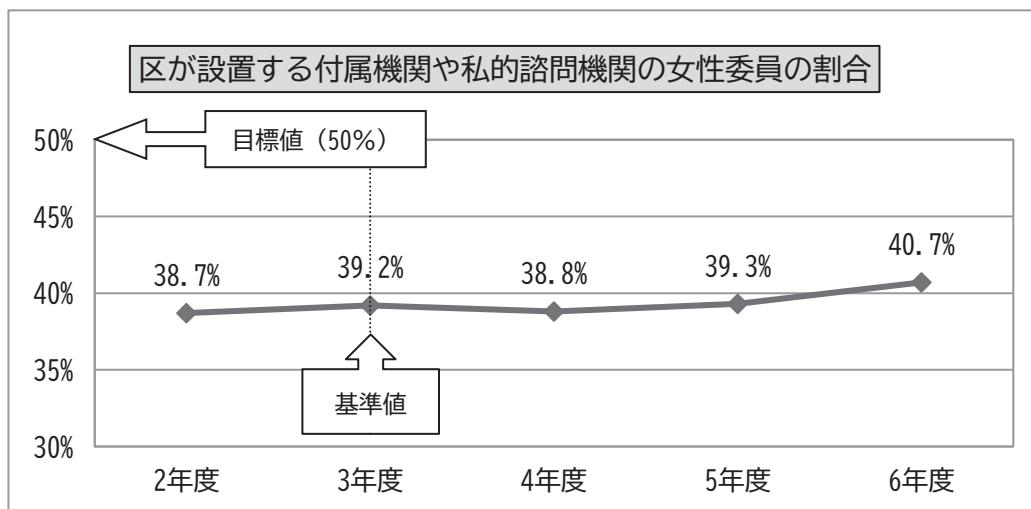
## 分析

«着眼点①» 政策形成及び意思決定過程への男女平等・共同参画の度合いはどうか

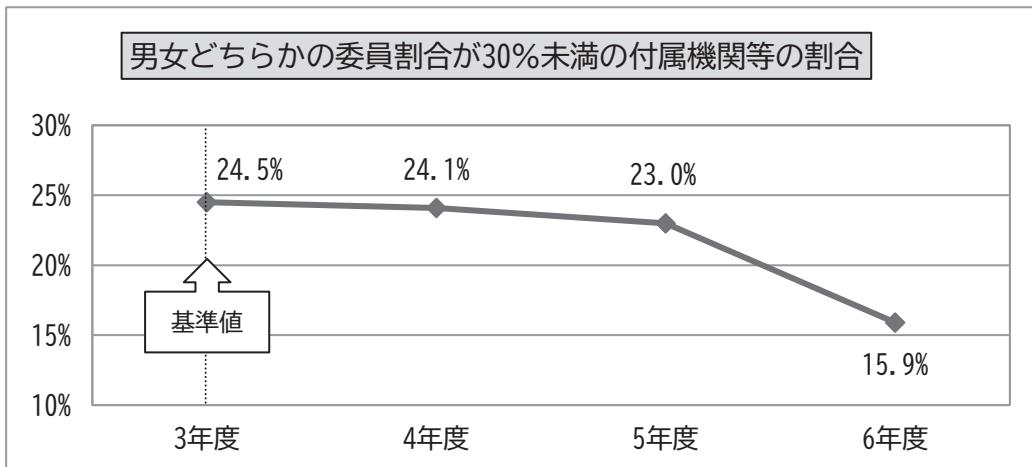
- ・区が設置する付属機関等の女性委員の割合が50%になったか
- ・女性委員の割合が50%に達していない付属機関等の女性委員割合を上げる取組みがなされているか
- ・男女どちらかの委員割合が30%未満の付属機関等の割合が年度ごとに減少しているか *New*
- ・男女どちらかの委員のみの付属機関等がなくなったか

«分析①» 区が設置する付属機関等の女性委員割合を50%にする目標について、平成23年1月26日付けの男女平等・共同参画オンブズからの指摘を受け、毎年実施する付属機関等の設置状況の調査とともに、各課に対し関係団体に可能な限り女性委員を推薦していただくよう依頼文に明記することや、付属機関等の委員改選時に、改選後の女性委員の割合をはじめ、「女性比率50%の目標に向けて配慮した点」などを報告するよう依頼しており、女性委員割合の向上に向けた努力が認められる。

その結果、付属機関等の女性委員割合は令和7年3月1日現在で40.7%（6年3月39.3%）と前年から1%以上上昇し初めて40%台にのせた。しかし、目標値の50%とは隔たりがあるうえ、女性委員ゼロの付属機関等をみると、公害健康被害補償診療報酬審査会と地域公共交通運賃等協議会の2機関で女性委員ゼロの状況が続いている事業1。



男女どちらかの委員割合が30%未満の付属機関等（現任委員数が2人以下の機関を除く。）の割合は7年3月1日現在で男女平等・共同参画オンブズと子どもの権利擁護委員を分母から除いて計算すると15.9%（前年23.0%）となり前年度から大きく低下した。

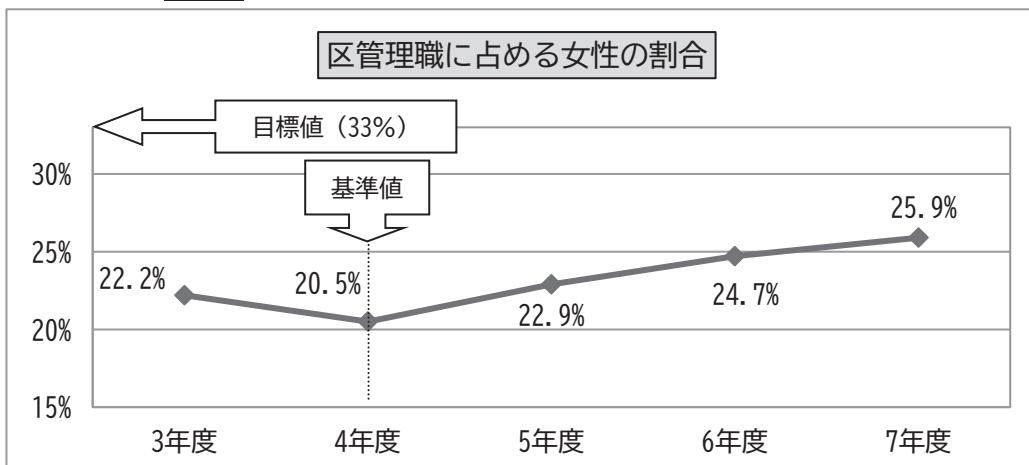


人権政策課は「付属機関等への女性の参画を促進するためのガイドライン」に内閣府の「女性リーダー人材バンク」を活用するよう明記し、各課に対しガイドラインに基づく取組みを促している事業2。

«着眼点②» 働く場としての区において男女平等・共同参画は推進されたか

- ・区の管理職に占める女性の割合が33%以上になったか New

«分析②» 区職員は7年4月1日現在の職員総数2,106人のうち女性職員が1,197人おり、女性職員割合は56.8%である。管理職に占める女性職員の割合は25.9%（前年24.7%）であり、6年度よりも1.2%上昇した。6年度の管理職昇任選考における有資格者に占める受験率を男女別にみると、管理職では女性2.4%、男性7.1%、主任職における同受験率は女性39.5%、男性23.8%となっており、女性の受験率は、管理職選考においては男性よりも低いものの、主任職では男性よりも高くなっている逆転現象がみられる事業3。



女性職員のエンパワーメント支援については、人事課により男女にかかわりなく若手職員キャリア形成支援研修が行われており、6年度は、昇任試験や公務員としての長期のキャリア形成に重点を置いた内容とし、キャリア形成への意欲向上が図られている。また、職員のキャリア形成への対応やワーク・ライフ・バランスの推進を目的としたメンター制度が運営されているが、6年度は相談がなかったことなどから事業の見直しを検討している事業4・5。

職員への研修は、各職層の昇任者・現任者及び新たに任用された会計年度任用職員等を対象とした男女平等参画やワーク・ライフ・バランス、人権に関する研修がeラーニングなども活用しながら実施された。また、課長補佐職昇任者等を対象とするダイバーシティ推進マネジメント研修の受講者数（23人）は、5年度（23人）と同数であった事業8。

**評価****★★****評価の理由**

メンター制度の利用者がゼロであり見直しが必要とはいえる、性別に関係なくキャリア形成を支える各種研修・制度が継続して行われている。管理職に占める女性比率も順調に上昇しており、府内の男女共同参画は着実に進んでいる。しかしながら付属機関や私的諮問機関の女性委員の割合は、微増したものの目標値からは程遠い状況が続いている。2機関において2年連続で女性委員がゼロであることは、厳しく評価せざるを得ない。

以上のことから、評価は「不十分である」とした。

**使用したデータ**

事業実績報告（5年度・6年度）

## 【中項目】1－2 地域・団体活動の充実と男女平等・共同参画の促進

### 指標の目標値

地域の活動や行事での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合 【50%以上】

### 提言

- 地域における各種講座や活動の実施および各種団体への支援の継続を望む。【事業9・10・11・12】

引き続き、性別や労働状況に関係なく区民が参加できる曜日・時間帯で各種講座を実施してほしい。地域活動や男女平等・共同参画に関する団体への支援も続けてほしい。

### 分析

«着眼点①» 地域活動における男女平等・共同参画を促進するための取組みが行われたか

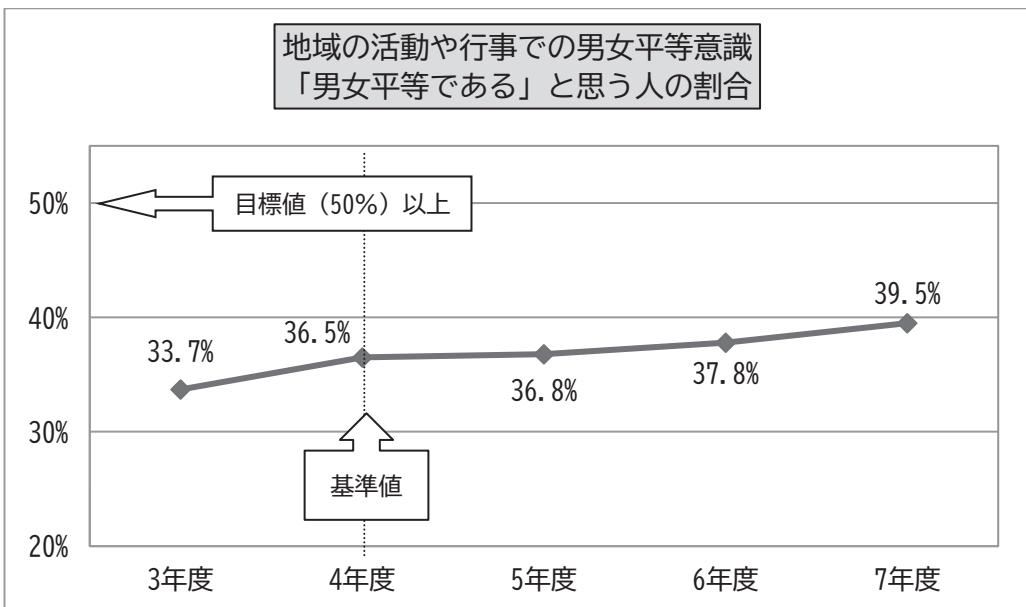
«分析①» 男女平等・共同参画センター講座は、計15回開催された5年度に引き続き、6年度は計14回開催された。男女平等・共同参画センターが開催する講座に加えて、スポーツ教室や出産育児教室（旧事業名：パパママの育児教室）、社会教育館講座なども働く男女が参加しやすいように曜日や時間帯を工夫して実施されている事業9。また、地域振興課が事務局となっている日赤奉仕活動における目黒区総合防災訓練や奉仕団員研修会等ではいずれも男性より女性の参加者が多かった。なお、地域活動へは男女の区別なく参加しているが、住区住民会議代表者の女性割合は18.2%、町会・自治会長の女性割合は12.2%と、5年度から変化はなかった事業10。

«着眼点②» 男女平等・共同参画に関する活動を行う団体への支援が行われたか New

«分析②» 昨年度から復活した女性団体リーダー国内研修（参加者5名）に対して助成が行われた事業11。申請社会教育学級は学習会の回数が78回（5年118回）、参加者数が1,080人（5年1,226人）と昨年度より多いものの、昨年度と比べて大きく減少した。その他の講師派遣事業についても回数、参加者数ともに減少した事業12。

«着眼点③» 地域の活動や行事での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合が50%以上になったか

«分析③» 区民意識調査の「地域の活動や行事での男女平等意識」について、「男女平等である」と答えた人の割合は39.5%（6年37.8%）と若干増加した。

**評価****★★****評価の理由**

地域活動における男女平等・共同参画の促進に向けて講座・啓発・団体への支援事業は、各種講座の開催回数・参加者数は減少したが、継続して行われている。一方、「地域の活動や行事で男女平等である」と思う人の割合は微増したが、まだ目標値とは隔たりがある。また男女共に地域活動に参加しているが、住区住民会議代表者および町会・自治会長の女性比率はいずれも10%台に留まっており、昨年度から変化がない。

以上のことから、評価は「不十分である」とした。

**使用したデータ**

事業実績報告（5年度・6年度）

区民意識調査報告（6年度・7年度）

## 【中項目】1－3 働く場における男女平等・共同参画の促進

### 指標の目標値

労働・雇用・職場での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合 【25%以上】

### 提言

- 事業者への女性活躍推進に向けた啓発および女性の起業・就労への支援のための各種取り組みを実施・継続してほしい。【事業13・14・15・16・17・18】

女性の起業・就労・人材育成・エンパワーメントに関する事業を引き続き実施してほしい。また情報提供・講座の実施等においては、積極的にインターネットを利用してほしい。

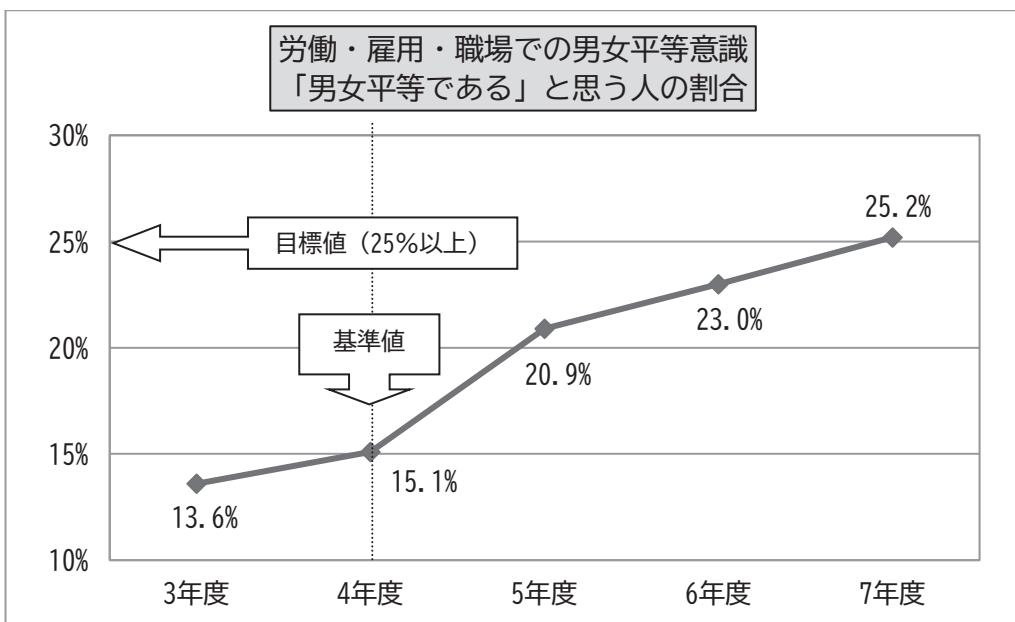
### 分析

«着眼点①» 事業者への女性活躍推進に向けた啓発や女性の起業・就労への支援が行われたか *New*

«分析①» 人権政策課がワーク・ライフ・バランス推進啓発講座「一人一人が幸せを感じられる社会 従業員エンゲージメントとウェルビーイングの関係性について」を実施した。参加者は、昨年度と同数の12人であった。産業経済・消費生活課は総合庁舎や区民センターに設置したパンフレット棚にセミナーや講演会等のパンフレットやチラシ等を配置し、啓発や紹介を行った事業13。人権政策課は、東京しごとセンターと共に「女性しごと応援キャラバン in 目黒」(参加者84人)を実施した事業14。産業経済・消費生活課は、昨年に引き続き女性起業セミナー中級編を開催し、延べ42人が参加した。産業経済・消費生活課所管の講座としては、創業支援・就労支援の塾やセミナーが、オンライン開催又はオンライン併用開催で実施された事業14。創業相談室においては、女性の相談件数が96件(全体186件)であり、5年度よりも増加した事業15。ワークサポートめぐろにおける就職ミニ講座は毎月6回開催され、延べ参加者数(419人)は5年度(454人)より減少し、女性参加者数(251人)も5年度(318人)より減少した。産業経済・消費生活課は、女性向けの就職支援セミナーとして「キャリアもライフもあきらめたくない!!～私のロードマップの描き方」を実施し、8人(保育1人)が参加した。高齢者向けの内職のあっせんでは、男性の登録者数(4人)は5年度と同数であるが、女性の登録者数は6人から18人に増加した事業18。

«着眼点②» 労働・雇用・職場での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合が25%以上になったか

«分析②» 区民意識調査では労働・雇用・職場での男女平等意識が「男女平等である」と思う人の割合が25.2%となり、前年の23.0%を超えて目標値の「25%以上」に到達した。

**評価****★★★★★****評価の理由**

ワーク・ライフ・バランスや女性の起業・就労・人材育成のための各種講座・相談が用意されており、支援事業は着実に行われている。また労働・雇用・職場での男女平等意識の数値が初めて目標値を超えた。

以上のことから、評価は「概ね十分である」とした。

**使用したデータ**

事業実績報告（5年度・6年度）

区民意識調査報告（6年度・7年度）

## 【中項目】1－4 教育及び学習における男女平等・共同参画の推進

### 指標の目標値

学校教育での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合 【80%以上】

### 提言

- 学校教育や生涯学習における男女平等・共同参画に関する啓発活動の継続を望む。【事業19・20・21・22・23・24・25・26・27・28】

学校教育を出発点に人生のあらゆるタイミングにおいて男女平等・共同参画に関する情報との接点を設けておくことは、共同参画社会の実現に向けて重要である。現状も様々な講座が開催されているが、講座の継続とともに内容・開催方法等も工夫を加え、より多くの参加が得られるものにしてほしい。また教育分野においても管理職の女性登用を進めるための取り組みを検討してほしい。

### 分析

«着眼点①» 生涯学習において、男女平等・共同参画意識の啓発活動が推進されているか

«分析①» 道徳科の授業を要とした道徳教育を通して、正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うことが求められていることから、区内全小・中学校においては、道徳授業地区公開講座が開催され、道徳科の授業を保護者及び地域の住民に公開することで男女平等教育のための知識・情報を広く伝えた。

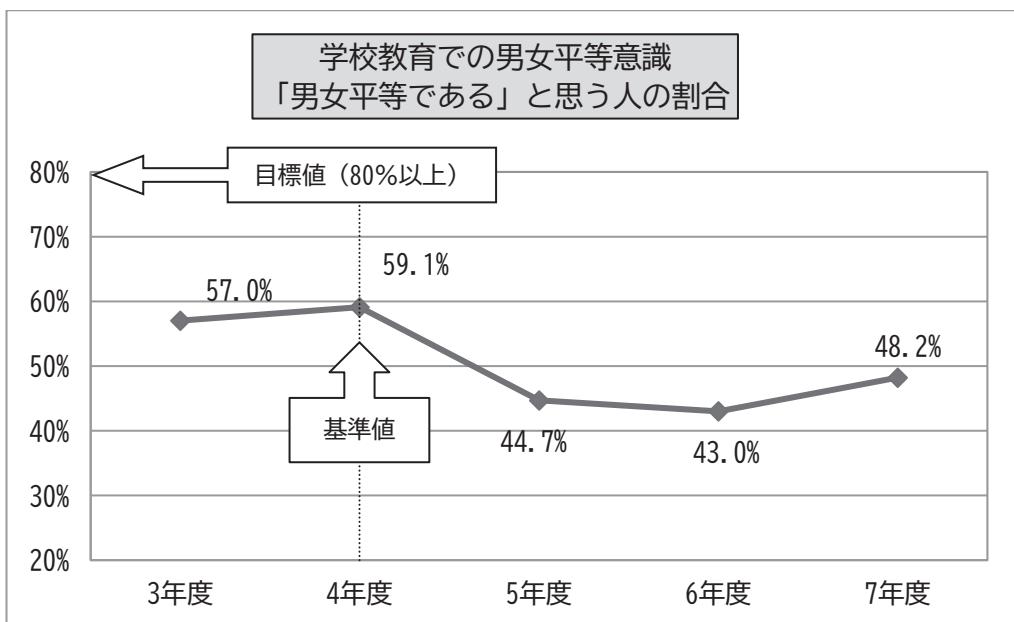
また、道徳科授業に関する意見交換会や住民も参加できる講演会が開催され、終了後、学校だよりや各学校ホームページ等を通して情報発信が行われた。**事業19**。学童保育では保育の中で児童の役割分担について、常に男女平等の視点を持った事業運営がなされており、認可保育所では新規職員向けの研修の内容に男女平等の視点が取り入れられている**事業20**。社会教育館では「『虎に翼』に見るジェンダー（人権）」や「ふつうじゃないってすてきだね！～絵本を通して子どもに伝える多様性～」などの社会教育講座が開催され、延べ112人が参加した**事業22**。

«着眼点②» 教育活動において、男女混合名簿の使用を含めた男女平等教育が推進されているか

- ・学校教育について「男女平等である」と思う人の割合が80%以上になったか

«分析②» 男女混合名簿は全区立小・中学校で継続して使用されている**事業24**。教職員を対象とする研修については、区内全教職員の必修研修として5年度と同様、eラーニングによる人権教育推進の研修が実施された。この研修では「男女共同参画社会に向けたアンコンシャス・バイアスについて」や「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に関わる内容が取り上げられ、男女平等・共同参画について教職員の意識啓発が行われた**事業25**。社会科を中心とする教育活動全体を通じて、男女平等・共同参画の意識を醸成する授業が行われた**事業27**。

区民意識調査では学校教育での男女平等意識が「男女平等である」と思う人の割合が48.2%となり6年度(43.0%)よりも増加しているが基準値よりも低い。男性又は女性のどちらかに「差別がある」と回答した人の割合は2.3%と5年度(6.1%)よりも低下した。



«着眼点③» 働く場としての学校において、男女平等・共同参画が推進されているか

«分析③» 区立幼稚園・こども園、小学校、中学校の管理職（園長・校長、副園長・副校长）の女性割合は、幼稚園・こども園（計3園）が83.3%（5人／6人中）で5年度と変わらず、小学校が56.8%（25人／44人中）で、5年度（54.5%）から上昇した。中学校では、学校統合による校数減もあり、21.4%（3人／14人中）と5年度（22.2%）より低下した。小学校に比べると中学校における女性管理職割合は依然として低い状況である。教職員の管理職選考においては、受験者の22.2%（2人／9人中）が女性であり、合格者の25.0%（2人／8人中）が女性だった事業28。

### 評価

★★★

### 評価の理由

教育現場や生涯学習の場で男女平等・共同参画意識の啓発は変わらず行われ、混合名簿も引き続き採用されている。しかし、中学校においては管理職に占める女性の割合が依然として低い水準に留まっている。加えて、区民意識調査において学校教育が「男女平等である」と回答した者の比率は48.2%となり、6年度より5.2%ポイント増加したものの目標値（80%）との隔たりは大きい今まである。

以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

### 使用したデータ

事業実績報告（5年度・6年度）

区民意識調査報告（6年度・7年度）

## 【中項目】1－5 防災における男女平等・共同参画の推進

### 指標の目標値

防災活動での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合 【50%以上】

### 提言

- 防災活動における男女平等・共同参画が進むよう更に検討して欲しい。【事業29・30・31・32・33】

防災会議委員の女性比率は微増したが、依然として男性に偏っている。また区民意識調査では、防災活動において「男女平等である」と回答した者の割合が31.2%と目標値(50%)を大きく下回っている。どのような点で平等と感じられないのか異なる分析が求められる。防災という重要な分野において性別に関係なく区民が参加・取り組むことができるよう優先度を上げて取り組んでほしい。

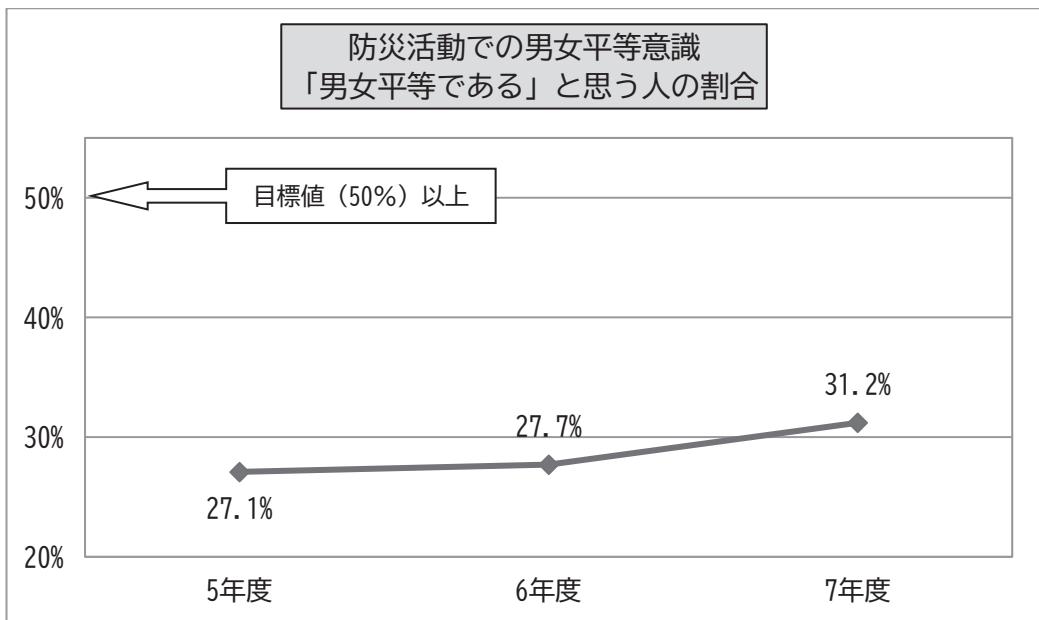
### 分析

«着眼点①» 防災施策に女性の視点を取り入れるための取組みや防災活動への女性の参画を推進する取組みが行われているか *New*

«分析①» 防災会議の委員は30人中25人が関係行政機関等の特定の職の者に委嘱されており、残りの5人は所属団体からの推薦者に委嘱されている。団体に委員の推薦依頼をする際は女性の選出を依頼しており、推薦を依頼した団体からの女性の推薦状況は、5年度に引き続き6年度の改選においても5人中5人と5団体の全てから女性の推薦があり、女性委員の選出につながった。防災会議全体の女性割合は30人中6名で20.0%であるが、女性委員の人数は昨年度より1名減であった。**事業29**。区の「避難所運営協議会の手引き」には男女双方の視点や複数の女性の参画の重要性、避難所運営の構成員に男女の偏りがないよう留意する必要性などについて記述されており、避難所運営協議会の立ち上げ時等に啓発がなされている。また地域避難所運営マニュアルの改定に伴い、「性別・ジェンダーへの配慮」の項目を追加し、男女共同参画の視点を取り入れた避難所の運営および生活スペースの検討について記載している。**事業31**。住区住民会議、町会・自治会等で実施する防災訓練等では、男女の区別なく参加者全員が防災器材の取扱方法等を体験し、災害時には地域全体で一致協力して取り組むよう区が指導を行っている(6年度は46回実施)。また、住区住民会議、町会・自治会等からの参加者は訓練前の準備段階から話し合いに参加し、男女どちらも参加しやすいような訓練内容が提案されている**事業32**。女性防災リーダーの育成と女性の視点を学ぶことを目的として、区内の防災士資格を取得した者を対象に区主催の研修が行われた**事業33**。

«着眼点②» 防災活動での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合が50%以上になったか *New*

«分析②» 区民意識調査では防災活動の分野での男女平等意識が「男女平等である」と思う人の割合は31.2%(6年27.7%)で増加したものので、目標値である50%以上には達していない。

**評価****★★★****評価の理由**

防災関連の各種取り組みにおいて男女共同参画の視点が取り入れられるようになっている。しかしながら、防災会議委員は依然として男性に偏っている。また区民意識調査では、防災活動において「男女平等である」と回答した者の割合が目標値（50%）を大きく下回っている。

以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

**使用したデータ**

事業実績報告（5年度・6年度）

区民意識調査報告（6年度・7年度）

## 大項目2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

【大項目の総評】 ★★★ ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある

大項目2は、区民における「ワーク・ライフ・バランス」に対する意識の変化や、その推進に向けた各事業の状況、そして「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向け家庭生活における家事・育児・介護の負担が一方の性に偏っていないか等を確認し、評価を行う項目である。

区民意識調査によると「自身のワーク・ライフ・バランスがとれている」と思う人の割合は56.5%と3年連続で目標値の50%を超えており、また、昨年度は男性(58.5%)、女性(48.9%)と男女間に大きな差があったが、本年度は男性(55.3%)と女性(57.1%)とほぼ同程度となっている。

家庭生活（家事・育児・介護）における男女平等意識についても、「男女平等である」と思う人の割合が 27.8%と目標値の 20%を 3 年連続で上回り、昨年度の 22.9%から大きく上昇する結果となっている。

また、男性の家事・育児・介護への参加促進の機会提供や育児や介護に関する相談事業や講座など、それぞれの領域において施策は着実に行われている。

しかし、同じ区民意識調査において、家庭内の家事・育児・介護のそれぞれで「主に妻が行っている」が、6年度から7年度にかけて大幅に上昇している（家事で4.9ポイント、育児で10ポイント、介護で13.6ポイントの増加）。

この結果をみると、意識の進展は見られるものの、男女の行動における平等な分担にはまだつながっていないと言わざるを得ない。

従って、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

R4 年度から R8 年度の推進計画における新たな分析の着眼点には「*New*」と記載

## 【中項目】 2 – 1 仕事と生活の両立支援

## 《★重点評価項目》

## 指標の目標値

自身のワーク・ライフ・バランスがとれていると思う人の割合 [50%以上]

提言

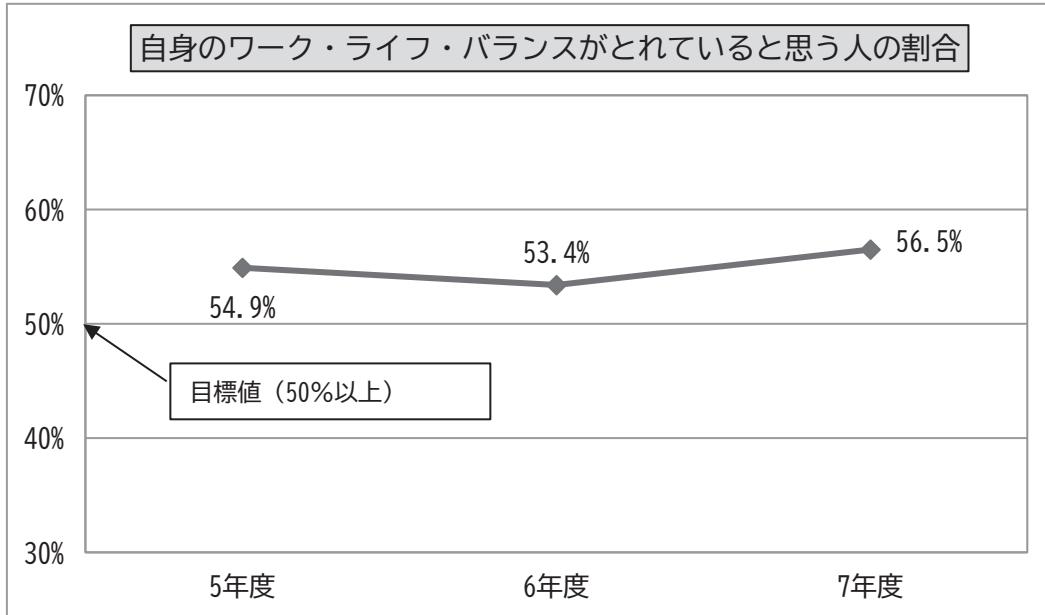
○区職員のワーク・ライフ・バランスに資する更なる制度の充実と、モデル事業所として区内事業者へのノウハウの展開を望む【事業37・38・39】

「職員のワーク・ライフ・バランス推進計画」が策定され、働き方の多様性を尊重する制度の充実が図られている。引き続き、職員のニーズと業務効率を高次元で両立する制度（フレックスタイム等）を検討し導入して欲しい。また、区で得られた制度に関する知見を、広く区内事業者のワーク・ライフ・バランスの向上に向け、講座等を通じて情報展開して欲しい。

## 分析

«着眼点①» 自身のワーク・ライフ・バランスがとれていると思う人の割合が増加しているか *New*  
 ・自身のワーク・ライフ・バランスがとれていると思う人の割合が 50%以上になったか

«分析①» 自分自身のワーク・ライフ・バランスがとれていると思うかについて、「そう思う」と「ややそう思う」と回答した人の割合は 56.5%（6 年度 53.4%）であり、6 年度同様、推進計画に設定された目標値である 50%以上に達する結果となった。性別ごとにみると男性では 55.3%（6 年度 58.5%）と標本誤差の範囲内であるものの、5 年度より減少しているのに対し、女性は 57.1%（6 年度 48.9%）と大きく増加している。



«着眼点②» 事業者や区職員に対して、ワーク・ライフ・バランスの啓発や支援が適切になされているか *New*

«分析②» 人権政策課は、区内に事業所を置き、常時雇用する従業員数が 300 人以下の企業や団体がワーク・ライフ・バランス推進啓発講座、研修会を実施する際の講師料を助成する事業を実施している。6 年度の当該申請は 1 件であり、当該事業に対する事業所の取組みは低調である **事業 36**。

他方、人権政策課が区民向けにワーク・ライフ・バランス推進啓発講座も開催しており（参加者 12 人）、事業者と区民の両方に向けた啓発を行っている **事業 35・37**。区職員への支援としては、4 年度まで感染症対策として特例実施されていた時差出勤制度が本格実施されるとともに、モバイルワーク（自席外でのテレワーク）の運用も継続実施された **事業 38**。令和 4 年 9 月に策定した「職員のワーク・ライフ・バランス推進計画」に基づき、職員の育児と仕事の両立不安解消のための取組みや働き方改革の推進も行われている **事業 39**。

## 評価



### 評価の理由

「自分自身のワーク・ライフ・バランスがとれていると思う」人の割合が全体でも、また男女別においても目標値の 50%を上回った。特に女性において、6 年度の 48.9%から 57.1%に増加した点は評価できる。また、事業についてはワーク・ライフ・バランス推進のための研修会等講師謝礼の助成申請が 5 年度のゼロから 1 になり、ワーク・ライフ・バランス推進啓発講座も引き続き行われている。加えて、区職員に向けて、本格実施の対象として、従前からの時差出勤にテレワークも加わるなど多

様な働き方を可能とする環境整備が整いつつある。

以上のことから、区民の意識、事業の実施の両面で前年より水準が良くなつたことを踏まえ、評価は「概ね十分である」とした。

**使用したデータ**

事業実績報告（5年度・6年度）

区民意識調査報告（6年度・7年度）

## 【中項目】2-2 男性の家事・育児・介護への参加促進

### 指標の目標値

家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合【20%以上】  
共働き家庭での家事分担「主に妻が行っている」人の割合 【15%以下】

### 提言

○ 男性の家事・育児・介護参画が進むための事業（情報発信や講座等）の更なる強化を望む

【事業40・41】

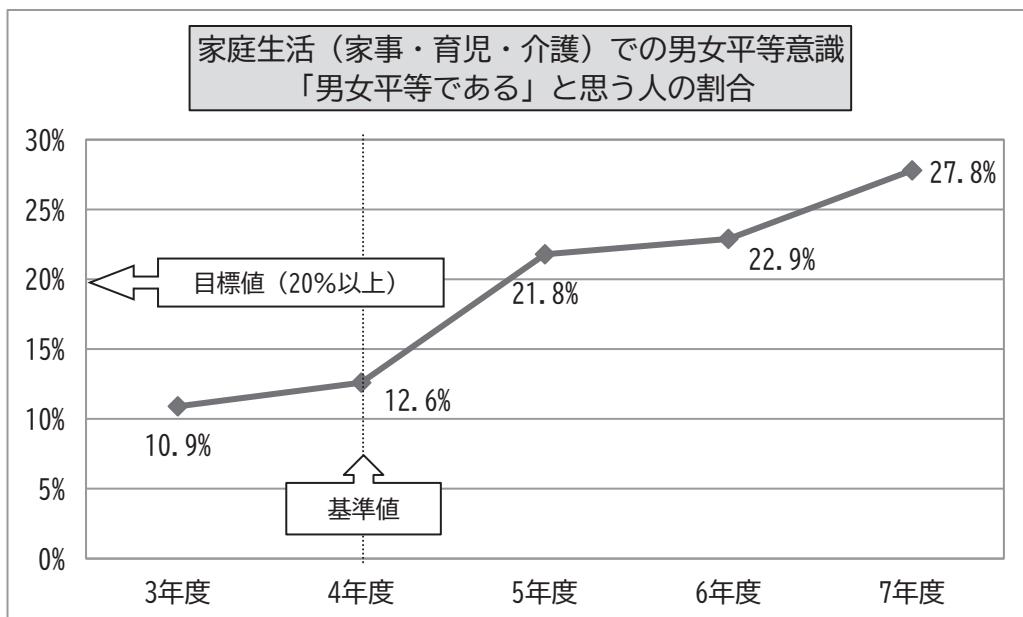
区民意識調査で、家庭生活における男女平等意識が高まっている一方、家事分担においては「主に妻が行っている」が増えている傾向にある。この状況の改善のため、現在も行っている、男性の家事・育児・介護への参画意識の醸成や担うための知識・技術を習得する講座を強化・継続して欲しい。加えて、区民意識調査で、分担が一方の性別のパートナーに偏らないようにするために、「両立できる勤務制度や職場環境」に次いで「パートナーや家族間でのコミュニケーションを良く図ること」の回答が多くかった。これを実現するための意識づくりや行動につながる事例を含めた情報発信を強化して欲しい。

### 分析

«着眼点①» 家庭生活における男女平等・共同参画が推進されたか

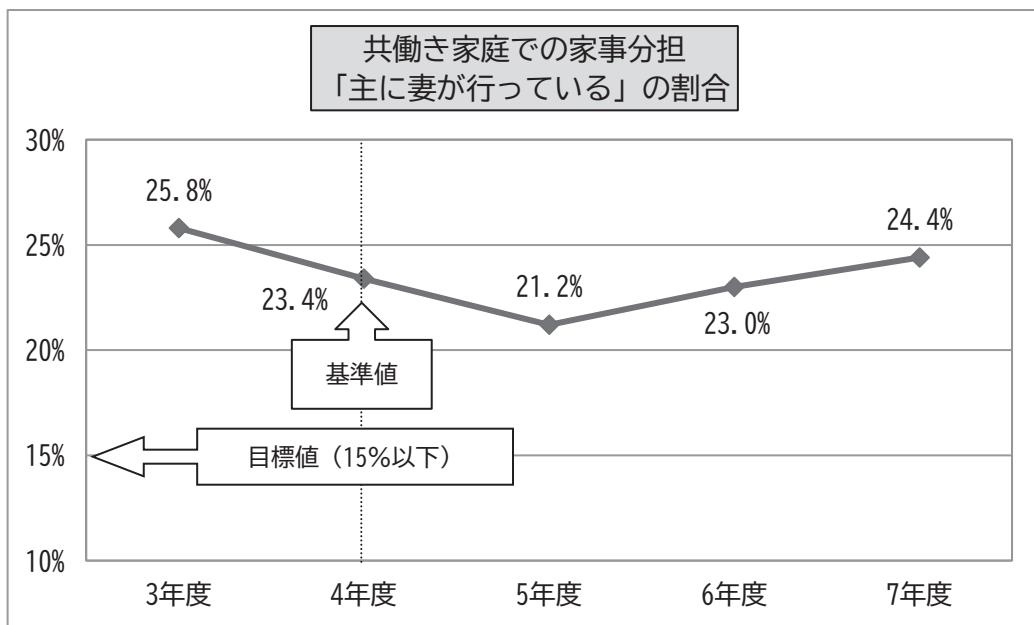
- ・家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合が20%以上になったか
- ・共働き家庭で、家事を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が15%以下になったか
- ・家事を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少しているか

«分析①» 家庭生活（家事・育児・介護）において「男女平等である」と答えた人の割合は27.8%と前年度（22.9%）より上昇しており、令和5年度以降は目標値の20%を上回っている。ただし性別ごとにみると、女性22.6%、男性34.7%であり、男女間で認識の差がある。また約3割の人は「わからない」と回答している。



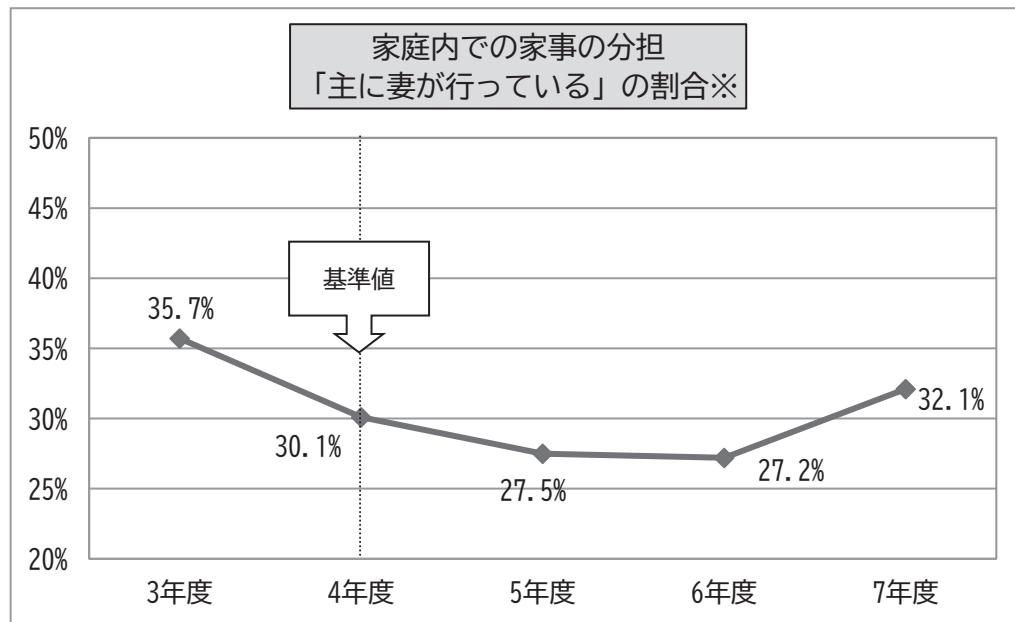
推進計画で設定されたもう一つの指標である共働き家庭での家事分担（目標値：『主に妻が行っている』と回答する人の割合15%以下）については、回答者全体で24.4%となり、標本誤差の範囲内な

がら6年度（23.0%）より上昇した。その割合を性別で比較してみると、女性（27.8%）が男性（20.2%）の約1.4倍となっている。男女間で認識に差があるものの、その差は縮小した（令和6年度 約3.6倍）。



※区民意識調査結果から「該当なし」と回答した人を除いて割合を算出

配偶者（事実婚の異性パートナーを含む）がいる家庭での家事分担については、「主に妻が行っている」と回答した人の割合は32.1%であった。6年度（27.2%）との比較では4.9ポイント増であり、標本誤差の範囲内であるが、元年度以降続いている低下傾向が反転し増加した。



※区民意識調査結果から「該当なし」と回答した人を除いて割合を算出

«着眼点②» 男性の家事・育児・介護への参加を促進するための啓発や支援が行われているか *New*

«分析②» 人権政策課では、男性向けの子どもとの遊び方指導（歌・絵本）及び男女参画の視点を生かした家事育児分担のあり方を学ぶ「男性向け家事育児講座」を実施した（参加者25人）事業

40. 保健予防課と碑文谷保健センターでは、初めて親になるかたを対象に赤ちゃんを迎える心構えの講義・沐浴実習・妊婦体験等を実施する出産準備教室（パパママの育児教室から名称変更）を合計

108回（5年度130回）開催した。開催回数は5年度より減少したものの、4年度（72回）より多い。男性向けに特化されたものではないが、乳幼児健診等に同行した男性に対し育児や介護の知識や技術についての情報提供を行った。家族介護教室は男性の参加者は4人（4年度）、16人（5年度）、22人（6年度）と増加している事業41。

### 評価

★★

#### 評価の理由

事業実施において男性の家事・育児・介護への参加促進のための講座や教室は着実に行われている。

しかし、家庭生活（家事・育児・介護）での「男女平等である」と答えた人の割合は6年度より上昇しているものの、同設問における男女の回答差で女性が10%以上低い。共働き家庭での家事分担で「主に妻が行っている」は目標の15%を上回っている。家庭内での家事分担においても「主に妻が行っている」は6年度より増加している。また、後述の中項目2-3、2-4で表記している育児・介護における分担意識の調査結果でも「主に妻が行っている」割合は増加しており、意識は平等と感じられるが、実際の分担につながっていないことが伺える。

以上のことから、評価は「不十分」とした。

#### 使用したデータ

事業実績報告（5年度・6年度）

区民意識調査報告（6年度・7年度）

## 【中項目】2-3 子育て支援の充実

### 指標の目標値

家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合【20%以上】

### 提言

- 社会参加と子育てが両立できる多様な子育てサービス事業を強化して欲しい。

**【事業 42・43・44・45・46・47】**

保育所入所待機児童ゼロが継続されることを期待する。そのうえで待機児童数が増加傾向にある学童保育クラブをはじめとする就学後の児童のニーズへの対応や病児保育・病後児保育など、両立において障害となる「子育てにおける要望があるサービス」の拡充、及びそれらのサービスの利用のしやすさの向上を図って欲しい。

- 子育てを地域全体で支援する仕組みの継続、充実を望む。

**【事業 48・49・50・51・52・53・54・55・56・57】**

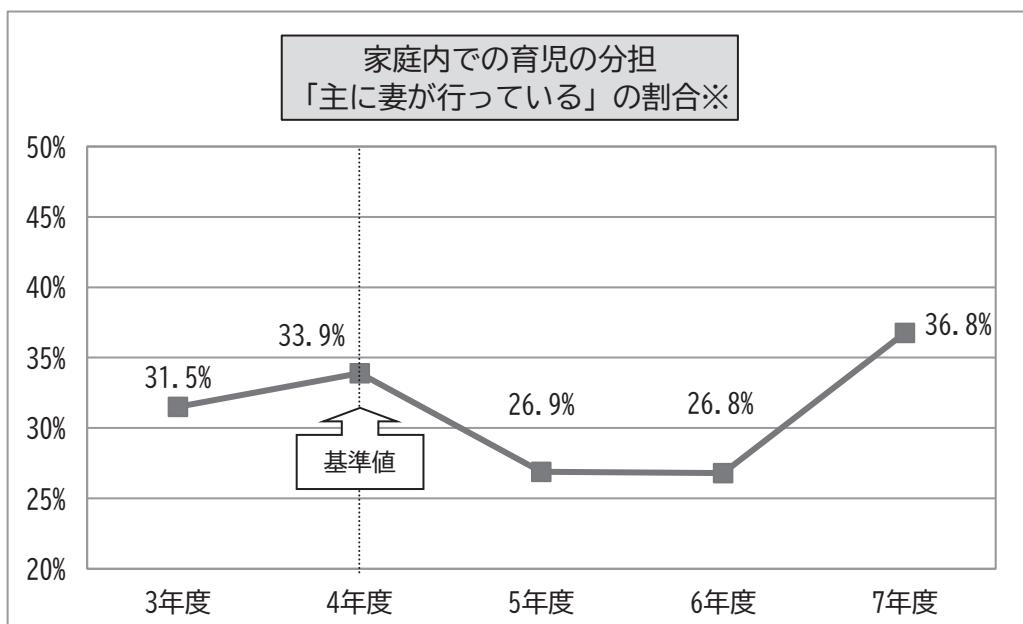
ひとり親家庭に対する支援、地域ぐるみの子育て支援が各種行われている現在の各事業を継続するとともに、事業に対する満足度、利用のしやすさなどについて幅広く検証を行い、変化するニーズに対応したより充実した支援を目指して欲しい。

### 分析

«着眼点①» 子育てにおける男女平等・共同参画が推進されたか

- ・育児を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少しているか

«分析①» 配偶者（事実婚の異性パートナーを含む。）がいる家庭で育児を「主に妻が行っている」と回答した人の割合は36.8%と、6年度（26.8%）と比べて大きく增加了。元年度以降は多少の上下をしつつも低下傾向にあったが、7年度は10ポイントもの増加となった。



※区民意識調査結果から「該当なし」と回答した人を除いて割合を算出

«着眼点②» 男女が共に就労や社会参加と子育てとを両立できるための支援は推進されているか

«分析②» 育児支援の要である保育所については、認可保育所数（98園）は5年度と同数であった。延長保育は全ての認可保育所で実施されている。認定こども園（2か所）についても5年度と同

様の運営状況となっている。認可保育所は13園（定員49人）から14園（52人）と増加した。保育所入所待機児童は7年4月1日現在で0人であった事業42。病気等で一時的に保育を必要とする場合に区立保育所で就学前の子どもの保育を行う緊急一時保育は、利用件数が56件（前年59件）であり5年度より微減し、延べ利用日数も829日から793日に減少した。利用理由は保護者の「病気」が最も多くなっている事業43。学童保育クラブについては、令和6年4月から入所申請超過対策として受入人数が増加され、また保育環境を改善するために東山小内学童保育クラブ等が新設された。しかし、学童保育クラブの入所待機児童数は年々増加傾向にある（5年度166人、6年度205人）事業44。

«着眼点③» ひとり親家庭に対する支援は推進されているか

«分析③» ひとり親家庭に対する各種支援は引き続き行われている。母子相談は1,319件と5年度（1,466件）より減少した。母子及び父子福祉資金の貸付も15件と5年度（9件）より増加した事業48。ひとり親家庭に対する居住支援事業として家賃助成が行われており、6年度は新規30世帯を含む65世帯（5年度64世帯）が助成を受けている事業50。

«着眼点④» 女性に偏りがちな子育てを地域全体で支える仕組みづくりが推進されているか

«分析④» 保健予防課と碑文谷保健センターでは保護者同士の交流を目的に「はじめての子育ての集い」が実施されており、参加者数は保健予防課（302人）と碑文谷保健センター（279人）を合わせて581人と5年度（545人）より増加している事業52。妊娠期から子育て期にわたる支援として保健師、助産師、看護師の専門職が面接し、妊娠・出産、子育てについての相談を行う「ゆりかごめぐろ」や産後ケア事業も引き続き行われている。また子育て世代包括支援センター関係機関連携会議が開催され、関係機関との現状や課題等に関する情報共有がなされた事業53。子育てに関する相談については、子育てふれあいひろば事業の利用者にさほどの変化がなかったものの、ひろば相談の件数（373件）は5年度より147件増加した。同様に子ども家庭支援センターによる相談（801件）も5年度より214件増加している事業54。区内にある子育てひろば運営者による連絡会が開催され、相互の事業内容の紹介や相談事例のディスカッションを通じて利用者の声を反映した事業の実施に取り組んだ事業56。

## 評価

★★★

### 評価の理由

子育て支援の事業は、待機児童ゼロの継続、学童保育クラブの新設及び受け入れ人数増、各種の子育てを地域全体で支える事業の実施など5年度と変わらず行われているが、家庭内での育児の分担で「主に妻が行っている」割合が大きく増加した。

以上のことから、評価は前年より星一つ減の「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題はある」とした。

### 使用したデータ

事業実績報告（5年度・6年度）

区民意識調査報告（6年度・7年度）

## 【中項目】2-4 介護支援の充実

### 指標の目標値

家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合【20%以上】

### 提言

- 介護にかかる相談事業の継続、充実を望む。

#### 【事業 58・66・69】

介護にかかる相談事業について、継続して事業が行われているが、個別には利用の増減がある。要因は様々であると思うが、情報入手経路や利用環境の変化、要望との齟齬などがあると思われるため、定期的に内容に関するニーズや満足度、利用のしやすさなどについて幅広く検証を行い、より充実した支援を継続して欲しい。

- 介護を地域全体で支える仕組みの一層の強化を図って欲しい。【事業 59・63・65・67・68】

区民意識調査での介護における妻の分担割合が本年度大きく増加した。介護については妻への負担という面だけでなく、家庭内に負荷が集中しないように地域で支える仕組みが重要である。

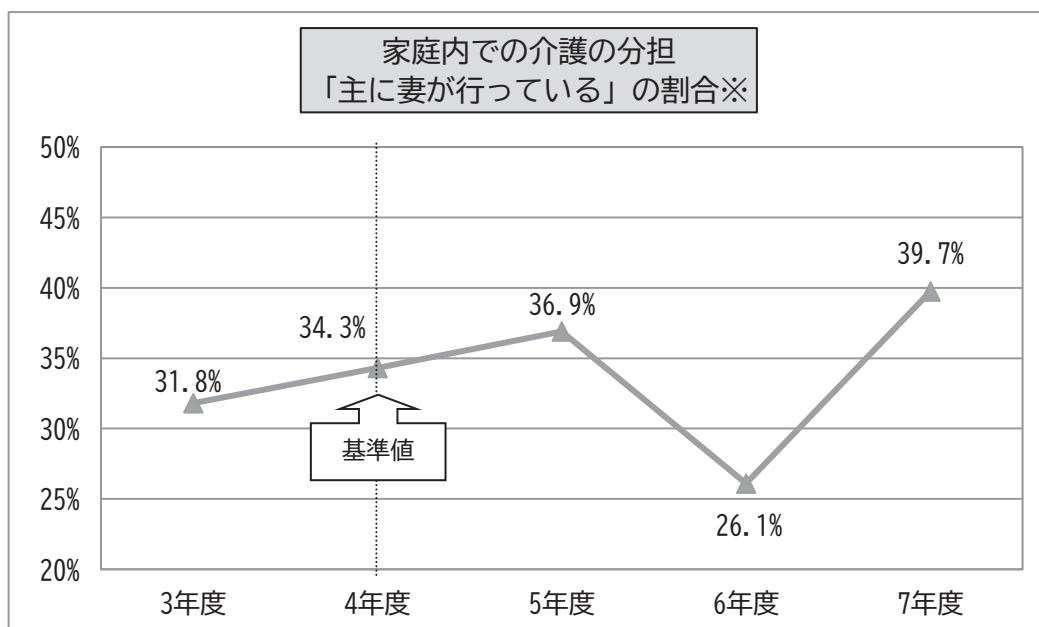
施設（ハード）面では、予算的な制約はあると思われるが、増加する特別養護老人ホームの入所待機数の問題に取り組んで欲しい。また、ソフト面では、相談事業をはじめ、家族介護者の交流に向け、談話会やコミュニティの活動支援などが幅広く行われているが、これらについて継続強化していくことを望む。

### 分析

«着眼点①» 介護における男女平等・共同参画が推進されたか

- ・介護を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少しているか

«分析①» 配偶者（事実婚の異性パートナーを含む。）がいる家庭での介護分担については、「主に妻が行っている」と回答した人の割合は36.7%であった。3年度以降、割合が上昇しており、6年度に一旦減少したものの、7年度には増加に転じ、40%台に迫る状況となった。



«着眼点②» 高齢者や障害者の自立支援と社会参加のための事業は適切に行われたか *New*

«分析②» 高齢者センターでは健康相談の実施を通じて必要な方に相談機関を紹介し、各機関と連携している事業 58。権利擁護センターにおける各種相談も引き続き実施されているが、6 年度は日常生活自立支援事業に関する相談と身体障害者等福祉サービスに関する相談が大きく減少した事業 59。居住支援については、居住継続家賃助成、高齢者福祉住宅の提供、住宅設備改修給付などが引き続き行われており、利用状況も概ね 5 年度と同様であった。福祉総合課では住宅確保要配慮者の居住支援に係る総合的な相談支援業務が実施されている事業 60・61・62。高齢者の生きがい支援として高齢者センターで各種事業が行われている事業 63。障害者の自立支援と社会参加の促進については、障害者の一般就労を促進するために就労面と生活面の一体的な支援や、自立訓練として生活訓練と機能訓練のサービスが提供されている事業 64・65。

«着眼点③» 女性に偏りがちな介護を地域全体で支える仕組みづくりが推進されているか

«分析③» 地域における包括的な介護支援として介護に関する相談や高齢者保健福祉サービスなどの情報提供が行われ、相談を行う中で介護保険サービスの利用や必要に応じた訪問保健相談事業の導入などが実施された。家族介護教室は 5 年度同様 6 回開催されたが、延べ参加者数は 71 人で男女とも増加した（5 年度 54 人）。特別養護老人ホームの入所者数は 925 人（5 年度 927 人）で 2 人減少した。入所待機者数は 539 人（5 年度 501 人）に増加し、依然として多くの人が入所待機している状況である。障害者等からの様々な相談対応、障害者サービス等に関する必要な情報提供、権利擁護に必要な援助等は、特定相談支援事業所（4 事業所）に委託して実施されている。障害者支援課では家族介護を日常的に無理なく継続できるよう、相談者の立場に立ったきめ細やかで効果的な障害福祉サービスの活用や介護環境の改善について助言・サービス紹介等を行い、介護者の負担軽減が図られている。在宅レスパイト・就労等支援事業の利用回数はレスパイト 512 回、就労等支援 140 回であった事業 66。家族介護者の交流を促進するため、福祉総合課では介護者の会の運営支援が行われ、区内 5 か所で 60 回開催された。障害施策推進課では医療的ケアが必要な重症心身障害児や家族の交流活動を自発的に行っていいる団体（家族会）の活動支援が行われ、ポニー乗馬や音楽療法などが実施された。区の発達障害支援拠点「ぼると」では、発達に課題のあるかたのご家族を対象に発達障害について学ぶ勉強会や、家族同士の悩みや情報等を共有する談話会が計 5 回開催された事業 69。

## 評価

★★★

### 評価の理由

高齢者や障害者の自立支援と社会参加のための事業や女性に偏りがちな介護を地域全体で支える仕組みなどに関連する事業は 5 年度同様着実に行われている。しかし、特別養護老人ホームの入所待機数が 30 人以上増加していることや、介護を「主に妻が行っている」と回答した人の割合が大幅に上昇した。

以上のことから、評価は昨年より星半分下げ、「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題はある」とした。

### 使用したデータ

事業実績報告（5 年度・6 年度）

区民意識調査報告（6 年度・7 年度）

## 大項目3 人権と性の多様性が尊重される社会の形成

### 【大項目の総評】 ★★ 不十分である

大項目3は、性別等に基づく差別のない社会を目指し、5つの中項目（課題）と目標を設けて事業を開発する項目である。

中項目1では、差別の原因となる固定的な役割分担意識の改革を目標としているが、区民意識調査では固定的な性別役割分担意識に反対とした人の割合が73.0%（6年度81.4%）に低下して目標値から遠ざかり、一方で賛成とした人の割合が17.7%（6年度12.9%）と増加した。区民の性別役割分担意識の後退を推測させる。啓発事業の抜本的な見直しが欲しい。

中項目2は、配偶者等からの暴力の根絶を目標とする重点課題である。身体的暴力の被害経験者が3.7%（6年度2.6%）になった。啓発事業や相談事業など着実に実施されているにも拘らず、成果に繋がっていない。原因の分析と分析結果に沿った効果的な事業内容の実施を望む。

中項目3は、女性への暴力やハラスメントの根絶が目標である。セクシュアルハラスメントの被害経験者の割合は6年度よりわずかに減少したが目標値ゼロには届かず、最も被害を受けやすい職場での被害経験者の割合は7.6ポイント増加した。区内事業者への支援強化を望む。

中項目4は、生涯を通じた包括的な健康支援が目標であるが、考え方の柱となるリプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解が低迷している。妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利も「尊重されている」と考えている人の割合は目標値に届かず、一方で「尊重されていない」とした人は女性が39.7%、男性が21.6%で認識に男女差がみられる。男性への理解促進の取組強化が望まれる。

中項目5は、性の多様性を尊重する意識の醸成とLGBT支援を目標とする。性的マイノリティへの配慮を意識した行動をしている人の割合が調査を開始した5年度から漸減している。啓発活動の強化が必要である。

人権と性の多様性が尊重される社会の形成に向けた区の取組は継続してきたが、7年度の区民意識調査結果では全体的に6年度より低下傾向がみられた。この結果は区民の人権に対する意識が希薄になりつつあるのではないかと懸念される。メディアの取り扱いに左右されやすい課題であるが、外的要因に影響を受けない区民の意識の醸成を目指して、区は事業内容の見直しも考慮しつつ着実に事業を開発して欲しい。以上のことから、評価は「不十分である」とした。

～～

R4年度からR8年度の推進計画における新たな分析の着眼点には「New」と記載

### 【中項目】3-1 性差に関する意識の改革と理解促進

#### 指標の目標値

固定的な性別役割分担意識「反対・どちらかといえば反対」と思う人の割合 【90%以上】

#### 提言

- 固定的な役割分担意識はメディアの報道に左右されるため、学校教育及び社会学習におけるメディア・リテラシー向上のための啓発活動を継続して欲しい。【事業70・71】

学校教育や区民へのメディア・リテラシー向上を促進する啓発活動は重要であるため、継続的な活動を望む。加えて、メディア・リテラシー向上と並行して固定的な性別役割分担意識向上を

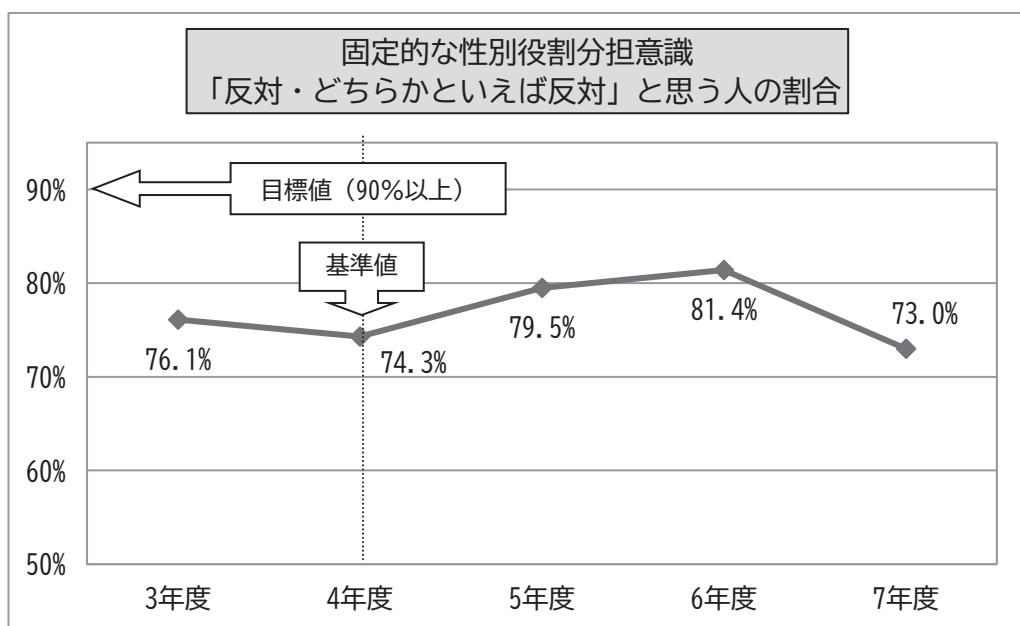
図る啓発活動の強化を望む。区民意識調査での固定的な性別役割分担意識「反対」と思う人の割合が6年度から8.4ポイント低下し、一方で「賛成」と思う人の割合が6年度より4.8ポイント増加、特に男性の割合が6.7ポイント増加していることは憂慮すべきと考える。区民の性別役割分担意識の無関心化が進んでいるのではないかと思われ、事業の見直しが必要と考える。区報やLINEの活用を増やし、頻回に区民の目に留まると同時に心に訴えかける内容の工夫を期待する。

## 分析

### «着眼点①» 固定的な性別役割分担意識は改善したか

- ・固定的な性別役割分担意識に「反対・どちらかといえば反対」と思う人の割合が90%以上になったか *New*

«分析①» 区民意識調査では固定的な性別役割分担意識に「反対」(44.1%)、「どちらかといえば反対」(28.9%)と回答した人の割合は73.0%（6年度81.4%）となり、4年度から続く上昇傾向から転じて減少している。目標値が前期計画の70%以上から現行計画は90%以上に引き上げられたため、未だ目標値には到達していない。「反対」及び「どちらかといえば反対」と回答した女性は78.4%（6年度86.3%）であるのに対し、男性は65.9%（6年度75.5%）と男女間に12ポイント以上の意識の差がみられる。



### «着眼点②» メディア・リテラシー向上への取組みは固定的な性別役割分担意識の改革や理解を促進したか *New*

«分析②» 学校教育では情報モラル教育としてインターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報の収集、発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるため、「目黒区小・中学校情報モラルモデルカリキュラム」を活用して教育の充実が図られており、その際、「男は仕事、女は家庭」といったような固定的な性別役割分担意識を解消することなどの男女平等・共同参画の視点も含め、適切に判断できるよう指導が行われている事業70。人権政策課では男女共同参画週間企画講座として「一人一人が自分らしく生きられる仕組み作り」を開催し、この内でSDGs目標5「ジェンダー平等を実現しよう」の理解、D E & I (Diversity=多様性、Equity=公平性、Inclusion=包摂性)の3つの要素を組み合わせた概念であり、組織や社会における多様な人々が、それぞれの個性や能力を最大限に發揮できる環境を整備し、共に成長していくことを目指す考え方)の意義と仕組み作り、性差に関する意識改革と理解及びメディア・リテラシーについて、講座とワークショップを実施した（参加者17人）事業71。

**評価****★★★****評価の理由**

学校教育の場や区民に対するメディア・リテラシー向上や DE&I 理解促進の取組は実施された。しかしながら、区民意識調査によると固定的な性別役割分担意識に反対と回答した人の割合が 73.0%（6 年度 81.4%）と、4 年度からの上昇傾向から一転して著しく減少し、目標値から遠のく結果となった。特に男女間の意識差が 12.5%（6 年度 10.8%）と拡大している。一方で賛成と思う人の割合は 6 年度より 4.8 ポイント増加、特に男性の割合が 6.7 ポイント増加した。固定的な性別役割分担意識の改革によって人権と性の多様性が尊重される社会の形成に繋がると考えた場合、今回の結果は事業の見直しの必要を示していると考える。

以上のことから、評価は 5 年度から★1 つ減じ「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

**使用したデータ**

事業実績報告（5 年度・6 年度）

区民意識調査報告（6 年度・7 年度）

## 【中項目】3-2 配偶者等からの暴力の根絶及び被害者支援

《★重点評価項目》

## 指標の目標値

身体的暴力の被害経験者の割合 【ゼロ】

## 提言

- DVの未然防止のための啓発活動の充実及び発生後の相談・保護及び自立支援事業への取組が継続的に実施されることを望む。【事業72・73・74・75・76】

中学生を対象としたデートDV防止出張講座や女性への暴力防止講座など5年度に引き続き実施され、「相談」から「自立支援」に至るまでのDV被害者支援事業も着実に実施されて、特にDV被害者等の緊急一時保護の受け入れ件数の増加は評価できる。しかし、身体的暴力の被害経験者は6年度より1.1ポイント増加した。DVは水面下での行為が多いと考えられるため、今後も家庭内や交際相手でも暴力は犯罪であるとの意識づくりなど、区の事業が区内に浸透するための活動を継続して欲しい。

## 分析

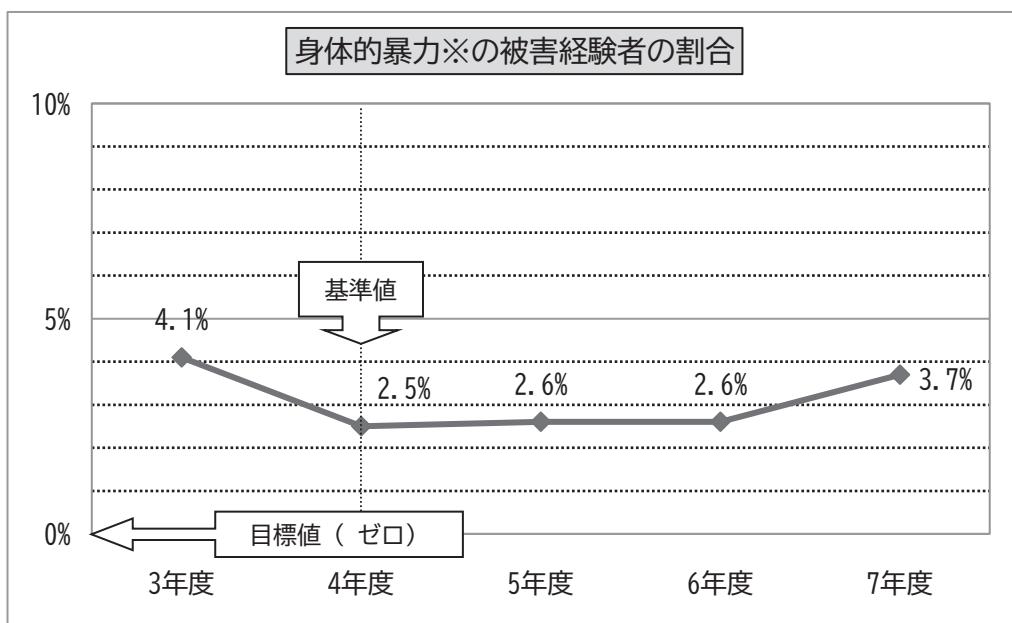
«着眼点①» DVの未然防止と早期発見に向けた啓発事業は充実しているか

«分析①» 総合庁舎及び男女平等・共同参画センターの女性トイレに相談カード「ひとりで悩んでいませんか?」の設置や女性への暴力防止パネル展の開催、男女平等・共同参画センター相談室ロビーへのDV防止啓発パネルの常設展示を通して啓発に努めた。女性への暴力防止講座「防犯護身術を学ぶ〜いざというときの身の守り方」を警察官の指導の下開催し、護身術を実践しながら学んだ(参加者48人)。また、DV被害者に対して、個別の相談内容に応じた関係機関の紹介を実施した事業72。目黒区立第一中学校、第七中学校において、デートDV防止出張講座(中学生向け人権教育プログラム)を実施し、デートDVについても啓発が行われた事業73。

«着眼点②» DVの被害経験率は低下しているか

- ・身体的暴力の被害経験者の割合はゼロに近づいているか

«分析②» 区民意識調査において、パートナーからの身体的暴力が「何度もあった」、「一、二度あった」と回答した人を合わせた割合は3.7%(6年度2.6%)であり、標本誤差の範囲内ながら6年度よりも割合が増加した。



※過去1年間にパートナー（配偶者、事実婚のパートナー、同性パートナー、交際相手）から受けた身体的暴力

«着眼点③» DV被害者支援事業が「相談」から「自立支援」に至るまで充実したものとなり得ているか

«分析③» DV被害者からの相談は関係各課による対応が行われている。区民の声課では法律相談等のPRがされており、人権政策課ではこころの悩みなんでも相談、法律相談、からだの相談、LGBT相談が実施されている。こころの悩みなんでも相談のうちDVに関する相談件数は136件（5年度132件）であり、5年度よりやや増加した。保健予防課ではDV等の相談窓口を明示したりーフレットや携帯用カードが配置され、健診や訪問等の日常業務において相談しやすい環境づくりに努めている。保健師によるDVに関する訪問、面接、電話は5件（5年度37件）であり、5年度より件数が大きく減少した。福祉の総合相談窓口では地域包括支援センターや専門機関などと連携しながら課題の解決に向けた支援が行われている。DV・虐待に関する相談件数は321件（5年度486件）と5年度よりも大きく減少した。生活福祉課では生計が困難な人や今後の生計に不安を感じている人等に関係機関と連携して生活保護相談が実施され、DVに関する相談は6件（5年度19件）と5年度より件数が約1/3に減少した。子ども家庭支援センターによる女性相談のうち、DVに関するものは35件（5年度27件）あり、個別の相談内容に応じて関係機関の紹介が行われている事業74。4年度にDV被害者等の緊急一時保護事業を充実するために施設の整備が実施されたが、6年度の利用状況は10世帯で延べ206日（5年度2世帯15日）と増加した事業76。

«着眼点④» DV防止及び被害者支援の各事業において、関係機関、団体等との連携は強化されているか

«分析④» 東京都とは各種調査への協力や情報共有を通じて連携が図られている事業77。目黒区DV防止関係機関連絡会議を通じて区の関係所管課や警察、社会福祉協議会、こころの悩み何でも相談の相談員等の関係機関と連携が図られており、各関係所管課及び各関係機関がDV対応においてどのような取組みを行っているかなどの情報交換や課題について意見交換をした。事業78。

## 評価

★★

### 評価の理由

DVの未然防止と早期発見に向けた啓発は、中学生を対象としたデートDV防止出張講座や女性への暴力防止講座の実施など5年度に引き続き実施された。「相談」から「自立支援」に至るまでのDV被害者支援事業も各所管課の相談窓口において着実に実施されており、特にDV被害者等の緊急一時保護の受入れ件数の増加は評価できる。しかしながら区民意識調査ではパートナーからの身体的暴力の被害経験者割合が3.7%（6年度2.6%）になり、目標値ゼロから遠ざかった。

以上のことから、評価は5年度と同様「不十分である」とした。

### 使用したデータ

事業実績報告（5年度・6年度）

区民意識調査報告（6年度・7年度）

### 【中項目】3-3 女性への暴力やハラスメントの根絶

#### 指標の目標値

セクシュアルハラスメントの被害経験者の割合 【ゼロ】

#### 提言

- セクシュアルハラスメント被害経験者の割合ゼロに向けて、特に職場での被害減少を目指した事業者への支援の強化を望む。【事業81・82・83・84・85】

職場でのセクシュアルハラスメント被害が6年度調査からさらに増加している。区内事業者への防止対策に関する啓発事業を強化する必要がある。事業者への支援の一環として、区と事業者合同の意見交換の場を設け、そこで上がった課題と対策を共有することが成果に繋がるのではないか。

- ハラスメントの未然防止を目指した啓発及び相談事業の更なる充実を期待する。【事業79・80】  
今後もハラスメントの未然防止への取組が継続されることを期待する。

#### 分析

«着眼点①» 女性に対する暴力の防止に向けた啓発や相談事業は充実しているか *New*

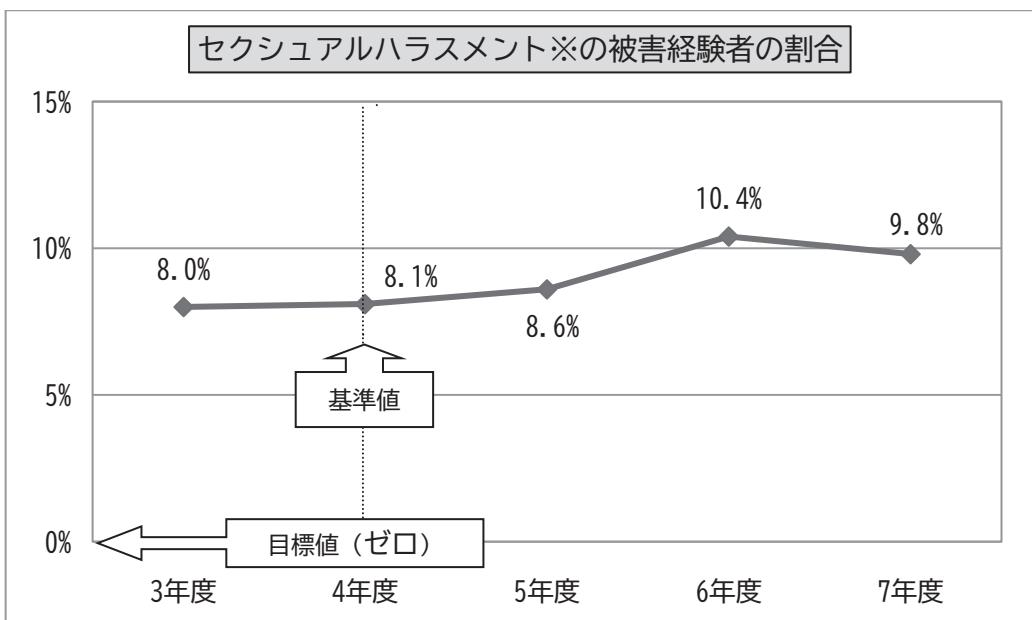
«分析①» 総合庁舎及び男女平等・共同参画センターの女性用トイレに、相談カード「ひとりで悩んでいませんか？」を設置するとともに、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて総合庁舎西口ロビーで女性への暴力防止パネル展が実施した。女性への暴力防止講座「防犯護身術を学ぶ～いざというときの身の守り方」が実施され、警察官の指導の下、護身術を実践しながら学んだ。(参加者延べ48人)。民生・児童委員、介護支援専門員、介護サービス事業所職員などを対象とした「高齢者虐待防止地区研修会」が開催され、参加者は延べ168人(5年度152人)だった事業79。

相談事業では、人権政策課のこころの悩みなんでも相談のうちDV以外の暴力についての相談件数は36件(5年度78件)あり、5年度より減少した。人権政策課はこころの悩みなんでも相談の相談員との懇談会を開催して相談事業の充実を図っている。福祉の総合相談窓口では地域包括支援センターや専門機関などと連携しながら、課題の解決に向けた支援が行われている。DV・虐待に関する相談件数は321件(5年度486件)と5年度よりも減少した。高齢福祉課が地域包括支援センターなどと実施する権利擁護業務では暴力(虐待)に関する通報相談件数が94件(5年度92件)あり、虐待と判断して対応した件数のうち配偶者からの虐待は15件(5年度8件)あった。子ども家庭支援センターによる女性相談は168件(5年度140件)であり、そのうち夫等からの暴力被害に関するものは35件(5年度27件)で個別の相談内容に応じて関係機関の紹介が行われている事業80。

«着眼点②» セクシュアルハラスメントの被害経験率は低下しているか

- ・セクシュアルハラスメントの被害経験者の割合はゼロに近付いているか

«分析②» 区民意識調査においてこの1年間にセクシュアルハラスメントを受けたことがあると回答した人の割合は9.8%(5年度10.4%)であり、5年度よりも割合が減少している。女性のうち被害を受けたと回答した人の割合は13.6%(5年度15.7%)だった一方、男性は4.3%(5年度3.7%)であり、女性が被害を受けやすい状況は変わらない。なお、被害を受けた場所は「職場」との回答が全体の69.4%(5年度61.8%)を占めており、圧倒的に多い。



※過去1年間に受けたセクシュアルハラスメント

«着眼点③» セクシュアルハラスメント等の防止に向けた啓発や相談事業は充実しているか *New*

«分析③» 人権政策課は区内事業者にハラスメントなどの職場で起こりやすい人権問題について啓発するリーフレット「企業と人権」を区内事業者に送付し、啓発を図った。企業の管理職、人事管理担当者等を対象に、ハラスメント防止講座「教えて、アルティシアさん！ #アクティブバイスタンダーってなあに？」を実施し、延べ18人が参加した事業81。女性への暴力防止講座「防犯護身術を学ぶ～いざというときの身の守り方」や目黒区立第一中学校、第七中学校において、デートDV防止出張講座（中学生向け人権教育プログラム）を実施した。事業82。区民の声課ではセクシュアルハラスメントの被害につながる事例を含めて早期の相談がしやすくなるよう法律相談等をPRし、個別の相談内容に応じて関係機関が紹介している。これらの悩みなんでも相談のうちセクシュアルハラスメントに関連する相談件数2件（5年度0件）だった事業83。区職員に対しては新任研修や各職層の昇任者を対象とした研修の中でセクシュアルハラスメントについての啓発が行われており、併せて区職員のハラスメントに関する苦情・相談員制度により、職員の苦情・相談に応じるとともに制度の周知を行った事業84・85。

### 評価

★★

### 評価の理由

女性への暴力やハラスメントの防止に向けては、講座の開催や相談窓口での支援活動など様々な方法で啓発事業が実施されている。ハラスメントが起きやすい「職場」での防止対策として区内事業者向けにリーフレットの送付や講座の開催も評価できる。しかしながら、区民意識調査においてセクシュアルハラスメントの被害経験者の割合は6年度よりわずかに減少したものの、目標値ゼロには未だ遠い。

以上のことから、評価は5年度と同様「不十分である」とした。

### 使用したデータ

事業実績報告（5年度・6年度）

区民意識調査報告（6年度・7年度）

## 【中項目】3-4 生涯を通じた包括的な健康支援

### 指標の目標値

妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「尊重されている」と思う人の割合 【70%以上】

### 提言

- リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方の普及に向けた啓発事業の更なる充実を望む。【事業86・87・89】

リプロダクティブ・ヘルス/ライツという言葉やその意味について知っていた人の割合は依然として低い状況で推移し、妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が尊重されていると考える人の割合も3年度から横ばい状態で、目標値に届かない。考え方の普及促進のために特に若い人が目に触れるやすい媒体（例えばYouTube）を活用するなどの工夫が欲しい。学校教育の場での取組は将来にわたる考え方の定着に重要であるため継続を望む。

- 性や健康に関する情報及び学習機会の提供、相談・支援事業を継続して欲しい。【事業88・90・92・94・95】

現在実施している活動が今後も継続されることを望む。

### 分析

«着眼点①» リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方の普及に向けた啓発事業は充実しているか

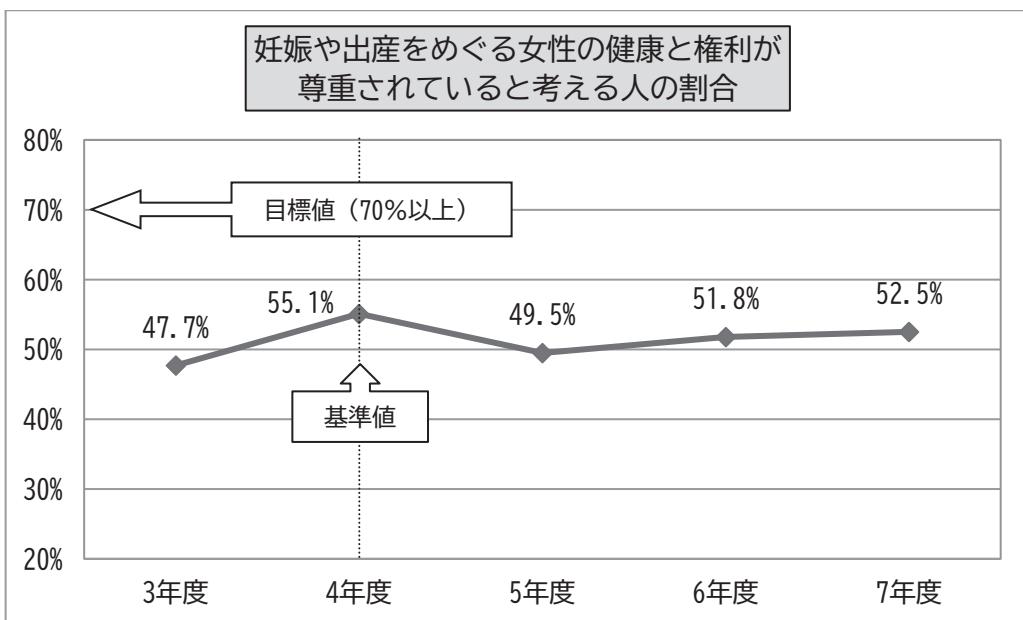
- ・児童・生徒に対するリプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発がなされているか

«分析①» リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座「自分のからだの主人公は自分 リプロダクティブ・ヘルス&ライツってなあに？」（参加者延べ18人）及び男女平等フォーラム2024「自分のからだの主人公は自分～おうちで伝える性のおはなし～」（参加者16人）を実施し、基礎知識や家庭で共有する手法を学んだ事業86。妊娠期から産後ケアまでの各種訪問指導等はリプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を取り入れて実施されており、妊産婦訪問指導（延べ1,089人）、新生児訪問指導（延べ1,053人）は5年度より利用者数が増加した事業87。小・中学校では東京都教育委員会が作成した「性教育の手引き」を参考に各学校が「性教育に関する全体計画」を作成して教育課程に位置付け、主に小学校3年生以上の児童・生徒に指導が行われている。幼児・児童・生徒を性暴力の被害者にも加害者にも傍観者にもさせないための「生命（いのち）の安全教育」については、全小・中学校で安全教育全体計画に位置付けるとともに、「目黒区版 生命（いのち）の安全教育の手引き（令和5年3月）」や文部科学省の教材等を活用し、各学年において夏季休業日期間開始前までに1回以上実施した。事業89。

«着眼点②» 妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が尊重されているか

- ・妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「尊重されている」と考える人の割合が70%以上になつたか New

«分析②» 区民意識調査ではリプロダクティブ・ヘルス/ライツという言葉やその意味について知っていた人の割合は13.2%（5年度16.6%）と依然として低い状況であり、妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「十分に尊重されている」や「ある程度尊重されている」と考える人の割合は52.5%（5年度51.8%）である。また、「尊重されていない」、「あまり尊重されていない」と回答した人は女性が39.7%、男性が21.6%で認識に男女差があった。尊重されていない理由としては、「子どもを産むか産まないか」という判断は経済的な理由による制約を受けることが多いから」、や「男性に対して妊娠・出産などに関する知識の普及が遅れているから」と回答した人が共に64.7%で多かった。



※「十分に尊重されている」と「ある程度尊重されている」の回答者数を合算した割合

«着眼点③» 性や健康に関する情報及び学習機会の提供、相談・支援事業の充実は図られているか

«分析③» 男女平等・共同参画センター資料室に女性のための医療に関する図書等が整備されており、女性の医療に関する図書は233冊が所蔵されている。資料室内の特集コーナーでは「女性の健康」を取り上げている事業90。

産後ケア事業（訪問型）は保健予防課（延べ169人）と碑文谷保健センター（延べ111人）で実施され、合わせて延べ280人（5年度284人）の利用があり利用者数は5年度とほぼ同じであった。オンライン相談も含めた妊婦面接相談（ゆりかご・めぐろ）は合わせて2,235人（5年度2,360人）の利用があり、こちらも5年度より利用者が減少した事業92。子ども家庭支援センターでは病院等の助産施設に入院することが必要な低所得世帯の妊産婦に分娩費用を支給する事業が実施されており、給付件数は8件（5年度4件）だった事業93。人権政策課では性の悩み、生理、妊娠、不妊、婦人科系の病気、更年期障害など女性のからだ全般に関することを対象とする「からだの相談」事業を実施しており、相談件数は71件（5年度82件）と5年度より減少した事業95。

### 評価

★★★

### 評価の理由

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進に向けた取組は、5年度に引き続き実施されている。特に学校教育の場での取組は充実しており評価できる。しかし、区民意識調査によるリプロダクティブ・ヘルス/ライツという考え方を知っていた人の割合は6年度より男女ともに減少し、特に男性の減少率が著しい。さらに、妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が尊重されていると考える人の割合は横ばい状態にあり未だ目標値に届かない。

以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」としたが、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方の理解が5年度から3.4ポイント低下したことから★0.5を減じた。

### 使用したデータ

事業実績報告（5年度・6年度）

区民意識調査報告（6年度・7年度）

### 【中項目】3-5 性の多様性を尊重する意識の醸成とLGBT支援

#### 指標の目標値

LGBTへの配慮を意識して行動している人の割合 【50%以上】

#### 提言

- 多様な性の在り方について区民の理解促進に向けた啓発活動及び性的指向及び性自認に基づく困難等の解消に向けた取組を更に充実して欲しい。【事業96・97・98・99】

区民意識調査による性的マイノリティへの配慮を意識した行動をしている人の割合が調査を開始した5年度から漸減している。啓発活動の強化を望む。

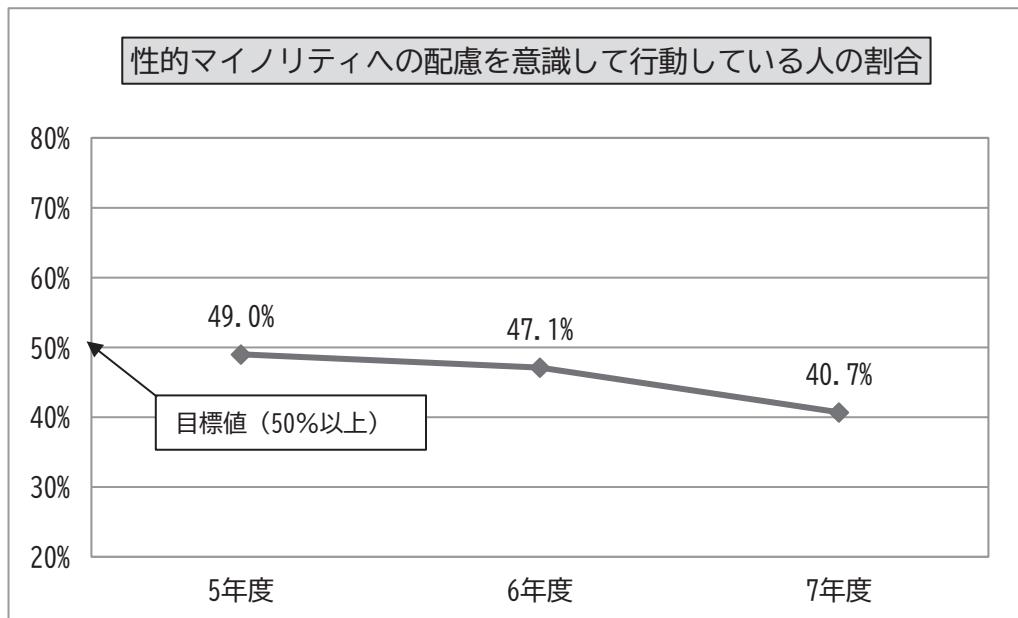
#### 分析

«着眼点①» 多様な性の在り方についての理解促進が行われているか

- ・ LGBTへの配慮を意識して行動している人の割合が50%以上になったか *New*

«分析①» 区が策定した性的指向及び性自認に基づく困難等の解消に向けた対応指針は職員向けの内部指針だが、民間団体等が取組みを行う際の参考資料として活用できるように区のウェブサイトで公開している。5年度に2回行った性の多様性理解促進講座が6年度は1回、DVD鑑賞会「出櫃（カミングアウト）～中国LGBTの叫び～」を上映し、LGBTについての研究を行っている講師がLGBTの基礎知識と現状についての講義を行い、理解と啓発を促した（参加者16人）。また、男女平等参画週間及び人権週間において、性の多様性に関するパネル展示を行った。社会教育館講座では、性の多様性について考える講座を2回実施した（参加者延べ23人）**事業96**。学校教育では、令和4・5年度目黒区人権教育推進校である菅刈小学校で実践してきた「性の多様性」の取組を取り上げて各小・中学校に実践事例を提供した。全教員対象のeラーニングチェック研修では、性自認や性的指向について取り上げ、教育相談初級研修においては「多様な性にかかる多様な相談への対応に向けて～多様な性に悩む児童・生徒の理解と支援～」をテーマに講師招聘による教員研修を実施して、教職員の理解啓発が行った**事業97**。区職員に対しては希望する職員を対象として、ジェンダーやハラスメントを含む性の多様性についての理解を促進するための研修（対面）を実施し、57人が参加した。研修参加者にはアンケートを実施し、今後の意識啓発の参考とした**事業98**。

区民意識調査では性的マイノリティへの配慮を意識した行動をしている人の割合は40.7%（5年度47.1%）で割合は、標本誤差の範囲内ではあるものの、大きく減少している。

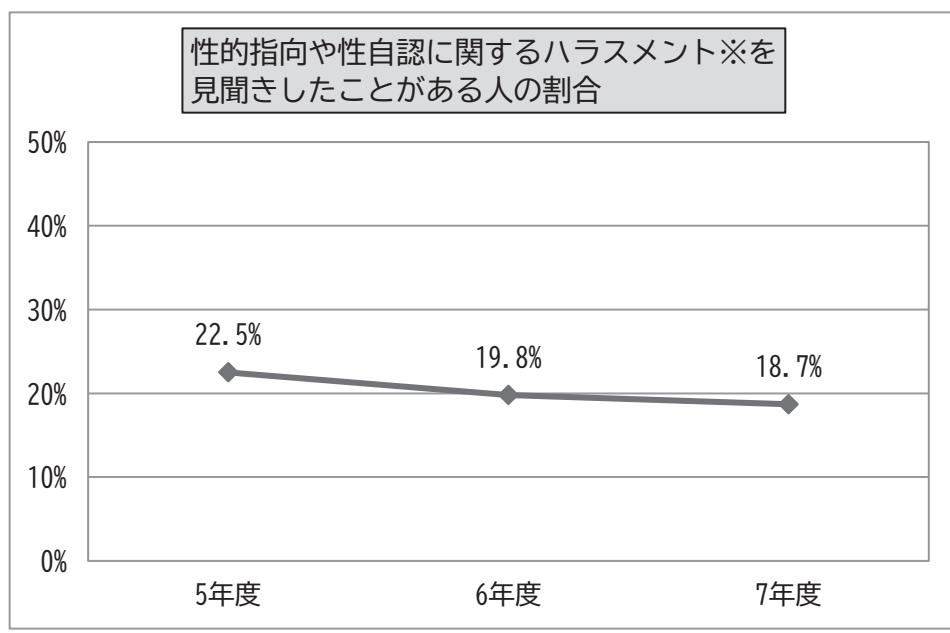


«着眼点②» 性的指向及び性自認に基づく困難等の解消に向けた取組みが行われているか *New*

«分析②» 指定管理者と締結する協定書の標準モデルである指定管理者標準協定書に性の多様性の尊重に関する条項が設けられており、区が指定管理者制度を利用する際は指定管理者に区の「性的指向及び性自認に基づく困難等の解消に向けた対応指針」に準じた対応を求めてこととしている。その他、人権政策課により推進計画における関連事業の実施に向けた関係各課との調整やサポートを行った。性的指向及び性自認に関する様々な困難や不安についての相談に専門相談員が対応する L G B T 相談の相談件数は 39 件（5 年度 82 件）だった事業 99。住宅関連の条例を改正することによって、パートナーシップの相手方について、区営住宅に加え、区民住宅、三田地区整備住宅及び従前居住者用住宅への入居申込等が可能となっている事業 100。4 年度に東京都は、自らがパートナーシップ宣誓制度の運用開始したことを踏まえ、職員の休暇・休業制度等の変更をした。この動向を受け、目黒区においても各種手当及び休暇・休日の一部制度において、パートナーシップ関係の相手方を対象要件とすることとし、令和 5 年 10 月 1 日から関係条例及び規則の一部を改正施行し、区職員へ制度の周知を図った事業 101。学校では、性の多様性についての理解を深めるための教育を推進している事業 102。

«着眼点③» 性的指向や性自認に関するハラスメントを見聞きしたことがある人の割合が減少しているか *New*

«分析③» 区民意識調査では性的指向や性自認に関するハラスメントを見聞きしたことがある人の割合は 18.7%（5 年度 19.8%）だった。割合は減少しているものの、標本誤差を考慮すると必ずしも有意なものとはいえない。



## 評価

★★★

### 評価の理由

性の多様性の理解促進に向けた取組は、区職員や学校教育の場では着実に行われたが、区民を対象とした講座が 5 年度の 2 回から 1 回となり参加者が減少した。区民意識調査において性的マイノリティへの配慮を意識した行動をしている人の割合が標本誤差の範囲内ではあるものの 6 年度より減少しており、設定している目標値から乖離している。

以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」としたが、

性的マイノリティへの配慮を意識した行動をしている人の割合が2年にわたり低下傾向にあることから★0.5を減じた。

**使用したデータ**

事業実績報告（5年度・6年度）

区民意識調査報告（6年度・7年度）

#### **大項目4 男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する体制の強化**

【大項目の総評】 ★★★ ある程度の成果(関連)は認められるが未だ課題がある

大項目4の「推進体制の強化」は、男女平等・共同参画及び性の多様性を尊重する社会の実現のためには、推進計画に基づく事業の成果があがることが不可欠であるという認識のもと、大項目のひとつに掲げられている。

特に、中項目 4-2 は重要である。目黒区は、男女平等・共同参画及び性の多様性尊重推進計画の策定→推進計画に基づいた担当所管による事業の実施→審議会による事業に対する評価と提言→担当所管による改善という PDCA サイクルを回すことによって、事業の成果をあげて、男女平等・共同参画及び性の多様性が尊重される社会の実現を目指している。そのために、毎年、区は、事業の成果をはかるための「区民意識調査」を実施し、担当所管は「計画事業実績表」を提出している。「計画事業実績表」には、審議会からの提言に対する担当所管の「提言への対応結果」が記載されている。男女平等・共同参画及び性の多様性尊重に関する施策において、毎年区民意識調査を行い、審議会の提言に対して所管課より対応結果の事業実績表を提出している地方自治体は、管見の限り目黒区だけであり、このような PDCA サイクルをもっていることは、高く評価できる。

事業評価の仕組みは2004年にできたが、20年以上経過する。今回、「計画事業実績表」の担当所管の「提言への対応結果」を点検したところ、以下の点が明らかになった。

多くの所管課の回答は、「提言に沿って実施した」とするものであった。その中に、「改善予定の内容や課題」をていねいに記載しているケースがあった。他方で、審議会が事業の検討等を提言しているにもかかわらず、「提言に沿って実施した」とだけ回答し、どのように検討したのかの記載がない回答が見られた。提言→改善というサイクルが十分に機能していないことがうかがわれた。また、「提言のとおり実施することは困難」とする回答もあった。

審議会は、今後所管課の計画事業実績表の「提言への対応結果」の記述内容にも注目し、評価→改善のサイクルが機能するような提言のあり方を再検討する必要がある。

また、施策が成果をあげていくためには、インターネットを利用するなど事業の手法を進化させていくことも必要である。

以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

R4 年度から R8 年度の推進計画における新たな分析の着眼点には「*New*」と記載

## 【中項目】 4 – 1 計画の推進体制の強化

## 指標の目標値

区の男女平等・共同参画関連施策を「どれも知らない」人の割合 【60%以下】

目黒区男女平等・共同参画センターを知っている人の割合 [20%以上]

提言

- 区民の男女平等・共同参画関連施策の認知度を上げるために、インターネットを利用するなど方法を工夫して、男女平等・共同参画及び性の多様性尊重に関して区民の理解を深める情報発信を行い、また、対面とオンラインを併用して気軽に区民が講座に参加しやすくなることを検討してほしい

### い。特に、若い世代の関心を引き付けるような講座の開催を期待したい。【事業 103・111】

区の男女平等・共同参画及び性の多様性尊重関連施策についての区民の認知度は、「どれも知らない」割合がここ5年間70%台で変化がなく、目標値の60%以下に到達していない。区は、様々な取組を行い、いろいろな機会に区の男女平等・共同参画及び性の多様性尊重関連施策を知つてもらい、区民に関心を持つもらうことが大切である。そのためには、情報発信の方法や講座の運営方法など工夫をしてほしい。多くの区民が利用する区のHPから「男女平等・共同参画」のバナーがなくなったままであるのは残念である。

また、これから区を担っていく若い世代に向けた、条例が目指す男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重についての理解を深めてもらう講座の開催を期待したい。

- 令和7年度の男女平等・共同参画センターは、施設工事のために一時的に利用できない状態が続く。したがって、拠点施設としてのセンターの周知については、センター主催の事業における宣伝や利用再開についての情報を周知するなど、これまでにない工夫が必要になってくるので検討してほしい。【事業 108】

センターを知っている人の割合は、ここ5年間10%台であり、目標値の20%以上に届いていない。令和7年度は、センターを利用できない状態が続くので、センターで講座を開催することによってその存在を区民に認知してもらうことができなくなる。そのため、これまでにないセンターの周知方法が必要となるので、検討してほしい。

- 男女平等・共同参画オンブーズに対する申出のうち、区の施策に対する申出がしやすいような申出書の作成を検討してほしい【事業 106】。

現在のオンブーズへの申出書は私人間の問題に対応する内容となっている。区の施策に対する申出に対応した申出書の作成が必要である。

## 分析

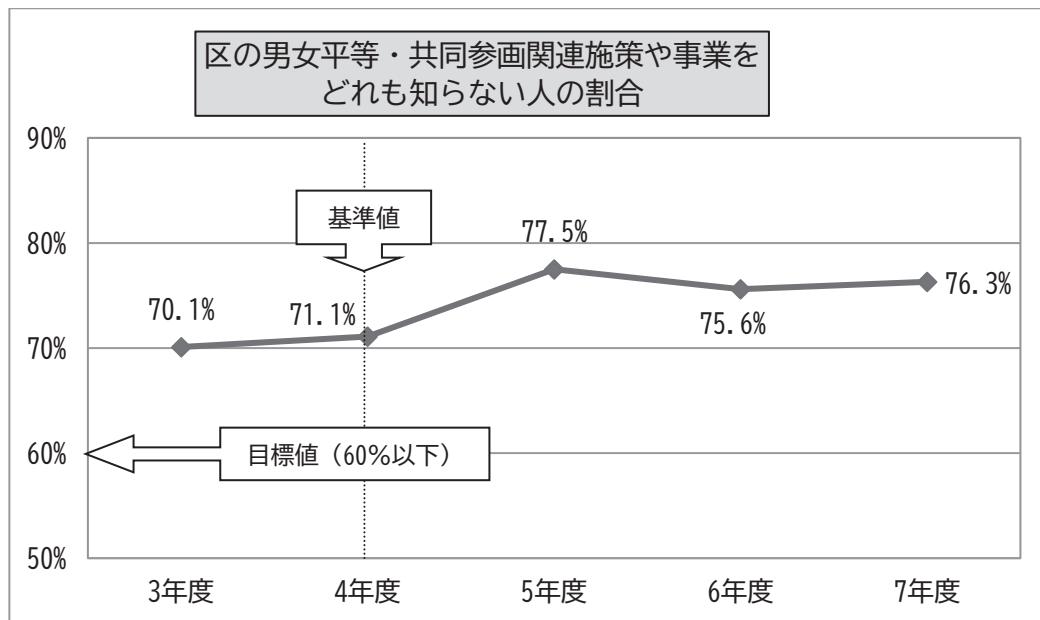
«着眼点①» 区における全庁的な推進体制が効果的に機能しているか

«分析①» 男女共同参画週間に合わせて目黒区総合庁舎西口ロビーで条例や推進計画、推進計画に基づく施策内容、目黒区男女平等・共同参画オンブーズの紹介などを行うパネル展示が実施された。また、条例の周知・理解促進に向けて条例の内容を紹介するリーフレットは人権政策課及びセンターの常設パンフレットラックやセンターで実施する講座等において配布されている。6年度は、「目黒区男女平等フォーラム2024 自分のからだの主人公は自分～おうちで伝える性のおはなし～」において、目黒区の条例や推進計画を展示し、リーフレットの配布をした事業 103。総務部長と関係課長（計21人）による人権・男女平等多様性推進担当者会議を6年度は1回開催し男女平等・共同参画や性の多様性の尊重に関する施策に関して協議された事業 104。男女平等・共同参画審議会は、区長からの推進計画進捗状況評価の諮問を受けて、区の事業実績調査・区民意識調査を実施して審議（審議会3回、事業評価小委員会3回）し、区長に当該進捗状況評価を取りまとめて答申を行った。なお、男女平等・共同参画審議会のうちの1回は目黒区男女平等・共同参画センターの在り方について協議された事業 105。6年度はオンブーズへの相談が1件、問い合わせが2件あった。オンブーズの周知は区報やホームページ等への掲載の他、パネル展示や各種講座でのチラシ配布などを通じて行われた事業 106。

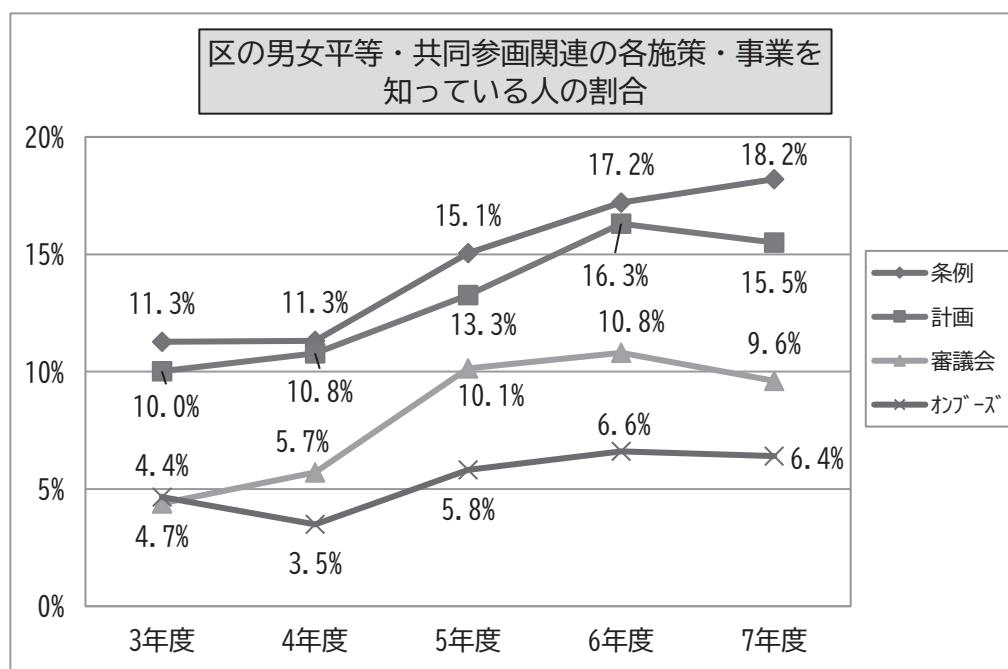
«着眼点②» 区民の男女平等・共同参画社会づくりについての認知及び理解が進んでいるか

- ・区の男女平等・共同参画関連施策を「どれも知らない」人の割合は60%以下になったか
- ・条例、推進計画、審議会、オンブーズについて知っている人の割合が増えているか New

«分析②» 区民意識調査で区の男女平等・共同参画及び性の多様性尊重に関する施策や事業について知っているものを尋ねたところ、76.3%（6年度75.6%）の人が知っている施策や事業がなかった。その割合は6年度より増加したが標本誤差の範囲内であり、目標とする60%以下との乖離は未だ大きい。



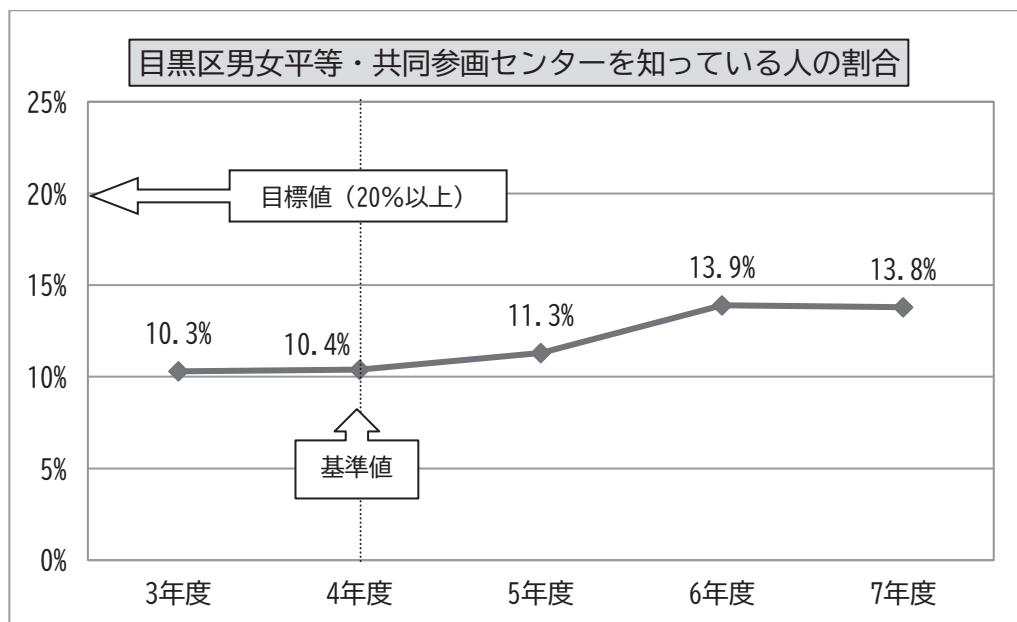
個々の施策や事業については、回答者のうち条例 18.2%（6 年度 17.2%）、推進計画 15.5%（6 年度 16.3%）、審議会 9.6%（5 年 10.8%）、オンブーズ 6.4%（6 年度 6.6%）が「知っていた」と回答しており、標本誤差の範囲内ながら、条例以外はいずれも 6 年度よりわずかに割合が低下した。



«着眼点③» 男女平等・共同参画センターは、拠点施設として区民や事業者への周知・啓発事業を充実・拡大しているか

- ・目黒区男女平等・共同参画センターを知っている人の割合は 20%以上になったか

«分析③» 区民意識調査で目黒区男女平等・共同参画センターを今回の調査以前から知っていた人の割合は 13.8%（6 年度 13.9%）であり、基準値を超えてはいるものの、目標値には届いていない。



男女平等・共同参画センター自体の周知はホームページやメールマガジン、情報誌「あいきらり」などで行われ、相談事業や資料室の運営、講座の実施、会議室・研修室の貸出しなど、男女平等・共同参画や性の多様性の尊重を推進するための拠点施設としての機能が紹介されている事業

108。資料室蔵書数は13,703冊であり6年度の新規購入は0冊(5年度14冊)であった。資料室来館者数は3,826人(5年度3,566人)、登録者数は100人(5年度119人)、貸出者数は274人(5年度280人)であった事業109。

男女平等・共同参画センターで実施する相談事業は引き続き実施され、相談件数はこころの悩みなんでも相談が2,019件(5年度2,644件)、法律相談が43件(5年度38件)、からだの相談が71件(5年度82件)だった。LGBT相談は39件(5年度82件)の相談があった。各種相談事業ではそれぞれの相談員と人権政策課の懇談会や目黒区法曹会と人権政策課の法律相談懇談会が行われるなど、相談員と行政の連携や事業を充実させるための取組みも行われている事業110。

学習機会の提供は男女平等・共同参画センター講座を中心に実施され、単発講座が12講座(5年度13講座)、連続講座が1講座(前年2講座)開催され、延べ参加者数は439人(5年度381人)だった事業111。人権政策課では区の各課等が講座等開催時に利用可能な一時保育者の登録をしており、登録者数は23人(5年度27人)で保育付き講座等の実施回数は延べ151回(5年度96回)であった。また、保育者向けフォローアップ・意見交換会が開催された事業112。男女平等・共同参画センター会議室等の利用状況は会議室が317回(5年度282回)、研修室が338回(5年度355回)、保育室が85回(5年度79回)となっている事業113。男女平等・共同参画センター登録団体には20団体(5年度20団体)が登録しており、登録団体には施設の優先利用などの支援が行われている事業114。男女平等・共同参画センター運営委員会(構成:女性8人、男性2人)は人権政策課とともに男女平等・共同参画センターだより「あいきらり」の記事取材や目黒区男女平等2024フォーラムの実施に取り組んだ事業115。

«着眼点④» 男女平等・共同参画審議会、男女平等・共同参画オンブーズ及び区の所管課は連携して成果をあげているか

«分析④» 第1回男女平等・共同参画審議会ではオンブーズも出席し、審議会、オンブーズ、区(人権政策課)の三者による情報連絡会が実施され、それぞれの年次報告や今後の取組みなどについて共有がなされた事業107。

**評価**

★★

**評価の理由**

着実に事業は実施され、保育付き講座等の実施回数が前年度よりも1.5倍になったことは評価できる。しかし、区民意識調査によると、区の男女平等・共同参画関連施策や事業をどれも知らない区民の割合は5年度と比べて変化がないし、個々の施策や事業及びセンターについて知っている区民の割合も変化がない。5年度と比べて成果があがっていない。

以上のことから、評価は「不十分である」とした。

**使用したデータ**

事業実績報告（5年度・6年度）

区民意識調査報告（6年度・7年度）

## 【中項目】4－2 計画の着実な進行管理

### 提言

- 審議会が、見直しや検討等を提言している場合は、見直しや検討等に対してどのように対応したのかを「提言への対応結果」に具体的に記載してほしい。【事業1・2・3・4・5・13・14・28・29・30・31・32・33・37・40・41・42・43・44・45・46・47・48・49・50・51・52・53・54・55・56・57・58・66・68・69・81・82・83・84・85・86・87・89・96・97・98・99・103・106・108・111・121・122・123・124】

「計画事業実績表」によれば、審議会が事業の見直しや検討等を提言している事業に対して、「提言に沿って実施した」と回答しただけのケースが見られる。対応が困難な場合はその事情を記載し、対応が可能な場合は対応の結果を回答してほしい。

### 分析

«着眼点①» 計画が実施、評価、改善される仕組みが機能しているか

«分析①» 男女平等・共同参画に関する区民意識調査は住民基本台帳から抽出した18歳以上の個人に対しオンラインで実施され、回答者数は656人（5年度671人）で回答率は26.2%（5年度26.8%）だった事業116。推進計画の事業の取組み状況を把握し、計画の進捗状況評価の基礎資料にするために事業実績調査が実施された。事業実績調査の実施に当たり、人権政策課は令和4年度から開始した現行計画の体系に合わせた調査表の見直しと併せて可能な限り男女別の参加者数や相談件数などの具体的なデータを記載することなどを各課に依頼している事業117。

PDCAサイクルを確認するために、今回、審議会からの提言に対して、所管課がどのように対応したのか（改善したのか）について、すべての事業の「提言への対応結果」を分析した。その結果、提言に対してどのように対応したかの回答がない事業が2件あった事業3・90。多くは「提言に沿って実施した」と回答している。継続的な事業の実施を提言している場合はそのような回答で問題ないが、見直しや検討等を提言している場合、見直しや検討等が見られないにもかかわらず「提言に沿って実施した」と回答している事業がある。他方で、どのような課題があるのかについて具体的に記載している回答があった。また、「提言どおり実施することは困難」と回答する事業が5件あった事業10・13・37・70・90。

«着眼点②» 男女平等・共同参画審議会による計画の進捗状況の評価が行われ、改善に向けた意見を提出できたか

«分析②» 区長は男女平等・共同参画審議会に「計画の進捗状況の評価」を諮問し、当該審議会は3回の審議会と3回の小委員会における審議を経て、これにかかる答申書を作成して区長に答申した。当該答申書には、推進計画の中項目別に、「評価」とともに改善点などを記載した、審議会の意見である「提言」記載している事業118。

«着眼点③» 年次報告書が作成され、公表されたか

«分析③» 「男女平等・共同参画審議会答申」、「男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重に関する事業実績報告」、「男女平等・共同参画及び性の多様性に関する区民意識調査報告」を取りまとめた「令和5年度 男女平等・共同参画及び性の多様性尊重の推進に関する年次報告書」が350部作成のうえ公表された。当該年次報告書は区報やホームページで周知を図るとともに、各所管課、関係団体、22区・26市に送付された事業119。

### 評価

★★★

### 評価の理由

5年度に引き続き、男女平等・共同参画及び性の多様性に関する区民意識調査及び各所管から提出された事業実績報告に基づき、男女平等・共同参画審議会による事業評価がなされ、区に対して改善の提言がなされた。その結果、年次報告書が作成され、公表された。しかし、審議会の提言に対する取組が十分でないと判断される回答があり、PDCAサイクルに課題がある。

以上のことから、前年度より★をひとつ減じ、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

### 使用したデータ

事業実績報告（5年度・6年度）

## 【中項目】4-3 区民、事業者等との連携

《★重点評価項目》

## 提言

- 区民との協働事業である男女平等フォーラムは、オンライン参加やアーカイブ配信など多くの区民が参加できるような工夫を検討してほしい。【事業121】

区と区民とが協働で男女平等フォーラムを実施していることは、区民との連携という点から評価できるが、オンライン参加やアーカイブ配信などにより多くの区民が参加や視聴できる機会をつくることを検討してほしい。

- 区内の事業者との協働事業を検討してほしい。【事業122】

区内の事業者との協働事業は、区の男女平等・共同参画及び性の多様性尊重の施策を理解してもらう機会にもなる。

## 分析

《着眼点①》 区民・区民団体等との協働事業が実施され、成果をあげたか

《分析①》 男女平等・共同参画センター運営委員会と人権政策課が協働して目黒区男女平等フォーラム2024が実施された。講座として「自分のからだの主人公は自分～おうちで伝える性のおはなし～」が実施された（参加者16人）**事業121**。

《着眼点②》 事業者等との協働事業が実施され、成果をあげたか

《分析②》 公益財団法人東京しごと財団との共催で、いきいきとした人生にするために、50代からのキャリアの見つけ方、未来の設計図の描き方を学ぶことを目的とする女性のためのしごと探しセミナー（女性しごと応援キャラバン）「人生を長く楽しむための「50代からのキャリアデザイン」」を開催した（参加人数84人）**事業122**。

## 評価

★★★

## 評価の理由

区民との協働事業として6年度も目黒区男女平等フォーラム2024を開催したが、5年度より参加者数が減少した（43人から16人）。事業者等との協働事業は例年通り実施されているが、協働する事業者等の拡大は進んでいない。4年度に実施された動画配信が今年度も実施されなかった。

以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

## 使用したデータ

事業実績報告（5年度・6年度）

## 【中項目】4－4 国、東京都、他自治体との連携

### 提言

- 今後も国、都、他自治体との積極的な連携及び情報交換を期待したい。また、連携や情報交換において、目黒区の取組を発信していってほしい【事業123,124】

国、都、他自治体との積極的な連携や情報交換は、区の男女平等・共同参画及び性の多様性を尊重する施策を実施していく上でのアイデアや課題を知る機会となる。その際に、目黒区が、男女平等・共同参画及び性の多様性尊重にかかる事業評価をしていることやその手法などを発信していってほしい。

### 分析

«着眼点①» 国や東京都と施策の連携や情報交換などを行っているか

«分析①» 国や東京都との連携は各種調査や取組みに協力し、相互に情報提供や情報交換が実施されている。主なものとして、地方公共団体に関する男女共同参画等に係る調査（国）、女性活躍推進法に基づく推進計画の策定状況の報告等（国）、区市町村男女平等参画施策推進状況調査（東京都）などがある。また、国や東京都主催の研修・説明会・事業に参加し、情報収集が行われている事業123。

«着眼点②» 他の自治体と情報交換等の連携はとれているか

«分析②» 特別区女性政策主管課長会を通じて各区の施策の取組み状況や課題について情報交換が行われた他、6年度は人権施策推進都区連絡会において各区における性的マイノリティに関する取組み等の情報交換が行われた。各種調査への協力等を通じて他自治体と情報や状況を共有すると同時に、現在の取組み等に関する情報交換が継続して行われている。また、東京ウィメンズプラザのウェブサイトを通じて目黒区男女平等・共同参画センターの取組を紹介するなどの連携を行っている事業124。

### 評価

★★★★★

### 評価の理由

5年度と同様に、国、東京都、他自治体との連携が行われている。新しい動きとして、東京ウィメンズプラザのウェブサイトの「講座・イベント」のバナーの「区市町村の取組」に、目黒区の男女平等・共同参画センターの取組が紹介されている。

以上のことから、評価は「概ね十分である」とした。

### 使用したデータ

事業実績報告（5年度・6年度）

**資料1 質問文**

目総權第406号  
令和7年6月16日

目黒区男女平等・共同参画審議会会長 宛て

区 長

目黒区男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を  
推進する計画の進捗状況の評価について（質問）

目黒区男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画の進捗状況の評  
価について、目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例  
第14条第2項の規定に基づき、令和7年9月末までに意見を求めます。

以 上

**資料2 検討の経緯**

年 月 日	会 議 名 等	審 議 内 容 等
令和7年6月16日	第1回 男女平等・共同参画審議会	質問 審議会運営について 情報連絡会等
令和7年7月8日	第1回 事業評価小委員会	答申案の作成
令和7年7月29日	第2回 事業評価小委員会	答申案の作成
令和7年8月8日	第3回 事業評価小委員会	答申案の作成
令和7年9月2日	第2回 男女平等・共同参画審議会	答申案の検討
令和7年9月26日	第3回 男女平等・共同参画審議会	答申内容の決定
令和7年9月29日	区長に答申書を提出	

資料3 ■目黒区男女平等・共同参画審議会委員名簿

(任期：令和6年6月1日～令和8年5月31日)

	氏名	肩書・選出団体等	備考
学識経験者	いわた たくろう 岩田 拓朗	弁護士	
	かみお まちこ 神尾 真知子	日本大学名誉教授	会長 小委員会委員
	こいで まこと 小出 誠	一般社団法人 デジタル広告品質認証機構事務局長	副会長 小委員会委員長
	こばやし ふさこ 小林 富佐子	社会保険労務士	
	たなか ひろみ 田中 洋美	明治大学情報コミュニケーション学部准教授	小委員会副委員長
	やくし みか 薬師 実芳	認定NPO法人 ReBit 代表理事	
区内関係団体等	いしい こうじ 石井 宏治	目黒区立中学校PTA連合会	
	ねぎし ちあき 根岸 智薰	目黒区立小学校PTA連合会	R7.5～
	かたぶち しげはる 片渕 茂治	公益社団法人 目黒法人会	
	くぼ すずこ 久保 鈴子	目黒区男女平等条例を推進する会	小委員会委員
	なかじま みちこ 中島 みち子	目黒女性団体連絡会	
公募区民	いかわ まりこ 井川 真理子	公募区民	
	こまざき たつや 駒崎 達也	公募区民	
	たけうち まいこ 竹内 麻依子	公募区民	
	よしおか あきこ 吉岡 亜希子	公募区民	

令和6年度

男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重に  
関する事業実績報告

目 次

ページ

令和6年度 男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重に関する事業実績報告 ······ II-1

資料 政策決定過程への女性の参画状況 ······ II-59

# 男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画 事業体系

ページ

<b>大項目1 あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進</b>	II - 1
<b>中項目1-1 政策形成及び意思決定過程における男女平等・共同参画の推進</b>	II - 1
小項目① 審議会等への女性の参画拡大	II - 1
小項目② 女性職員のエンパワーメント支援	II - 2
小項目③ 区職員の男女平等・共同参画意識の啓発と職場づくり	II - 3
<b>中項目1-2 地域・団体活動の充実と男女平等・共同参画の促進</b>	II - 4
小項目① 地域活動における男女平等・共同参画の促進	II - 4
小項目② 男女平等・共同参画に関する活動を行う団体への支援	II - 6
<b>中項目1-3 働く場における男女平等・共同参画の促進</b>	II - 7
小項目① 事業者に対する女性の活躍推進への働きかけ	II - 7
小項目② 女性の起業支援や就労支援	II - 7
<b>中項目1-4 教育及び学習における男女平等・共同参画の推進</b>	II - 10
小項目① 生涯学習を通じた男女平等・共同参画の意識啓発	II - 10
小項目② 教育の場での男女平等・共同参画の推進	II - 11
<b>中項目1-5 防災における男女平等・共同参画の推進</b>	II - 13
小項目① 女性の視点を取り入れた防災施策の強化	II - 13
小項目② 防災活動における男女平等・共同参画の推進	II - 13

<b>大項目2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進</b>	II - 14
<b>中項目2-1 仕事と生活の両立支援</b>	II - 14
小項目① 事業者におけるワーク・ライフ・バランスの取組の促進	II - 14
小項目② 多様で柔軟な働き方の実現に向けた支援	II - 14
<b>中項目2-2 男性の家事・育児・介護への参加促進</b>	II - 16
小項目① 男性が家事、育児、介護に参加するための意識啓発	II - 16
小項目② 男性が家事、育児、介護を積極的に担うための支援	II - 16
<b>中項目2-3 子育て支援の充実</b>	II - 19
小項目① 多様な子育てサービスの充実	II - 19
小項目② ひとり親家庭に対する支援	II - 21
小項目③ 地域ぐるみの子育て支援	II - 22
<b>中項目2-4 介護支援の充実</b>	II - 26
小項目① 高齢者や障害者の自立支援と社会参加の促進	II - 26
小項目② 地域における包括的な介護支援	II - 29

<b>大項目3 人権と性の多様性が尊重される社会の形成</b>	II - 32
中項目3-1 性差に関する意識の改革と理解促進	II - 32
小項目① 固定的な性別役割分担意識に基づく情報・表現を読み解く力の向上	II - 32
中項目3-2 配偶者等からの暴力の根絶及び被害者支援	II - 33
小項目① 暴力の根絶に向けた意識啓発	II - 33
小項目② 被害者に対する相談と支援の充実	II - 33
小項目③ 関係機関や団体等との連携強化	II - 36
中項目3-3 女性への暴力やハラスメントの根絶	II - 37
小項目① 女性に対するあらゆる暴力の根絶	II - 37
小項目② セクシュアルハラスメント等の根絶	II - 40
中項目3-4 生涯を通じた包括的な健康支援	II - 42
小項目① リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利）の理解促進	II - 42
小項目② 生涯にわたる健康保持・増進支援	II - 45
中項目3-5 性の多様性を尊重する意識の醸成とLGBT支援	II - 48
小項目① 性の多様性の理解促進	II - 48
小項目② 性的指向及び性自認に基づく困難等の解消	II - 49

<b>大項目4 男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する体制の強化</b>	II - 51
中項目4-1 計画の推進体制の強化	II - 51
小項目① 推進体制の充実	II - 51
小項目② 拠点施設機能の充実	II - 52
中項目4-2 計画の着実な進行管理	II - 56
小項目① 進捗状況の評価、改善	II - 56
中項目4-3 区民、事業者等との連携	II - 57
小項目① 協働事業を通じた意識啓発	II - 57
中項目4-4 国、東京都、他自治体との連携	II - 58
小項目① 国、東京都、他自治体との連携強化	II - 58

## 大項目1 あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進

### 中項目1-1 政策形成及び意思決定過程における男女平等・共同参画の推進

#### 小項目① 審議会等への女性の参画拡大

事業No.	事業名	担当
1	<p>審議会などへの女性の積極的登用</p> <p>○付属機関等の女性委員割合40.7%（7年3月1日現在） 平成23年1月26日付けの男女平等・共同参画オブザーブからの指摘を受け、毎年実施する付属機関等の設置状況の調査とともに、各所管課へ、関係団体へ可能な限り女性委員を推薦していただくよう依頼文に明記するよう依頼している。また、併せて付属機関等の委員改選時に、改選後の女性委員の割合をはじめ「女性比率50%の目標に向けて配慮した点」などを報告するよう依頼している。</p> <p>しかしながら、7年3月1日現在の調査では、付属機関等の女性委員の割合は、前回の調査結果を若干上回ったが、40.7%と50%に届かなかった。これは、付属機関等の構成員のうち、区職員、関係行政機関、団体などの区分において、女性委員の割合が低いことが影響をしていることによるものと考えられるが、他方で、学識経験者については、ほぼ半数が女性委員となっている。</p> <p>今後も、引き続き各付属機関等の所管課へ、男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画及び男女平等・共同参画審議会の答申の趣旨を踏まえ、女性委員の割合のさらなる向上に向け、必要な対応を検討していきたいと考えている。</p>	企画経営課
2	<p>○付属機関等の女性委員割合向上の取組を求める働きかけ (1) ガイドラインに基づく働きかけ 企画経営課と連携して「付属機関等への女性の参画を促進するためのガイドライン」について各課に情報提供し、同ガイドラインに基づき隨時各課に働きかけを行っている。 <b>【働きかけ内容】</b> ①女性委員の割合が50%を達成していない付属機関等については、50%に達するまで積極的に女性の参画を促す。 ②付属機関等に女性委員がいない状態の解消を図る。 ③新たに付属機関等を設置する場合は、女性委員の割合を50%とすることを目標とする。 (2) 女性委員登用の取組を促す通知を送付 ガイドラインに基づく取組に加え、付属機関等の所管課に対して、委員の推薦団体への働きかけの強化や定数枠を活用した新たな女性委員の登用の検討を求める通知を送付した。</p>	人権政策課

事業No.	事業名	担当
2	<p>女性の人材活用</p> <p>○「女性リーダー人材バンク」の周知 付属機関等の女性委員の比率を向上させるために制定した「付属機関等への女性の参画を促進するためのガイドライン」に内閣府が所有する「女性リーダー人材バンク」を活用するよう明記し、各所管に情報提供を依頼する際にデータベースの活用を推奨している。</p>	人権政策課

## 小項目② 女性職員のエンパワーメント支援

事業No.	事業名	担当
3	<p>○管理職選考を中心に、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた事例紹介等により、女性職員に対する更なる受験促進を行い、キャリア形成への意識向上を図った。</p> <p>■目黒区常勤職員 2,124人（女性1,195人、男性929人、女性職員割合56.3%） (6年4月1日現在の常勤職員数と再任用職員数の合計。ただし、幼稚園教諭、他団体からの派遣受入職員を除く)</p> <p>○各種選考における女性職員の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 管理職昇任選考（I・II類、分割、前倒し合計）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・有資格者59.5%（女性372人／625人中）</li> <li>・受験者33.3%（女性9人／27人中）</li> <li>・合格者37.5%（女性3人／8人中）</li> </ul> </li> <li>①-2 管理職昇任選考（I・II類合計（前倒し・分割除く））           <ul style="list-style-type: none"> <li>・有資格者49.3%（女性290人／484人中）</li> <li>・受験者35.0%（女性7人／20人中）</li> <li>・合格者100.0%（女性1人／1人中）</li> </ul> </li> <li>② 課長補佐職昇任能力実証           <ul style="list-style-type: none"> <li>・有資格者 50.6%（女性40人／81人中）</li> <li>・申込者及び被推薦者30.4%（女性7人／23人中）</li> <li>・合格者25%（女性4人／16人中）</li> </ul> </li> <li>③ 係長職昇任能力実証(種別A・B合計)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・有資格者69.5%（女性212人／305人中）</li> <li>・申込者及び被推薦者46.8%（女性29人／62人中）</li> <li>・合格者45.2%（女性19人／42人中）</li> </ul> </li> <li>④-1主任職昇任選考（種別A）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・有資格者69.9%（女性197人／282人中）</li> <li>・受験者59.6%（女性81人／136人中）</li> <li>・合格者54.5%（女性30人／55人中）</li> </ul> </li> <li>④-2主任職昇任選考（種別B）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・有資格者81.0%（女性68人／84人中）</li> <li>・受験者91.3%（女性21人／23人中）</li> <li>・合格者87.5%（女性14人／16人中）</li> </ul> </li> <li>④-3主任職昇任選考（種別C）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・有資格者67.6%（女性23人／34人中）</li> <li>・受験者100%（女性3人／3人中）</li> <li>・合格者100%（女性2人／2人中）</li> </ul> </li> </ul> <p>○職員報において、女性管理職（5年度II類合格者）のインタビュー記事を公開し、女性職員に対する更なる受験促進を行った。</p>	人事課

事業No.	事業名	担当
4	<p>○若手職員キャリア形成支援研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講師：外部講師</li> <li>・目的：自らの能力開発や将来に向けた目標等を考える機会を設けることにより、職員が生きがいを感じて仕事に取り組むためのキャリアデザイン支援を行う。</li> <li>・受講：採用4年目（経験者1級採用を除く）及び採用2年目経験者1級の職員69名</li> <li>・平成30年度より「女性」だけに支点を置くのではなく、性の区別なくキャリア形成を考える目的として男女混合で実施。</li> <li>・6年度から対象者を年度末年齢でなく、主任試験受講前年次の職員とした。</li> </ul>	人事課

<ul style="list-style-type: none"> <li>昇任試験や公務員として長期のキャリア形成に重点を置いた内容とし、キャリア形成への意欲向上を図った。</li> </ul> <p>○主任キャリアデザイン研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>講師：内部講師</li> <li>目的：係長級昇任に向けた疑問や不安を軽減するとともに身近なロールモデルを見つけ、係長職昇任までのアクションプランを立てるなど昇任への意欲向上を図る。</li> <li>受講：主任3年目職員（技能主任は除く）44名</li> <li>6年度より新規実施。</li> </ul>	
--	--

事業No.	5	事業名	女性管理職を増やすための仕組みづくり	担当
○メンター制度 6年度相談なし。事業見直しを検討する。				人事課

### 小項目③ 区職員の男女平等・共同参画意識の啓発と職場づくり

事業No.	6	事業名	職員配置や職務分担における男女構成の適正化推進	担当
○性別に偏らない職員配置と職務分担を実施  人事異動の実施にあたっては職員の異動希望を踏まえた上で、各所属の男女バランスに極力配慮するとともに、従来から男性職員の配置が多い部門には積極的に女性職員の配置を行った。  今後も職員の適性や意欲、異動希望等を考慮しながら、より一層男女の区別のない配置を行っていくとともに、適切なジョブローテーションを実施することにより、女性職員の勤労意欲の向上と昇任意欲の醸成を図っていく。				人事課

事業No.	7	事業名	情報提供と取組促進に向けた啓発	担当
○区職員への情報提供  男女平等・共同参画審議会からの答申や男女平等・共同参画に関する年次報告書、国や東京都からの連絡等について内容に応じて各課に情報提供し、取組促進や意識啓発を図った。				人権政策課

事業No.	8	事業名	男女平等・共同参画のための研修や職場づくり	担当
○「目黒区の人権」研修  男女平等・共同参画を含む様々な人権問題について考え方人権意識を深めることを目的として、集合形式で研修を実施した。  ・受講者 係長・技能長昇任者 42名 ・講師 人権政策課長 ・目的 男女平等・共同参画を含む様々な人権問題について考え、人権意識を深める。 ・6年度より主任、技能主任昇任者への実施は現任研修との実施時期が近くなることから廃止。  ○会計年度任用職員研修  「公務員と人権」のカリキュラムの中で、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスなど職業を取り巻く人権問題をeラーニング（又は資料配布）で実施した。（特別区職員研修所作成のテキストを使用） ・受講者：6年度に任用された会計年度任用職員 81名				人事課

<p>○ダイバーシティ推進マネジメント研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講師 外部講師</li> <li>・目的 多様性を尊重する地域社会の実現が求められる背景について理解を深め、多様な人材の能力を最大限発揮させ、組織力向上につなげるためのマネジメント能力を身につける。</li> <li>・受講者 24名（6年度に課長補佐に昇任した者、5年度本研修未受講者）</li> </ul> <p>○現任研修（特別区共同研修）</p> <p>区では採用5年目職員の必須研修として位置づけ。eラーニング「人権研修」カリキュラムにおいて、男女平等・共同参画を含むさまざまな人権問題・同和問題について学び、人権意識を高める。</p> <p>受講者：採用5年目職員・採用3年目経験者採用職員 80名</p>	
---	--

## 中項目1-2 地域、団体活動の充実と男女平等・共同参画の促進

### 小項目① 地域活動における男女平等・共同参画の促進

事業No.	事業名	働く男女が参加しやすい講座等の開催	担当
○男女平等・共同参画センター講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平日開催 単発講座6回 参加人数293人（女性219人、男性74人） 連続講座1回（全4回） 参加人数延べ24人（女性24人）</li> <li>・土曜開催 単発講座7回 参加人数122人（女性70人、男性36人、回答しない16人）</li> </ul>		人権政策課
○消費生活講座「国産大豆で味噌仕込み」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度に引き続き講座を3回実施した。より多くの方が参加しやすいよう、平日1日、土日2日の開催とした。</li> <li>・参加者 51名（女性48名、男性3名）</li> </ul>		
○フォローアップ講座	<ul style="list-style-type: none"> <li>・めぐろ消費生活サポーターや消費者団体メンバーを対象とし、より一層の消費者力向上のための講座を年2回開催した。</li> <li>・参加者 20名 (内訳) 第1回（エシカル消費）10名（女性5名、男性5名） 第2回（節約術）10名（女性9名、男性①名）</li> </ul>		産業経済・消費生活課
○自主学習助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内の消費者問題に取り組む団体への自主学習に対して、講師料を助成。</li> <li>・助成団体数 2団体</li> </ul>		
○働く男女が参加しやすい時間帯・曜日で、スポーツ教室・講習会を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平日夜間（延べ497回） 参加者延べ7,831人</li> <li>・土・日曜日夜間（延べ36回） 参加者延べ472人</li> <li>・土・日曜日（延べ316回） 参加者延べ6,080人</li> </ul> <p>&lt;事業名（例示）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあい水泳教室（昭和62年度～）</li> <li>・ウォーキング塾（平成15年度～）</li> <li>・アクアエクササイズ（西部地区プール・南部地区プール）（平成18年度～）</li> </ul>		スポーツ振興課
○「出産準備教室」の開催（土曜・日曜）	保健予防課を会場に、碑文谷保健センターと共同で企画・運営。 就労妊婦が休日に育児教室を受講する機会がない、休日に夫婦で揃って参加したい等の区民の声に応えるため、平成27年度から事業を委託化し、どちらかが初めて親になるかた		地域保健課 (前：保健予防課)

<p>を対象に赤ちゃんを迎える心構えの講義・沐浴実習・妊婦体験等を実施している。</p> <p>○「出産準備教室」（平日） 保健予防課を会場に、どちらかが初めて親になるかたを対象に赤ちゃんを迎える心構えの講義・沐浴実習等を実施している。 6年度より、土日平日ともに各回の最大定員を8組16人から16組32人に変更し、開催時間を30分延長した。</p> <p>【開催実績】 ・年108回実施（平日12回、土曜48回、日曜48回） ・各回の最大定員16組32人。平日は偶数月に開催・土日は毎月4日間開催 ・参加者計1,462人</p>	
<p>○「出産準備教室」の開催（土曜・日曜） 保健予防課と共同で企画・運営。 就労妊婦が休日に育児教室を受講する機会がない、休日に夫婦で揃って参加したい等の区民の声に応えるため、平成27年度から事業を委託化し、どちらかが初めて出産を迎える妊婦とそのパートナーを対象に赤ちゃんを迎える心構えの講義・沐浴実習・妊婦体験等を実施している。</p> <p>○「出産準備教室」（平日） 保健予防課を会場として、どちらかが初めて親になるかたを対象に赤ちゃんを迎える心構えの講義・沐浴実習等を実施している。 6年度の変更点・開催実績については、上記地域保健課（保健予防課分）の回答を参照。</p>	地域保健課 (前：碑文谷保健センター)
<p>○平日夜間、土曜、日曜開催講座 24講座 ・参加者 延べ1,581人（女性786人、男性317人、その他0人） ※うち11講座は性別データなし</p> <p>【社会教育館ごとの内訳】 ・東山社会教育館3講座 参加者延べ167人（女性133人男性34人その他0人） ・区民センター社会教育館4講座 参加者延べ319人（女性245人男性74人その他0人） ・中央町社会教育館4講座 参加者延べ187人（女性164人男性23人その他0人） ・目黒本町社会教育館4講座 参加者延べ283人（性別データなし） ・緑が丘文化会館4講座 参加者延べ178人（女性46人男性44人その他0人、3講座は性別データなし） ・青少年プラザ5講座 参加者延べ447人（女性198人男性142人その他0人、4講座は性別データなし）</p>	生涯学習課

事業No.	10	事業名	団体に対する男女平等・共同参画の意識啓発	担当
			各住区、町会・自治会で実施する行事等には、男女の区別なく参加している。 防災・防犯、リサイクル、日本赤十字社、共同募金等の活動には、地域が一体となって参加・協力できるよう助言を行っている。 ○住区住民会議、町会・自治会の女性代表者 ・住区住民会議代表者 18.2%（女性4名、22名中） ・町会・自治会長 12.2%（女性10名、82名中） また、区が事務局となっている日赤奉仕団活動では、男女区別なく参加を呼びかけている。	地域振興課

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目黒区総合防災訓練参加者 16名（男性6名、女性10名）</li> <li>・ 奉仕団員研修会参加者 44名（男性12名、女性32名）</li> <li>・ 地区研修会参加者 23名（男性5名、女性18名）</li> </ul>	
<p>○働く男女の都合に配慮した時間帯における会合の設定 地域のスポーツ活動を担うための会合を実施する際には、働く男女の都合に配慮し、構成員が参加しやすい時間帯に開催している。</p>	スポーツ振興課

## 小項目② 男女平等・共同参画に関する活動を行う団体への支援

事業No.	11	事業名	リーダーの育成支援	担当
○女性団体リーダー国内研修助成 目黒女性団体連絡会に対し、旅費等経費を助成した。 ・ 参加者 5人 ・ 研修先 石川県七尾市 【研修内容】 男女平等・共同参画に関する施策を学ぶことを目的とし、石川県七尾市被災地N G O協働センター小牧集会所を視察した。能登半島の被災地を訪問し、災害時の自助・共助・公助の在り方について支援者と当事者から学んだ。				人権政策課

事業No.	12	事業名	講師派遣等支援事業の実施	担当
○申請社会教育学級 ・ 団体4団体 ・ 学習会回数78回 ・ 参加者 延べ1,080人 ○その他派遣事業（めぐろ学習グループ） ・ 講習回数 4回 ・ 参加者81人（男性12人、女性69人）				生涯学習課

## 中項目1-3 働く場における男女平等・共同参画の促進

### 小項目① 事業者に対する女性の活躍推進への働きかけ

事業No.	事業名	事業者への啓発	担当
13	○ワーク・ライフ・バランス推進啓発講座「一人一人が幸せを感じられる社会 従業員エンゲージメントとウェルビーイングの関係性について」実施 【実施結果】 実施場所：男女平等・共同参画センター会議室 日時：9月28日（土） 参加人数12人		人権政策課
	○総合庁舎内にパンフレット棚を設置し、配布 ・東京しごとセンター主催のセミナー等開催チラシ ・その他の雇用・労働に関するセミナー、講演会のチラシ ○区民センター内にパンフレット棚を設置し、配布 ・東京都中小企業振興公社などのパンフレット、セミナー等開催チラシ ・指定管理者独自セミナー等開催チラシ		産業経済・消費生活課

### 小項目② 女性の起業支援や就労支援

事業No.	事業名	女性の起業、就労、人材育成及びエンパワーメントに資する講座等の実施	担当
14	○女性しごと応援キャラバンin目黒（東京しごとセンター共催）実施 【実施結果】 実施場所：ホテル雅叙園東京 日時：10月2日（水）参加人数84人		人権政策課
	○「実践めぐろ創業塾」（春季）（2日間）オンライン開催 ・参加者 63人（女性34人、男性29人） ○「実践めぐろ創業塾（兼業・副業型）」（6日間）オンライン開催 ・参加者 58人（女性24人、男性34人） ○「実践めぐろ創業塾」（冬季）（2日間）オンライン開催 ・参加者 延べ38人（女性24人、男性14人） ○「実践めぐろ創業塾（フォローアップ講座）」（1日間）オンライン開催 ・参加者 延べ15人（女性8人、男性7人） ○女性起業セミナー中級編（4日間）オンライン併用開催 ・参加者 延べ42人（会場21人、オンライン21人） ○新入従業員研修（2日間） ・参加者 延べ58人（女性14人、男性44人） ○就労支援講座 ・「経営戦略研究会」 参加者 18人（女性3人、男性15人） ・「会計講座：貸借対照表」 参加者 17人（女性13人、男性4人）		産業経済・消費生活課
	行政課題について、多岐にわたる内容を講座として企画するため、女性の起業、就労、人材育成及びエンパワーメントに資する講座についての6年度の実績なし		生涯学習課

事業No.	15	事業名	起業に関する相談事業の実施	担当
○創業相談室			<p>・相談件数186件（女性96人、男性90人）</p> <p>【業種の内訳】</p> <p>サービス業 127件、卸小売業 50件、製造業 1件、その他 8件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性相談員と男性相談員の担当する相談日を3:1とし、女性に配慮した構成とした。</li> <li>・女性を優遇した助成金の情報取得に努め、適宜相談者に紹介した。</li> <li>・申請書作成時には、女性に配慮した職場体制、業務態様を重視した記載を心掛けるよう勧めた。</li> <li>・比較的女性の進出しやすいサービス業等の創業相談が増えてきているため、女性の利点を生かせる職種の新情報には特に留意し、時代やニーズに適合した助言を行った。</li> </ul>	産業経済・消費生活課

事業No.	16	事業名	各種融資事業の実施	担当
”○制度融資による金融機関へのあっせん			<ul style="list-style-type: none"> <li>・小口零細企業資金融資 508件（うち実行 412件）</li> <li>・小規模企業資金融資 137件（うち実行 126件）</li> <li>・中小企業創業支援資金融資 42件（うち実行 31件）</li> <li>・中小企業資金融資 94件（うち実行 78件）</li> <li>・中小企業借換・一本化融資 35件（うち実行 31件）</li> <li>・目黒区事業再構築・物価高騰等対策資金融資 93件（うち実行86件）</li> <li>・目黒区公衆浴場確保対策資金融資 1件（うち実行 1件）</li> <li>・目黒区商業近代化資金融資 2件（うち実行 2件）</li> </ul> <p>※実行件数5月13日時点</p>	産業経済・消費生活課

事業No.	17	事業名	各種貸付事業の実施	担当
○生活福祉資金			<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育支援資金 18件</li> <li>・生活必需品の購入 1件</li> <li>・緊急小口資金 2件</li> </ul> <p>○緊急小口資金等特例貸付の借受人へのフォローアップ支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談件数 924件</li> </ul>	健康福祉計画課

事業No.	18	事業名	就労相談事業の実施	担当
○就職ミニ講座の実施（毎月6回） ・参加者数 延べ419人（男性168人、女性251人） 【講座テーマ】 ①前向きに就活準備をスタートしよう ②魅力を伝える応募書類の書き方 ③自分の強みを知ろう ④面接でのコミュニケーションスキルアップ ⑤長期に働く仕事選び ⑥自分にとって良い仕事と働き方				産業経済・消費生活課
○就職支援セミナーの実施（年3回） ・「人生100年時代 自分を輝かせるキャリア&ライフ～充実した中高年を送るために」 （働く、働きたい中高齢者対象） 参加者15名（男性4名、女性8名、不明3名） ・「キャリアもライフもあきらめたくない!!～私のロードマップの描き方」 （働く、働きたい女性の方） 参加者8名（保育1名あり） ・「あなたにとっての『働き方改革』～年収の壁と労働法について」 （働く、働きたい全ての方） 参加者7名（男性2名、女性5名）				
○働く意欲と能力を有し、かつ、介護や育児等で働くことが困難な方へ、内職の相談とあっせんを実施 ・求職相談件数49件 ・登録者数21人（女18人、男3人） ・求人者数87人 ・あっせん（紹介）数44人				高齢福祉課

## 中項目1-4 教育及び学習における男女平等・共同参画の推進

### 小項目① 生涯学習を通じた男女平等・共同参画の意識啓発

事業No.	事業名	担当
19	男女平等教育推進のための情報提供  ○男女平等教育の推進のための情報提供 道徳科の授業を要とした道徳教育を通して、正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うことが求められている。 区内全小・中学校において、道徳授業地区公開講座を開催し、道徳科の授業を保護者及び地域の住民に公開することで男女平等教育のための知識・情報を広く伝えた。 また、道徳科授業に関する意見交換会や住民も参加できる講演会を実施し、終了後、学校だよりや各学校ホームページ等を通して情報発信に取り組んだ。	教育指導課

事業No.	事業名	担当
20	保育事業における男女平等・共同参画の取組の実施  ○男女平等の視点を持った事業の実施 学童保育事業運営に当たっては、在籍児童の状況を踏まえ、保育の中での児童の役割分担等について、常に男女平等の視点を持って事業を行っている。	子育て支援課
	○新規職員研修の実施 保育所保育指針に基づき、日常の保育の中で男女平等の視点に立ち、保育実践を行うための自己啓発に努めるよう促したほか、職員研修の充実に努めた。 参加者 14人	保育課

事業No.	事業名	担当
21	学習情報の提供  ○社会教育講座の情報を講座開催前にウェブサイトやチラシ・ポスターで情報提供 情報提供にあたっては、男女平等の視点に立ったイラストを使用するなどの配慮を行っている。	生涯学習課

事業No.	事業名	担当
22	社会教育講座を通じた意識の醸成  ○社会教育館講座の実施 ・「『虎に翼』に見るジェンダー（人権）」参加者延べ40人（女性35人、男性5人、その他0人） ・「アニメが生み出すキャラクターのダイバーシティ」参加者延べ24人（性別データなし） ・「「ファンション」「アイドル」「労働」—あなたのための、人権」参加者延べ25人（性別データなし） ・「ふつうじゃないってすてきだね！～絵本を通して子どもに伝える多様性～」参加者延べ17人（性別データなし） ・「高校生と考えるダイバーシティ」 参加者延べ6人（性別データなし）	生涯学習課

事業No.	事業名	担当
23	参加型の啓発の実施  ”○男性向け家事育児講座「パパと一緒に絵本ライブを楽しもう！」 【内容】 男性向けの子どもとの遊び方指導（歌・絵本）及び男女参画の視点を生かした家事育児分担のあり方を学ぶ。 参加人数25人（うち子ども13人）	人権政策課

## 小項目② 教育の場での男女平等・共同参画の推進

事業No.	24	事業名	男女混合名簿の使用	担当
全区立小・中学校で、平成19年度から男女混合名簿の使用を実施した。				教育指導課

事業No.	25	事業名	教員に対する男女平等研修の実施	担当
○教職員対象に研修を実施  目黒区内全教職員必修研修として、前年度と同様、e ラーニングによる人権教育推進の研修を実施した。本研修では、「男女共同参画社会に向けたアンコンシャス・バイアスについて」や「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に関わる内容を追加し、男女平等・共同参画について教職員の意識啓発を行った ”				教育指導課

事業No.	26	事業名	男女平等教育に関する研究の促進	担当
○各小・中学校の指導場面で男女平等教育を推進  学校では、児童・生徒一人ひとりの個性を伸ばす教育を実践し、社会科や特別の教科道徳だけでなく、教育活動全体を通じて、児童・生徒が男女平等・共同参画の考え方を身に付けられるよう指導した。 ○教員の人権感覚を高める取組の中で男女平等教育について理解を深めるための研修を実施  各こども園・幼稚園、小・中学校で男女平等教育に関する事柄を含め、教員の人権感覚を高めるため、人権尊重教育推進委員会で作成した「目黒区子ども条例」の趣旨を生かした「目黒区人権感覚チェックシート」を活用し、教師の言語環境、教室環境の見直しを行った。 ○目黒区人権教育推進校での取組（1年目：碑小学校、ひがしやま幼稚園、2年目：中目黒小学校、五本木小学校）  学校や地域における人権教育の推進上の諸課題に系統的、組織的に取り組み、様々な人権課題にかかわる差別意識の解消を図るために教育を推進した。2年目となる中目黒小学校、五本木小学校では、区が主催する人権研修会（人権教育推進校研究発表会）を開催し、授業公開及び事例報告会等を行った。			教育指導課	

事業No.	27	事業名	児童・生徒に対する男女平等・共同参画の意識啓発	担当
○男女平等・共同参画の意識を醸成する授業を推進  社会科を中心とする教育活動全体を通じて、男女平等・共同参画の意識を醸成する授業を実施した。  一例として、小学校（第6学年）では、戦後20才以上のすべての男女に選挙権が保障されたことや、日本国憲法において、男女平等が示されたこと、国連において、女子児童教育拡充が求められたことなどを学んでいる。中学校（公民的分野）では男女共同参画社会基本法、男女雇用機会均等法、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の制定により、男女の平等が進んできていることについて学んでいる。中学校（第3学年）の保健体育科の授業では、性別だけではなく、性自認や性的指向があることを理解するとともに、互いに認め合うことの大切さに触れる授業を実施した。 男女平等・共同参画の一層の充実を図るために、全教員対象のe ラーニングチェック研修では「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」について取り上げ、教職員の理解啓発を行った。		教育指導課		

事業No.	28	事業名	女性教員の管理職試験の受験促進	担当
○女性管理職(7年4月1日現在)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校（22校） 校長10人、副校長15人</li> <li>・ 中学校（7校） 校長1人、副校長2人</li> <li>・ 幼稚園、こども園（3園） 園長3人、副園長2人</li> </ul>	

## ○管理職選考における女性教員の割合（6年度）

- ・ 有資格者 約61.5%（女性174人／283人中）

※有資格者は各選考区分（A・B・B'・C選考）の延べ人数

1名が複数の選考区分の有資格者となっている場合がある。

- ・ 受験者 約22.2%（女性2人／9人中）
- ・ 合格者 25.0%（女性2人／8人中）

教育指導課

## 中項目1-5 防災における男女平等・共同参画の推進

### 小項目① 女性の視点を取り入れた防災施策の強化

事業No.	事業名	担当
29	防災会議における女性構成委員の充実 ○一部団体へ女性委員の選出を依頼 防災会議委員のうち、30人中25人については、関係行政機関等の特定の職の者を委嘱している。一方、残りの5人の委員は、所属団体からの推薦者を委嘱しており、推薦依頼の際は、女性委員の選出を依頼している。女性委員の選出を依頼した団体から選ばれた5人に占める女性比率は、3年度が80%だったのに対し、4年度は100%に向上した。6年度の改選においても女性比率100%を維持した。	危機管理課 (地域防災 推進課)

事業No.	事業名	担当
30	女性の視点を取り入れた防災備蓄品の整備 ○災害時用備蓄物資の更新 災害時用備蓄物資として備蓄している約199,000枚の生理用品のうち、使用期限を迎える約78,000枚について入替を行った。 ○避難所におけるプライバシーの確保を目的として、屋内テントを実施計画に基づいて計画的に配備することとし、6年度においては、1,900基の屋内テントを配備した。	防災課

### 小項目② 防災活動における男女平等・共同参画の推進

事業No.	事業名	担当
31	避難所運営協議会への女性の参画 ○避難所運営協議会立ち上げ時等の啓発 「避難所運営協議会の手引き」に、男女双方の視点や複数の女性の参画の重要性、避難所運営の構成員に男女の偏りがないよう留意する必要性などについて記述している。 ○地域避難所運営マニュアルの更新 地域避難所運営マニュアルの改定に伴い、「性別・ジェンダーへの配慮」の項目を追加し、男女共同参画の視点を取り入れた避難所の運営および生活スペースの検討について記載している。	防災課

事業No.	事業名	担当
32	地域防災訓練への女性の参画 ○地域主催の防災訓練等における指導 46回 住区住民会議、町会・自治会等で実施する防災訓練等では、男女の区別なく参加者全員が防災器材の取扱方法等を体験し、災害時には地域全体で一致協力して取り組むよう指導している。 また、訓練前の準備段階から話し合いに参加し、男女どちらも参加しやすいような訓練内容を提案している。	防災課

事業No.	事業名	担当
33	女性防災リーダーの育成 ○防災士向けの研修を実施 1回 目黒区が主催する女性防災リーダーの育成及び女性の視点等を学ぶことを目的に、区内の防災士資格を取得した者を対象に研修を実施した。	防災課

## 大項目2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

### 中項目2-1 仕事と生活の両立支援

#### 小項目① 事業者におけるワーク・ライフ・バランスの取組の促進

事業No.	事業名	事業者における取組の情報収集	担当
○目黒法人会での情報収集 目黒法人会から区内の中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組に関する情報を収集した。			人権政策課

事業No.	事業名	事業者向け啓発事業の実施	担当
○ワーク・ライフ・バランス推進啓発講座「一人一人が幸せを感じられる社会 従業員エンゲージメントとウェルビーイングの関係性について」実施  【実施結果】 実施場所：男女平等・共同参画センター会議室 日時：9月28日（土） 参加人数12人			人権政策課

事業No.	事業名	事業者支援事業の実施	担当
○ワーク・ライフ・バランス推進のための研修会等講師謝礼助成  【内容】 目黒区内に事業所を置き、常時雇用する従業員数が300人以下の企業や団体が実施するワーク・ライフ・バランス推進啓発講座、研修会で講師に支払う講師料を助成 ・助成企業1社			人権政策課

#### 小項目② 多様で柔軟な働き方の実現に向けた支援

事業No.	事業名	仕事と生活を両立させる働き方についての意識啓発と支援	担当
○ワーク・ライフ・バランス推進啓発講座「一人一人が幸せを感じられる社会 従業員エンゲージメントとウェルビーイングの関係性について」実施  【実施結果】 実施場所：男女平等・共同参画センター会議室 日時：9月28日（土） 参加人数12人			人権政策課
○総合庁舎内にパンフレット棚を設置し、配布 ・マザーズハローワーク東京の事業概要のチラシ ・東京しごとセンター主催のセミナー等開催チラシ ・その他の労働に関するセミナーや講演会のチラシ			産業経済・消費生活課

事業No.	38	事業名	区職員のワーク・ライフ・バランス推進に向けた取組	担当
○時差出勤制度の本格実施の継続 ・5年度から本格実施している時差出勤制度を継続して実施した。 【対象者】 変則職場を除く午前8時30分から午後5時15分までの勤務が割り振られている正規職員、再任用フルタイム職員、再任用短時間職員及び会計年度任用職員。 ・多様な働き方を選択できる執務環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスを推進することにより業務効率化等による区民サービス向上を図るため5年4月1日から本格実施とした。 ○テレワークの本格実施 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、出勤抑制を図る観点から試行的に実施していたテレワークを、職員の働き方改革や区民サービスの向上に繋がる取組として本格実施とした。 本格実施にあたり、「サテライトオフィスワーク」を新たな形態として追加するとともに、時間単位での利用も可能としたほか、コラボレーションツールを導入する等、より多様な働き方を可能とする環境整備を行った。	人事課			

事業No.	39	事業名	区職員が子育てや介護を担いながら働くための支援	担当
○職員のワーク・ライフ・バランス推進計画の推進 4年9月に策定した「職員のワーク・ライフ・バランス推進計画」に基づき、職員の生活と仕事の両立と調和を支援し、働き方改革の推進に取り組んだ。 ○男性職員の育児休業取得促進 職員のワーク・ライフ・バランス推進計画に基づき、男性職員の育児休業取得を促進し、5年11月からは政府目標に沿った育児休業取得率向上に努めた。6年度男性職員育児休業取得率：71%	人事課			

## 中項目2-2 男性の家事・育児・介護への参加促進

### 小項目① 男性が家事、育児、介護に参加するための意識啓発

事業No.	事業名	担当
40	○男性向け家事育児講座「パパと一緒に絵本ライブを楽しもう！」 <b>【内容】</b> 男性向けの子どもとの遊び方指導（歌・絵本）及び男女参画の視点を生かした家事育児分担のあり方を学ぶ。 参加人数25人（うち子ども13人） ○ワーク・ライフ・バランス推進啓発講座「一人一人が幸せを感じられる社会 従業員エンゲージメントとウェルビーイングの関係性について」実施 <b>【実施結果】</b> 実施場所：男女平等・共同参画センター会議室 日時：9月28日（土） 参加人数12人	人権政策課

### 小項目② 男性が家事、育児、介護を積極的に担うための支援

事業No.	事業名	担当
41	○男性向け家事育児講座「パパと一緒に絵本ライブを楽しもう！」 <b>【内容】</b> 男性向けの子どもとの遊び方指導（歌・絵本）及び男女参画の視点を生かした家事育児分担のあり方を学ぶ。 参加人数25人（うち子ども13人） ○ワーク・ライフ・バランス推進啓発講座「一人一人が幸せを感じられる社会 従業員エンゲージメントとウェルビーイングの関係性について」実施 <b>【実施結果】</b> 実施場所：男女平等・共同参画センター会議室 日時：9月28日（土） 参加人数12人	人権政策課
	○消費生活講座 ○「備えよう！水回りトラブルの基礎知識」 ・参加者32名（女性20名、男性12名） ○「デジタル終活 デジタル遺品で自分や家族が困らないために」 ・参加者35名（女性29名、男性6名） ○「女性南極シェフの挑戦～食品ロスを出さない究極の料理術」 ・参加者38名（女性34名、男性4名） ○「国際大豆で味噌仕込み」（全3回） ・参加者51名（女性48名、男性3名）	産業経済・消費生活課
	○消費者力アップ講座 ○前期「鍛えよう、消費者力～賢い消費者になるための4つの知識」（全4回） ・参加者 延べ39名（女性延べ15名、男性延べ24名） ○後期「鍛えよう、消費者力～4つの知識」 ・参加者 延べ28名（女性延べ22名、男性延べ6名） ※前期、後期の講座については、後日アーカイブ配信を行った。	

<p>○「出産準備教室」の開催（土曜・日曜）      保健予防課を会場に、碑文谷保健センターと共同で企画・運営。      就労妊婦が休日に育児教室を受講する機会がない、休日に夫婦で揃って参加したい等の区民の声に応えるため、平成27年度から事業を委託化し、どちらかが初めて親になるかたを対象に赤ちゃんを迎える心構えの講義・沐浴実習・妊婦体験等を実施している。</p> <p>○「出産準備教室」（平日）      保健予防課を会場に、どちらかが初めて親になるかたを対象に赤ちゃんを迎える心構えの講義・沐浴実習等を実施している。</p> <p>6年度より、土日平日ともに各回の最大定員を8組16人から16組32人に変更し、開催時間を30分延長した。</p> <p><b>【開催実績】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年108回実施（平日12回、土曜48回、日曜48回）</li> <li>・各回の最大定員16組32人。平日は偶数月に開催・土日は毎月4日間開催</li> <li>・参加者計1,462人</li> </ul> <p>○男性向けに特化はしていないが、乳幼児健診等に同行した男性へ、育児や介護の知識や技術を情報提供した。</p> <p>○離乳食講座</p> <p><b>【開催実績】</b></p> <p>年24回実施 参加者延べ数824人（保護者461人、子363人）</p>	地域保健課 (前：保健予防課)
<p>○「出産準備教室」の開催（土曜・日曜）      保健予防課と共同で企画・運営。      就労妊婦が休日に育児教室を受講する機会がない、休日に夫婦で揃って参加したい等の区民の声に応えるため、平成27年度から、どちらかが初めて出産を迎える妊婦とそのパートナーを対象に赤ちゃんを迎える心構えの講義・沐浴実習・妊婦体験等を実施している。      また、保健予防課を会場として、偶数月の平日にも実施している。      6年度の変更点・開催実績については、上記地域保健課（保健予防課分）の回答を参照。</p> <p>○離乳食講座</p> <p>年24回実施 参加者延べ664人（保護者389人、子275人）</p>	地域保健課 (前：碑文谷保健センター)

<p>○家族介護教室</p> <p>平日、働いている方や男性も参加できるように、土・日に対面形式にて開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催回数 全6回</li> <li>・参加者延べ71人（男性22人、女性49人）</li> </ul>	福祉総合課
<p>○家事、育児、介護に関する講座 5講座</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者延べ171人（女性124人、男性8人、他0人、2講座性別データなし） ※従来女性が中心と考えられていた家事、育児、介護などについて男性が参加できるよう、曜日や時間帯を今後も工夫していく。 【社会教育館ごとの内訳】</li> <li>・東山社会教育館（1講座） 「ゆたかに育てよう！～幼児期の子どもの心とからだ」参加者延べ48人（女性46人、男性2人、他0人）</li> <li>・中央町社会教育館（2講座） 「子どもの成長のために親ができること～児童期を迎えて」参加者延べ44人（女性42人、男性2人、他0人） 「スタイルリストから学ぶファッショングクリエイション！」参加者延べ40人（女性36人、男性4人、他0人）</li> <li>・縁が丘文化会館（1講座） 「ふつうじゃないってすてきだね！～絵本を通して子どもに伝える多様性～」参加者延べ17人（性別データなし）</li> <li>・青少年プラザ（1講座） 「心の方程式でひも解く「いじめ」と「不登校」」 参加者延べ22人（性別データなし）</li> </ul>	生涯学習課

## 中項目2-3 子育て支援の充実

### 小項目① 多様な子育てサービスの充実

事業No.	事業名	担当
42	<p>○認可保育園98園（区立保育園14園、私立保育園84園、うち分園1園）（7年4月1日現在）            ①定員 7,143人            ②延長保育事業・実施園98園/98園中            ・1時間34園、2時間55園、2時間15分7園、3時間45分2園</p> <p>○入所待機児童 0人（7年4月1日現在）</p> <p>○認証保育所（7年4月1日現在） 9か所 定員340人</p> <p>○一時保育（7年4月1日現在）            認可保育所14園 定員52人 小規模保育所 7園 空き状況により変動</p> <p>○小規模保育（7年4月1日現在） 10か所 定員162人</p> <p>○事業所内保育所（7年4月1日現在） 2か所 定員 地域枠23名、従業員枠48名</p> <p>○認定こども園（7年4月1日現在）            ・中時間保育（8:30～16:30）、長時間保育（7:30～18:30）            2か所 定員54人（中時間：28人、長時間：26人）</p> <p>○保育料について            ・認可保育施設（認可保育園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所）            区が住民税額により決定（児童年齢に応じた設定）            ※幼児教育・保育の無償化により、3～5歳児クラスは無償            ※5年10月から、東京都の保育所等利用多子世帯負担軽減事業の対象拡大により、第2子以降の保育料は無償            ※「めぐろ子ども子育てサポート2023」の施策として、認可保育園等に在籍する児童の給食費負担軽減の対象を拡大し、0歳から2歳児の課税世帯について、6年1月分の保育料から所得階層に応じた給食費相当額を減額</p>	保育課

事業No.	事業名	担当
43	<p>○緊急一時保育</p> <p>病気等で一時的に保育を必要とする場合に、区立保育所で就学前の子どもの保育を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用日数 延べ793日</li> <li>・利用件数 56件</li> </ul> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病気 36件（延べ684日利用）</li> <li>・出産 3件（延べ15日利用）</li> <li>・その他 17件（延べ94日利用）</li> </ul>	保育課

事業No.	事業名	担当
44	<p>○学童保育クラブ</p> <p>入所申請超過対策として受入人数の増加及び保育環境の改善を図るため、6年4月より東山小内学童保育クラブの開設及び祐天寺学童保育クラブの補助事業を開始し、受け入れ人数の拡充を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設数 48か所</li> <li>・入所受け入れ可能数 2,624人</li> <li>・入所児童数 2,508人 6年4月1日現在</li> </ul> <p>※待機児童(国基準) 205人（ランランひろば、ランドセル来館等利用）</p>	子育て支援課

事業No.	45	事業名	育児支援サービス事業の実施	担当
○育児支援サービス事業			<p>高齢者の知識と経験を活かし、地域で安心して子どもを出産し、子育てができるよう、子育て世帯を対象とした育児支援サービス、産前・産後支援サービスを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約金額：13,370,367円（前年度比+0.1%）</li> <li>・就業延人員：7,386人日</li> <li>・受注件数：280件（受託件数：1,203件）</li> </ul> <p>受注件数の内訳：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①幼稚園・保育園の送迎：61件</li> <li>②産前産後の家事援助：119件</li> <li>③ベビーシッター（見守り）：100件</li> </ul>	高齢福祉課

事業No.	46	事業名	ファミリー・サポート・センター事業の実施	担当
○ファミリー・サポート・センター事業			<p>地域で育児の援助を行う人と育児の援助を希望する人を組織化し、相互援助活動を行うことにより仕事と育児の両立を支援するとともに、子育て家庭の育児を多様な形で支援した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動件数 2,843件（延べ利用件数 3,346件）</li> <li>・ファミリー利用会員登録数 268人（6年度末現在）</li> <li>・ファミリー協力会員登録数 404人（6年度末現在）</li> <li>・ファミリー両方会員登録数 0人（6年度末現在）</li> </ul>	こども家庭センター (前：子育て支援課)

事業No.	47	事業名	子どもショートステイ事業の実施	担当
○子どもショートステイ事業			<p>保育者の疾病などにより、その児童の養育が一時的に困難となった区民の申請に基づき、その児童（2歳から小学校6年生まで）を児童養護施設（目黒若葉寮）において短期養育した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用日数 延べ242日</li> <li>・利用者数 延べ91人</li> </ul>	
○乳幼児ショートステイ事業（5.4.1～）			<p>上記事業内容の対象児童を乳幼児（0歳から2歳未満）とし、日赤乳児院において事業実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用日数 延べ63日</li> <li>・利用者数 延べ16人</li> </ul>	こども家庭センター (前：子ども家庭支援センター)
○要支援家庭を対象とした子どもショートステイ事業			<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用日数 延べ164日</li> <li>・利用者数 延べ43人</li> </ul>	

## 小項目② ひとり親家庭に対する支援

事業No.	事業名	担当
48	自立支援の充実	
○児童扶養手当 父又は母と生計を同じくしていない児童の生活の安定と自立促進に寄与する目的の国の制度。18歳に達した後の最初の3月31日までの児童を監護、養育している母子家庭等(22年8月から父子家庭にも拡大)の世帯に対し、手当を支給した。 ・受給世帯数 677世帯（7年3月31日現在）	子ども若者課（前：子育て支援課）	
○母子相談1,319件（うち父子からの相談11件） 【内訳】 ・生活一般 410件（4件） ・児童 26件（1件） ・生活援護 661件（6件） ・その他 222件（0件）		
○各種給付金の支給 ・自立支援教育訓練給付金の支給 2件 ・高等職業訓練促進給付金の支給 5件 ・高等職業訓練修了支援給付金の支給 0件 ○母子及び父子家庭の経済的自立を支援するため、修学などに必要な資金の貸付を実施 ・母子及び父子福祉資金 15件（うち父子1件） 【内訳】 ・修学資金 8件（うち父子1件） ・就学支度資金 5件（0件） ・技能習得資金 2件（0件）	子ども若者課（前：子ども家庭支援センター）	

事業No.	事業名	担当
49	日常生活支援の充実	
○日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に、一定期間ホームヘルパーの派遣が受けられる介護券を交付 ・派遣世帯数 18世帯（母子17世帯、父子1世帯） ・延べ派遣世帯数 185世帯（母子173世帯、父子12世帯） ・延べ派遣回数 1,640回（母子1,478回、父子162回）	子ども若者課（前：子ども家庭支援センター）	

事業No.	事業名	担当
50	居住支援事業の実施	
○ひとり親家庭に対する居住支援事業 ・家賃助成 65世帯（継続35世帯+新規30世帯） ※ひとり親家庭に対する家賃助成については、平成23年度まで高齢者世帯等居住継続家賃助成制度の中で行い、平成24年度からはファミリー世帯家賃助成制度の中で行っている。	住宅課	
【内訳】 ・ファミリー世帯家賃助成制度での家賃助成決定 65世帯		

## 小項目③ 地域ぐるみの子育て支援

事業No.	事業名	担当
51	自主保育グループへの支援	こども家庭センター（前：子育て支援課）

○活動の場の提供  
前年度まですくナビ登録基準が不明確で、新規登録を希望する団体への対応が困難であったため、新たに要綱を作成し登録基準を設置。また名称を自主グループからめぐろ子ども子育てサポートグループに変更し、新規に登録するグループを募集。

○子育て自主グループ情報の発信  
・子育て情報ポータルサイト及び子育てアプリにて、子育て自主グループの活動内容やオンラインイベントの情報を掲載した。（団体数27）

○子育て自主グループの活動紹介  
めぐろ子ども子育てサポートグループ紹介ポスターを作成。関係機関に配布し掲示を依頼した。

事業No.	事業名	担当
52	ネットワークづくりの支援	地域保健課（前：保健予防課）

○「出産準備教室」の開催（土曜・日曜）  
保健予防課を会場に、碑文谷保健センターと共同で企画・運営。  
就労妊婦が休日に育児教室を受講する機会がない、休日に夫婦で揃って参加したい等の区民の声に応えるため、平成27年度から事業を委託化し、どちらかが初めて親になるかたを対象に赤ちゃんを迎える心構えの講義・沐浴実習・妊婦体験等を実施している。

○「出産準備教室」（平日）  
保健予防課を会場に、どちらかが初めて親になるかたを対象に赤ちゃんを迎える心構えの講義・沐浴実習等を実施している。  
6年度より、土日平日ともに各界の最大定員を8組16人から16組32人に変更し、開催時間を30分延長した。

【開催実績】  
・年108回実施（平日12回、土曜48回、日曜48回）  
・各界の最大定員16組32人。平日は偶数月に開催・土日は毎月4日間開催  
・参加者計1,462人

○はじめての子育ての集い  
保護者同士の交流を目的として行っており、5年度10月から時間を延ばし、参加人数を増やして開催した。

【開催実績】  
年12回実施、参加者302人（保護者158人、子144人）

○離乳食講座  
【開催実績】  
年24回実施 参加者延べ824人（保護者461人、子363人）

<p>○「出産準備教室」の開催（土曜・日曜） 保健予防課と共同で企画・運営。 就労妊婦が休日に育児教室を受講する機会がない、休日に夫婦で揃って参加したい等の区民の声に応えるため、平成27年度から、どちらかが初めて出産を迎える妊婦とそのパートナーを対象に赤ちゃんを迎える心構えの講義・沐浴実習・妊婦体験等を実施している。 また、保健予防課を会場として、偶数月の平日にも実施している。 6年度の変更点・開催実績については、上記地域保健課（保健予防課分）の回答を参照。</p> <p>○はじめての子育ての集い 第1子で生後2か月から5か月までの赤ちゃんと保護者の会。情報交換や仲間づくりを目的に実施した。</p> <p>【開催実績】 年12回実施、参加者279人（保護者152名、子127名）</p> <p>○多胎児家庭支援事業 多胎児懇談会に加え、妊娠中の妊婦に対して、多胎の知識や実際の育児について学ぶ講座として、5年度より「多胎プレファミリー講座」を実施している。</p> <p>【開催実績】 ・多胎児懇談会 年6回実施 参加者延べ35人 ・多胎プレファミリー講座 年3回 参加者数6人</p> <p>○離乳食講座 年24回実施 参加者延べ664人（保護者389人、子275人）</p>	地域保健課 (前：碑文谷保健センター)
---	------------------------

事業No.	53	事業名	子育て世代包括支援センター事業の実施	担当
○ゆりかごめぐろ			すべての妊婦の方を対象に、保健師、助産師、看護師の専門職が面接し、妊娠、出産子育てについての相談を行っている。	

【実績】  
妊婦面接（ゆりかご面接）面接者数延べ1,135人（内オンライン相談81人）

○産後ケア事業の実施  
産後、家族等から十分な子育ての支援を受けることが難しい方、育児に不安のある方、体調不良のある方等を対象に、宿泊して助産師の指導を受けられる宿泊型や、助産師が自宅を訪問して乳房ケアや育児相談を受けられる訪問型、助産師から体のケアや赤ちゃんとの過ごし方を聴いたり、参加者同士で交流できる通所「集団」型を実施した。また、7年2月から、施設に日帰りで滞在して、助産師等の専門職によるケアや育児指導などを受けることができる通所「個別」型を開始した。

【実績】  
・産後ケア事業（訪問型） （母）延べ 169人  
・産後ケア事業（宿泊型） （母）延べ 578人  
・産後ケア事業（通所「集団」型） 11回実施 （母）58人参加  
・産後ケア事業（通所「個別」型） （母）延べ 0人

○子育て世代包括支援センター関係機関連携会議  
保健医療や関係機関との連絡調整や意見交換を目的とした子育て世代包括支援センター関係機関連携会議を4年1月に設置。6年度は2回開催し、子育て世代支援の現状や課題等について関係機関と共有することができた。

<p>○ゆりかごめぐろ すべての妊婦の方を対象に、保健師、助産師、看護師の専門職が面接し、妊娠、出産子育てについての相談を行っている。</p> <p>【実績】 妊婦面接（ゆりかご面接）面接者数延べ1,100人（うちオンライン相談79人）</p> <p>○産後ケア事業の実施 産後、家族等から十分な子育ての支援を受けることが難しい方、育児に不安のある方、体調不良のある方等が対象に、宿泊して助産師の指導を受けられる宿泊型や、助産師が自宅を訪問して乳房ケアや育児相談を受けられる訪問型、助産師から体のケアや赤ちゃんとの過ごし方を聴いたり、参加者同士で交流できる通所「集団」型を実施した。また、7年2月から、施設に日帰りで滞在して、助産師等の専門職によるケアや育児指導などを受けることができる通所「個別」型を開始した。</p> <p>【実績】  <ul style="list-style-type: none"> <li>・産後ケア事業（訪問型） （母）延べ 111人</li> <li>・産後ケア事業（宿泊型） （母）延べ 426人</li> <li>・産後ケア事業（通所「集団」型） 年11回実施 （母）66人参加</li> <li>・産後ケア事業（通所「個別」型） （母）延べ 13人</li> </ul> </p> <p>○子育て世代包括支援センター関係機関連携会議 保健医療や関係機関との連絡調整や意見交換を目的とした子育て世代包括支援センター関係機関連携会議を4年1月に設置。6年度は2回開催し、子育て世代支援の現状や課題等について関係機関と共有することができた。</p>	地域保健課 (前：碑文谷保健センター)
--	------------------------

<p>○利用者支援事業の実施と連携 利用者支援係では、利用者支援事業[基本型]と保健部門との切れ目ない支援のために、関係機関連携会議への出席や母子保健部門（保健予防課と碑文谷保健センター）への子育て世代包括支援センター連絡票の送付を実施している。 6年度の連絡票発行実績は、発送件数19件（うち保健予防課あて12件、碑文谷保健センターあて7件）であった。 育兾支援サービスの拡充や相談先が増えたことに伴い、利用者支援係から連携をする必要がある相談が減少し、連絡票の発行件数も減少傾向となっている。</p>	こども家庭センター (前：子育て支援課)
--	-------------------------

事業No.	54	事業名	子育てに関する相談・支援の実施	担当
<p>○ほねっとひろば事業 【子育てふれあいひろば事業】  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひろば利用者 延べ11,627人（大人5,905人、子ども5,722人） うち父親の利用652人</li> <li>・ひろば相談 373件</li> <li>・とっとタイム（ボランティアや職員による読み聞かせ・手遊び等）、職員による子育て講座、保健講座・歯科講座・保育講座</li> </ul> <p>なお、とっとタイムは77回開催、保健講座を1回開催した。</p> <p>【利用者支援事業】  <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て総合相談273件 (相談内訳) <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問0件</li> <li>・来所19件</li> <li>・電話245件</li> <li>・メール9件</li> <li>・オンライン0件</li> </ul> </li> <li>・地域の自主グループ支援（事業51に掲載）</li> <li>・講座 子育て講演会を開催</li> </ul> </p> </p>	こども家庭センター (前：子育て支援課)			

○子ども家庭支援センター事業 ①相談実績 801件（来所31件、電話698件、訪問34件、その他38件） 上記相談実績のうち、虐待受理事件数 481件 ②・子育てスーパーバイザー派遣事業 活動時間 延べ197時間 ・家事育児支援ヘルパー派遣事業 利用者 延べ320人	子ども家庭センター（前：子ども家庭支援センター）
---	--------------------------

事業No.	55	事業名	地域教育懇談会への支援	担当
○各中学校区での地域教育懇談会の活動を支援 ・地域教育懇談会代表者会の開催（年2回） →地域教育懇談会代表者会において、いじめや不登校の状況等の情報提供や各団体の情報交換等を実施した。 ・活動経費の一部負担				生涯学習課

事業No.	56	事業名	子育てふれあいひろば事業の実施	担当
○親子の交流、相談事業の充実を図るため、土、日を含め児童館との一体的な運営体制の充実を図った。子育てひろばは定員（20名）制とし、子育て相談は、隨時受け付けた。				子ども家庭センター（前：子育て支援課）
○区内にある子育てひろば運営者による連絡会（年4回）を開催し、相互の事業内容、相談事例のディスカッションを行い、利用者の声を反映した事業の実施に取り組んだ。				
○上目黒児童館にて「子育てひろば」開設 ・開所日数 320日 ・利用者 延べ 8,420人				
○子育てひろば相談件数 延べ 208件				
○子育てふれあいひろば 菅刈保育園、第二上目黒保育園、原町保育園、八雲保育園の4園の子育てふれあいひろばで、家庭で保育している保護者の子育て支援として子育て相談等を行った。 6年度は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、利用時間や利用人数の制限を外して受け入れを行った。また、手作り講座など各種講座は保育園と連携して開催した。 ・利用者数 19,562人(8,968組) ・子育て相談 508件 ・園児と遊ぼう会等 1,587人 ・各種講座 153人 ・体験保育等 331人 ・あそび場開放等 502人				保育課

事業No.	57	事業名	子育て情報の提供	担当
○子育て情報ポータルサイト及び子育てアプリ運営 ・区民編集委員会議の開催6回				子ども家庭センター（前：子育て支援課）
○子育て情報の発信 ・アプリ利用者数 8,853人 ・区からのお知らせ（プッシュ通知配信）195件				
○めぐろ子育てホッ！とブックの発行 ・7年度版日本語版冊子 8,800部（7年3月発行）				

## 中項目2-4 介護支援の充実

### 小項目① 高齢者や障害者の自立支援と社会参加の促進

事業No.	事業名	各種相談事業の充実と連携	担当
○高齢者のうち、生計が困難な方、今後の生計に不安を感じている方等に対し、生活相談（生活保護等の相談）を実施（必要に応じて、関係機関と連携）			福祉総合課
○高齢者センター相談 ・健康相談(207日) 相談人数 3,271人（男性1,638人、女性1,633人） 健康相談の実施を通じて、必要な方に相談機関を紹介し、連携している。 ・生活相談（293日） 相談人数744人（男性197人、女性547人）			高齢福祉課
○高齢者のうち、生活が困難な方、今後の生活に不安を感じている方等に対し、生活相談（生活保護等の相談）を実施。状況に応じて関係機関と連携し、必要な方には生活保護を勧める。 ○高齢者のうち生活保護受給者については、高齢者支援員の配置により、個別事情に応じた自立目標をサポート。			生活福祉課

事業No.	事業名	権利擁護センター事業の実施	担当
○各種相談事業 （一般相談） 【内訳】 ・日常生活自立支援事業 1,817件 ・身体障害者等福祉サービス 61件 ・事務管理 8件 ・遺言作成 29件 ・権利侵害 7件 ・法人後見、監督 290件 （専門相談） 78件 （苦情相談） 93件 ○成年後見制度の利用支援事業 ・後見人等紹介制度 39件 ・候補者名簿登録数 75人 ・成年後見人等への報酬助成 7件 ・申立人への申立て費用助成 1件 ○委員等 ・運営等審査会委員 5人（女性2人、男性3人） ・専門相談員 4人（女性2人、男性2人） ・苦情調整員 3人（女性2人、男性1人） ・めぐろ成年後見ネットワーク 23人（女性11人、男性12人）			健康福祉計画課

事業No.	事業名	担当
60	居住支援事業の実施	
○居住支援協議会	<p>地域福祉・不動産関係・行政が相互に連携し、居住支援に関する情報共有や必要な支援策の検討・協議を行う会議を行うとともに、関係団体、関係者、区民に向けた居住支援セミナーや研修会を開催し、福祉型の居住支援施策を推進することにより、住宅確保要配慮者に対する居住支援の促進に寄与した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居住支援協議会の開催（年2回）</li> <li>・居住支援セミナーの開催（年1回：参加者54名[来場35名・オンライン19名]）</li> <li>・各種制度やサービスを記載した「目黒区居住支援のしおり」の配布</li> <li>・区ウェブサイトでの周知</li> <li>・区住宅・福祉・子育て部局との連携</li> </ul>	福祉総合課
○住宅確保要配慮者の居住支援に係る総合的な相談支援業務	<p>福祉の総合相談窓口で、生活相談と一体的に実施した。また、一人ひとりの状況に応じて、必要な支援につなげ、具体的に関連する各事業やサービスの活用を図った。</p> <p>住まいの相談支援実績 相談件数：163件（延べ件数 466件）</p>	
○高齢者に対する居住支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間賃貸住宅情報提供 9世帯</li> <li>・居住継続家賃助成 296世帯</li> </ul>	住宅課

事業No.	事業名	担当
61	高齢者福祉住宅の提供	
○高齢者福祉住宅（7年3月末現在）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区営 16団地、232戸</li> <li>・都営 2団地、34戸</li> <li>・入居者 262人（女性147人、男性115人）</li> </ul>	高齢福祉課

事業No.	事業名	担当
62	住宅改修給付事業の実施	
○住宅改修予防給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手すりの取付け、床段差の解消等 3件（女性2件、男性 1件）</li> </ul>	
○住宅設備改修給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレの洋式化 4件（女性 3件、男性 1件）</li> <li>・低浴槽への交換 27件（女性 21件、男性 6件）</li> <li>・座位で利用できる流し・洗面台への取替え ①件（女性 1件、男性 0件）</li> </ul>	高齢福祉課

事業No.	63	事業名	生きがい支援事業の実施	担当
○老人いこいの家利用者 延べ110,358人（女82,403人、男27,955人） ○竹の子クラブ（旧老人クラブ）会員数 3,466人（女2,529人、男937人） ○高齢者センター事業 ①介護予防・認知症予防事業 実施なし ②健康づくり・フレイル予防事業〈トリム体操等〉（227回） 参加者6,143人（女性5,377人、男性766人） ③趣味・教養事業〈脳トレ、スマホ講座等〉（259回） 参加者5,077人（女性4,165人、男性912人） ④オンライン事業〈オンライン相談会、スローエアロビック等〉（607回） 参加者1,654人（女性1,331人、男性323人） ⑤交流事業〈納涼祭、田道小学校との交流等〉（42回） 参加者2,186人（女性1,791人、男性395人）		高齢福祉課		

事業No.	64	事業名	就労支援事業の実施	担当
○シルバー人材センター 働く意欲のある健康な高齢者（概ね60歳以上）に、知識や経験及び希望に沿った臨時的かつ短期的な就業を提供した。内容は、公園・駐輪場等公共施設の管理、マンション清掃、植木の手入れ、家事援助・育児支援サービスなど。独自事業として、パソコン・書道・着付け・日本画・シニアの学校の各教室事業のほか、和洋服のリフォームを実施している。 ・会員数 1,144人（7年3月31日現在） ・就業実人員 997人 ・就業率 87.2% ・就業延実人員 27,064人 ・就業延日人員 119,350人日 ・請負契約金額 547,517,214円（対前年度比—3. 4 %）		高齢福祉課		
○就労面と生活面の一体的な支援 障害者の一般就労を促進するため、地域において就労面と生活面の一体的な支援を障害者に提供した（目黒障害者就労支援センターに委託）。 【6年度実績】 ・目黒区障害者就労支援センター登録者数348人（男性224人、女性124人） ・就職者数284人（男性190人、女性94人）		障害施策推進課		

事業No.	65	事業名	自立訓練事業の実施	担当
自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスを実施。 【6年度実績】 ○自立訓練（生活訓練） ・延べ支給決定者数：333人（7年1月末時点まで） ・延べ利用者数：314人（7年1月末時点まで） ・延べ利用日数：3,196日（7年1月末時点まで） ○自立訓練（機能訓練） ・延べ支給決定者数：10人（7年1月末時点まで） ・延べ利用者数：10人（7年1月末時点まで） ・延べ利用日数：154日（7年1月末時点まで）		障害施策推進課		

## 小項目② 地域における包括的な介護支援

事業No.	事業名	担当
66	<p>○介護等相談事業 介護に関する相談や、高齢者保健福祉サービスなどの情報提供を行った。相談を行う中で、介護保険サービスの利用や必要に応じた訪問保健相談事業の導入などを実施した。（相談内容に応じて、地域包括支援センターなどの関係所管や民生委員、事業者、施設、病院などの各関係機関と連携）。また、在宅療養相談窓口を各地域包括支援センターに設置し、在宅医療と介護サービスについての相談支援を行った。</p> <p>○家族介護教室 平日、働いている方や男性も参加できるように、土・日に対面形式にて開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催回数 全6回</li> <li>・参加者延べ71人（男性22人、女性49人）</li> </ul>	福祉総合課
	<p>○在宅生活が困難な高齢者及びその介護者に対して施設入所相談を行っている。施設入所相談を通して、介護者の負担を軽減し、介護者の介護と仕事の両立に寄与している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談件数 36件（養護老人ホーム 30件、特別養護老人ホームやむを得ない措置 6件）</li> <li>・介護施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>(4) 施設数 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 養護老人ホーム 1施設</li> <li>② 特別養護老人ホーム 9施設（うち区立3施設）</li> <li>③ 都市型軽費老人ホーム 2施設</li> </ul> </li> <li>(2) 入所者数 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 養護老人ホーム 150人</li> <li>② 特別養護老人ホーム 925人</li> <li>③ 都市型軽費老人ホーム 36人</li> </ul> </li> <li>(3) 入所待機者数 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 養護老人ホーム 1人</li> <li>② 特別養護老人ホーム 539人</li> <li>③ 都市型軽費老人ホーム 17人</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	高齢福祉課
	<p>○障害者相談支援事業として、障害者等からの様々な相談対応、障害者サービス等に関する必要な情報提供、権利擁護に必要な援助等を、特定相談支援事業所（4事業所）に委託して実施した。</p> <p>◆実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談件数（権利擁護等）…延べ166件</li> <li>・相談支援を利用している人の人数（障害者）…延べ1,663人</li> <li>・相談支援を利用している人の人数（障害児）…延べ168人</li> </ul>	障害施策推進課

<p>○相談及び情報提供の実施 家族介護を日常的に無理なく継続できるよう、相談者の立場に立ったきめ細やかで効果的な障害福祉サービスの活用や介護環境の改善について、助言・サービス紹介等を行い、男女問わない介護者の負担軽減を図った。女性の就労支援として障害福祉サービスの利用決定も多い。（男女別の相談数は集計していない。）</p> <p>○緊急一時保護事業・ショートステイ ・延べ利用者数433人 ・延べ利用日数1,272日（7年3月末現在）（区立ショートステイを含む。）</p> <p>○ミドルステイ ・延べ利用者数6人　　・延べ利用日数421日（7年3月末現在）</p> <p>○在宅レスパイト・就労等支援事業 ・延べ利用者数 レスパイト512回、就労など支援140回（7年3月末現在）</p> <p>○介護・看護相談支援 介護に関する相談や、乳幼児・児童・高齢者等の保健・福祉全般に関するサービスの情報提供を行い、必要に応じて他課の事業紹介や介護保険サービスの利用、医療機関への受診を勧めた。包括支援センター、民生委員、事業者、施設、病院などの各関係機関との連携に努めた。</p>	障害者支援課
---	--------

事業No.	67	事業名	在宅介護支援事業の充実	担当
○在宅介護支援事業 高齢者の在宅生活を支援するため、在宅支援ヘルパーの派遣、寝具乾燥・消毒サービス、出張理美容サービス券の支給、紙おむつの支給を行った。 ・在宅支援ヘルパー派遣（病院内介助以外） 年間利用者数1人 ・在宅支援ヘルパー派遣（病院内介助） 延べ452人 ・寝具乾燥・消毒サービス 延べ441人 ・出張理美容サービス 延べ754人 ・紙おむつ支給 延べ22,673人				高齢福祉課

事業No.	68	事業名	介護施設等の整備	担当
○国家公務員宿舎駒場住宅跡地に係る整備 国家公務員宿舎駒場住宅跡地に係る特別養護老人ホーム等の整備について、6年3月に整備運営事業者において工事請負契約に係る入札を実施したが、最低入札価格が予定価格を上回ったため不調となった。 昨今の建築費上昇を受け、都は整備費補助金の増額における補助協議を行い、区においても区独自の整備費補助金について調整を行った。整備運営事業者は、都及び区の補助金額の調整を受けて、6年9月に再入札を実施し、6年11月から工事を開始した。 ○都営住宅目黒一丁目アパート27号棟跡地に係る整備 当該地について、都は「地域の福祉インフラ整備事業」としての活用を決定し、これを受け、区では特別養護老人ホーム及び認知症高齢者グループホームなどの整備を行うこととした。 6年7月に整備運営事業者の公募を行い、選定委員会における審査等を経たうえで当該事業者を決定した。当該性備運営事業者を決定したことから、今後の整備計画について、7年3月に住民説明会を実施した。				高齢福祉課

事業No.	69	事業名	家族介護者の交流機会の充実	担当
○介護者の会運営支援				
・区内5か所で60回開催。				
○「コミュニティカフェ」活動支援（5年度より委託）				
・コミュニティカフェ：区内3か所で32回開催				
○「Dカフェ（認知症カフェ）」の活動支援				福祉総合課
・Dカフェ（認知症カフェ）：12か所で計135回開催				
○若年性認知症家族会				
・1か所で計6回開催				
○医療的ケアが必要な重症心身障害児や家族の交流活動を自発的に行っている団体（家族会）の活動支援を行った。				
◆実施内容				
・ポニー乗馬10回				
・医ケアポニー乗馬3回				
・音楽療法2回				
・リボンレイワークショップ3回				障害施策推進課
・音楽会1回				
・セミナー1回				
・ハンドアーチェリー2回				
・東肢連イベント1回				
・出張型室内遊び場1回				
○談話会等の実施				
目黒区発達障害支援拠点「ぱると」において、発達に課題のあるかたのご家族を対象に、発達障害について学ぶ勉強会や、ご家族同士の悩みや情報等を共有する談話会を開催した。				
【実施結果】				
・第1回勉強会　日時等：6月22日（土）　定員：20名　参加人数：16人　テーマ：進学について～中学を中心に～				
・第2回勉強会　日時等：7月20日（土）　定員：20名　参加人数：18人　テーマ：進学について～高校を中心に～				障害者支援課
・第3回談話会　日時等：10月5日（土）　定員：20名　参加人数：7人　テーマ：わが子ってどんな子？～子どもの未来を考える				
・第4回勉強会　日時等：1月25日（土）　定員：20名　参加人数：6人　テーマ：社会に出ていくために～大人になって気づくこと～				
・第5回勉強会　日時等：2月18日（火）　定員：20名　参加人数：7人　テーマ：家族の関係～それぞれの人生をより良く生きるために～				

## 大項目3 人権と性の多様性が尊重される社会の形成

### 中項目3-1 性差に関する意識の改革と理解促進

#### 小項目① 固定的な性別役割分担意識に基づく情報・表現を読み解く力の向上

事業No.	70	事業名	学校教育を通じたメディア・リテラシーの育成	担当
○児童・生徒の情報活用能力の育成			<p>学習指導要領においても、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつなど情報モラルを身に付け、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を養うことが求められている。</p> <p>情報モラル教育では、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報の収集、発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるため、「目黒区小・中学校情報モラルモデルカリキュラム」（5年12月改定）を活用し、教育の充実を図っている。</p>	教育指導課

事業No.	71	事業名	あらゆる世代に対するメディア・リテラシー向上の取組	担当
○男女共同参画週間講座 一人一人が自分らしく生きられる仕組み作り 内容 SDGs目標5「ジェンダー平等を実現しよう」の理解、D E & I (Diversity=多様性、Equity=公平性、Inclusion=包摂性)の3つの要素を組み合わせた概念であり、組織や社会における多様な人々が、それぞれの個性や能力を最大限に発揮できるような環境を整備し、共に成長していくことを目指す考え方) の意義と仕組み作り、性差に関する意識改革と理解及びメディア・リテラシーについて、講座とワークショップを実施した。 【実施結果】 実施場所：男女平等・共同参画センター会議室 日時：6月29日（土） 参加人数：17人				人権政策課

## 中項目3-2 配偶者等からの暴力の根絶及び被害者支援

### 小項目① 暴力の根絶に向けた意識啓発

事業No.	事業名	担当
72	未然防止・早期発見のための啓発事業の実施  ○総合庁舎及び男女平等・共同参画センターの女性トイレに、相談カード「ひとりで悩んでいませんか？」を設置 ○女性への暴力防止パネル展の開催 「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、総合庁舎西口ロビーで女性への暴力防止パネル展を実施した。 ○男女平等・共同参画センター相談室ロビーに、DV防止啓発パネルを常設展示 ○女性への暴力防止講座 「防犯護身術を学ぶ～いざというときの身の守り方」 【内容】女性が被害に遭わないための注意事項を実例から学ぶとともに、いざという時に自分の身を守る方法を警察官の指導の下、護身術を実践しながら学んだ。 【実施結果】実施場所：中目黒住区センター第5・6会議室 日時：11月22日（金） 参加人数 48人	人権政策課
73	DV被害者に対し、個別の相談内容に応じた関係機関の紹介を実施 ・女性相談件数168件（うち夫等の暴力被害に関する相談 35件） ・母子相談1,319件（うち父子からの相談 11件） →母子相談のうち暴力被害に関する相談 69件（うち父子からの相談 0件）	子ども若者課（前：子ども家庭支援センター）

事業No.	事業名	担当
73	デートDV防止に向けた啓発事業の実施  ○デートDV防止出張講座（中学生向け人権教育プログラム）実施 【実施結果】 実施場所：目黒区立第一中学校、第七中学校 日時：8月29日（木）第七中学校、11月14日（木）第一中学校 参加人数延べ126人	人権政策課

### 小項目② 被害者に対する相談と支援の充実

事業No.	事業名	担当
74	相談体制の充実  ○相談内容に応じた関係機関の紹介 めぐろ区報への掲載、公営掲示版等へのポスター掲示及び庁外施設でのチラシの配布等のPRを行った。また、DVの被害につながる事例を含め、早期の相談がしやすくなるよう法律相談等のPRに努めるとともに、個別の相談内容に応じた関係機関の紹介を実施した。 ・区民相談（一般） 1,708件	広報広聴課（前：区民の声課）

<p>○総合庁舎及び男女平等・共同参画センターの女性トイレに、相談カード「ひとりで悩んでいませんか？」を設置</p> <p>○LGBTに関する相談カードの配布 LGBTに関する相談カードを総合庁舎、社会教育館及び図書館等の施設に配布した。</p> <p>○目黒区男女平等・共同参画オンブズ（DV相談0件）</p> <p>○こころの悩みなんでも相談 249日（うち夜間相談50日）       <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者1,150人（うち男性5人）</li> <li>・相談件数2,019件（うちDV136件、その他の暴力36件）</li> </ul>       ※相談項目に性的マイノリティに関するなどを加えている。        ※DV相談については、必要に応じて他の部署と連携している。     </p> <p>○法律相談（予約面談） 20日       <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談件数43件（うちDV件数10件）</li> </ul> </p> <p>○からだの相談 20日       <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者38人 相談件数71件（面接42件、電話29件）</li> </ul> </p> <p>○LGBT相談 12日       <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談件数39件</li> </ul> </p> <p>○相談事業懇談会等       <ul style="list-style-type: none"> <li>・「こころの悩みなんでも相談」相談員との懇談会（1回）</li> <li>・「法律相談」相談員との懇談会（1回）</li> <li>・「LGBT相談」相談員との懇談会（2回）</li> <li>・「目黒区法曹会との法律相談懇談会」（1回）</li> </ul> </p>	人権政策課
<p>○DV等の相談窓口を明示したリーフレットや携帯用カードを配置した。</p> <p>○健診や訪問等の日常業務の中で広く相談を受けており、相談しやすい環境づくりに努めている。</p> <p>○DVについては、初回面接時は、人権に配慮した適切な対応を心がけている。必要に応じて関係所管や警察と連携するとともに、本人だけでなく、乳幼児についても健診・予防接種が適切に受けられるよう、また継続相談ができるよう転出入の場合は他自治体と連携した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師によるDVに関する訪問、面接、電話 5件</li> <li>・関係機関との連絡件数 3件</li> </ul>	地域保健課 (前：保健予防課)
<p>○関係機関との連携 相談を受けた際は、専門の相談窓口につないだり、関係機関と連携を図った。</p> <p>○行政機関進行管理会議への出席</p>	地域保健課 (前：碑文谷保健センター)

<p>○平成27年度から、見守りネットワークの対象拡大に伴い、「高齢者見守りネットワーク（愛称「見守りめぐねっと」）」から「見守りネットワーク」に名称を変更し、「高齢者見守り訪問事業」と「見守りサポーター養成講座」の3事業を一体的に推進し効果的な事業展開を行った。</p> <p>○見守りネットワーク参加団体・事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協力団体 29団体</li> <li>・協力事業者 453事業者（7年3月末時点）</li> </ul> <p>○見守りネットワーク（愛称「見守りめぐねっと」）で、警察署及び消防署などの関係機関との連携を強化し、支援体制の充実を推進した。</p> <p>○区民一人一人が見守りサポーターとなるべく、区民を対象とした「見守りサポーター養成講座」を地域で2回開催した。（対面・オンライン併用開催、参加者延べ94人）</p> <p>○元年度より設置した「福祉の総合相談窓口（福祉のコンシェルジュ）」にて福祉のさまざまな相談を受け止め、地域包括支援センターや専門機関などと連携しながら、課題の解決に向けて支援を行った。</p> <p>福祉のコンシェルジュ（ふくしの相談係・くらしの相談係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規相談受付件数 677件</li> <li>・DV・虐待に関する相談件数 321件（7年3月末時点把握数）</li> </ul>	福祉総合課
<p>○区内5か所の地域包括支援センター、福祉総合課とともに、高齢者の総合相談・支援業務及び、高齢者虐待防止などの権利擁護業務を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力（虐待）に関する通報相談件数 94件</li> <li>・虐待と判断し、虐待対応した件数 45件（うち配偶者からの虐待は15件）</li> </ul>	高齢福祉課
<p>○DVを原因として、生計が苦しく生活が困難な者、今後の生計に不安を感じている者等に、関係機関と連携し、生活保護相談を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談件数 1,750件（うちDVに関するもの延べ6件）</li> </ul> <p>○関係機関との連携強化（犯罪被害者ネットワーク、DV防止関係機関連絡会議、見守りネットワーク等）。</p> <p>○生活保護の要件に該当する場合は、関係機関の要請又は協力により、安全を確保しつつ適正・迅速な生活保護を実施。</p>	生活福祉課
<p>【①子ども若者課分回答】</p> <p>○DV被害者に対し、個別の相談内容に応じた関係機関の紹介を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性相談件数168件（うち夫等の暴力被害に関する相談 35件）</li> <li>・母子相談1,319件（うち父子からの相談11件）</li> </ul> <p>→母子相談のうち暴力被害に関する相談 69件（うち父子からの相談0件）</p> <p>【②こども家庭センター分回答】</p> <p>○子ども家庭支援センター事業</p> <p>児童虐待を含むすべての保護を要する児童へ、早期に適切な支援を行うため「要保護児童対策地域協議会」の充実を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者会議 1回</li> <li>・実務者連絡会 1回</li> <li>・地域モニタリング会議 12回</li> <li>・行政機関進行管理会議 12回</li> <li>・個別ケース検討（関係者）会議 54回</li> </ul>	子ども若者課／こども家庭センター (前：子ども家庭支援センター)

事業No.	75	事業名	自立支援事業の実施	担当
○目黒区DV防止関係機関連絡会議に参加し、関係機関等と意見交換を行った。また必要に応じ情報交換や情報管理、早期の相談などを行い、関係各課との連携を強化した。				
○DV被害者のうち、生計が困難で生活保護の要件に該当する場合は、本人の申請に基づき安全に配慮しつつ適正・迅速な生活保護を適用した。				生活福祉課

事業No.	76	事業名	緊急一時保護事業の実施	担当
○DV被害者等の緊急一時保護事業を実施				子ども若者課（前：子ども家庭支援センター）

### 小項目③ 関係機関や団体等との連携強化

事業No.	77	事業名	東京都との連携	担当
○東京都の「配偶者暴力に関する区市町村事業調査」に協力 相談件数や啓発事業について東京都へ報告、東京都からはとりまとめ結果の提供を受け、情報を共有している。				人権政策課

事業No.	78	事業名	関係機関との連携	担当
○目黒区DV防止関係機関連絡会議の開催 ・構成委員数 25人 【内容】 ・配偶者暴力相談等件数の推移について ・DV対応における各機関（所属）の取組について ・情報交換 【関係機関】 ・区関係所管課 ・相談員（こころの悩みなんでも相談） ・目黒区社会福祉協議会（権利擁護センター「めぐろ」） ・目黒警察署 ・碑文谷警察署 DV対応における各機関（所属）の取組や情報交換の中で課題も含めて意見交換した。				人権政策課

### 中項目3-3 女性への暴力やハラスメントの根絶

#### 小項目① 女性に対するあらゆる暴力の根絶

事業No.	事業名	担当
79	<p>女性に対する暴力の防止に向けた啓発事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○総合庁舎及び男女平等・共同参画センターの女性トイレに、相談カード「ひとりで悩んでいませんか？」を設置</li> <li>○女性への暴力防止パネル展の開催 「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、総合庁舎西口ロビーで女性への暴力防止パネル展を実施した。</li> <li>○女性への暴力防止講座 「防犯護身術を学ぶ～いざというときの身の守り方」 【内容】女性が被害に遭わないための注意事項を実例から学ぶとともに、いざという時に自分の身を守る方法を警察官の指導の下、護身術を実践しながら学んだ。</li> <li>【実施結果】実施場所：中目黒住区センター第5・6会議室 日時：11月22日（金） 参加人数 48人</li> <li>○デートDV防止出張講座（中学生向け人権教育プログラム）実施 【実施結果】 実施場所：目黒区立第一中学校、第七中学校 日時：8月29日（木）第七中学校、11月14日（木）第一中学校 参加人数延べ126人</li> </ul>	人権政策課
	<p>○民生・児童委員、介護支援専門員、介護サービス事業所職員などを対象とした「高齢者虐待防止地区研修会」を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催回数 全5回</li> <li>・参加者延べ168人</li> </ul> <p>○民生・児童委員などに向けた、高齢者虐待防止に係る啓発チラシの配布及びアンケートを実施した。</p>	福祉総合課
	<p>○区内5か所の「地域包括支援センター」において、高齢者の総合相談・支援業務などとともに高齢者虐待防止などの権利擁護業務を実施</p> <p>○高齢者虐待の防止・早期発見・早期対応を図るため、通報・届出窓口の周知やパンフレットの配布などの普及・啓発を実施</p> <p>○職員研修を実施（基礎研修・専門研修・外部専門家によるスーパーバイズ・マニュアル研修）（5回）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者延べ92人</li> </ul>	高齢福祉課

事業No.	事業名	担当
80	<p>女性に対する暴力の防止に向けた相談事業の充実及び関係機関との連携</p> <p>○関係機関の紹介や情報提供 個別の相談内容に応じ、人権政策課の「こころの悩みなんでも相談」などを紹介した。また、他区在住の家族の相談について当該区の子ども家庭支援センターを案内した。</p>	広報広聴課 (前：区民の声課)

<p>○総合庁舎及び男女平等・共同参画センターの女性トイレに、相談カード「ひとりで悩んでいませんか？」を設置</p> <p>○女性への暴力防止パネル展の開催 「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、総合庁舎西口ロビーで女性への暴力防止パネル展を実施した。</p> <p>○目黒区男女平等・共同参画オンブーズ（DV相談0件）</p> <p>○こころの悩みなんでも相談 249日（うち夜間相談50日）        · 相談者1,150人（うち男性5人）        · 相談件数2,019件（うちDV136件、その他の暴力36件）        ※相談項目に性的マイノリティに関するなどを加えている。        ※DV相談については、必要に応じて他の部署と連携している。</p> <p>○法律相談（予約面談） 20日        · 相談件数43件（うちDV件数10件）</p> <p>○からだの相談 20日        · 相談者38人 相談件数71件（面接42件、電話29件）</p> <p>○LGBT相談 12日        · 相談件数39件</p> <p>○相談事業懇談会等        · 「こころの悩みなんでも相談」相談員との懇談会（1回）        · 「法律相談」相談員との懇談会（1回）        · 「LGBT相談」相談員との懇談会（2回）        · 「目黒区法曹会との法律相談懇談会」（1回）</p>	人権政策課
<p>○健診や訪問等の日常業務の中で広く相談を受けており、相談しやすい環境づくりに努めている。</p> <p>○初回面接時は、人権に配慮した適切な対応を心がけている。必要に応じて関係所管や警察と連携すると共に、転出入の場合は他自治体と連携した。</p>	地域保健課 (前：保健予防課)
<p>○相談の連携 対人関係に係る相談に対しては、人権を尊重した窓口対応を念頭に支援しており、子ども家庭支援センターや児童相談所などと連携して対処している。</p>	地域保健課 (前：碑文谷保健センター)

<p>○平成27年度から、見守りネットワークの対象拡大に伴い、「高齢者見守りネットワーク（愛称「見守りめぐねっと」）」から「見守りネットワーク」に名称を変更し、「高齢者見守り訪問事業」と「見守りサポーター養成講座」の3事業を一体的に推進し効果的な事業展開を行った。</p> <p>○見守りネットワーク参加団体・事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協力団体 29団体</li> <li>・協力事業者 453事業者（7年3月末時点）</li> </ul> <p>○見守りネットワーク（愛称「見守りめぐねっと」）で、警察署及び消防署などの関係機関との連携を強化し、支援体制の充実を推進した。</p> <p>○区民一人一人が見守りサポーターとなるべく、区民を対象とした「見守りサポーター養成講座」を地域で2回開催した。（対面・オンライン併用開催、参加者延べ94人）</p> <p>○元年度より設置した「福祉の総合相談窓口（福祉のコンシェルジュ）」にて福祉のさまざまな相談を受け止め、地域包括支援センターや専門機関などと連携しながら、課題の解決に向けて支援を行った。</p> <p>福祉のコンシェルジュ（ふくしの相談係・くらしの相談係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規相談受付件数 677件</li> <li>・DV・虐待に関する相談件数 321件（7年3月末時点把握数）</li> </ul>	福祉総合課
<p>○区内5か所の地域包括支援センター、福祉総合課とともに、高齢者の総合相談・支援業務及び高齢者虐待防止などの権利擁護業務を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力（虐待）に関する通報相談件数 94件</li> <li>・虐待と判断し、虐待対応した件数 45件（うち配偶者からの虐待は15件）</li> </ul>	高齢福祉課
<p>○様々な要因で生計が苦しく生活が困難な者、今後の生計に不安を感じている者等に、関係機関と連携し、生活保護相談を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談件数 1,750件（うちDVに関するもの延べ6件）</li> </ul> <p>○生活保護の要件に該当する場合は、関係機関の要請又は協力により、適正・迅速な生活保護を実施</p>	生活福祉課
<p>【①子ども若者課分回答】</p> <p>○DV被害者に対し、個別の相談内容に応じた関係機関の紹介を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性相談件数168件（うち夫等の暴力被害に関する相談 35件）</li> <li>・母子相談1,319件（うち父子からの相談11件） →母子相談のうち暴力被害に関する相談 69件（うち父子からの相談0件）</li> </ul> <p>【②こども家庭センター分回答】</p> <p>○子ども家庭支援センター事業</p> <p>児童虐待を含むすべての保護を要する児童へ、早期に適切な支援を行うため「要保護児童対策地域協議会」の充実を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者会議 1回</li> <li>・実務者連絡会 1回</li> <li>・地域モニタリング会議 12回</li> <li>・行政機関進行管理会議 12回</li> <li>・個別ケース検討（関係者）会議 54回</li> </ul>	子ども若者課／こども家庭センター (前：子ども家庭支援センター)

## 小項目② セクシュアルハラスメント等の根絶

事業No.	事業名	事業者等に対する啓発	担当
○事業者等に対する啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>区内事業者に対し、イベントのパンフレット及び人権啓発パンフレット「企業と人権」を送付した。</li> <li>事業者等に対し、イベントでのパンフレット配布やウェブサイト等を通じて周知を行った。</li> </ul>		
○ハラスメント防止講座「教えて、アルティシアさん！ #アクティブバイスタンダーってなあに？」	<p>【内容】ジェンダーバイアス、アンコンシャス・バイアス、セクシュアル・ハラスメント、アクティブバイスタンダー（行動する傍観者・第三者）について学んだ。</p> <p>【実施結果】実施場所：男女平等・共同参画センター会議室 日時：9月21日 参加人数延べ18人</p>	人権政策課	

事業No.	事業名	早期発見のための啓発事業の実施	担当
○女性への暴力防止講座 「防犯護身術を学ぶ～いざというときの身の守り方」	<p>【内容】女性が被害に遭わないための注意事項を実例から学ぶとともに、いざという時に自分の身を守る方法を警察官の指導の下、護身術を実践しながら学んだ。</p> <p>【実施結果】実施場所：中目黒住区センター第5・6会議室 日時：11月22日（金） 参加人数 48人</p>		
○データDV防止出張講座（中学生向け人権教育プログラム）実施	<p>【実施結果】 実施場所：目黒区立第一中学校、第七中学校 日時：8月29日（木）第七中学校、11月14日（木）第一中学校 参加人数延べ126人</p>	人権政策課	

事業No.	事業名	各種相談事業の充実と連携	担当
○法律相談等のPRや関係機関の紹介	セクシュアルハラスメントの被害につながる事例を含め、早期の相談がしやすくなるよう法律相談等のPRに努めるとともに、個別の相談内容に応じた関係機関を紹介した。	広報広聴課 (前：区民の声課)	
○目黒区男女平等・共同参画オンブーズ ○こころの悩みなんでも相談 249日（うち夜間相談50日）	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談者1,150人（うち男性5人）</li> <li>相談件数2,019件（うちDV136件、その他の暴力36件）</li> </ul> <p>※相談項目に性的マイノリティに関するなどを加えている。 ※DV相談については、必要に応じて他の部署と連携している。</p>	人権政策課	

事業No.	事業名	担当
84	区職員に対する研修の実施	
○新任研修「目黒区職員基礎（前期）」	「働きやすい職場環境づくり」のカリキュラムの中で、セクシュアルハラスメント（自身の言動に注意すること、職場の一員として気を付けること）や苦情・相談員制度について説明し、セクシュアルハラスメント防止の必要性を周知した。（講師：人事課長） ・受講者：6年度新規採用職員（経験者採用者を含む）110名	
○「目黒区の人権」研修	男女平等・共同参画を含む様々な人権問題について考え方人権意識を深めることを目的として、集合形式で研修を実施した。 ・受講者 係長・技能長昇任者 42名	
○会計年度任用職員研修	「公務員と人権」のカリキュラムの中で、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスなど職業を取り巻く人権問題をeラーニング（又は資料配布）で実施した。（特別区職員研修所作成のテキストを使用） ・受講者：6年度に任用された会計年度任用職員 81名	人事課
○現任研修（特別区共同研修）	区では採用5年目職員の必須研修として位置づけ。Eラーニング「人権研修」カリキュラムにおいて、ハラスメントを含むさまざまな人権問題・同和問題について学び、人権意識を高める。 ・受講者：採用5年目職員・採用3年目経験者採用職員 80名	

事業No.	事業名	担当
85	区職員の相談の実施	
○苦情・相談員の設置	人事課の担当職員の他、人権政策課長と担当係長が苦情・相談員に指定され、セクシュアルハラスメント等に関する職員からの苦情及び相談に対応している。	
○制度の周知	職員研修実施時に苦情・相談員制度に関する情報提供を行い、周知を図った。	人権政策課
2年6月に「職場におけるハラスメント防止に関する指針」を制定し、下記のとおり、職員の相談体制を整えている。		
○苦情・相談員の設置	人権政策課長、人事課長等で構成される「苦情・相談員」を引き続き設置している。	人事課
○ハラスメント外部相談窓口の設置	6年11月にハラスメント外部相談窓口を設置し、職員が専門知識を有する第三者に相談できるようにしている。	

### 中項目3-4 生涯を通じた包括的な健康支援

#### 小項目① リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利）の理解促進

事業No.	事業名	担当
86	<p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及啓発</p> <p>○リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座「自分からだの主人公は自分 リプロダクティブ・ヘルス&amp;ライツってなあに？」 実施場所：男女平等・共同参画センター会議室 日時：7月20日（土） 参加人数 18人 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの基礎知識、性の捉え方、性の権利宣言、S R H R、からだの人権、人権基盤にした性教育実践の展望などについて学んだ。</p> <p>○男女平等フォーラム2024 「自分からだの主人公は自分～おうちで伝える性のおはなし～」 実施場所：中目黒住区センター第5・6会議室 日時：11月16日（土） 参加人数 16人 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの知識を家庭で共有する手法について学んだ。</p>	人権政策課

事業No.	事業名	担当
87	<p>母子保健事業における啓発</p> <p>○相談場面で、自分の人生を自分で選択できない状況がある方には、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方を共有しながら支援した。</p> <p>○母子保健事業においてもリプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を持ち、取り組んだ。</p> <p>○事業・相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦面接相談（ゆりかご・めぐろ） 3年度から感染拡大防止のため、希望者に対してオンライン面接を開始した。 1,135人（内、オンライン81人）</li> <li>・「出産準備教室」の開催（平日・土曜・日曜） 碑文谷保健センターと共同で企画・運営。 休日は、就労妊婦が夫婦で揃って参加したい等の区民の声に応えるため、平成27年度から事業を委託化し、初めて親になるかたを対象に赤ちゃんを迎える心構えの講義・沐浴実習・妊婦体験等を実施している。 5年度から性の多様性尊重の観点から事業名称を「パパママの育児教室」から「出産準備教室」に変更している。4年度から、日程の上限を超えた申込みがあり、開催日数を拡大して実施。 【開催実績】 年54日（108回）実施。各回の最大定員16組32人。 平日12回、土曜48回・日曜48回開催。 平日は偶数月に1日、土日は毎月4日開催した。 参加者計1,462人  <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊産婦訪問指導 延べ 1089人</li> <li>・新生児訪問指導 延べ 1053人</li> <li>・未熟児訪問指導 延べ 18人</li> <li>・産後ケア事業（訪問型）（母）延べ 169人 (宿泊型) (母)延べ 578人 (通所「集団」型) (母) 延べ 58人 (通所「個別」型) (母) 延べ 0人</li> </ul> </li> </ul>	地域保健課 (前：保健予防課)

<p>○相談場面で、自分の人生を自分で選択できない状況がある方には、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方を共有しながら支援した。</p> <p>○母子保健事業においてもリプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を持ち、取り組んだ。 ・出産準備教室の実施</p> <p>※事業名を「パパママの育児教室」から「出産準備教室」に変更。（事業内容の変更なし。）</p> <p>【開催実績】</p> <p>実績については、上記保健予防課の事業実績を参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊産婦訪問指導 延べ 998件</li> <li>・妊婦面接（ゆりかご面接）面接者数1,100人（内オンライン相談 79人）</li> </ul>	<p>地域保健課 (前：碑文谷保健センター)</p>
--	--------------------------------

事業No.	事業名	相談事業の実施	担当
	○こころの悩みなんでも相談	249日（うち夜間相談50日）	
	・相談者1,150人（うち男性5人）		
	・相談件数2,019件（うち健康・病気114件、産婦人科系11件）		
	○からだの相談	20日	人権政策課
	・相談者38人 相談件数71件（面接42件、電話29件）		
	○L G B T相談	12日	
	・相談件数39件		
	○相談事業		
	・子どもの健康相談		
	内科107人 ことば64人 心理13人 アレルギー相談（12回）2人		
	・精神保健相談 延べ37人		
	・思春期青年期の親の会 延べ 24人 個別相談 延べ3人		
	・依存・家族問題相談 グループ相談 延べ9人 個別相談 延べ32人		
	・栄養相談843件		
	※各種相談や訪問の機会に、健康や性及びからだに関する相談を受けた。		
	○子どもの健康相談（12回実施）		
	・内科 延べ62人 　・心理 延べ66人		
	○精神保健相談		
	・専門相談（12回実施） 延べ26件		
	・日常相談 延べ3,332件		
	妊娠ごはんとオーラルケア は予防課にて実施		
	○みんなの栄養相談 11回実施 参加延べ31人		
	○栄養相談（随時） 566件		
	○歯科相談（随時）		

事業No.	事業名	担当
89	学校における性や健康に関する教育と教員の理解促進	
○小・中学校における性教育		
①学習指導要領における性教育の取扱い		
学習指導要領には、「性教育」という定められた教科等ではなく、各教科や特別活動に示される性に関する内容について、「性教育の手引」（平成31年3月東京都教育委員会）を参考に各学校で「性教育に関する全体計画」を作成し、教育課程に位置付けて指導している。		
②体育科・保健体育科の保健学習における性教育		
・小学校第3・4学年 単元「けんこうな生活」「体の成長とわたし」（合計8時間程度）		
・小学校第5・6学年 単元「心の健康」「けがの防止」「病気の予防」（合計16時間程度）		
・中学校第1学年 単元「健康な生活と病気の予防」「傷害の防止」（合計16時間程度）		
・中学校第2学年 単元「健康な生活と病気の予防」「傷害の防止」（合計16時間程度）		
・中学校第3学年 単元「健康な生活と病気の予防」「健康と環境」「課題学習」（合計16時間程度）		
○性教育に関する授業等	教育指導課	
全中学校において、産婦人科医（都「性教育の授業」事業：1校）や東京都助産師会（目黒区版「性教育の授業」事業：8校）を講師に招き、生徒に適切な意思決定や行動選択ができる力を身に付けさせる授業を実施した。		
○「生命（いのち）の安全教育」の推進		
幼児・児童・生徒が性暴力等の加害者、被害者、傍観者のいずれにもならないよう、いのちを大切にする考え方や、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度を身に付けることをねらいとした「生命（いのち）の安全教育」について、全小・中学校で安全教育全体計画に位置付けるとともに、「目黒区版 生命（いのち）の安全教育の手引き（5年3月）」や文部科学省の教材等を活用し、各学年において夏季休業日期間開始前までに1回以上実施した。		

事業No.	事業名	担当
90	性や健康に関する情報や学習機会の提供	
○男女平等・共同参画センター資料室に、女性のための医療に関する図書等を整備		
・女性の医療に関する図書 233冊（7年3月31日現在）		
・資料室内の特集コーナーで「女性の健康」を取り上げた。		
○リプロダクティブ・ヘルス／ライツ講座「自分のからだの主人公は自分 リプロダクティブ・ヘルス＆ライツってなあに？」		
実施場所：男女平等・共同参画センター会議室		
日時：7月20日（土）		
参加人数 18人		
リプロダクティブ・ヘルス／ライツの基礎知識、性の捉え方、性の権利宣言、S R H R 、からだの人権、人権基盤にした性教育実践の展望などについて学んだ。	人権政策課	
○男女平等フォーラム2024「自分のからだの主人公は自分～おうちで伝える性のおはなし～」		
実施場所：中目黒住区センター第5・6会議室		
日時：11月16日		
参加人数 16人		
リプロダクティブ・ヘルス／ライツの知識を家庭で共有する手法について学んだ。		

<p>○HIV・性感染症検査の予約数 288人（男性189人・女性99人）      ○HIV・性感染症検査の受検者数 248人（男性169人・女性79人）      ○リプロダクティブヘルス／ライツに係る取組      身体・性について正しい知識を持ち、生涯にわたって自分自身の選択が尊重されるべきであるという、リプロダクティブヘルス／ライツの考えに基づき、保健所におけるHIV・性感染症検査の実施だけではなく、下記のとおり性感染症についての知識の普及啓発活動に取り組んでいる。特に大学における学園祭（医愛祭）では3区の合同で様々な年代に対して知識の普及啓発活動を実施した。      性感染症予防の手段として世界エイズデーに合わせて11月及び12月の検査時に受検者に対して避妊具などのグッズを配布。      ○HIV抗体検査については、自分の意思で検査を希望しているかを確認して、匿名、無料で受検してもらい、検査結果については、本人のみに報告（パートナー等の同席は原則不可だが、言語対応のための通訳者の同席は可）      ○HIV抗体検査時に性感染症予防のパンフレット等を渡し、情報提供を実施      ○エイズ検査・相談月間（6月）やエイズ予防月間（12月）の啓発       <ul style="list-style-type: none"> <li>・西口ロビーにおいて、パネル、ポスターの展示、パンフレットの配布等</li> <li>・エイズ予防月間に区職員へのレッドリボンシールの配布、区施設での懸垂幕の設置等</li> </ul>     ○若い世代への普及啓発の取組       <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校、大学、専門学校等へ、ポスターの展示、パンフレットの配布依頼を継続実施</li> <li>・大学学園祭にて学生と協同で検査普及や相談等を実施</li> </ul> </p>	保健予防課 （前：感染症対策課）
実績なし	生涯学習課

## 小項目② 生涯にわたる健康保持・増進支援

事業No.	91	事業名	各種健康診査の実施	担当
<p>○高齢者の医療の確保に関する法律及び健康増進法に基づいて、生活習慣病予防を主眼とした特定健康診査を実施（対象者は40歳以上の目黒区国民健康保険加入者及び後期高齢者医療制度加入者等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者 66,877人（女性 39,403人、男性 27,474人）</li> <li>・受診者数 30,618人（女性 18,960人、男性 11,658人）</li> <li>・受診率 45.8%（女性 48.1%、男性 42.4%）</li> </ul>	健康推進課			
<p>○健康づくり健診（年12回）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受診者数 延べ424人（うち、保育26人）  <b>【内訳】</b> 179人（男性）、245人（女性）          区公式ウェブサイトの健康づくり健診のページに厚生労働省の女性の健康推進に関するサイト等へのリンクを貼り、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方に基づく啓発を行った。       </li> </ul>	保健予防課			

事業No.	92	事業名	妊娠、出産期の女性に対する健康支援	担当
○「出産準備教室」の開催（土曜・日曜） 保健予防課を会場に、碑文谷保健センターと共同で企画・運営。 就労妊婦が休日に育児教室を受講する機会がない、休日に夫婦で揃って参加したい等の区民の声に応えるため、平成27年度から事業を委託化し、どちらかが初めて親になるかたを対象に赤ちゃんを迎える心構えの講義・沐浴実習・妊婦体験等を実施している。 ○「出産準備教室」（平日） 保健予防課を会場に、どちらかが初めて親になるかたを対象に赤ちゃんを迎える心構えの講義・沐浴実習等を実施している。 6年度より、土日平日ともに各回の最大定員を8組16人から16組32人に変更し、開催時間を30分延長した。 【開催実績】 <ul style="list-style-type: none"><li>・年108回実施（平日12回、土曜48回、日曜48回）</li><li>・各回の最大定員16組32人。平日は偶数月に開催・土日は毎月4日間開催</li><li>・参加者計1,462人</li></ul> ○妊娠訪問指導 延べ1,089人 ○新生児訪問指導 延べ1,053人 ○未熟児訪問指導 延べ18人 ○産後ケア事業（訪問型）（母） 延べ 169人 ○産後ケア事業（宿泊型）（母） 延べ 578人 ○産後ケア事業（通所「集団」型）（母） 延べ58人参加（保健予防課実施回（年12回）） ○乳児健診987人 ○母子手帳の交付1,263人 ○妊婦面接相談（ゆりかご・めぐろ） 希望者に対してオンライン面接を実施。 1,135人（内、オンライン81人）	地域保健課 (前：保健予防課)			
○「出産準備教室」の開催（土曜・日曜） 保健予防課と共同で企画・運営。 就労妊婦が休日に育児教室を受講する機会がない、休日に夫婦で揃って参加したい等の区民の声に応えるため、平成27年度から、どちらかが初めて出産を迎える妊婦とそのパートナーを対象に赤ちゃんを迎える心構えの講義・沐浴実習・妊婦体験等を実施している。 また、保健予防課を会場として、偶数月の平日にも実施している。 6年度の変更点・開催実績については、上記地域保健課（保健予防課分）の回答を参照。 ○妊娠訪問指導 延べ 998人 ○新生児訪問指導 延べ 959人 ○未熟児訪問指導 延べ 6人 ○産後ケア事業（訪問型）（母） 延べ 111人 ○産後ケア事業（宿泊型）（母） 延べ 426人 ○産後ケア事業（通所「集団」型）（母） 延べ66人参加（碑文谷保健センター実施回（年12回）） ○産後ケア事業（通所「個別」型） 7年2月より事業を開始した。（母） 延べ 13人 ○乳児健診 908人 ○母子手帳の交付 1,117件 ○妊婦面接相談（ゆりかご・めぐろ） 希望者に対してはオンライン面接を実施 1,100人（内オンライン相談79人）	地域保健課 (前：碑文谷保健センター)			

事業No.	93	事業名	入院助産費用の援助	担当
○病院等の助産施設に入院することが必要な低所得世帯の妊娠婦に対し、分娩費用を支給 ・給付件数 8件				子ども若者課（前：こども家庭支援センター）

事業No.	94	事業名	更年期、高齢期の女性に対する健康支援	担当
○生活習慣病予防を含めた健康講座は、対面による開催を行った。6年度のテーマには、「女性の健康」と「睡眠」を設定し、健康日本21（第3次）の目標にある、新たな視点を取り入れた。 ・全6回開催：366人（女性304人、男性62人）				
○めぐろスポーツまつりはコロナ禍以前の開催時間に戻し、1日の開催で血管年齢測定と健康相談、食育展示等を行った。 ・参加者158人（女性101人、男性57人）				健康推進課
○厚生中央病院地域健康フェスティバルは、感染拡大防止のため6年度も引き続き中止になった。				
【集団】 ○生活習慣病予防講座（3回）41人 (内訳) ・糖尿病予防講座13人 ・脂質異常症予防講座13人 ・高血圧予防講座15人				地域保健課（前：保健予防課）
○食と健康講座（1回）14人 (内訳) ・「腸の活動は健康への道しるべ」14人				
【個人】 ○みんなの栄養相談（12回）39人				
【集団】 ○生活習慣病予防講座 (定員を増やし、保健予防課で開催)				地域保健課（前：碑文谷保健センター）
○食と健康講座（1回）15人 (内訳) ・「手軽に野菜摂取！かんたん常備菜とアレンジ料理」15人				
【個人】 みんなの栄養相談（11回）17人				

事業No.	95	事業名	女性のからだに関する相談の実施	担当
○からだの相談 20日 ・相談者38人 相談件数71件（面接42件、電話29件） ※必要に応じて女性医師のいる医療機関を紹介している。				人権政策課

## 中項目3-5 性の多様性を尊重する意識の醸成とLGBT支援

### 小項目① 性の多様性の理解促進

事業No.	事業名	担当
96	<p>性の多様性の理解促進に向けた啓発</p> <p>○指針による啓発 民間団体等が取組を行う際の参考資料として、性的指向及び性自認に基づく困難等の解消に向けた対応指針を区公式ウェブサイトで公開している。</p> <p>○男女共同参画週間及び人権週間において、性の多様性に関するパネルを展示した。</p> <p>○性の多様性理解促進講座 DVD鑑賞会「出櫃」中国LGBTの叫び 【内容】資料室所蔵のDVD「出櫃（カミングアウト）～中国LGBTの叫び～」を上映し、LGBTについての研究を行っている講師がLGBTの基礎知識と現状についての講義を行い、理解と啓発を促した。</p> <p>【実施結果】 実施場所：男女平等・共同参画センター会議室 日時：12月7日（土） 参加人数：16人</p>	人権政策課
97	<p>○社会教育館講座の実施 ・「高校生と考えるダイバーシティ」参加者延べ6人（性別データなし） 高校生の視点で考えている地域の多様性について参加者と考える講座とした。ゲストスピーカーにLGBTQ+当事者の方を招聘し、ライフストーリーをヒューマンライブラリーとして聞いた。 ・「ふつうじゃないってすてきだね！～絵本を通して子どもに伝える多様性～」参加者延べ17人（性別データなし） 第3回をLGBTQ+やジェンダーフリーを取り上げた絵本を題材に学習した。</p>	生涯学習課

事業No.	事業名	担当
97	<p>性の多様性の理解促進に向けた教育の実施</p> <p>○性の多様性について理解を深めるための教育の推進 5年度「目黒区人権教育の推進」や「人権教育推進だより（第33号）」において、4・5年度目黒区人権教育推進校である菅刈小学校で実践してきた「性の多様性」の取組を取り上げて各小・中学校に実践事例を提供した。</p> <p>また、性の多様性について理解を深めるための教育の充実を図ることを目的として、全教員対象のeラーニングチェック研修では「性自認」や「性的指向」について取り上げ、教育相談初級研修においては「多様な性にかかる多様な相談への対応に向けて～多様な性に悩む児童・生徒の理解と支援～」をテーマに講師を招聘し、教員研修を実施し、教職員の理解啓発を行った。</p>	教育指導課

事業No.	98	事業名	区職員の理解促進	担当
○職員研修の実施 希望する職員（会計年度任用職員等を含む。）を対象として、ジェンダーやハラスメントを含む性の多様性についての理解を促進するための研修（対面）を実施した。研修参加者にはアンケートを実施し、今後の意識啓発の参考とした。 ・研修参加者 57人 ・講師依頼団体 認定NPO法人ReBit 対面研修ではグループワークなどを通じて参加者の理解の深化を図るとともに、職場において性の多様性に関する知識や問題意識を共有するよう促した。				人権政策課

## 小項目② 性的指向及び性自認に基づく困難等の解消

事業No.	99	事業名	多様な性の在り方についての相談・支援の実施	担当
○指針の周知 区が策定した性的指向及び性自認に基づく困難等の解消に向けた対応指針について庁内に再周知し、各課及び職員の指針に基づく取組を促進した。 ○指定管理者標準協定書への記載 指定管理者と締結する協定書の標準モデルである指定管理者標準協定書に性の多様性の尊重に関する条項を設け、区が指定管理者制度を利用する際は指定管理者に本区の性的指向及び性自認に基づく困難等の解消に向けた対応指針に準じた対応を求めるとしている。 ○パートナーシップ関係にある方への支援として、婚姻関係にあることや、配偶者や親族であることが利用要件に含まれる区の事業や制度等について、パートナーシップ関係にある方々にも適用する取組を推進した。また、パートナーシップ制度に関連する独自の取組についても検討した。 ○LGBT相談 12日 ・相談件数 39件				人権政策課

事業No.	100	事業名	区営住宅等の入居要件拡充の取組	担当
5年第3回区議会定例会において、区営住宅条例、区民住宅条例、三田地区整備住宅条例及び従前居住者用住宅条例を改正（5年10月1日施行）し、入居者資格等の規定整備を行ったことにより、パートナーシップの相手方について、区営住宅に加え、区民住宅、三田地区整備住宅及び従前居住者用住宅の入居申込等が可能となった。				住宅課

事業No.	101	事業名	多様な性の在り方に配慮した人事・労務管理・福利厚生等の取組	担当
○パートナーシップ制度に係る規程整備 都パートナーシップ宣誓制度導入に伴い、都においても、一部休暇・休業制度等において、パートナーシップ関係の相手方を対象に加えるとする条例及び規則改正を4年11月1日に施行した。本区においても、これらの動向等をうけ、各種手当及び休暇・休業等の一部制度において、パートナーシップ関係の相手方を対象要件とすることとし、各区とアンケート結果の共有や課長会等での機会を捉えて情報共有し、関係条例及び規則の一部を5年10月1日から改正施行するとともに、職員等への周知を図っている。				人事課

事業No.	102	事業名	学校や園における幼児・児童・生徒への支援の実施	担当
○性の多様性について理解を深めるための教育の推進 「『性的指向及び性自認に基づく困難等の解消に向けた対応指針』に基づく目黒区立学校・園における対応マニュアル」に基づき、多様な「性自認」「性的指向」に配慮した、生活の決まり等の見直しや個別の配慮を行った。 また、中学校第3学年を対象にした目黒区版「性教育の出前授業」では、性別だけではなく、性自認や性的指向があることを理解するとともに、互いに認め合うことの大切さに触れる授業を実施した。				教育指導課

## 大項目4 男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する体制の強化

### 中項目4-1 計画の推進体制の強化

#### 小項目① 推進体制の充実

事業No.	事業名	担当
103	<p>○リーフレットを活用した理解促進の取組 目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例の周知及び理解促進に向けて、条例の内容を紹介するリーフレットの配布等を行った。</p> <p>○目黒区男女平等フォーラム2024 自分のからだの主人公は自分～おうちで伝える性のおはなし～において、目黒区の条例や推進計画を展示、リーフレットの配布をした。</p> <p>○男女共同参画週間パネル展示 6月の男女共同参画週間に合わせ、目黒区総合庁舎西口ロビーで条例や推進計画、推進計画に基づく施策内容、目黒区男女平等・共同参画オンブーズの紹介などを行うパネル展示を実施した。</p>	人権政策課

事業No.	事業名	担当
104	<p>○人権・男女平等多様性推進担当者会議 人権関係事業に係る施策の調査・研究・立案・連絡調整及び推進に関することを所掌する会議を開催し、男女平等・共同参画や性の多様性の尊重に関する施策について情報提供等を行った。</p> <p>【構成】 総務部長及び関係課長（計21人）</p> <p>【内容】 ・男女平等・共同参画審議会の答申内容について</p>	人権政策課

事業No.	事業名	担当
105	<p>○男女平等・共同参画審議会の運営 目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例に基づき設置する目黒区男女平等・共同参画審議会の運営を行った。</p> <p>【主な内容】 ・計画の進捗状況評価 ・目黒区男女平等・共同参画センターのあり方について</p> <p>【開催回数】 ・審議会 3回 ・事業評価小委員会 3回</p>	人権政策課

事業No.	事業名	担当
106	<p>■オンブーズ相談件数1件</p> <p>■オンブーズ申出件数0件</p> <p>■オンブーズ問い合わせ件数2件</p> <p>○オンブーズ制度の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンブーズ年次報告の作成・配布 各施設に配布するとともに、めぐろ区報（6/1号）及び区公式ウェブサイトに内容を掲載した。</li> <li>・オンブーズ相談案内チラシの作成・配布</li> <li>・目黒区総合庁舎西口ロビーで行うパネル展示の際にオンブーズの紹介チラシを配布（6月・11月）</li> <li>・めぐろ区報及び区公式ウェブサイトに掲載</li> </ul> <p>○男女平等・共同参画センターで実施している各種講座において、オンブーズ相談案内チラシを配布</p>	人権政策課

事業No.	事業名	担当
107	<p>○情報連絡会の実施</p> <p>第1回男女平等・共同参画審議会において三者で情報を共有した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等・共同参画に関する年次報告（審議会から）</li> <li>・男女平等・共同参画オンブーズ年次報告（オンブーズから）</li> <li>・男女平等・共同参画関連施策の取組状況等（人権政策課から）</li> </ul>	人権政策課

## 小項目② 拠点施設機能の充実

事業No.	事業名	担当
108	<p>○施設の周知</p> <p>ウェブサイト等で積極的に施設のPRに取り組み、事業の周知を行った。</p> <p>○情報誌「あいきらり」での紹介</p> <p>「あいきらり」の誌面上で、相談事業や資料室の運営、講座の実施、交流の場としての会議室・研修室の貸出しなど、男女平等・共同参画を推進するための拠点施設としての機能を紹介している。</p> <p>○講座等での周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての講座において参加者に男女平等・共同参画センターの事業を紹介した。</li> <li>・啓発物品（エコバック等）を講座等の開催時に配布した。</li> <li>・各講座の講師にも男女平等・共同参画センターパンフレット等の資料を提供し、周知の協力を依頼した。</li> </ul> <p>○総合庁舎内のパネル展示の際に、センターについて情報提供した。</p>	人権政策課

大項目4 男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する体制の強化

事業No.	事業名	担当
109	<p>調査研究、情報収集及び資料室の充実</p> <p>○男女平等・共同参画センター資料室に、図書、雑誌、新聞、ビデオテープ、DVD、行政資料を収集し、閲覧・貸出しを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収集の状況（7年3月31日現在）           <ul style="list-style-type: none"> <li>④ 資料室蔵書数13,703冊（6年度新規購入0冊）</li> <li>②ビデオテープ86本 ③DVD51本</li> </ul> </li> <li>・利用状況（7年3月31日現在） 開館日数305日           <ul style="list-style-type: none"> <li>①貸出者数274人 ②資料室来館者数3,826人</li> <li>③貸出冊数745冊 ④ビデオテープ貸出利用（館内視聴）本数1本</li> <li>⑤登録者数100人（6年度新規登録44人（うち登録団体0団体））</li> </ul> </li> </ul> <p>○資料室所蔵の貴重資料（寄贈本）の活用 ウェブサイトに貴重資料の一覧を掲載し、区民に対する周知を図っている。</p>	人権政策課

事業No.	事業名	担当
110	<p>相談事業の充実と連携</p> <p>○こころの悩みなんでも相談 249日（うち夜間相談50日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者1,150人（うち男性5人）</li> <li>・相談件数2,019件</li> </ul> <p>※相談項目に性的マイノリティに関するなどを加えている。 ※DV相談については、必要に応じて他の部署と連携している。</p> <p>○法律相談（予約面談） 20日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談件数43件</li> </ul> <p>○からだの相談 20日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者38人 相談件数71件（面接42件、電話29件）</li> </ul> <p>○LGBT相談 12日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談件数39件</li> </ul> <p>○相談事業懇談会等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「こころの悩みなんでも相談」相談員との懇談会（1回）</li> <li>・「法律相談」相談員との懇談会（1回）</li> <li>・「LGBT相談」相談員との懇談会（2回）</li> <li>・「目黒区法曹会との法律相談懇談会」（1回）</li> </ul>	人権政策課

事業No.	事業名	担当
111	<p>学習の機会の提供</p> <p>○男女平等フォーラム2024「自分のからだの主人公は自分～おうちで伝える性のおはなし～」</p> <p>実施場所：中目黒住区センター第5・6会議室 日時：11月16日（土） 参加人数 16人 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの知識を家庭で共有する手法について学んだ。</p> <p>○男女平等・共同参画センター講座</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講座数 単発12講座（13回）、連続1講座（4回）</li> <li>・参加者 延べ439人</li> </ul>	人権政策課

事業No.	112	事業名	講座等における保育者の配置	担当
○保育付き講座の開催実績 ・報告書提出件数 54件 ・保育付き講座等の実施回数 延べ151回 ・保育児数 延べ 495人（うち2歳未満児 延べ170人） ・保育者数 延べ 289人 ※各所管等から提出された「一時保育実施結果報告書」を集計 ○保育者登録数 23人（7年4月1日現在） ○保育者登録更新の際にアンケートを実施 アンケート集計結果と区の今後の対応を保育者にフィードバックし、保育者相互の共通認識に役立てた。 【アンケート内容】 ・依頼を受けた回数 ・事業の主催課（団体） ・依頼キャンセルの有無 ・一時保育の基準が守られていたか ・要望などの自由意見 ○新規登録者養成研修兼更新者向けフォローアップ・意見交換会を行い、アンケートを実施 ・参加者5人（更新5人） 【アンケート内容】 ・一時保育事業内容の再確認ができた。 ・一時保育の安全性を再確認した。 ・保育士を多めに入れた方がより安全な保育ができると思った。			人権政策課	

事業No.	113	事業名	学習・交流の場の提供	担当
○男女平等・共同参画センターの会議室・研修室・保育室、印刷機を提供 【利用状況】 開館日数 305日 ①会議室利用回数 317回／910回（利用可能回数） 利用率 34.8% 【利用の内訳】 ・登録団体 31.5%（利用回数100回） ・一般団体 51.7%（利用回数164回） ・行政利用 16.7%（利用回数53回） ②研修室利用回数 338回／910回（利用可能回数） 利用率 37.1% 【利用の内訳】 ・登録団体 47.3%（利用回数160回） ・一般団体 42.9%（利用回数145回） ・行政利用 9.8%（利用回数33回） ③保育室利用回数 85回／910回（利用可能回数） 利用率 9.3% ④印刷機利用回数42回			人権政策課	

事業No.	114	事業名	活動団体への支援	担当
○団体活動支援 登録団体料金による施設の優先利用、団体専用ロッカー、簡易印刷機、団体情報コーナーの利用などの各種支援を実施している。 ・男女平等・共同参画センター利用登録団体 20団体 ○登録団体紹介のウェブコンテンツを作成し、公開している。（登録団体の公開は任意）			人権政策課	

事業No.	事業名	担当
115	<p>男女平等・共同参画センター運営委員会の運営</p> <p>○男女平等・共同参画センター運営委員会（第16期・後期）        ・運営委員10人（女性8人、男性2人）        うち団体推薦3人、公募委員5人、行政委員 2人</p> <p>【活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区共催講座実施            テーマ：「自分のからだの主人公は自分 リプロダクティブ・ヘルス&amp;ライツってなあに？」            実施日：7月20日（土） 会場：男女平等・共同参画センター会議室            講師：水野哲夫氏（一般社団法人“人間と性”教育研究協議会 代表幹事）            テーマ：「教えて、アルティシアさん！ #アクティブバイスタンダーってなあに？」            実施日：9月21日（土） 会場：男女平等・共同参画センター会議室            講師：アルティシア氏（作家・コラムニスト）</li> <li>・男女平等・共同参画センターだより「でいいきらり」の記事取材            取材先：株式会社アソシエ・インターナショナルの保育士            記事作成：目黒区男女平等フォーラム2024実施報告</li> <li>・目黒区男女平等2024フォーラムの実施</li> </ul>	人権政策課

## 中項目4-2 計画の着実な進行管理

### 小項目① 進捗状況の評価、改善

事業No.	事業名	担当
○区民意識調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査対象 住民基本台帳から抽出した18歳以上の個人</li> <li>・対象者数 2,500人（女性1,250人、男性1,250人）</li> <li>・調査方法 郵送配布－インターネット回収（原則）</li> <li>・回答者数 656人（女性350人、男性301人、それ以外5人）</li> <li>・回収率 26.2%</li> </ul>	人権政策課

事業No.	事業名	担当
○事業実績調査の実施	<p>調査に当たっては、①事業にどのように男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重の視点を盛り込んだのかが分かるように記載すること、②審議会からの提言を受けて改善した部分については積極的に記載すること、③実績については、可能な限り、男女別の参加者数や相談件数等、具体的なデータを記載することを注記した。</p> <p>また、男女平等・共同参画審議会から提出された答申を全課に情報提供し、関係各課には審議会の答申に沿って事業を実施するよう依頼を行った。</p>	人権政策課

事業No.	事業名	担当
○男女平等・共同参画審議会への諮問・答申	<p>男女平等・共同参画審議会に推進計画の進捗状況評価について諮問し、答申を得た。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会開催回数 3回</li> <li>・小委員会開催回数 3回</li> </ul>	人権政策課

事業No.	事業名	担当
○年次報告書の作成、公表	<p>【構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等・共同参画審議会答申</li> <li>・男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重に関する事業実績報告</li> <li>・男女平等・共同参画及び性の多様性に関する区民意識調査報告</li> </ul> <p>【公表方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年次報告書を発行（350部）</li> <li>・めぐろ区報に概要を掲載、区公式ウェブサイトで全文を公表</li> <li>・男女平等・共同参画センター、区立図書館で報告書を公表</li> <li>・その他、各所管課、関係団体、22区・26市等に送付</li> </ul>	人権政策課

事業No.	事業名	担当
対象年度ではないため未実施。		人権政策課

## 中項目4-3 区民、事業者等との連携

### 小項目① 協働事業を通じた意識啓発

事業No.	事業名	事業内容	担当
121	区民・区民団体等との協働事業の実施	<p>○男女平等・共同参画センター運営委員会と目黒区男女平等フォーラム2024を実施            日時：11月16日（土）会場：中目黒住区センター会議室 第5・6会議室            講座：「自分のからだの主人公は自分～おうちで伝える性のおはなし～」講師：染矢明日香氏（NPO法人ピルコン理事長）            ・フォーラム実施要領：月1回の運営委員会を行い、フォーラムテーマ、講師を決定、実施する。            ・参加人数：16人            ・アンケート実施：参加者アンケートを実施し、運営委員会・センター職員で共有した。            ・「あいきらり」フォーラム実施報告記事作成</p>	人権政策課

事業No.	事業名	事業内容	担当
122	事業者等との協働事業の実施	<p>○女性しごと応援キャラバン（公益財団法人東京しごと財団との共催）            女性のためのしごと探しセミナー「人生を長く楽しむための「50代からのキャリアデザイン」」  <b>【内容】</b>            いきいきとした人生にするために、50代からのキャリアの見つけ方、未来の設計図の描き方を学ぶ。  <b>【実施結果】</b>            日時：10月2日（水）            参加人数：84人</p>	人権政策課

**中項目4-4 国、東京都、他自治体との連携****小項目① 国、東京都、他自治体との連携強化**

事業No.	事業名	担当
123	国、東京都との連携	
○国・東京都が行う各種調査や取組に協力し、相互に情報提供・情報交換を実施（以下は主なもの） <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体に関する男女共同参画等に係る調査（国）</li> <li>・女性活躍推進法に基づく各計画策定・公表等の取組実施状況調査（国）</li> <li>・配偶者暴力防止法に基づく基本計画の策定状況調査（国）</li> <li>・区市町村男女平等参画施策推進状況調査（東京都）</li> <li>・配偶者暴力に関する相談件数調査（東京都）</li> <li>・特別区女性政策主管課長会（2回）</li> </ul> ○国・東京都等主催の研修・説明会・事業に参加し、情報を収集（以下は主なもの） <ul style="list-style-type: none"> <li>・性暴力、配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修（4～3月）</li> <li>・地域における男女共同参画推進のための事業企画研修（5月）</li> <li>・配偶者暴力加害者プログラム補助事業報告会（5月）</li> <li>・コーディネート研修（DV対応）（10月）</li> <li>・男女共同参画の視点による災害対応研修（10～12月）</li> <li>・人権課題研修（2月）</li> </ul>	人権政策課	

事業No.	事業名	担当
124	他自治体との連携	
○特別区女性政策主管課長会における情報交換 特別区の女性政策主管課長会において、各区の施策の取組状況や課題について情報交換を行った。 ○人権施策推進都区連絡会において、各区における性的マイノリティに関する取組などについての情報交換を行った。 ○他自治体との情報交換 各種調査への協力等を通じて他自治体と情報や状況を共有し、現在の取組や検討していることなどについての情報交換を行っている。 ○東京ウィメンズプラザとの連携及びフォーラムへの参加 東京ウィメンズプラザのウェブサイトを通じて目黒区男女平等・共同参画センターの取組を紹介するなどの連携を行っている。	人権政策課	

資料 政策決定過程への女性の参画状況				
1 区議会			(令和7年4月1日現在)	
	総議員数	女性議員数	女性議員の割合	
	35	14	40.0%	
2 行政委員会			(令和7年4月1日現在)	
名 称	総委員数	女性委員数	女性委員の割合	
教育委員会	5	2	40.0%	
選挙管理委員会	4	3	75.0%	
監査委員	4	0	0.0%	
合 計	13	5	38.5%	
3 付属機関			(令和7年3月1日現在)	
名 称	総委員数	女性委員数	女性委員の割合	
1 目黒区民センター等整備事業審査委員会	10	3	30.0%	
2 情報公開・個人情報保護審議会	12	6	50.0%	
3 情報公開・個人情報保護審査会	3	2	66.7%	
4 特別職報酬等審議会	10	5	50.0%	
5 行政不服審査会	3	2	66.7%	
6 男女平等・共同参画オンブズ	2	2	100.0%	
7 男女平等・共同参画審議会	15	9	60.0%	
8 職員倫理審査会	3	1	33.3%	
9 財産価格審議会	3	1	33.3%	
10 公契約審議会	7	1	14.3%	
11 国民保護協議会	28	5	17.9%	
12 防災会議	30	6	20.0%	
13 国民健康保険事業の運営に関する協議会	21	8	38.1%	
14 民生委員推薦会	7	3	42.9%	
15 地域福祉審議会	24	9	37.5%	
16 保健福祉サービス苦情調整委員	3	2	66.7%	
17 地域保健協議会	26	16	61.5%	
18 公害健康被害認定審査会	12	4	33.3%	
19 公害健康被害補償診療報酬審査会	4	0	0.0%	
20 大気汚染障害者認定審査会	5	1	20.0%	
21 感染症診査協議会	6	2	33.3%	
22 介護認定審査会	63	27	42.9%	
23 障害支援区分判定審査会	15	5	33.3%	
24 子ども施策推進会議	21	10	47.6%	
25 子どもの権利擁護委員	2	2	100.0%	
26 都市計画審議会	22	8	36.4%	
27 建築審査会	5	2	40.0%	
28 建築紛争調停委員会	3	1	33.3%	
29 景観審議会	7	3	42.9%	
30 空家等対策審議会	23	9	39.1%	
31 住宅政策審議会	16	5	31.3%	
32 環境審議会	20	6	30.0%	
33 廃棄物減量等推進審議会	19	10	52.6%	
34 いじめ問題対策委員会	6	4	66.7%	
35 青少年問題協議会	28	10	35.7%	
36 文化財保護審議会	6	1	16.7%	

37	入札監視等委員会	3	1	33.3%
38	まちづくり活動助成審査会	7	4	57.1%
39	美術館資料収集委員会	5	2	40.0%
40	予防接種健康被害調査委員会	6	3	50.0%
41	特別養護老人ホーム等整備運営事業選定委員会	7	3	42.9%
42	地域包括ケアに係る推進委員会	15	8	53.3%
43	老人ホーム入所判定委員会	5	2	40.0%
44	指定介護老人福祉施設入所に関する検討委員会	5	3	60.0%
45	障害者自立支援協議会	25	14	56.0%
46	地域公共交通会議	23	2	8.7%
47	地域公共交通運賃等協議会	4	0	0.0%
48	地球温暖化対策推進実行計画評価委員会	5	2	40.0%
49	教育支援委員会	81	46	56.8%
合 計		681	281	41.3%

#### 4 私的諮問機関

(令和7年3月1日現在)

	名 称	総委員数	女性委員数	女性委員の割合
1	自殺対策推進会議	24	11	45.8%
2	精神保健医療福祉推進協議会	13	8	61.5%
3	在宅療養推進協議会	9	4	44.4%
4	居住支援協議会	23	9	39.1%
5	障害者差別解消支援地域協議会	19	9	47.4%
6	放課後子ども総合プラン運営委員会	11	5	45.5%
7	要保護児童対策地域協議会	51	20	39.2%
8	景観アドバイザー	3	1	33.3%
9	移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想推進協議会	20	7	35.0%
10	生涯学習推進協議会	20	13	65.0%
11	第七中学校・第九中学校統合新校推進協議会	46	16	34.8%
12	第八中学校・第十一中学校統合新校推進協議会	40	10	25.0%
13	いじめ対策連絡協議会	13	2	15.4%
14	芸術文化振興計画改定懇話会	12	6	50.0%
15	スポーツ推進計画改定懇話会	12	4	33.3%
16	木造住宅密集地域整備等事業評価委員会	3	1	33.3%
合 計		319	126	39.5%

#### ■ 女性委員比率 (付属機関+私的諮問機関)

総委員数 407 女性委員数 407 女性委員の割合 40.7%

(参考)前年度<63機関> 総委員数 395 女性委員数 395 女性委員の割合 39.3%

#### 5 区職員

(令和7年4月1日現在)

	職層名	総職員数	女性職員数	女性職員の割合
	管理職	85	22	25.9%
	係長職	503	263	52.3%
	一般職	1,518	912	60.1%
合 計		2,106	1,197	56.8%

※職員数には再任用職員を含み、特別職、幼稚園教育職員、他団体からの派遣職員を除く。



# 令和7年度

## 男女平等・共同参画及び性の多様性に 関する区民意識調査報告

### 目 次

	ページ
令和7年度 男女平等・共同参画及び性の多様性に関する区民意識調査 報告	III - 1
資料 男女平等・共同参画及び性の多様性に関する区民意識調査 調査票	III - 58

# 令和7年度 男女平等・共同参画及び性の多様性に関する区民意識調査報告

## 1 調査の目的

この調査は、男女平等・共同参画及び性の多様性に関する区民の意識を把握し、今後の関係施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 調査の内容

- |                 |                           |
|-----------------|---------------------------|
| I 男女平等に関する意識と実態 | II ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和） |
| III 人権・性の多様性の尊重 | IV 区の男女平等・共同参画及び性の多様性尊重施策 |

## 3 調査方法と回収状況

- |            |                           |
|------------|---------------------------|
| (1) 調査地域   | 目黒区全域                     |
| (2) 調査対象   | 目黒区在住の18歳以上の個人            |
| (3) 対象者数   | 2,500人（女性1,250人、男性1,250人） |
| (4) 抽出方法   | 住民基本台帳を基に男女別に無作為抽出        |
| (5) 調査方法   | 郵送配布－インターネット回答            |
| (6) 調査期間   | 令和7年4月25日（調査書発送）～令和7年6月1日 |
| (7) 調査実施機関 | 目黒区総務部人権政策課               |
| (8) 回収状況   |                           |

	標本数	有効回収数※	有効回収率
総数	2,500	737	29.5%
女性	1,250	403	32.2%
男性	1,250	329	26.3%

※有効回収総数には性別についての設問で「それ以外」と回答した人を含む。

### 【参考】令和6年度 男女平等・共同参画及び性の多様性に関する区民意識調査

#### ○調査方法と回収状況

- |            |                             |
|------------|-----------------------------|
| (1) 調査地域   | 目黒区全域                       |
| (2) 調査対象   | 目黒区在住の18歳以上の個人              |
| (3) 対象者数   | 2,500人（女性1,250人、男性1,250人）   |
| (4) 抽出方法   | 住民基本台帳を基に男女別に無作為抽出          |
| (5) 調査方法   | 郵送配布－インターネット回答              |
| (6) 調査期間   | 令和6年4月24日（調査案内発送）～令和6年5月31日 |
| (7) 調査実施機関 | 目黒区総務部人権政策課                 |
| (8) 回収状況   |                             |

	標本数	有効回収数	有効回収率
総数	2,500	656	26.2%
女性	1,250	350	28.0%
男性	1,250	301	24.1%

※有効回収総数には性別についての設問で「それ以外」と回答した人を含む。

## 4 報告書の見方

- (1) 回答は、各質問の回答者数（n）を基礎とした百分率（%）で表示した。
- (2) 百分率は、小数第二位を四捨五入してあるため、比率の合計が100%にならない場合がある。
- (3) 複数回答の場合には、回答比率の合計が100%を超える場合がある。
- (4) 信頼度を95%とした場合、標本誤差は下式により求められる。

$$\text{標本誤差} = \pm 2 \sqrt{\frac{N-n}{N-1} \times \frac{P(1-P)}{n}}$$

$N$ =母集団数  
 $n$ =比率算出の基準（回答者数）  
 $P$ =回答の比率

母集団数（令和7年4月1日現在の目黒区の18歳以上の人口）は246,215人

今回の調査結果の標本誤差は以下のとおり。

n \ P	90%又は10%程度	80%又は20%程度	70%又は30%程度	60%又は40%程度	50%程度
737	±2.2	±2.9	±3.4	±3.6	±3.7
600	±2.4	±3.3	±3.7	±4.0	±4.1
500	±2.7	±3.6	±4.1	±4.4	±4.5
400	±3.0	±4.0	±4.6	±4.9	±5.0
300	±3.5	±4.6	±5.3	±5.7	±5.8
200	±4.2	±5.7	±6.5	±6.9	±7.1
100	±6.0	±8.0	±9.2	±9.8	±10.0

### 【表の見方】

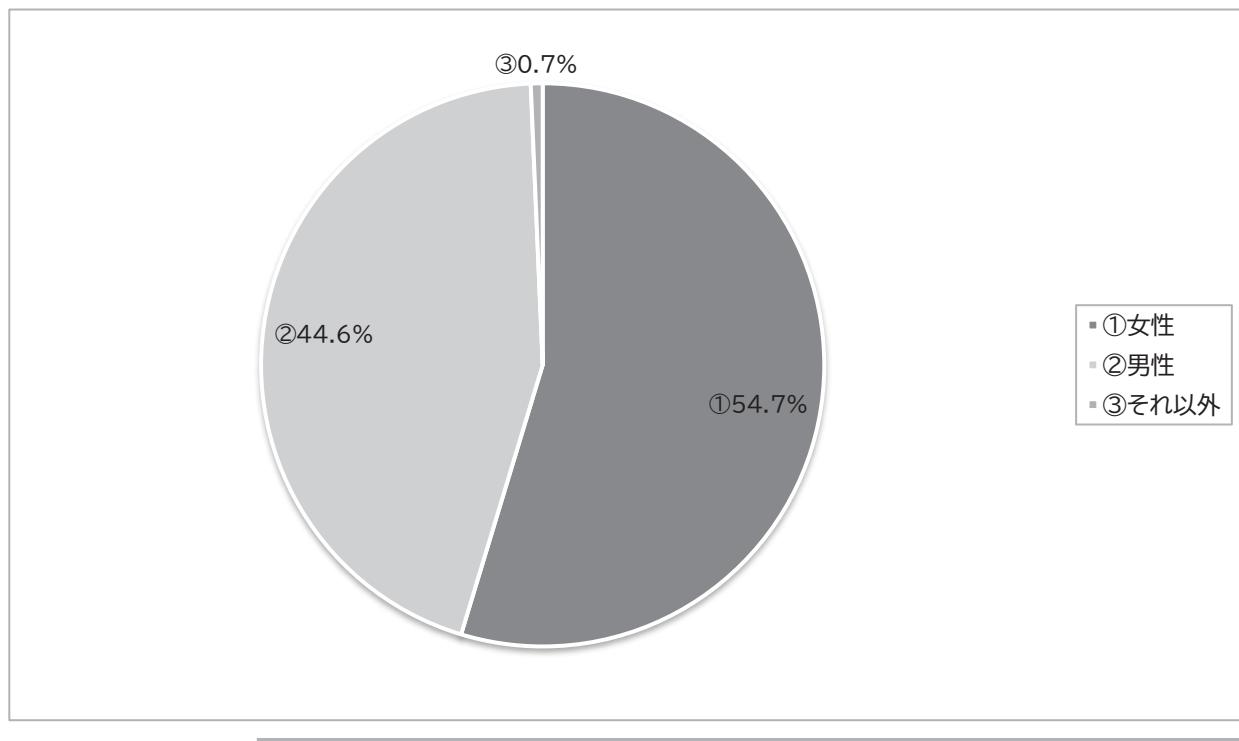
たとえば、ある設問に「そう思う」と回答した人が全体（n=656）の20.0%であった場合、上記表の回答比率に当てはめると、20%程度の標本誤差は±3.1%であるため、「そう思う」と考えている人は、標本誤差を補正すると、16.9%から23.1%の間にあることが、95%の信頼度でいえることになります。

## （5）コメント掲載基準

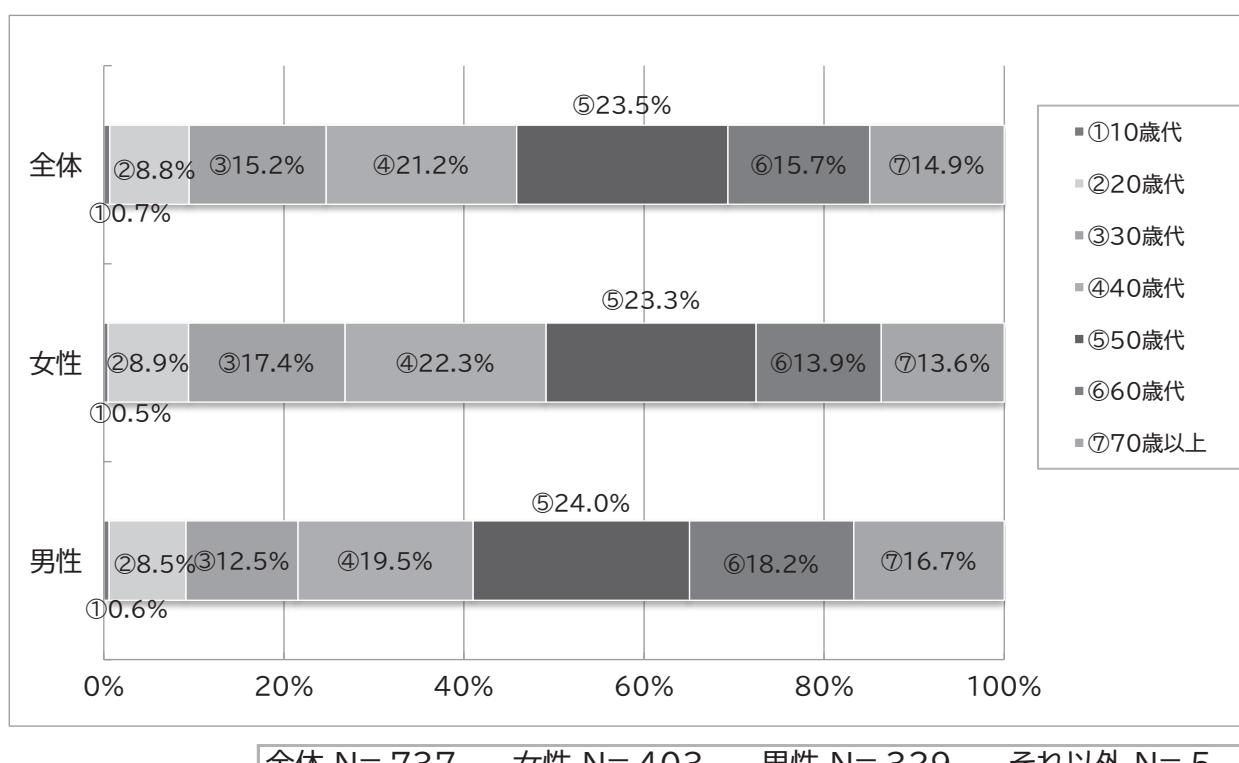
- ア 性別により回答に大きく違いがあるもの
- イ 前回調査と比較可能な設問については、前回の調査結果と比べて変化の大きいもの（標本誤差の範囲内のものについてはコメントしない。）
- ウ 区の施策への要望等については、要望の多い項目を記載（問4・9・11・13・20・22・23）

## 【回答者のプロフィール】

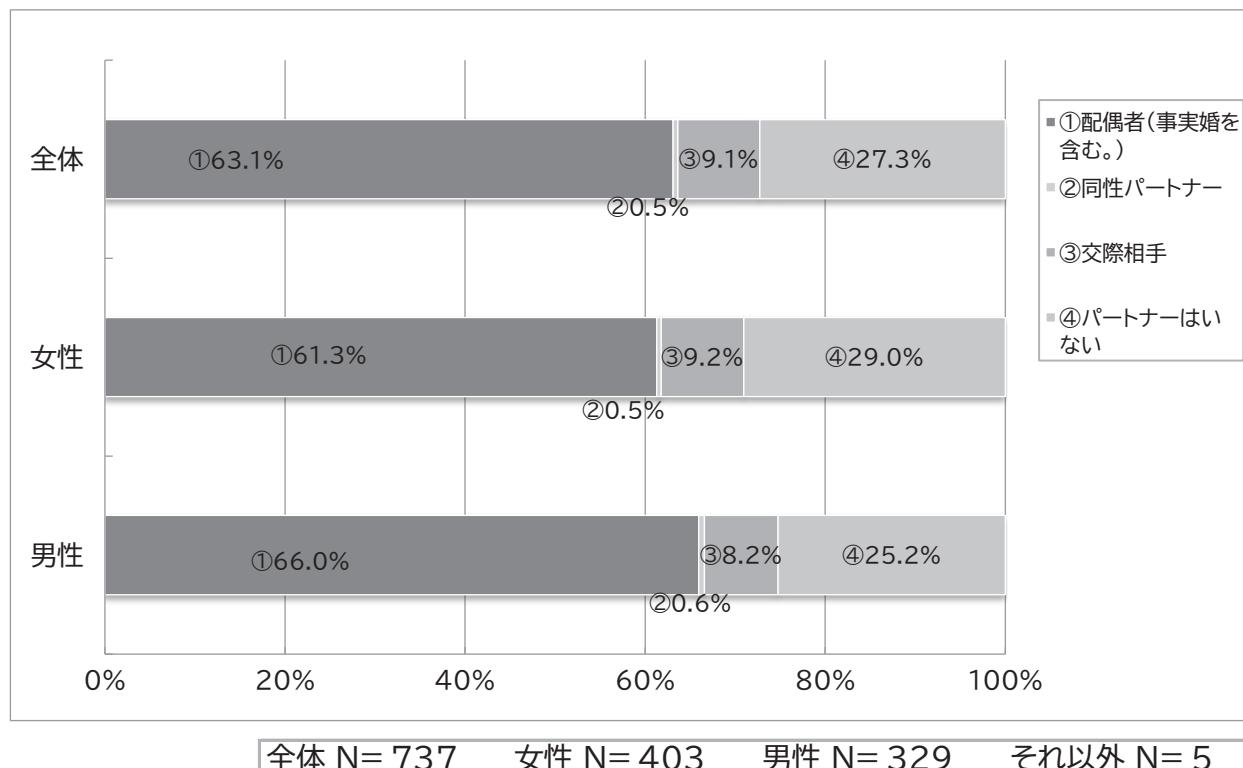
### F1 自認する性別



### F2 年齢

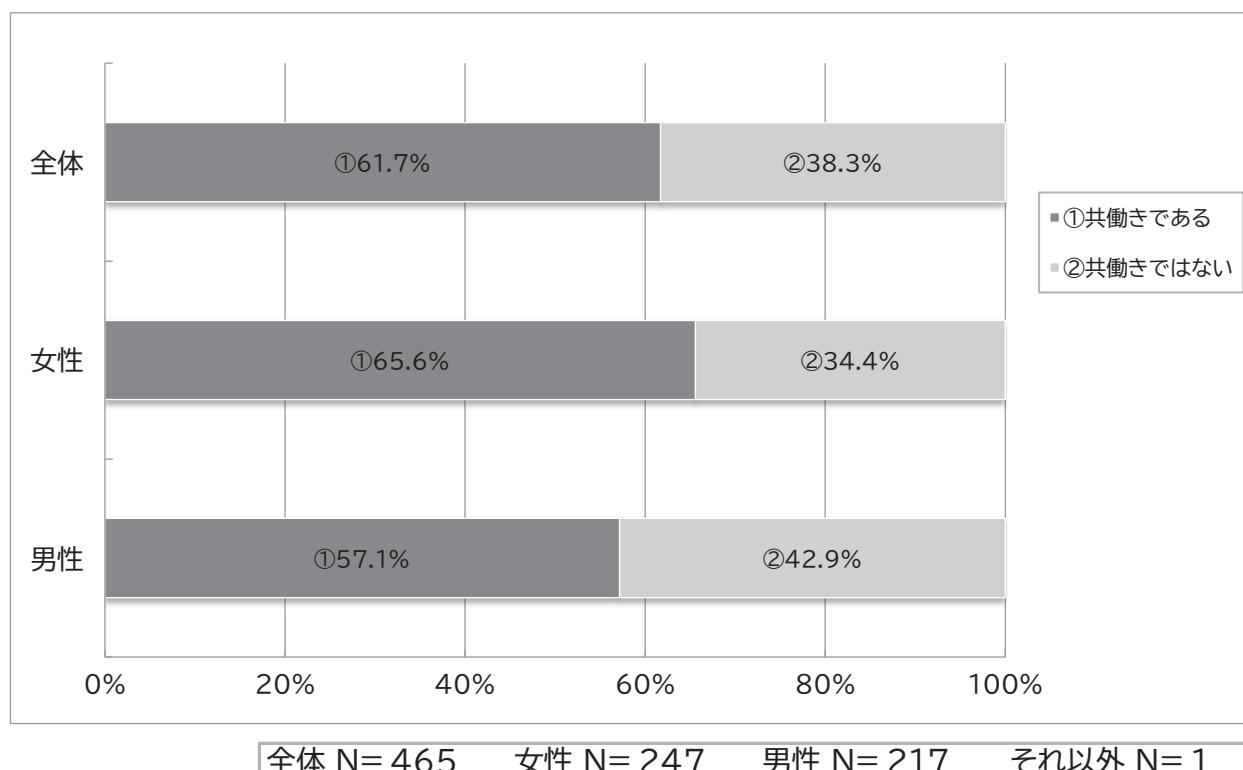


### F3 パートナーの有無



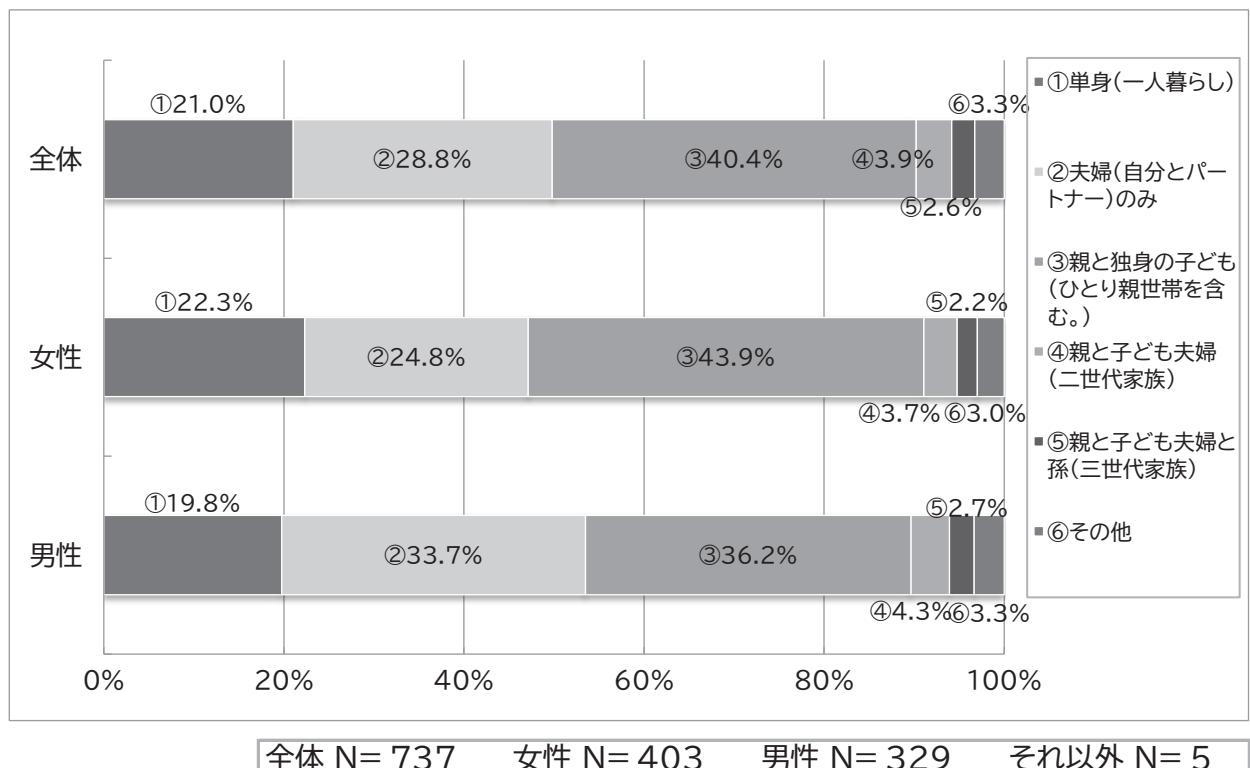
全体 N= 737 女性 N= 403 男性 N= 329 それ以外 N= 5

F3で配偶者(事実婚のパートナーを含む。)がいると回答があった中で  
F3-1 共働き(パート・アルバイトを含む。)であるかどうか

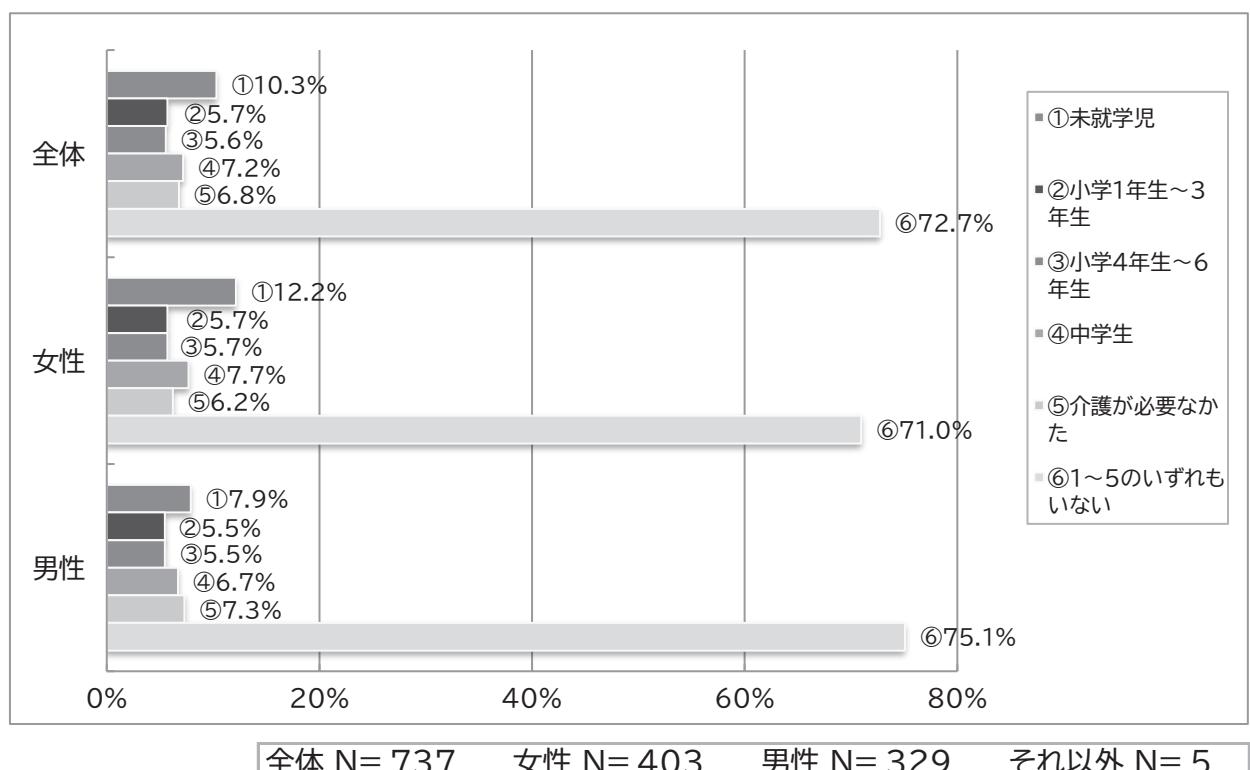


全体 N= 465 女性 N= 247 男性 N= 217 それ以外 N= 1

#### F4 世帯構成

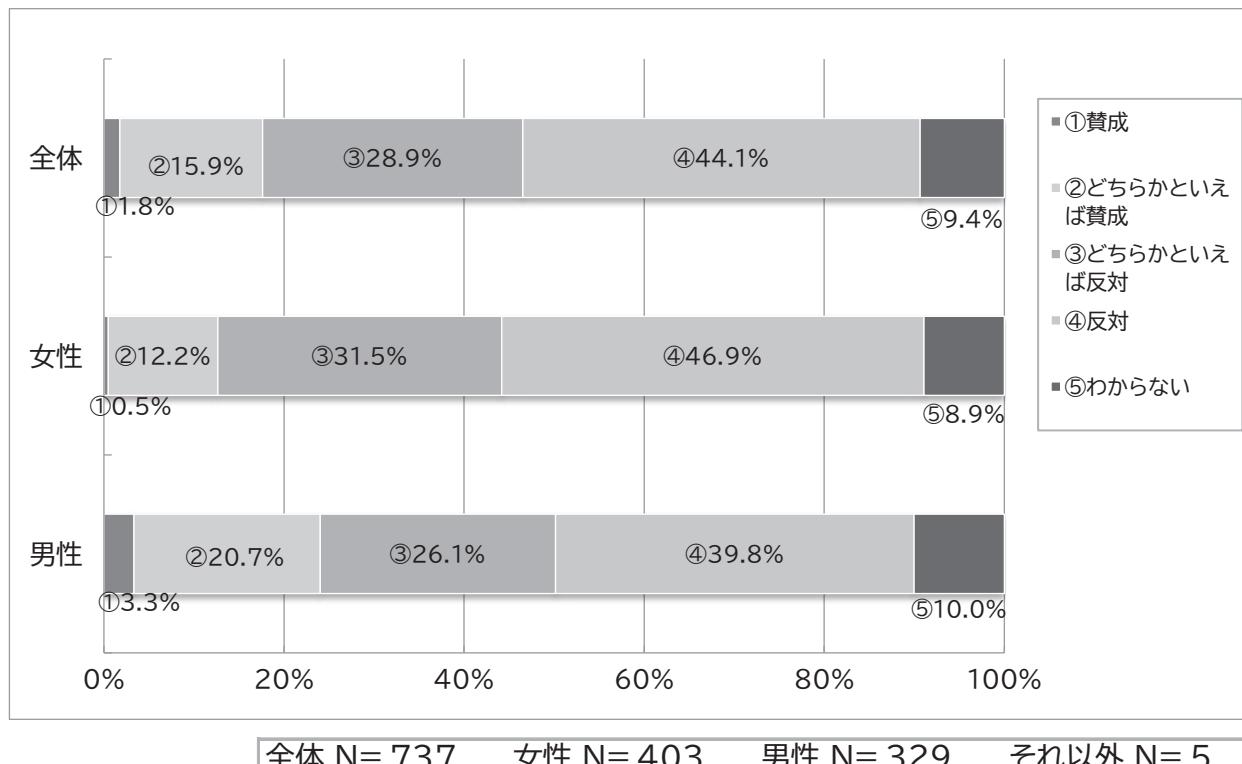


#### F5 家庭内に子どもや介護が必要なたがいるかどうか(複数回答)



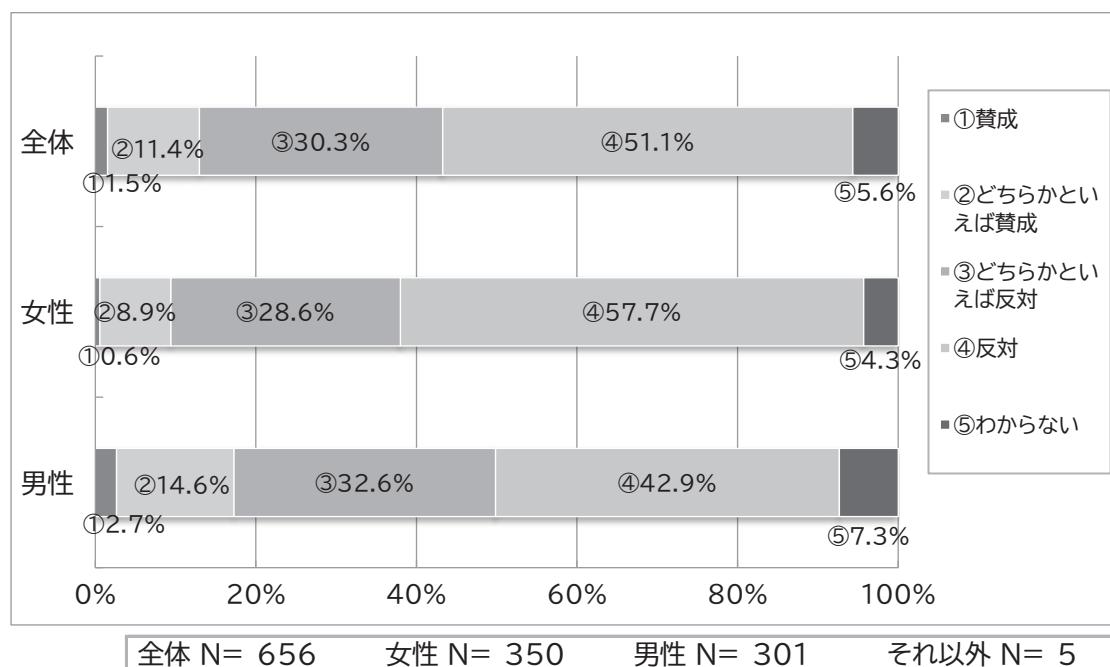
## 【I 男女平等に関する意識と実態】

問1 社会や家庭などで性別による固定的な役割があるという考え方について、あなたはどう思いますか。(単一回答)

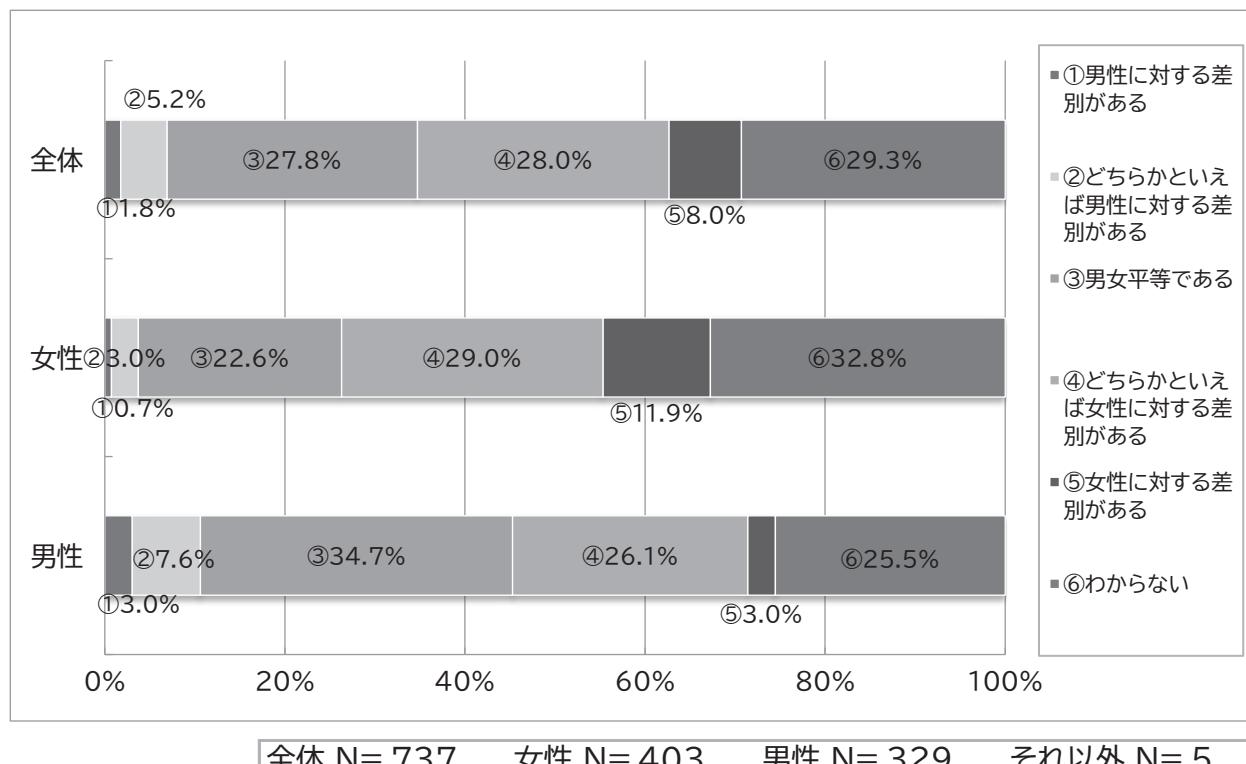


### ■令和6年度調査

問1 社会や家庭などで性別による固定的な役割があるという考え方について、あなたはどう思いますか。(単一回答)



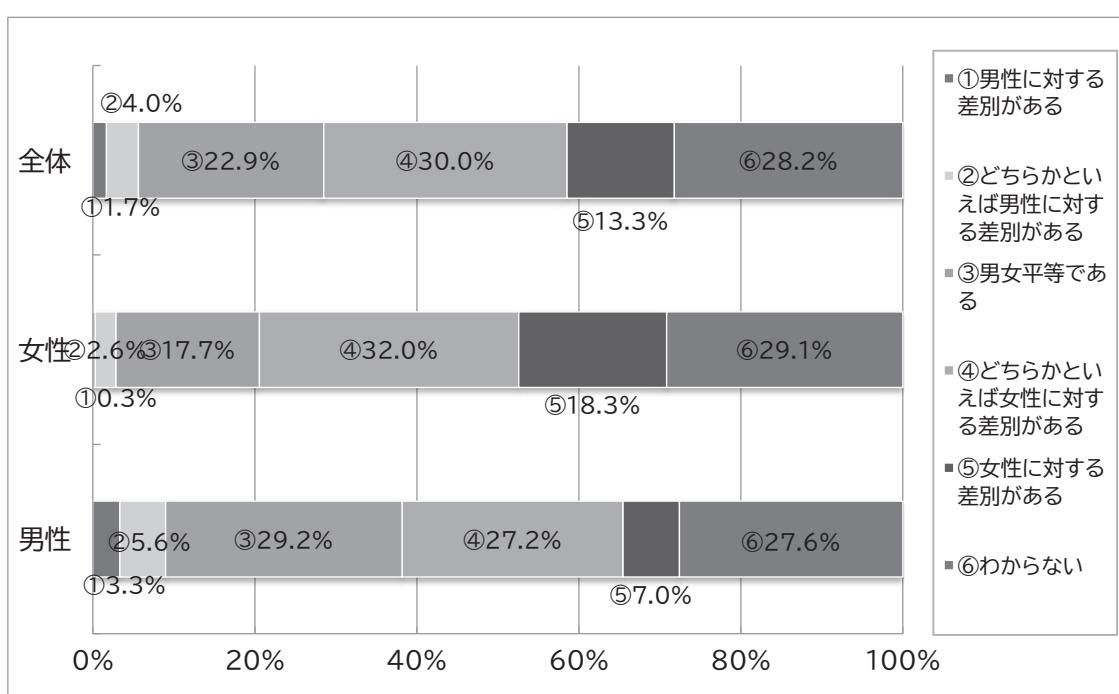
問2(ア) 主に目黒区内における家庭生活(家事・育児・介護)の分野で、性別による差別(不利益)が無く、平等になっていると思いますか。(単一回答)



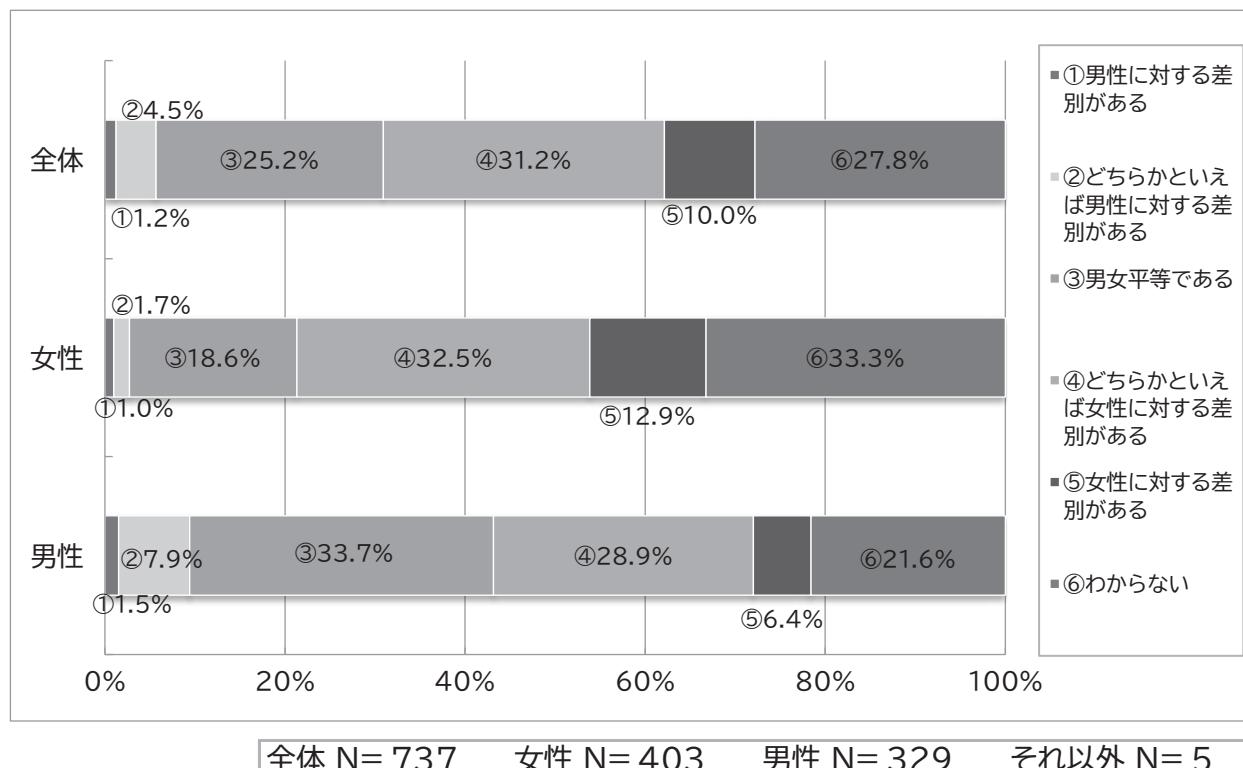
家庭生活の分野について「男女平等である」と回答した人は、女性が22.6%、男性が34.7%で男女差がある。同様に、「女性に対する差別がある」と「どちらかといえば女性に対する差別がある」と回答した人は全体で36.0%と前年の43.3%から減少したが、女性では40.9%、男性では29.1%と、縮小傾向にあるものの男女で認識に差がある。

### ■令和6年度調査

問2(ア) 主に目黒区内における家庭生活(家事・育児・介護)の分野で、性別による差別(不利益)が無く、平等になっていると思いますか。(単一回答)

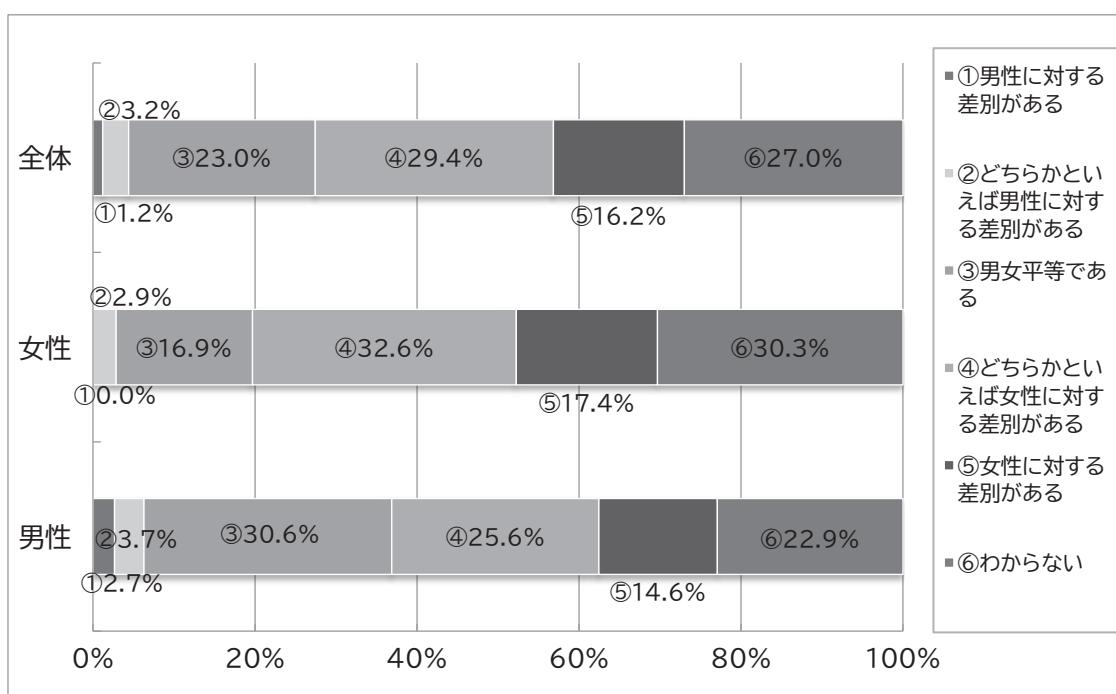


問2(イ) 主に目黒区内における労働・雇用・職場の分野で、性別による差別(不利益)が無く、平等になっていると思いますか。(単一回答)

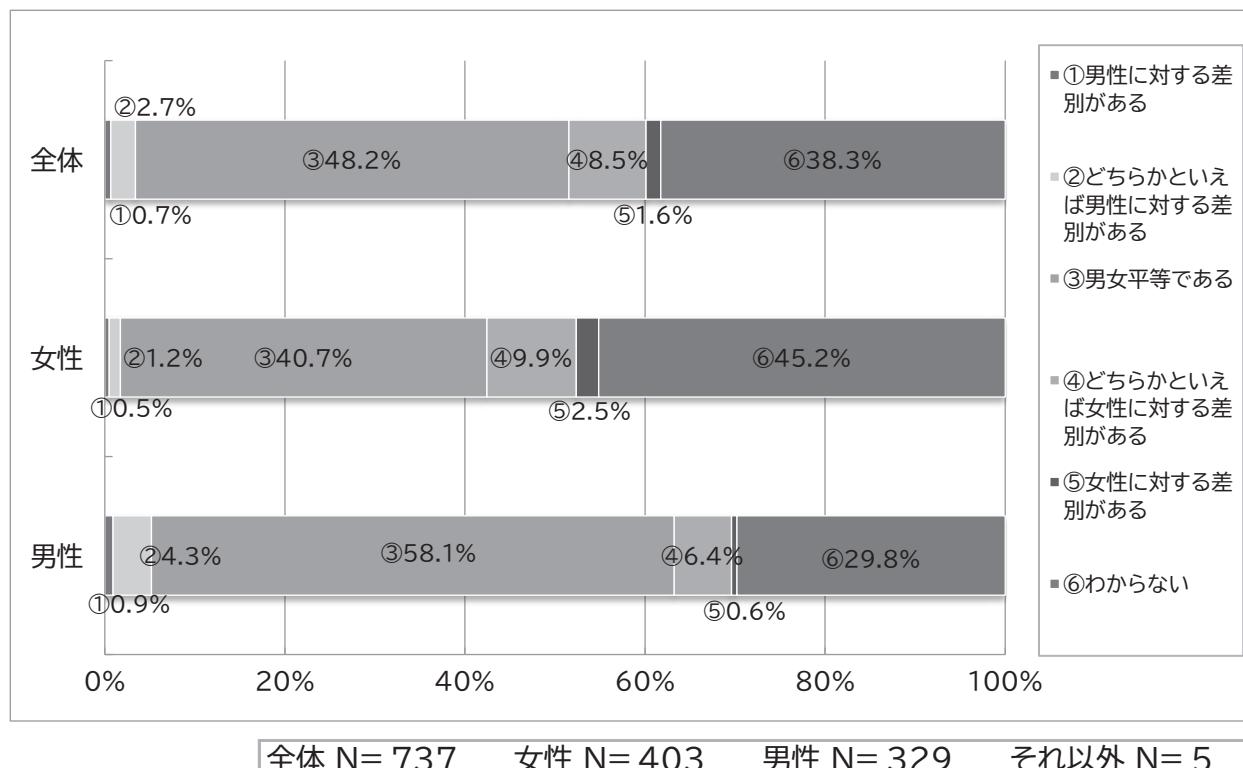


### ■令和6年度調査

問2(イ) 主に目黒区内における労働・雇用・職場の分野で、性別による差別(不利益)が無く、平等になっていると思いますか。(単一回答)



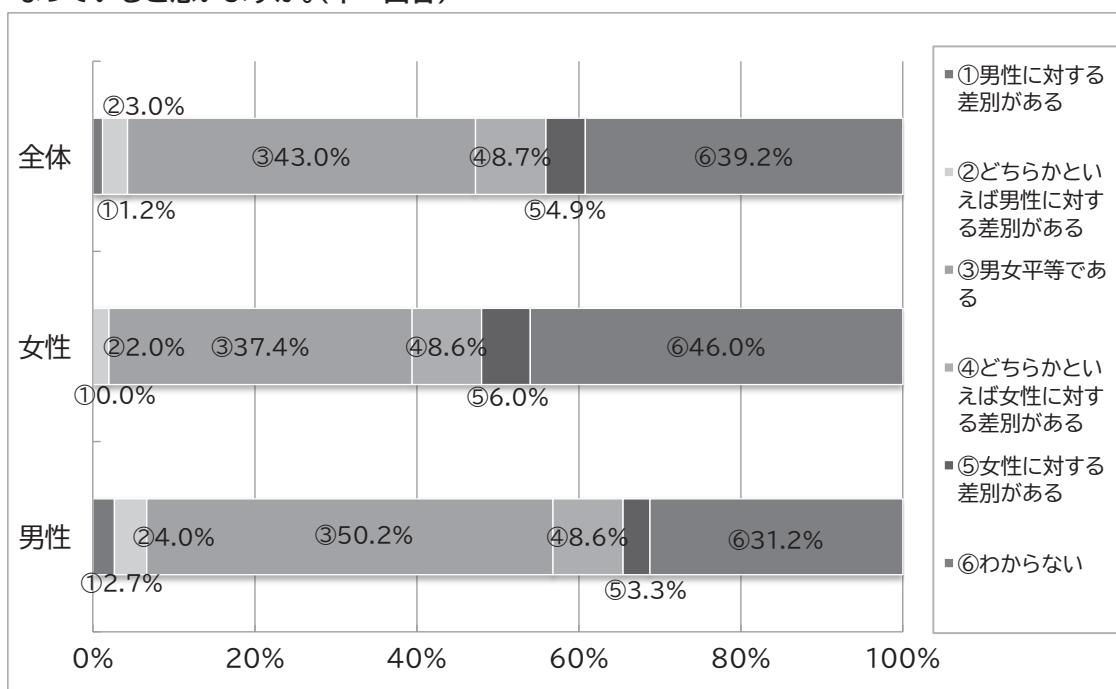
問2(ウ) 主に目黒区内における学校教育の分野で、性別による差別(不利益)が無く、平等になっていると思いますか。(単一回答)



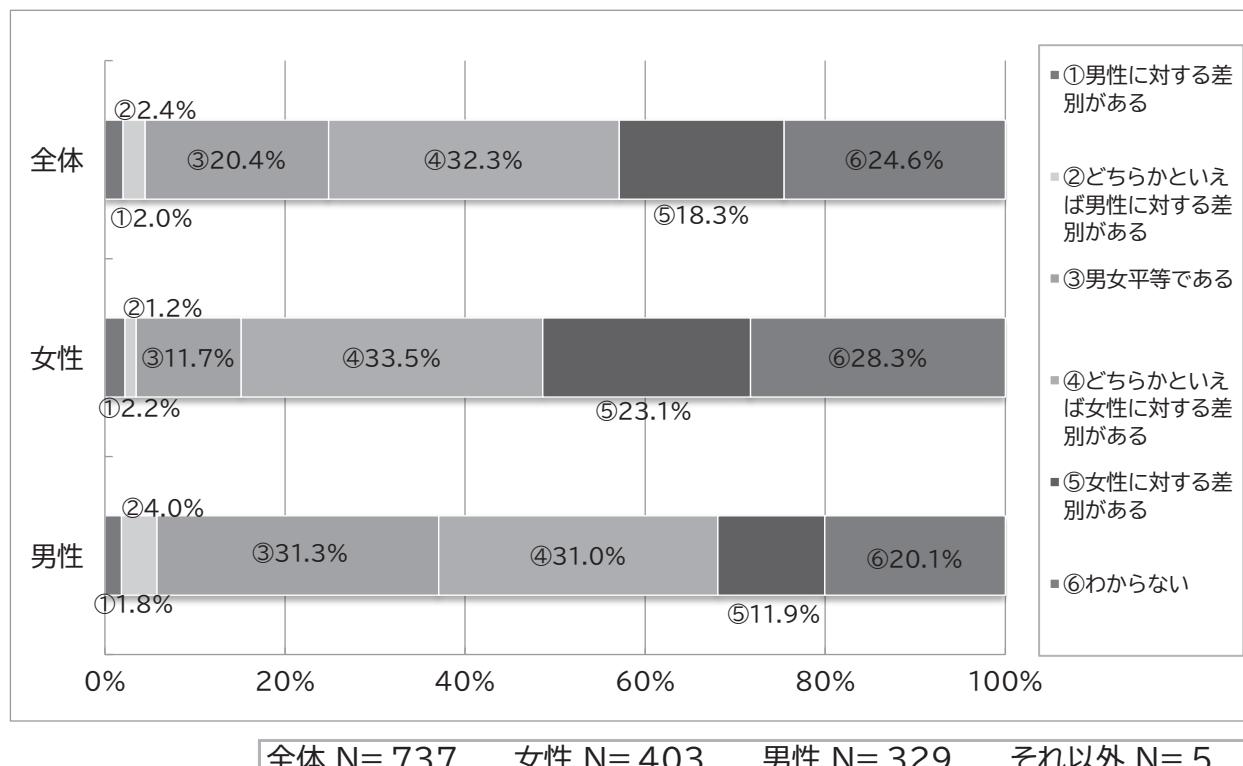
学校教育の分野について、男性は6割近くが「男女平等である」と回答した一方、女性は約4割であり、男女差がある。

### ■令和6年度調査

問2(ウ) 主に目黒区内における学校教育の分野で、性別による差別(不利益)が無く、平等になっていると思いますか。(単一回答)



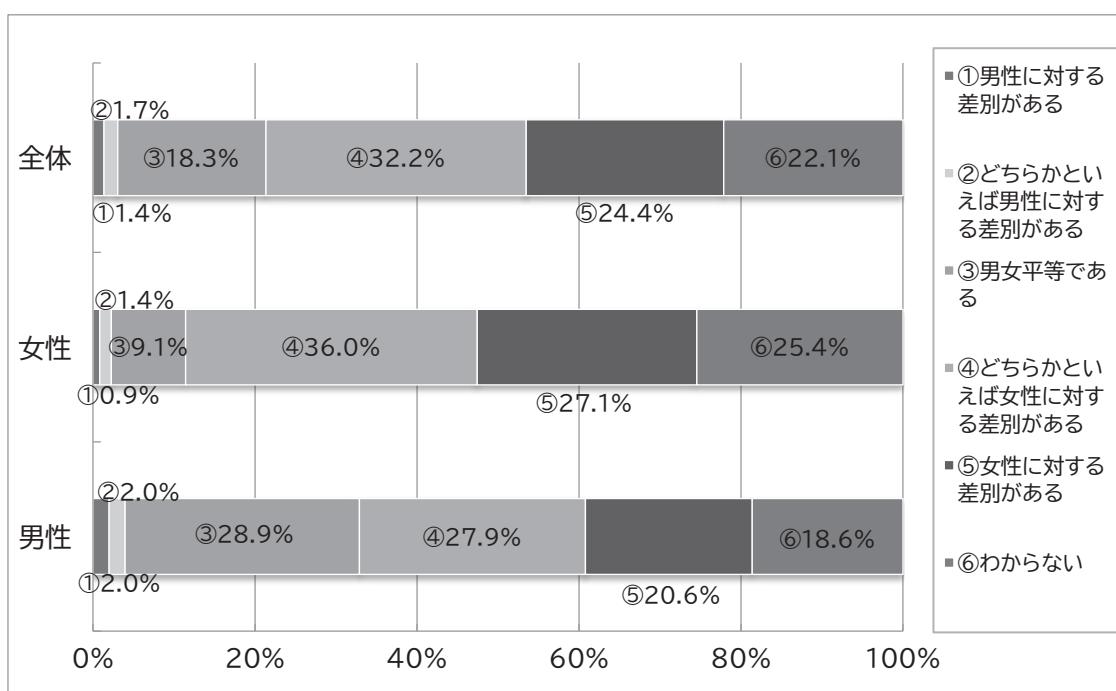
問2(工) 主に目黒区内における政治の分野で、性別による差別(不利益)が無く、平等になっていると思いますか。(単一回答)



政治の分野について「男女平等である」と回答した人は女性が11.7%、男性が31.3%であり、男女差が大きい。

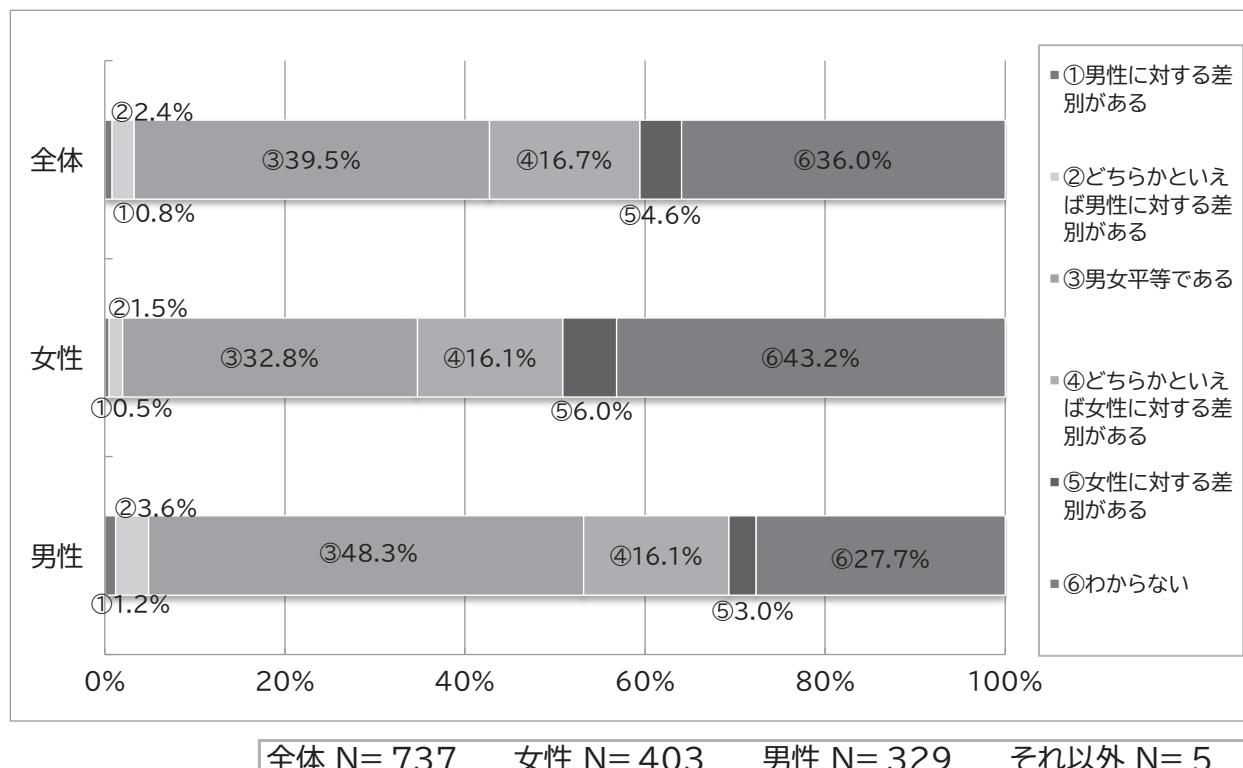
### ■令和6年度調査

問2(工) 主に目黒区内における政治の分野で、性別による差別(不利益)が無く、平等になっていると思いますか。(単一回答)



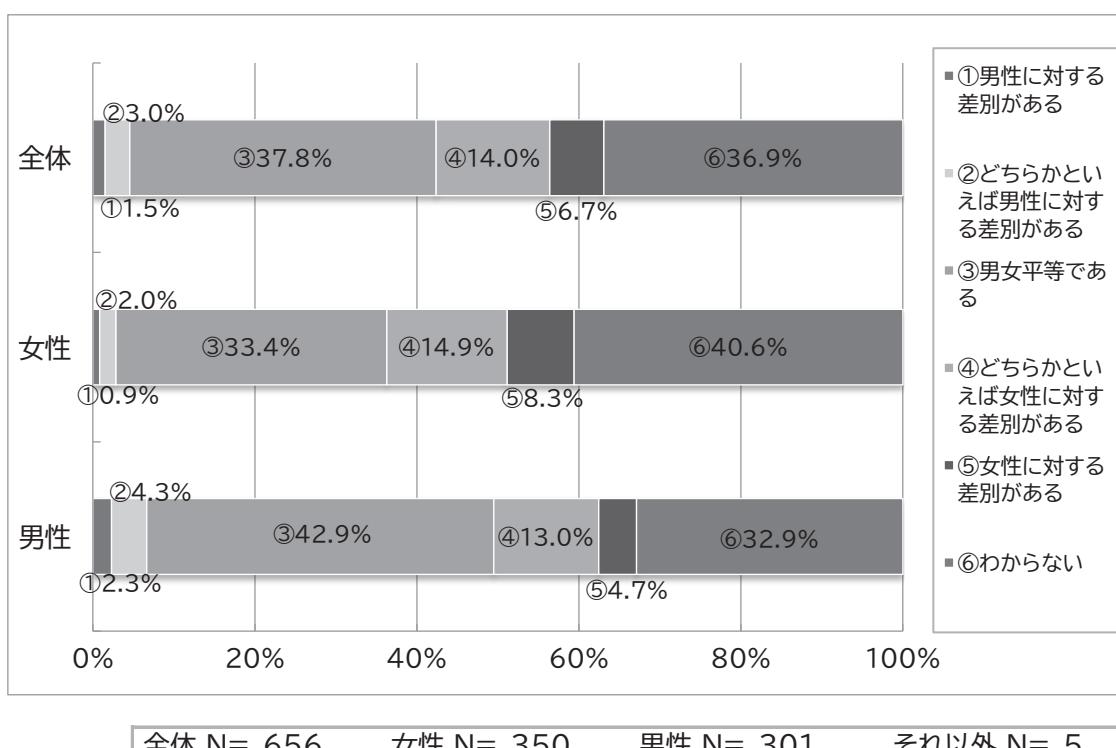
全体 N= 656 女性 N= 350 男性 N= 301 それ以外 N= 5

問2(オ) 主に目黒区内における地域の活動や行事の分野で、性別による差別(不利益)が無く、平等になっていると思いますか。(単一回答)

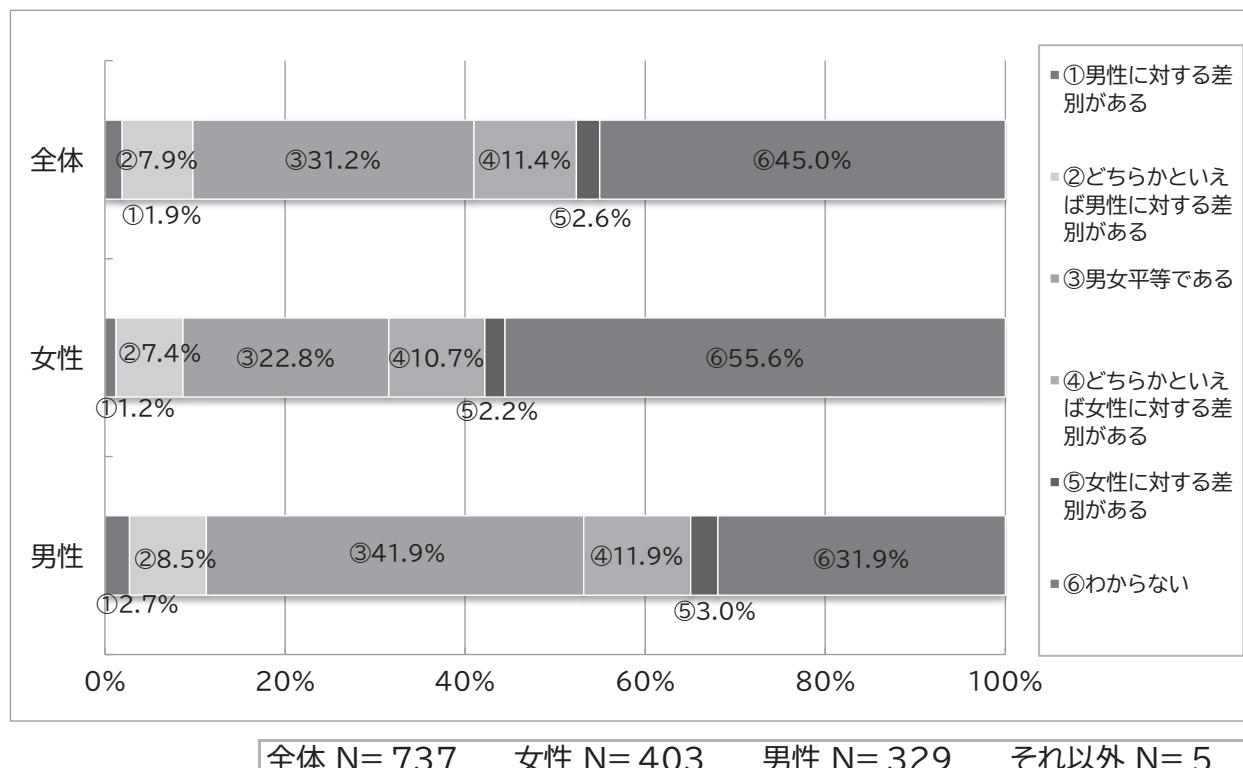


### ■令和6年度調査

問2(オ) 主に目黒区内における地域の活動や行事の分野で、性別による差別(不利益)が無く、平等になっていると思いますか。(単一回答)

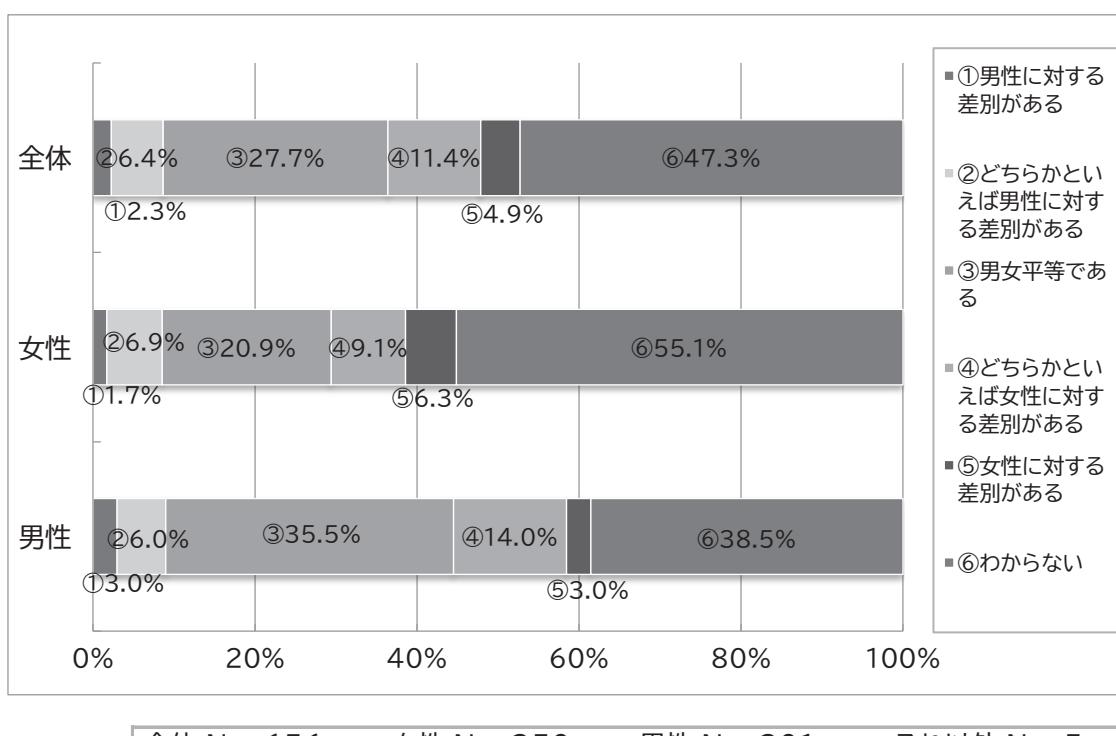


問2(力) 主に目黒区内における防災活動の分野で、性別による差別(不利益)が無く、平等になっていると思いますか。(単一回答)



### ■令和6年度調査

問2(力) 主に目黒区内における防災活動の分野で、性別による差別(不利益)が無く、平等になっていると思いますか。(単一回答)



[問2で一つでも「男性に対する差別がある」「女性に対する差別がある」と回答したかたのみ]

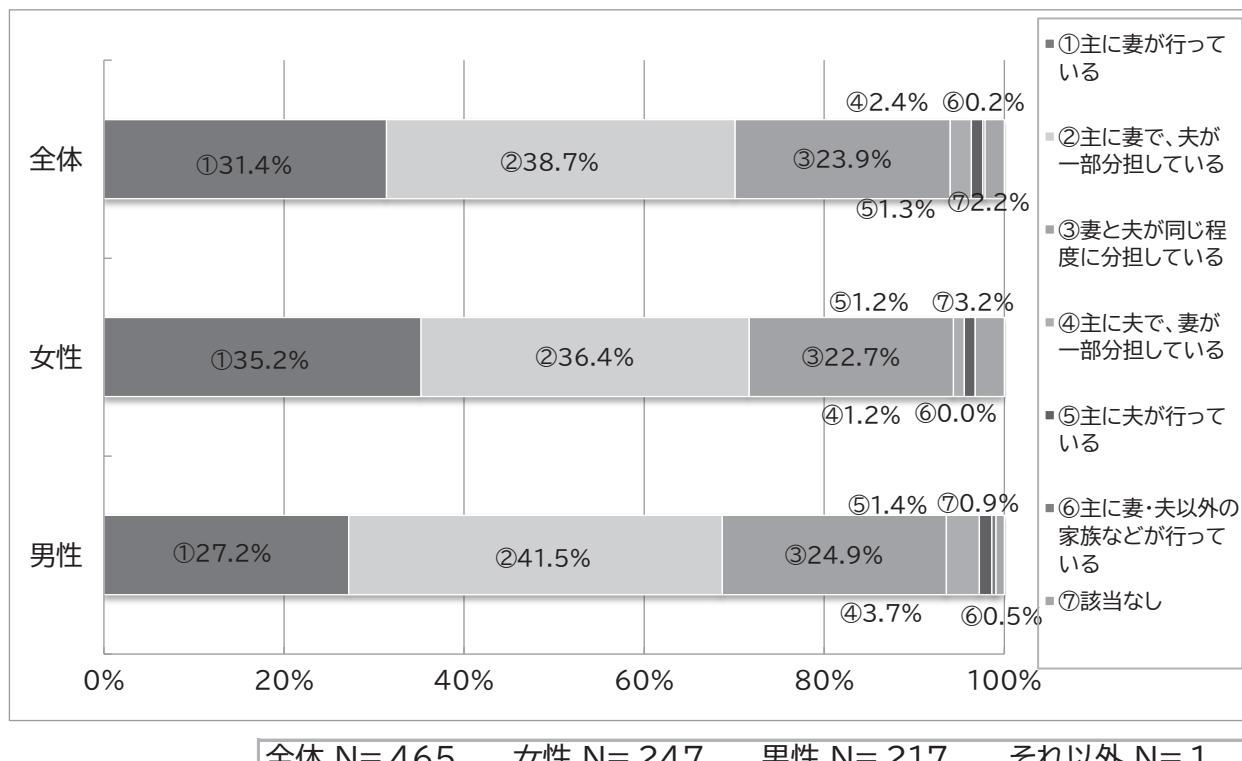
問2-1 その理由や具体的な事例について簡単に(箇条書き等で)記入してください。

<主な意見>

- ・どうしても家事、育児、介護は女性がするのが当たり前で男性は手伝ってあげているという意識があると思います。
- ・職場や政治の場では男女の比率、役職登用の割合に差がある。
- ・労働は同じなのに男性と女性の給料格差がある。
- ・PTAなど女性の方が角が立たないと言う理由で母親の出番が多い。
- ・女性は子供を産むと、職場復帰後のキャリア形成が難しい。妊娠前と同じ働き方はできないし、それが故により上のポジションを展望することも難しくなるから。「稼ぐのが男の役割だ」という共通認識によって男性は進路を制限されることがある。
- ・女性は子供を産むと、職場復帰後のキャリア形成が難しい。妊娠前と同じ働き方はできないし、それが故により上のポジションを展望することも難しくなるから。
- ・女性議員や大臣の人数があまりにも少ない。
- ・いつの時代も女性に優しい社会を目指しているが、実際は男性が我慢している事の方が多い。例えば、仕事の責任や若手教育は基本的に男性の仕事。今の時代でも総合職で重責を受け持つのも男性が多い。女性で管理職につく例も増えたが、やはり退職されていく率は女性の方が圧倒的に多い。
- ・育児などに関しては育児休暇の取得などまだ男性はやりづらいと感じる  
町内会や消防団系の幹部に男尊女卑が未だ染みついている高齢男性が何人かいらっしゃるのを認識しました。

[配偶者(事実婚の異性パートナーを含む。)がいるかたのみ]

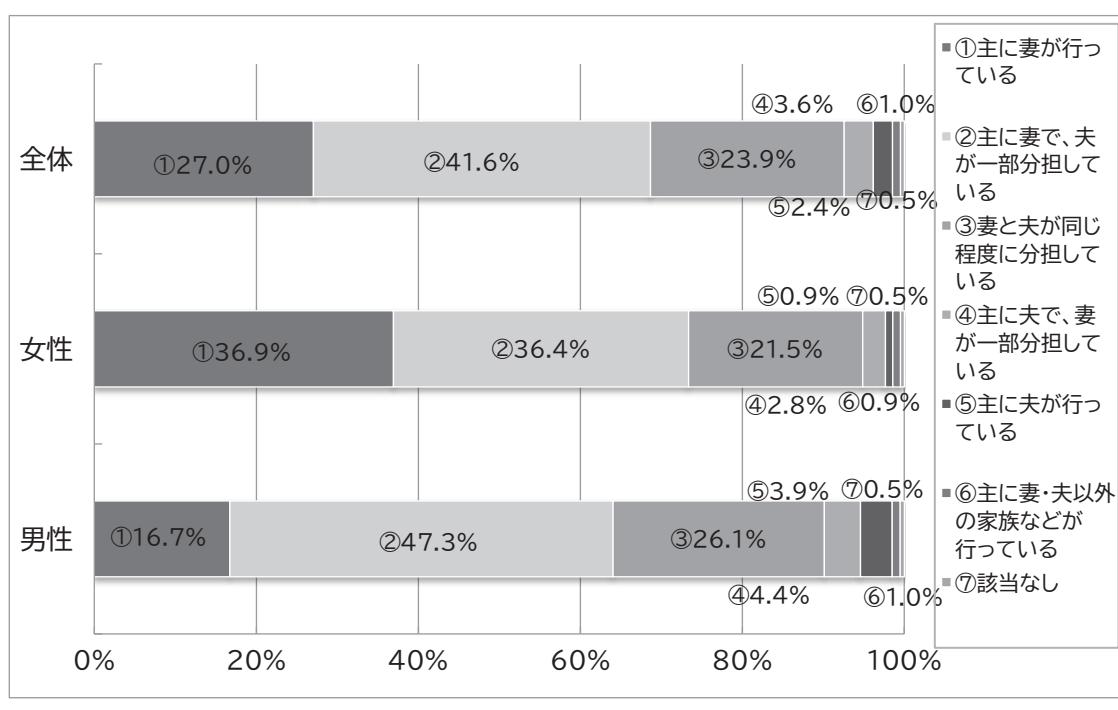
問3(ア) あなたの家庭では、炊事・洗濯・掃除などの家事の分担はどうしていますか。(単一回答)



家事の分担について、「主に妻が行っている」と回答した人は女性が35.2%、男性が27.2%であり、夫の分担に関する認識に男女差がある。

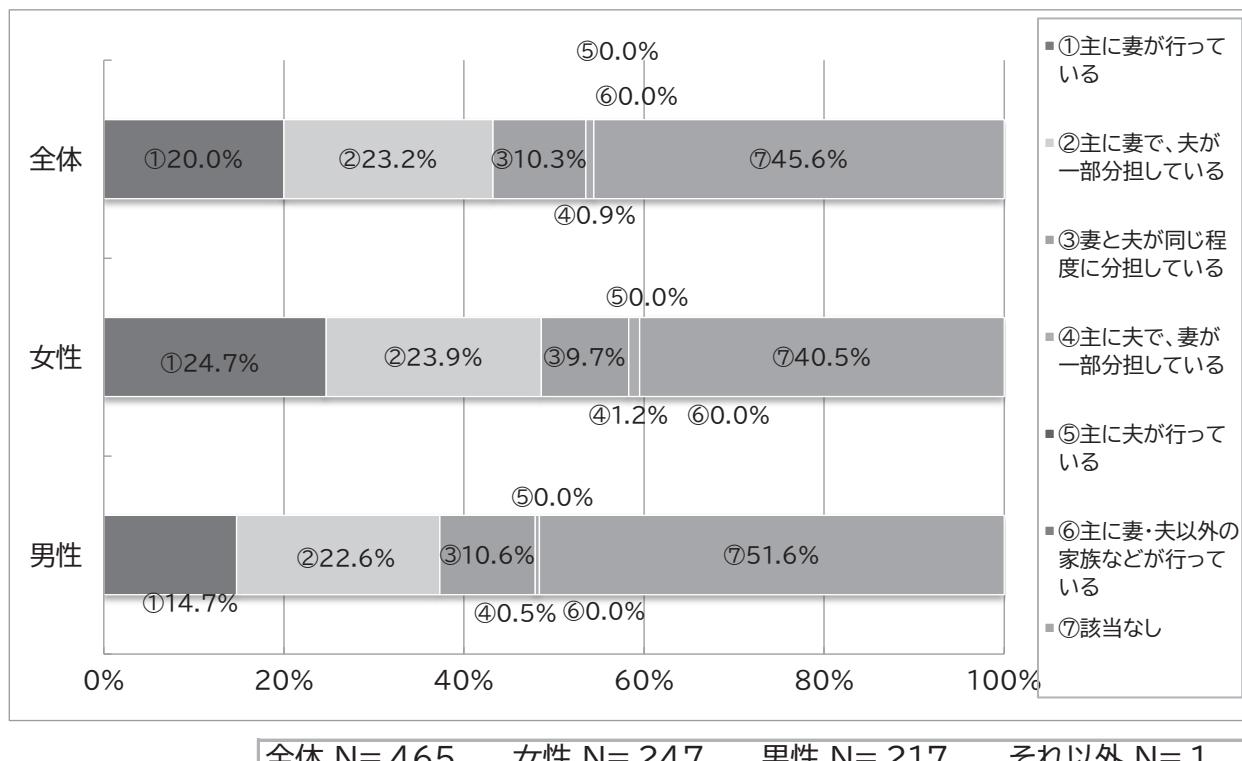
### ■令和6年度調査

問3(ア) あなたの家庭では、炊事・洗濯・掃除などの家事の分担はどうしていますか。(単一回答)



[配偶者(事実婚の異性パートナーを含む。)がいるかたのみ]

### 問3(イ) あなたの家庭では、育児の分担はどうしていますか。(単一回答)

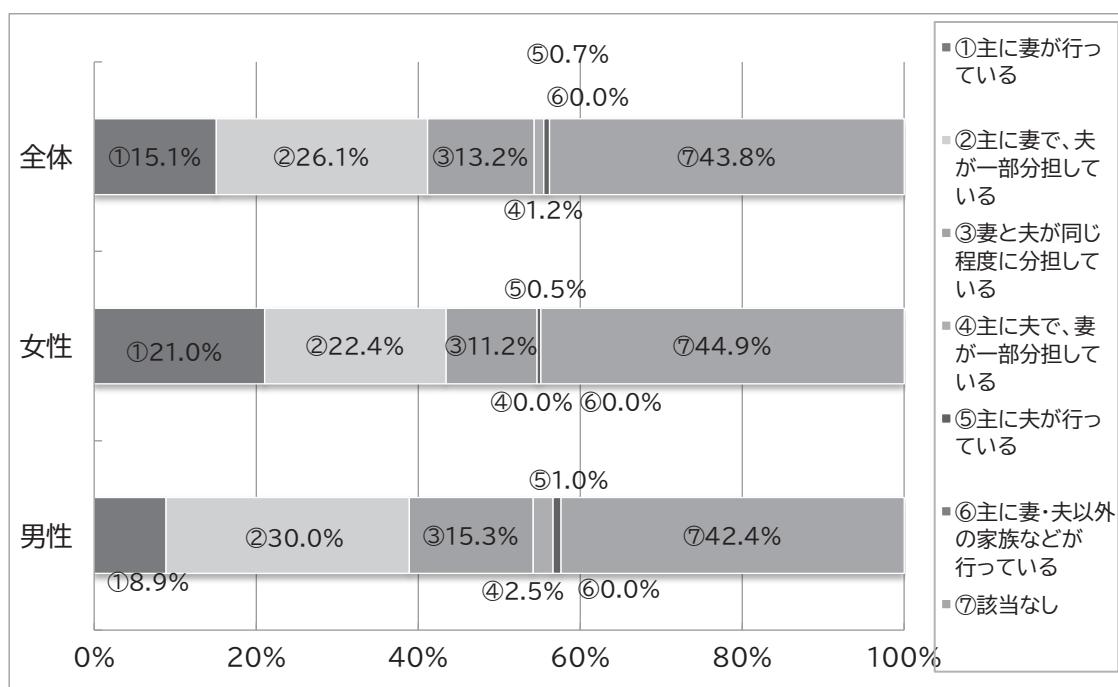


育児の分担について、「主に妻が行っている」と回答した人は女性が24.7%、男性が14.9%であり、夫の分担に関する認識に男女差がある。

### ■令和6年度調査

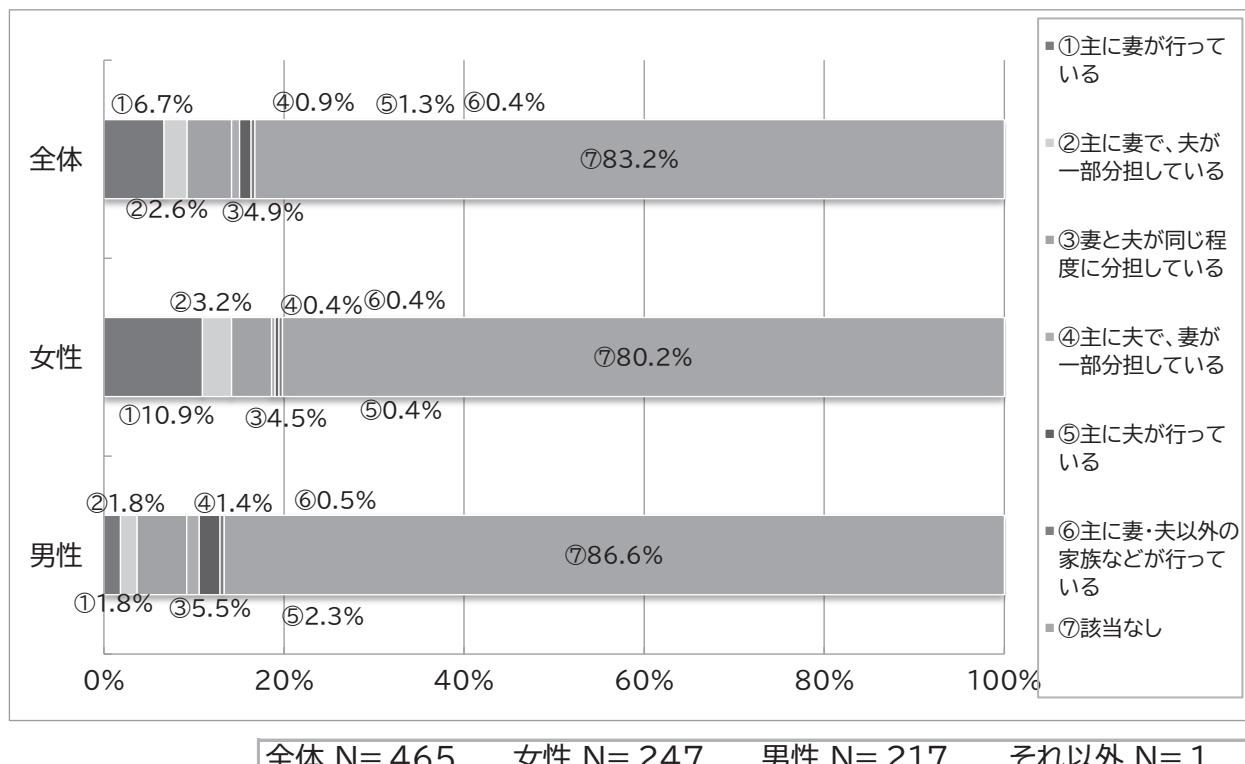
[配偶者(事実婚の異性パートナーを含む。)がいるかたのみ]

### 問3(イ) あなたの家庭では、育児の分担はどうしていますか。(単一回答)



[配偶者(事実婚の異性パートナーを含む。)がいるかたのみ]

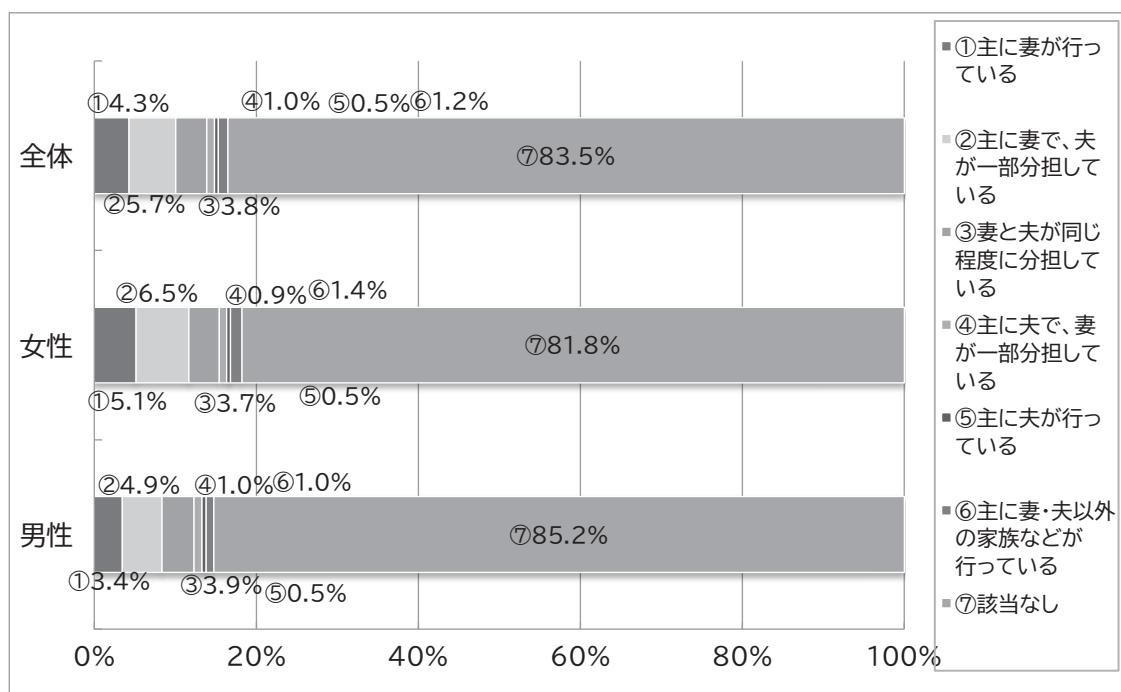
### 問3(ウ) あなたの家庭では、介護の分担はどうしていますか。(単一回答)



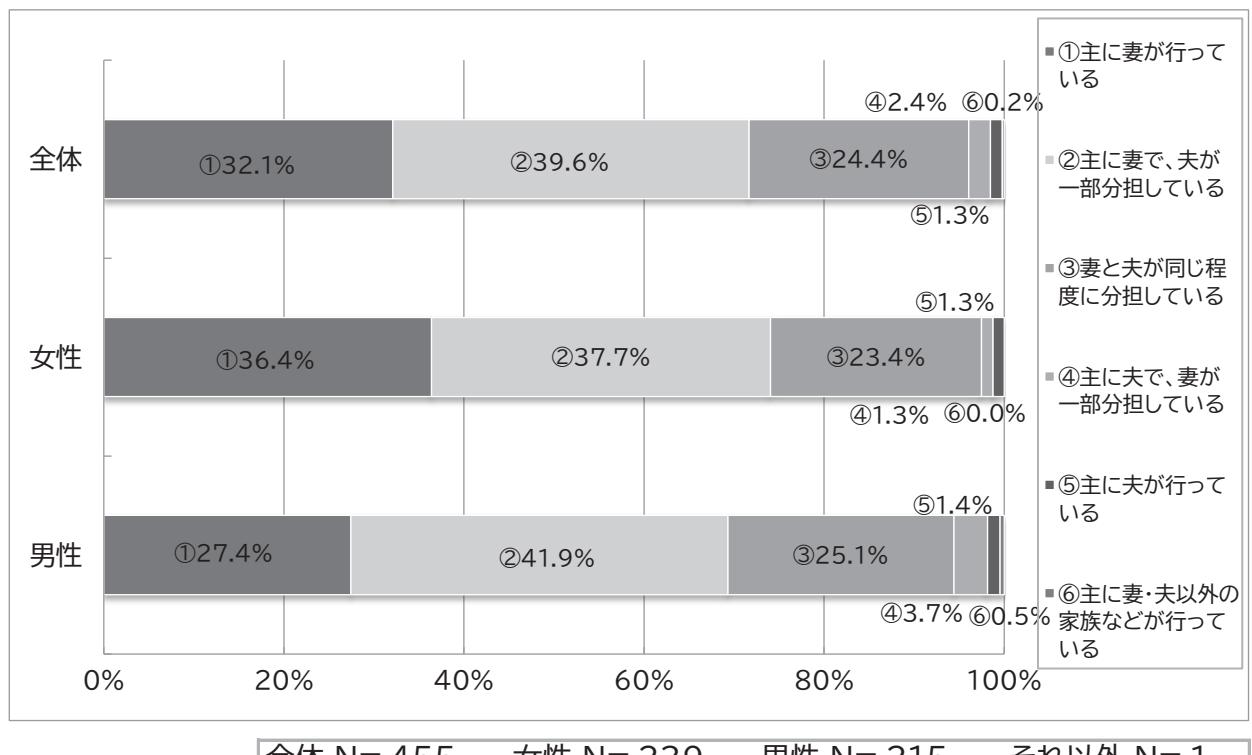
### ■令和6年度調査

[配偶者(事実婚の異性パートナーを含む。)がいるかたのみ]

### 問3(ウ) あなたの家庭では、介護の分担はどうしていますか。(単一回答)



[配偶者(事実婚の異性パートナーを含む。)がいるかたのみ]【該当なしを除く】  
問3(ア) あなたの家庭では、炊事・洗濯・掃除などの家事の分担はどうしていますか。(単一回答)

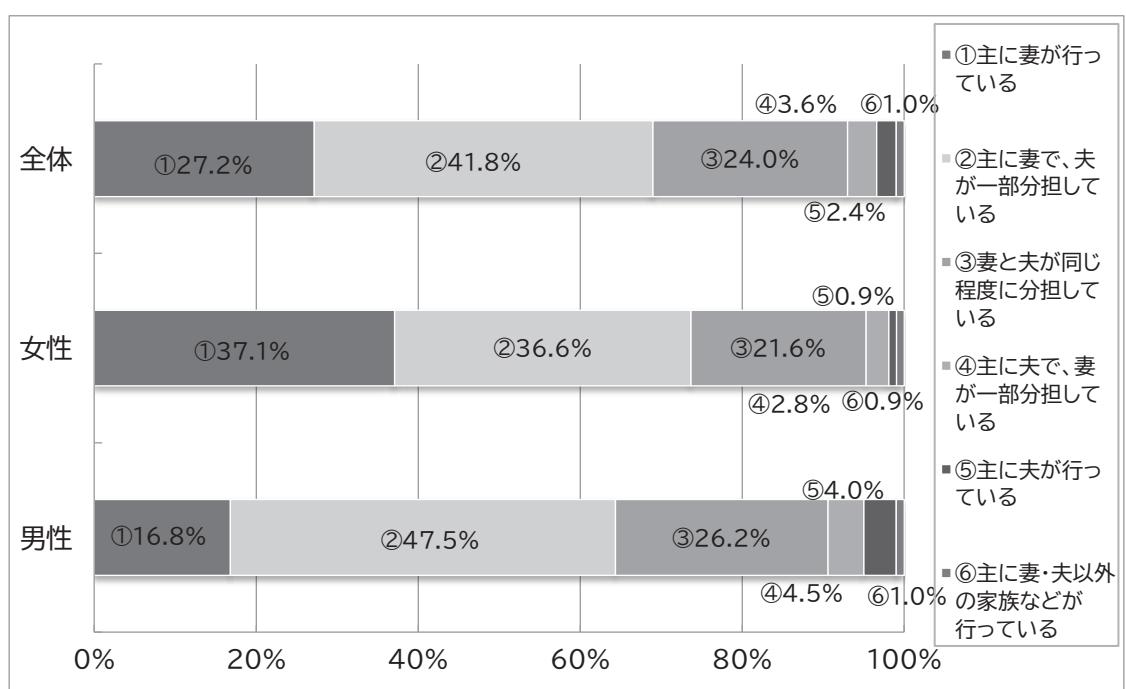


全体 N= 455 女性 N= 239 男性 N= 215 それ以外 N= 1

家事の分担について、「主に妻が行っている」と回答した人は女性が36.4%、男性が27.4%であり、夫の分担に関する認識に男女差がある。

### ■令和6年度調査

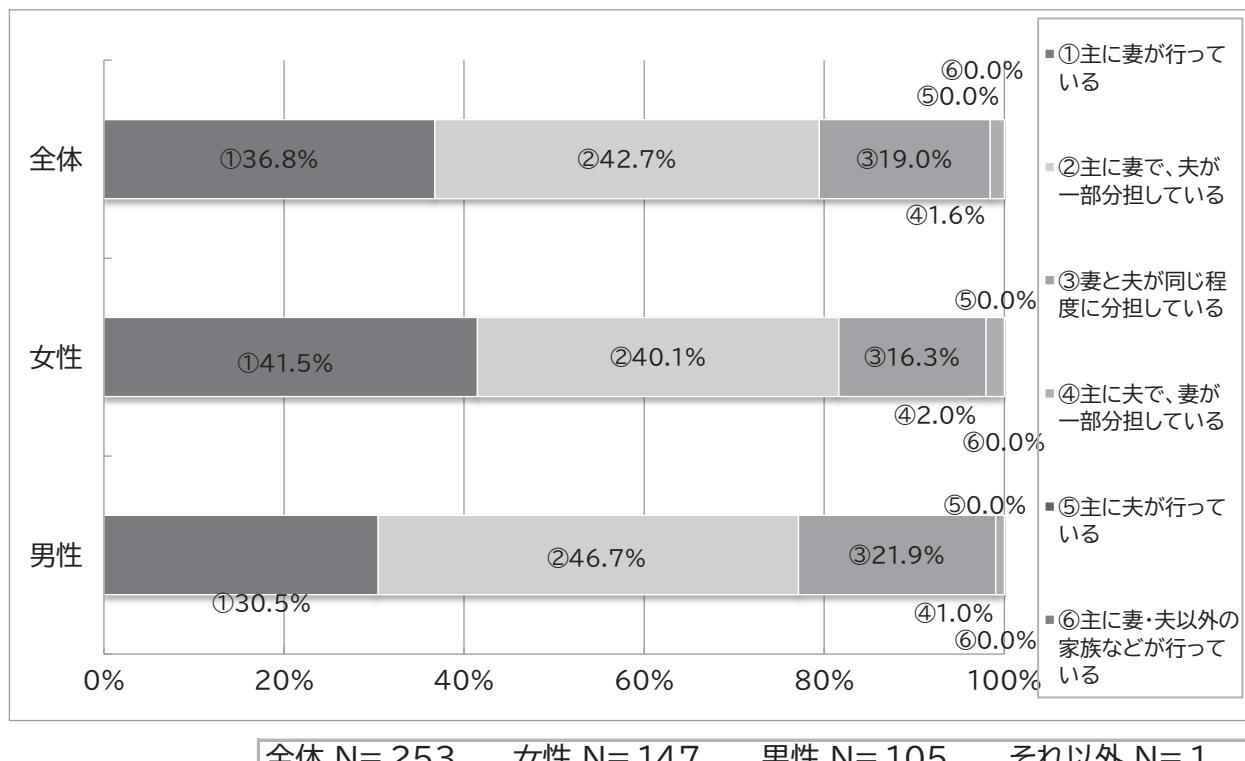
[配偶者(事実婚の異性パートナーを含む。)がいるかたのみ]【該当なしを除く】  
問3(ア) あなたの家庭では、炊事・洗濯・掃除などの家事の分担はどうしていますか。(単一回答)



全体 N= 416 女性 N= 213 男性 N= 202 それ以外 N= 1

[配偶者(事実婚の異性パートナーを含む。)がいるかたのみ]【該当なしを除く】

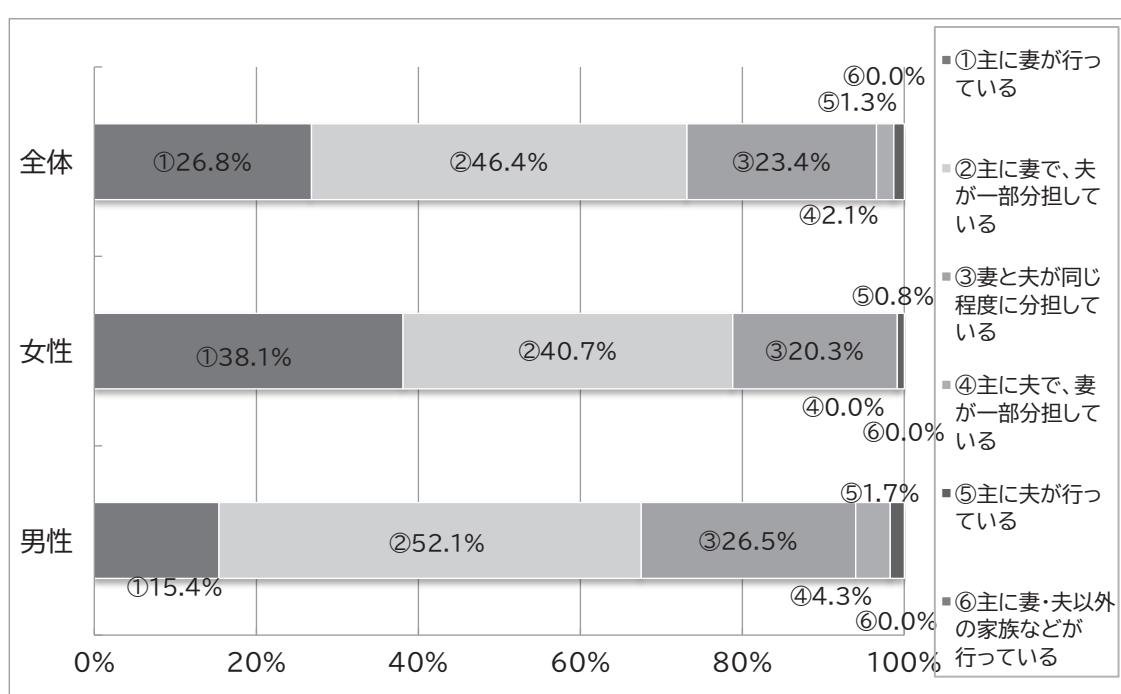
問3(イ) あなたの家庭では、育児の分担はどうしていますか。(単一回答)



育児の分担について、「主に妻が行っている」と回答した人は女性が41.5%、男性が30.5%であり、夫の分担に関する認識に男女差がある。

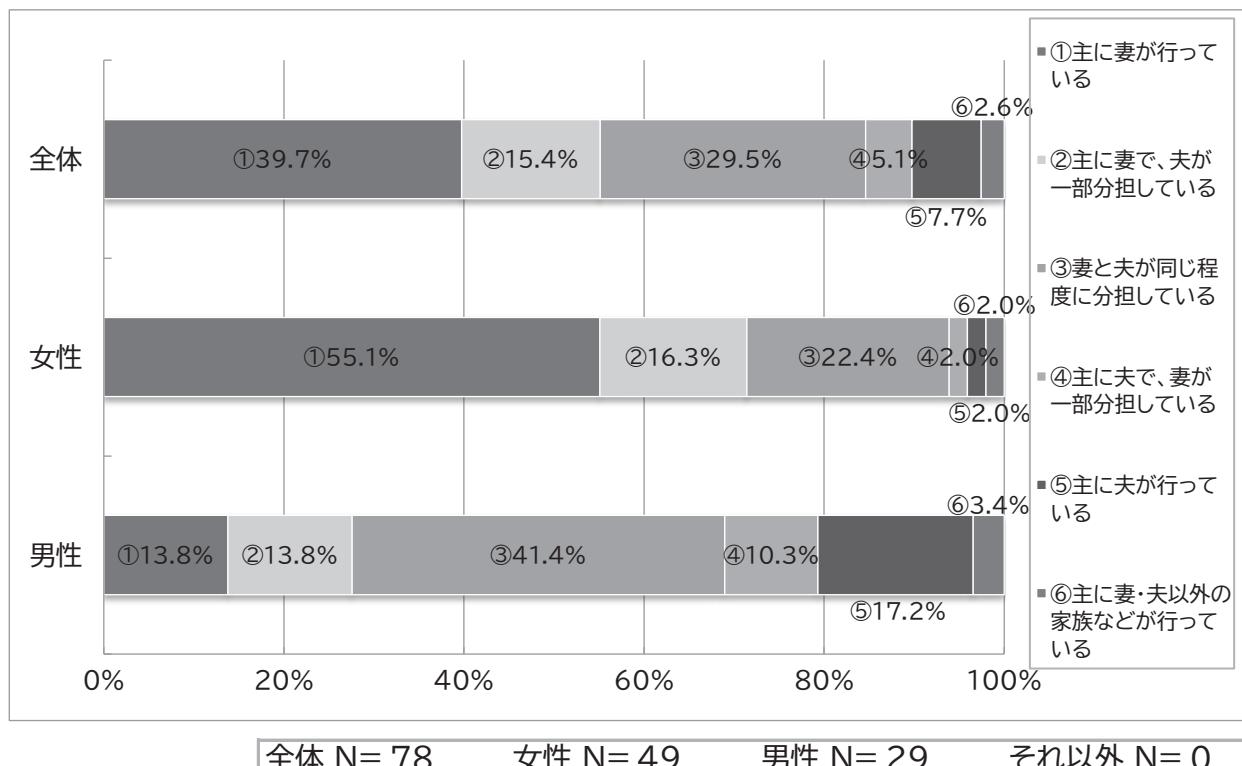
### ■令和6年度調査

[配偶者(事実婚の異性パートナーを含む。)がいるかたのみ]【該当なしを除く】  
問3(イ) あなたの家庭では、育児の分担はどうしていますか。(単一回答)



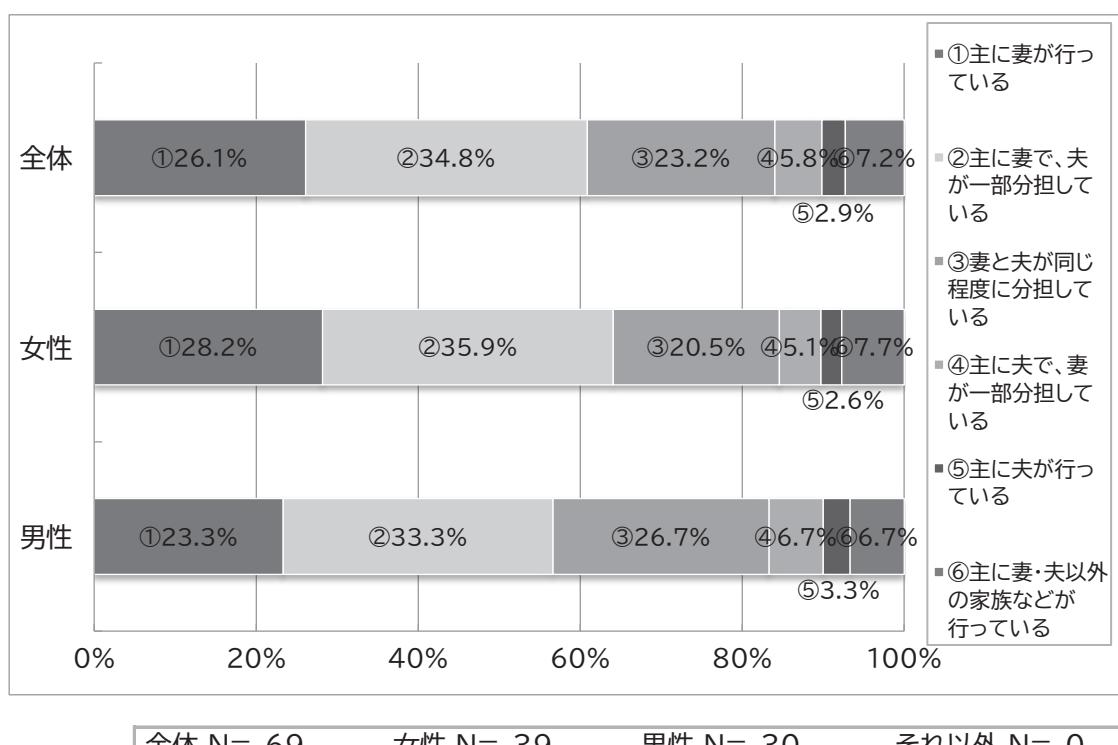
[配偶者(事実婚の異性パートナーを含む。)がいるかたのみ]【該当なしを除く】

問3(ウ) あなたの家庭では、介護の分担はどうしていますか。(単一回答)

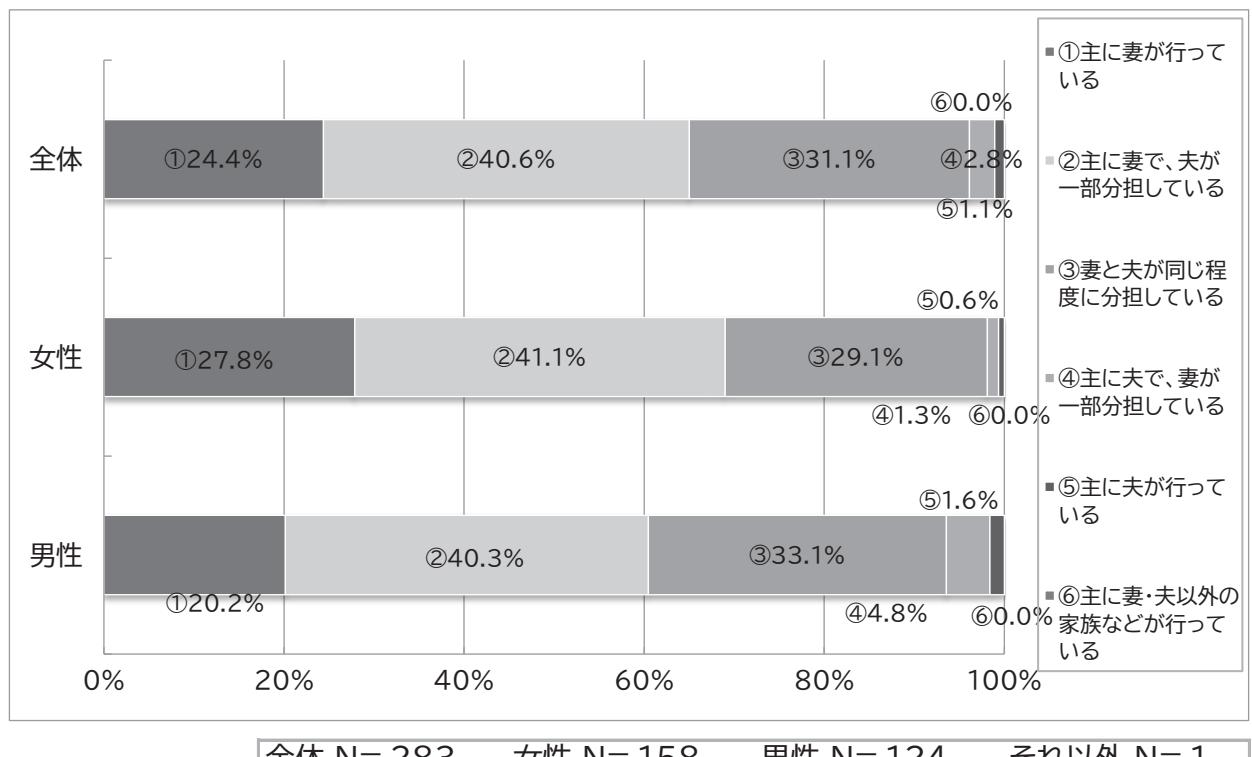


### ■令和6年度調査

[配偶者(事実婚の異性パートナーを含む。)がいるかたのみ]【該当なしを除く】  
問3(ウ) あなたの家庭では、介護の分担はどうしていますか。(単一回答)



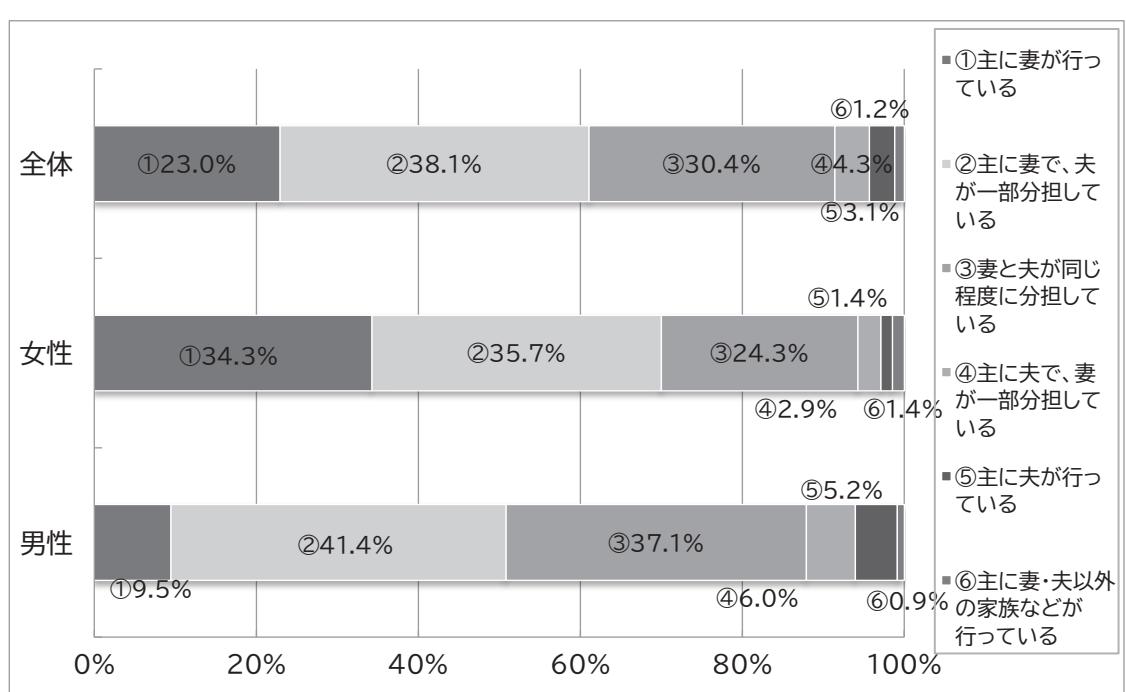
[配偶者(事実婚の異性パートナーを含む。)がいるかたのみ【該当なしを除く】**【共働き世帯】**  
問3(ア) あなたの家庭では、炊事・洗濯・掃除などの家事の分担はどうしていますか。(単一回答)



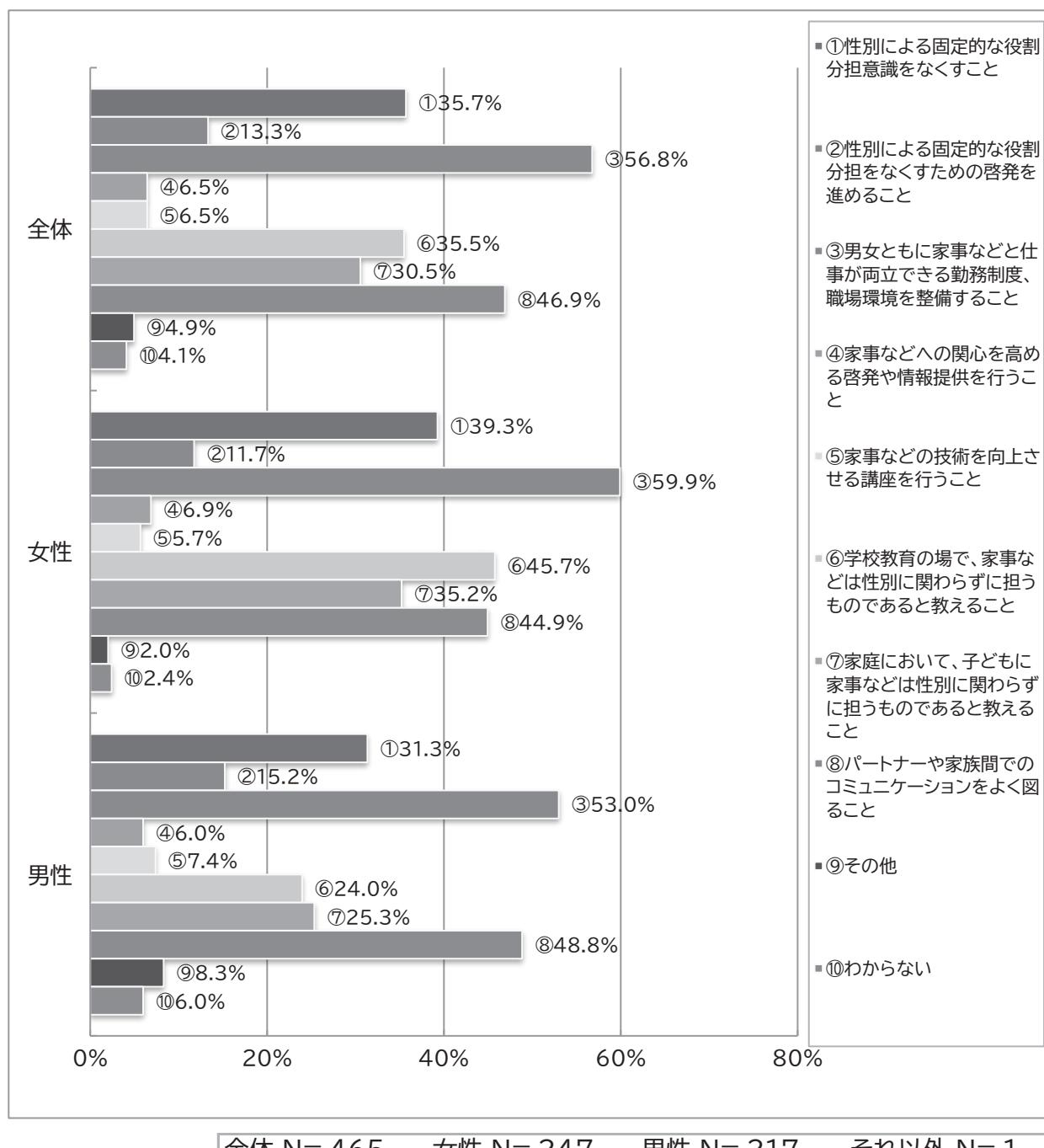
家事の分担について、「主に妻が行っている」と回答した人は女性が27.3%、男性が20.2%であり、夫の分担に関する認識に男女差がある。

### ■令和6年度調査

[配偶者(事実婚の異性パートナーを含む。)がいるかたのみ【該当なしを除く】**【共働き世帯】**  
問3(ア) あなたの家庭では、炊事・洗濯・掃除などの家事の分担はどうしていますか。(単一回答)



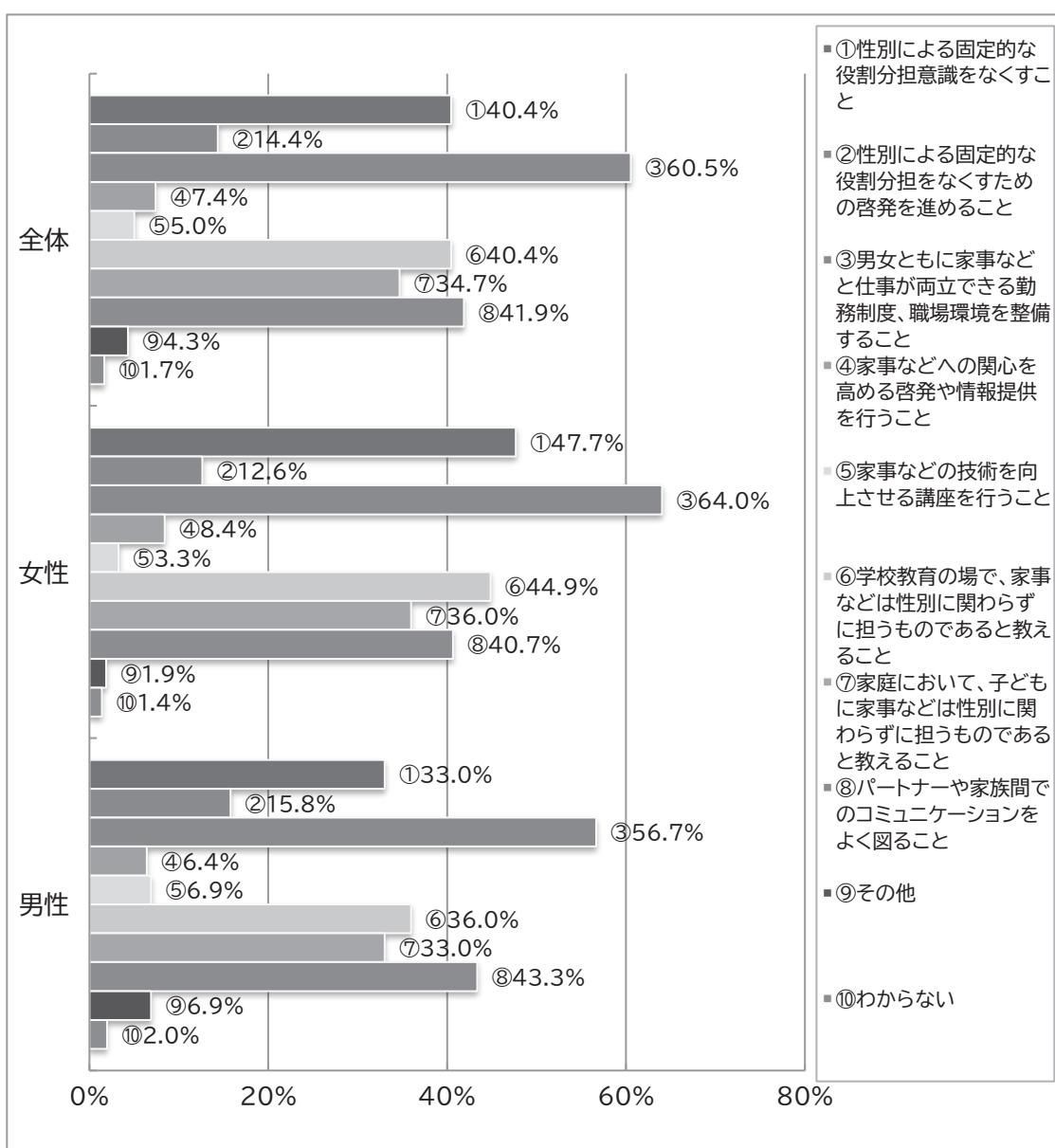
問4 家事・育児・介護(以下、「家事など」といいます。)の分担が一方の性別のパートナーに偏らないようにするために、特にどんなことが必要だと思いますか。(回答は3つまで)



家事などの分担が一方の性別のパートナーに偏らないようにするために必要なこととして、「男女ともに家事などと仕事が両立できる勤務制度、職場環境を整備すること」(56.8%) という回答が全体で最も多い。次いで「パートナーや家族間でのコミュニケーションをよく図ること」(46.9%) と回答した人が多かった。

## ■令和6年度調査

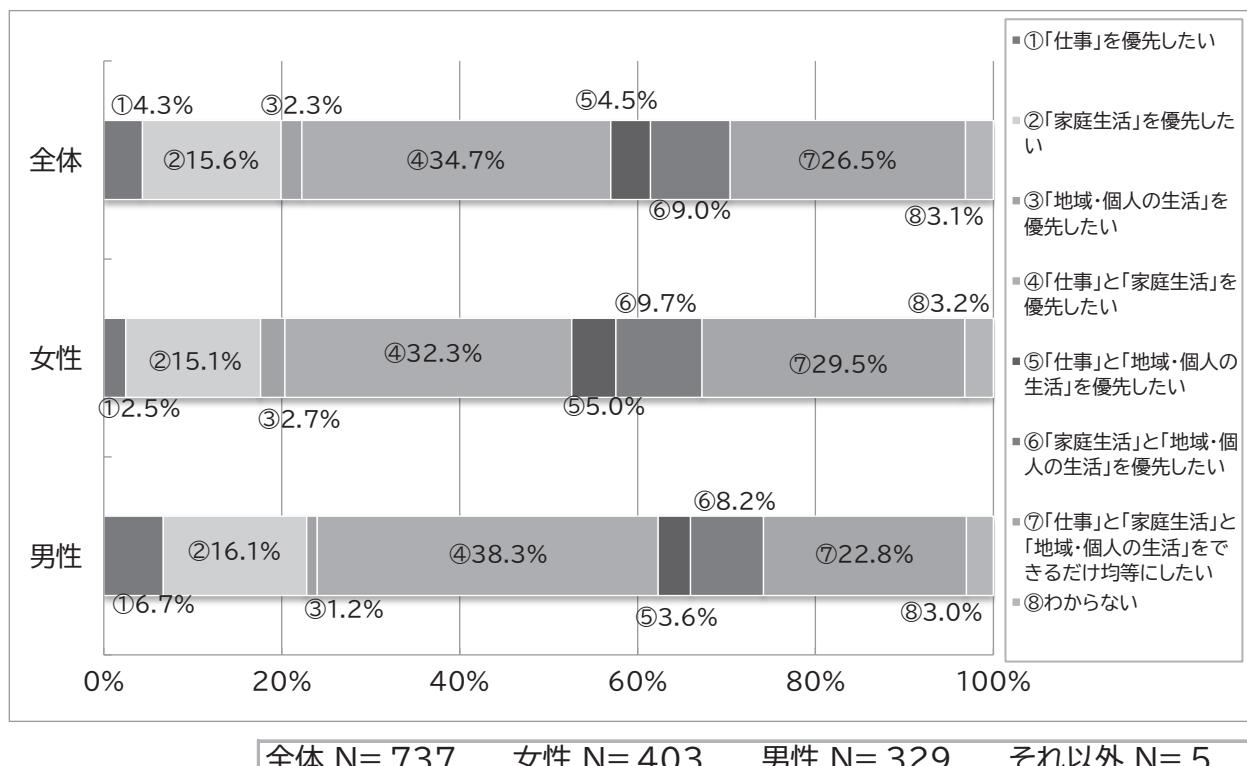
問4 家事・育児・介護(以下、「家事など」といいます。)の分担が一方の性別のパートナーに偏らないようにするためにには、特にどんなことが必要だと思いますか。(回答は3つまで)



全体 N= 418 女性 N= 214 男性 N= 203 それ以外 N= 1

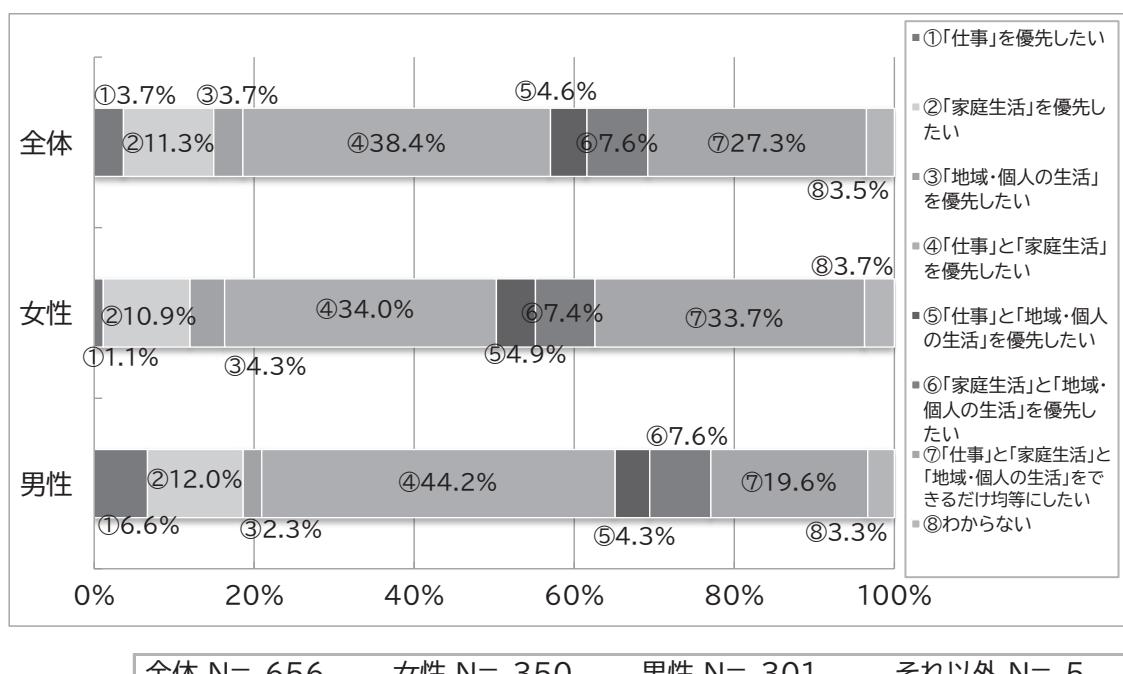
## 【Ⅱ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)】

問5 人生における「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」(地域活動への参加、自己啓発など)のバランスについて、あなたの希望に最も近いものを選んでください。(単一回答)

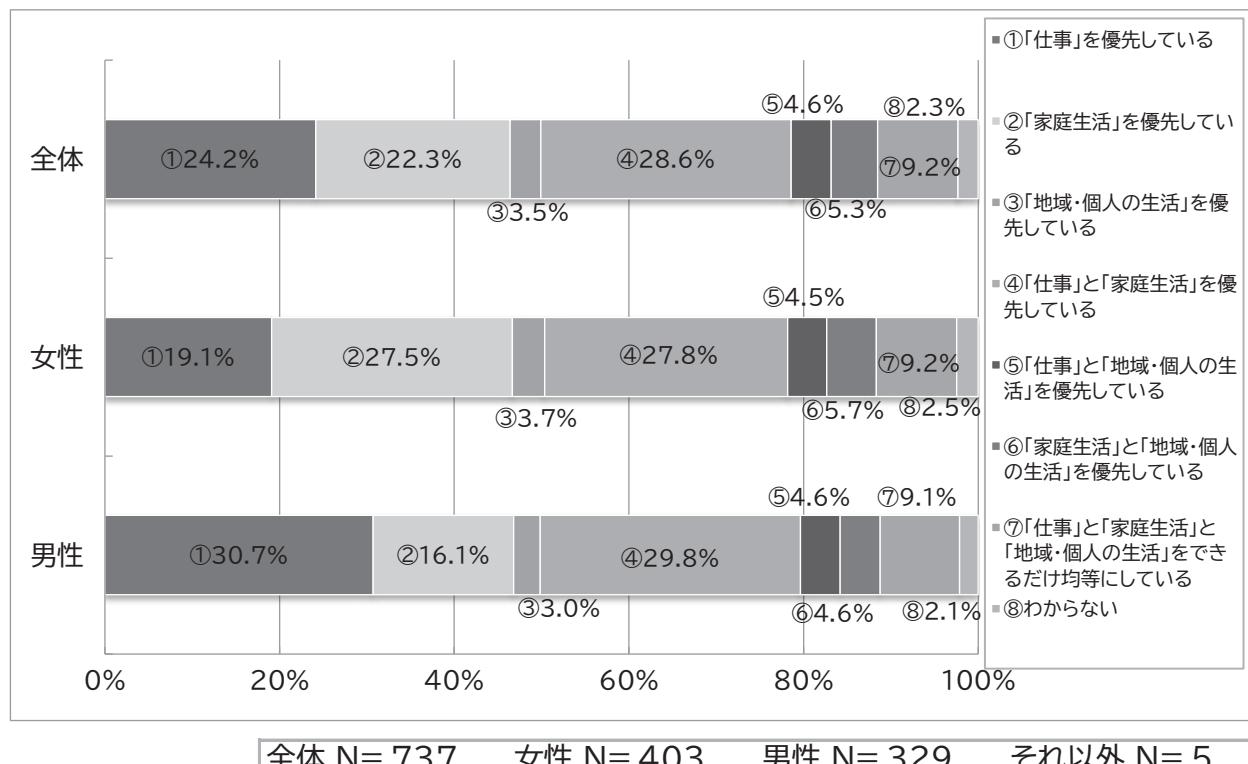


### ■令和6年度調査

問5 人生における「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」(地域活動への参加、自己啓発など)のバランスについて、あなたの希望に最も近いものを選んでください。(単一回答)



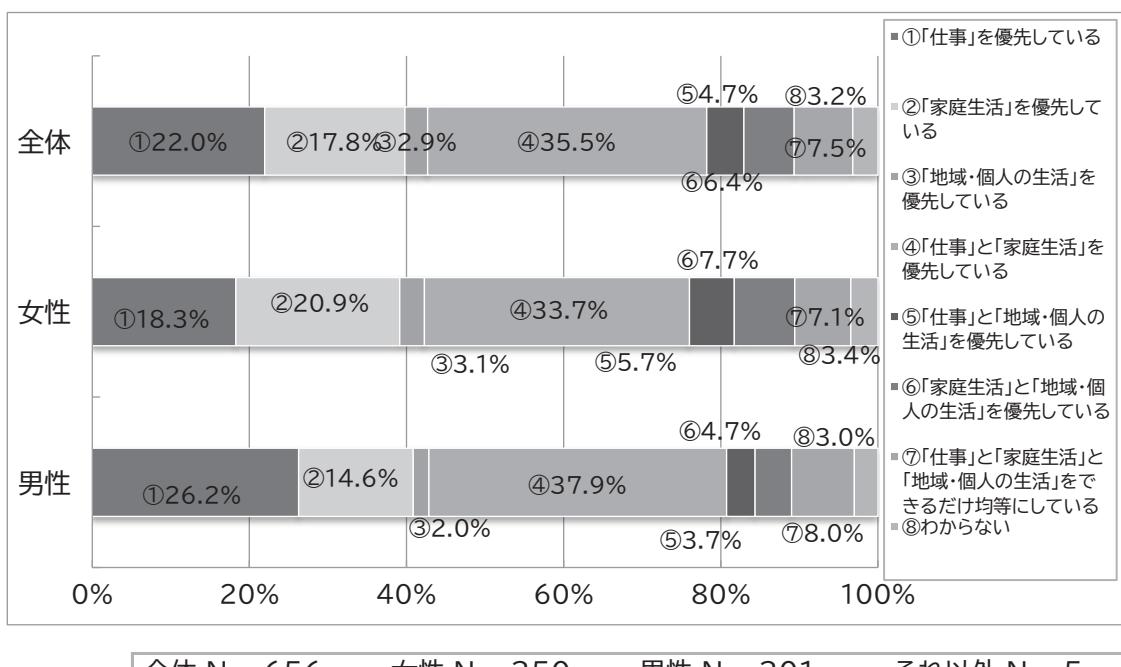
問6 人生における「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」(地域活動への参加、自己啓発など)のバランスについて、あなたの実際の状況に最も近いものを選んでください。(単一回答)



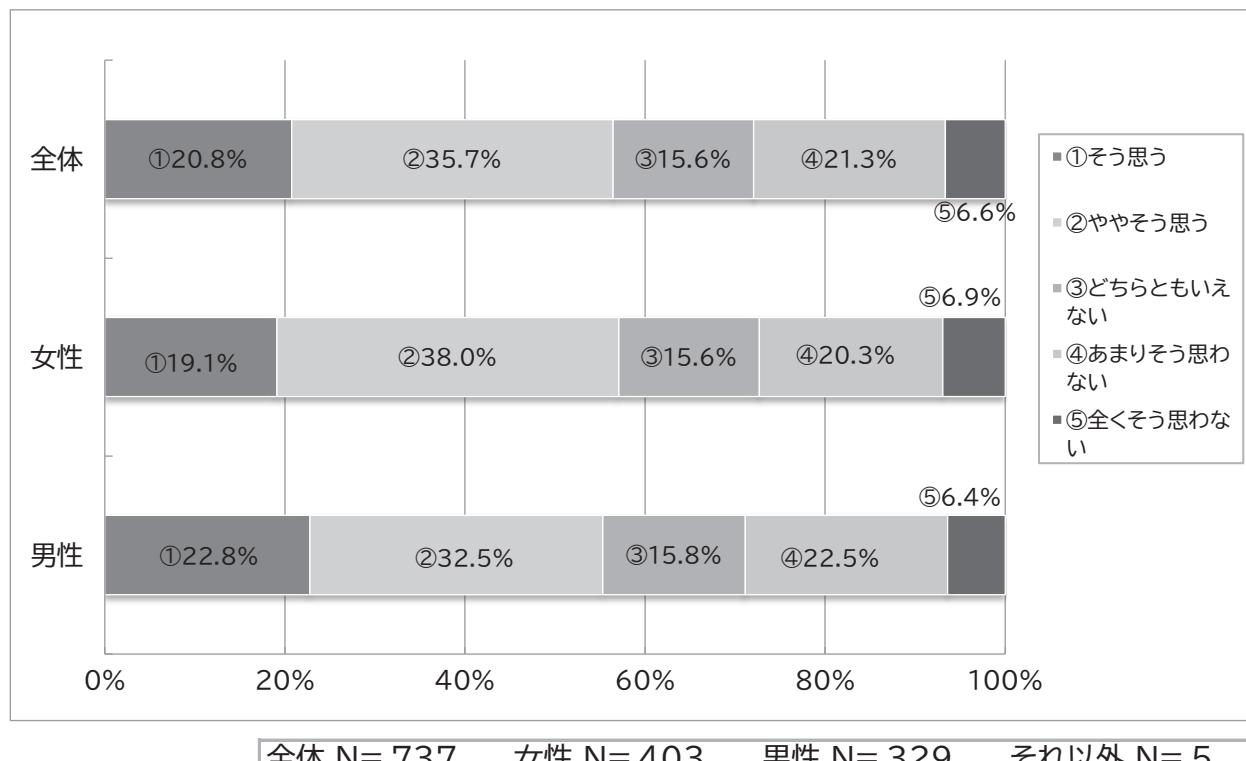
ワーク・ライフ・バランスの実際の状況について、全体で「仕事」と「家庭生活」を優先していると回答した人の割合が減少し、「仕事」を優先していると回答した人と「家庭生活」を優先している回答した人の割合が上昇した。

■令和6年度調査

問6 人生における「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」(地域活動への参加、自己啓発など)のバランスについて、あなたの実際の状況に最も近いものを選んでください。(単一回答)

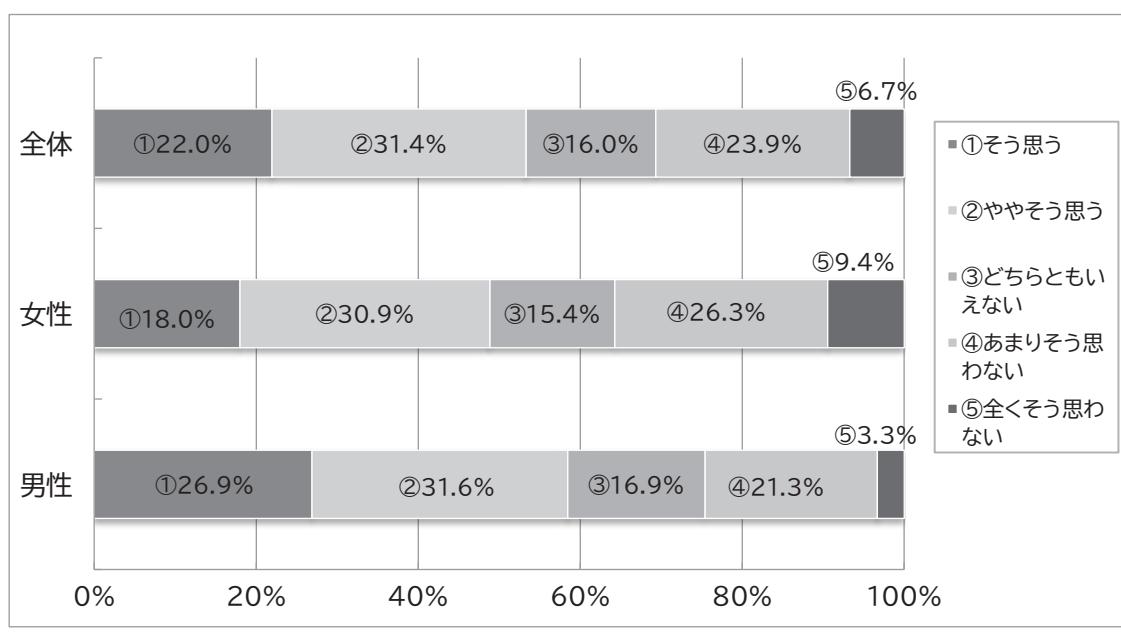


問7 あなたは、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)がとれていると思いますか。(単一回答)



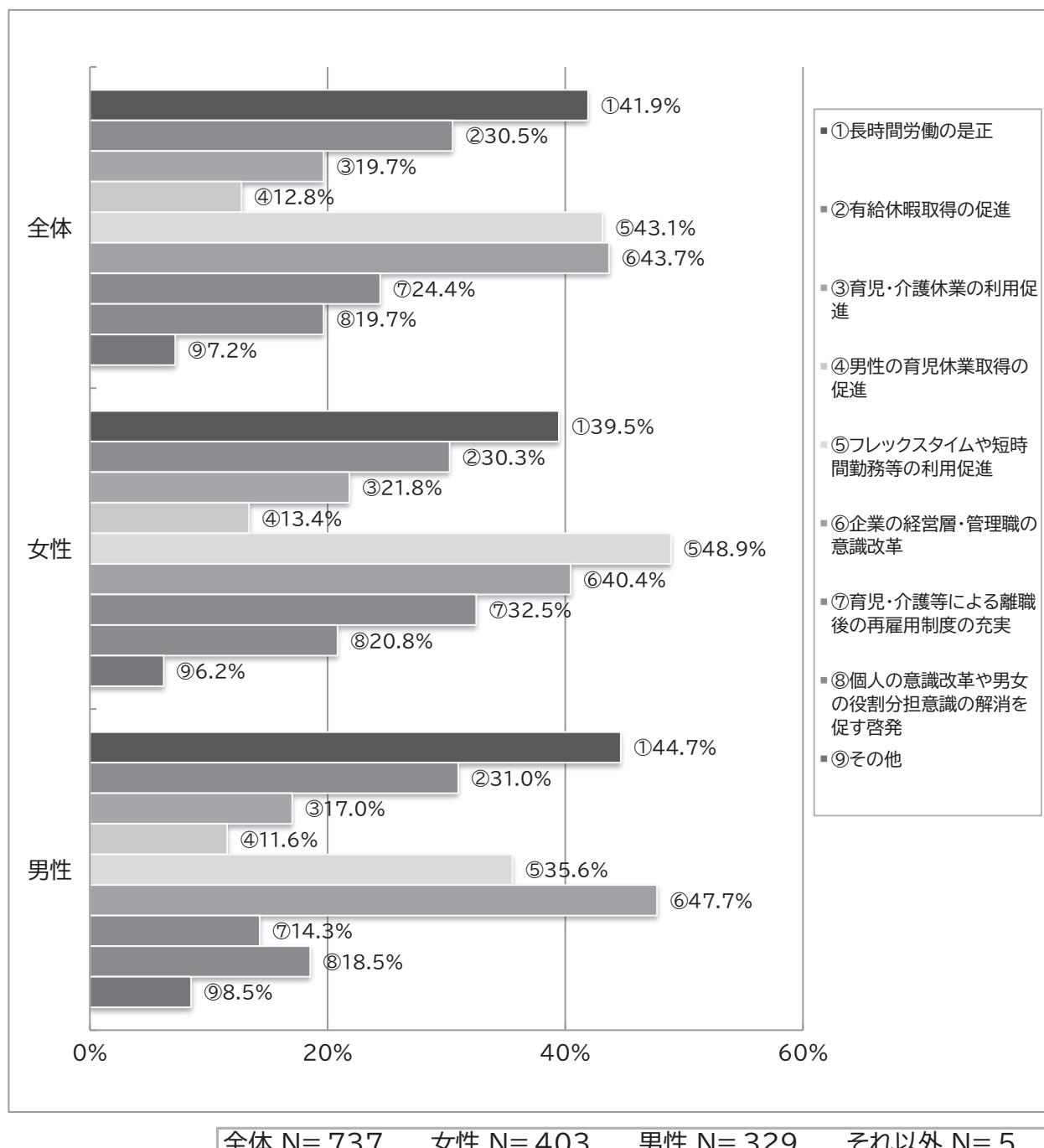
■令和6年度調査

問7 あなたは、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)がとれていると思いますか。(単一回答)



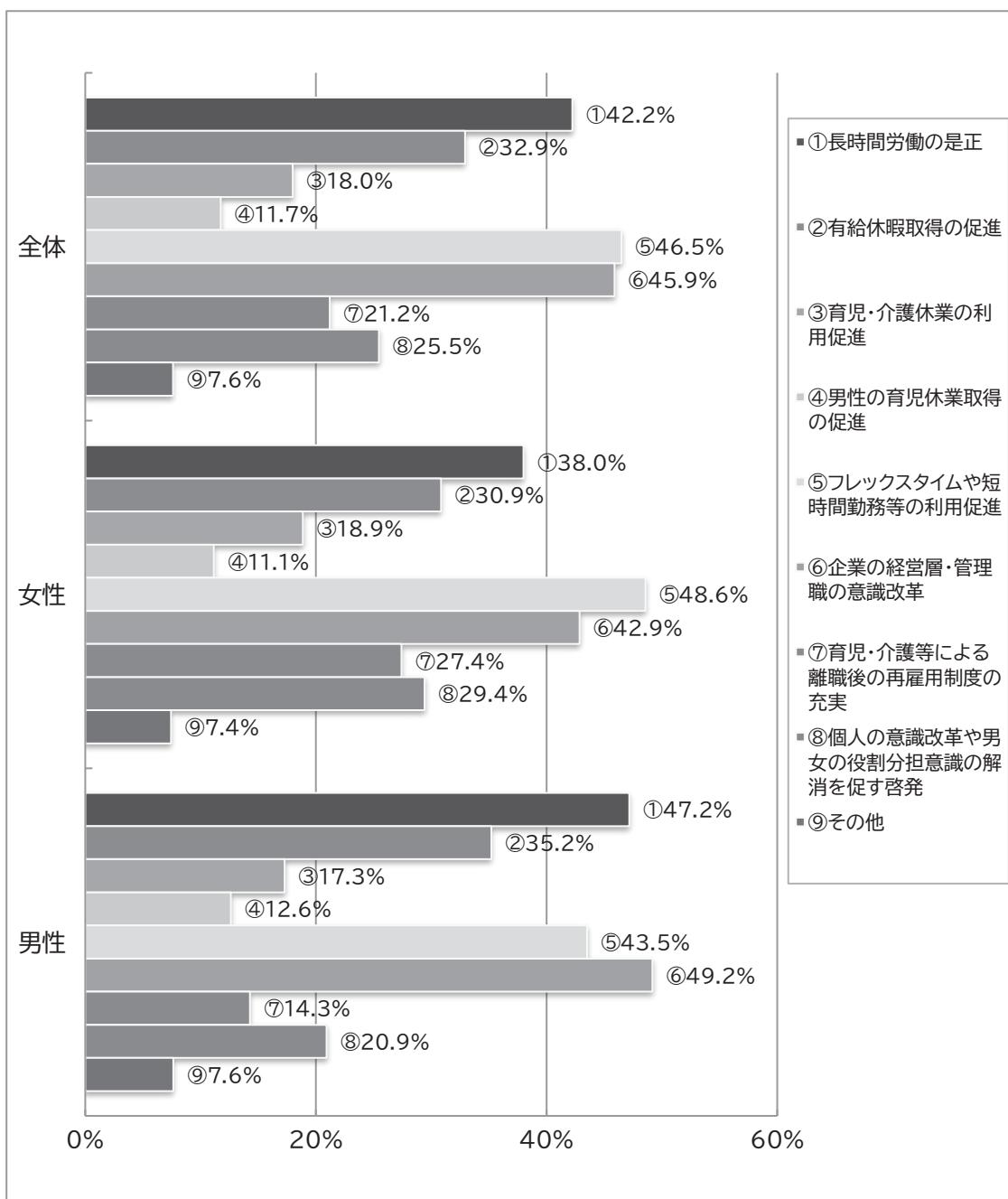
全体 N= 656 女性 N= 350 男性 N= 301 それ以外 N= 5

問8 ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、働く場において特にどのような取組が必要だと思いますか。(回答は3つまで)



■令和6年度調査

問8 ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、働く場において特にどのような取組が必要だと思いますか。(回答は3つまで)



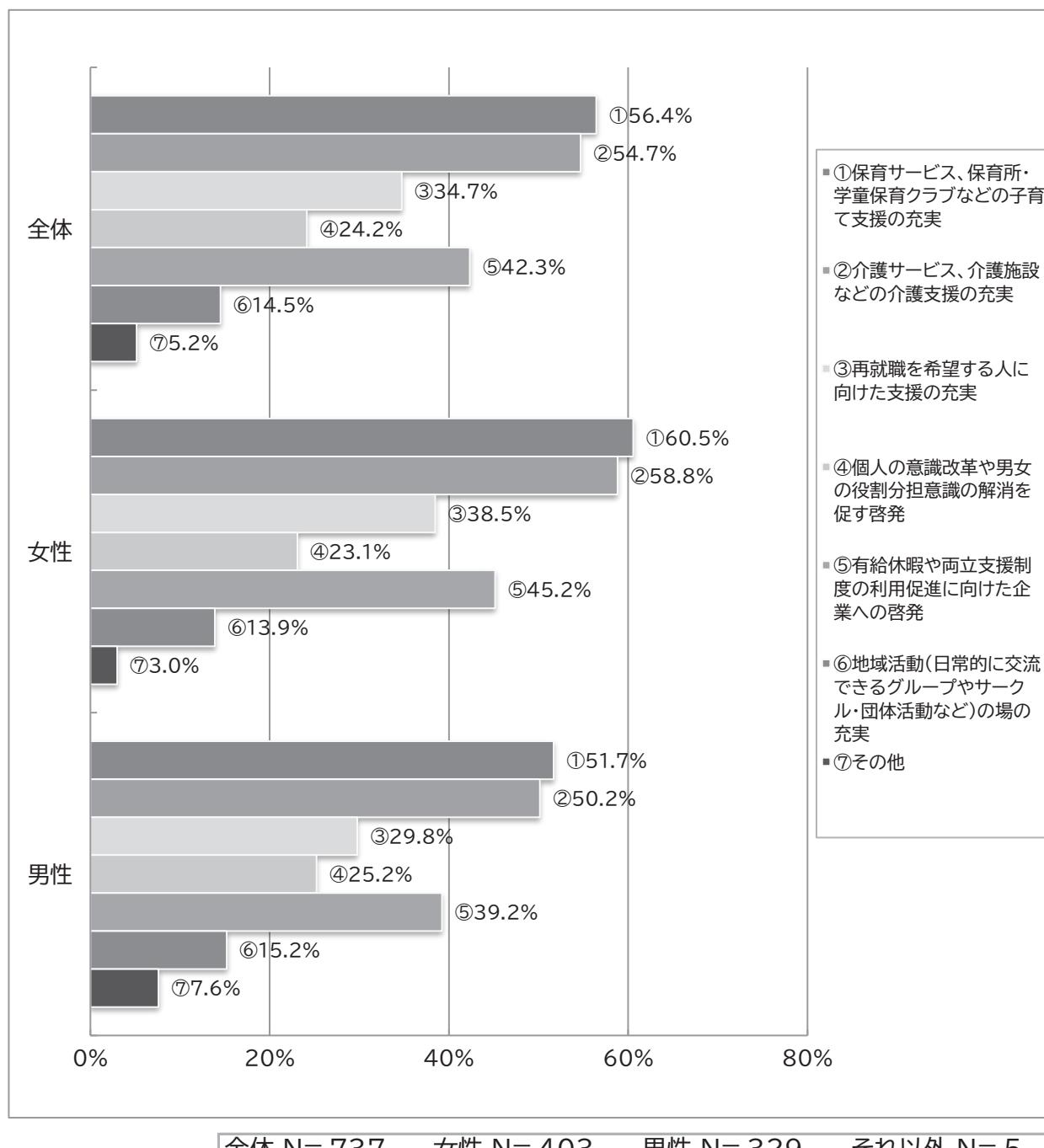
全体 N= 656

女性 N= 350

男性 N= 301

それ以外 N= 5

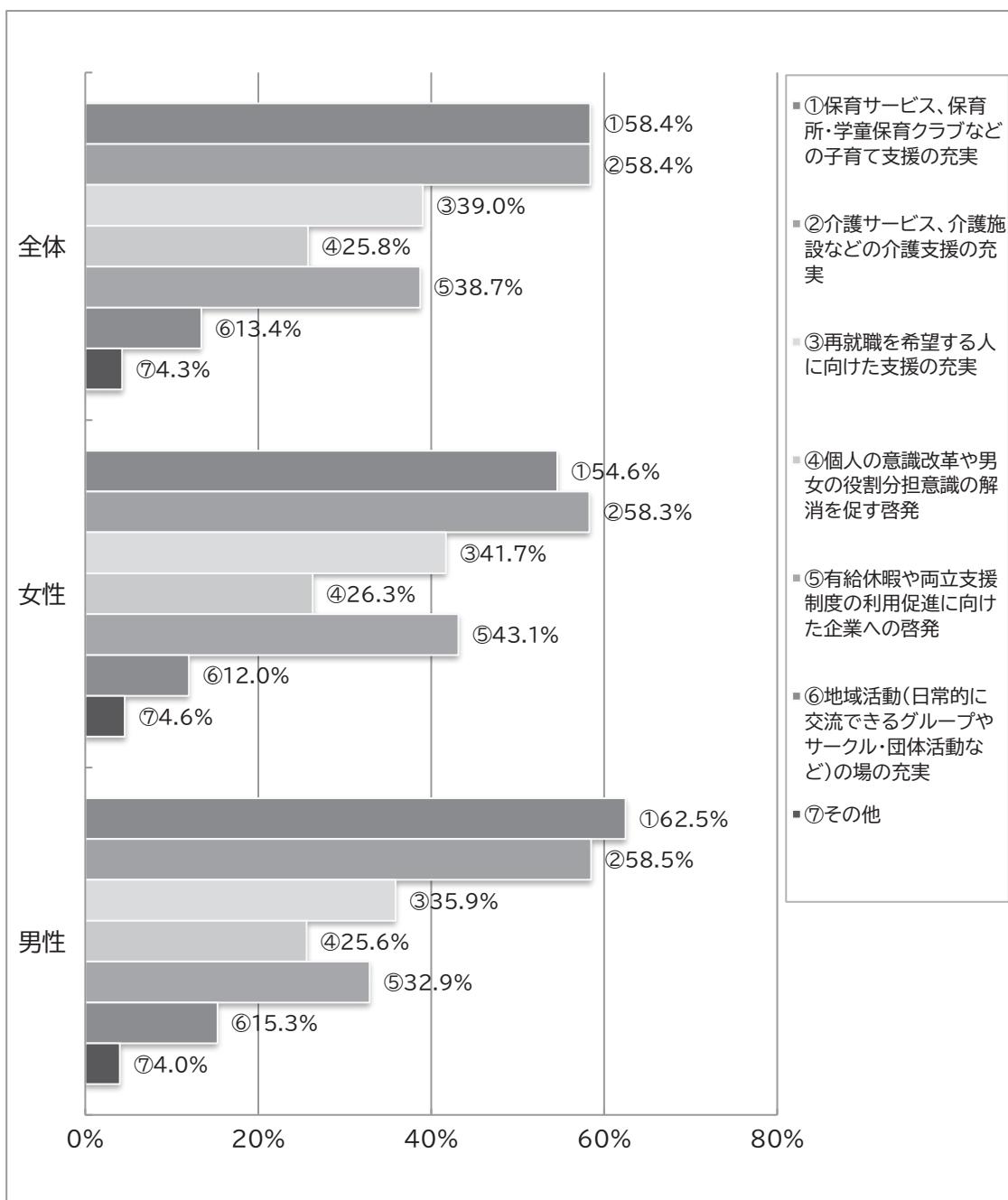
問9 ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、行政・地域社会において特にどのような取組が必要だと思いますか。(回答は3つまで)



ワーク・ライフ・バランスの実現に必要な行政・地域社会の取組について、全体で「保育サービス、保育所・学童保育クラブなどの子育て支援の充実」(56.4%) という回答が最も多い、次いで「介護サービス、介護施設などの介護支援の充実」(54.7%) という回答が多かった。

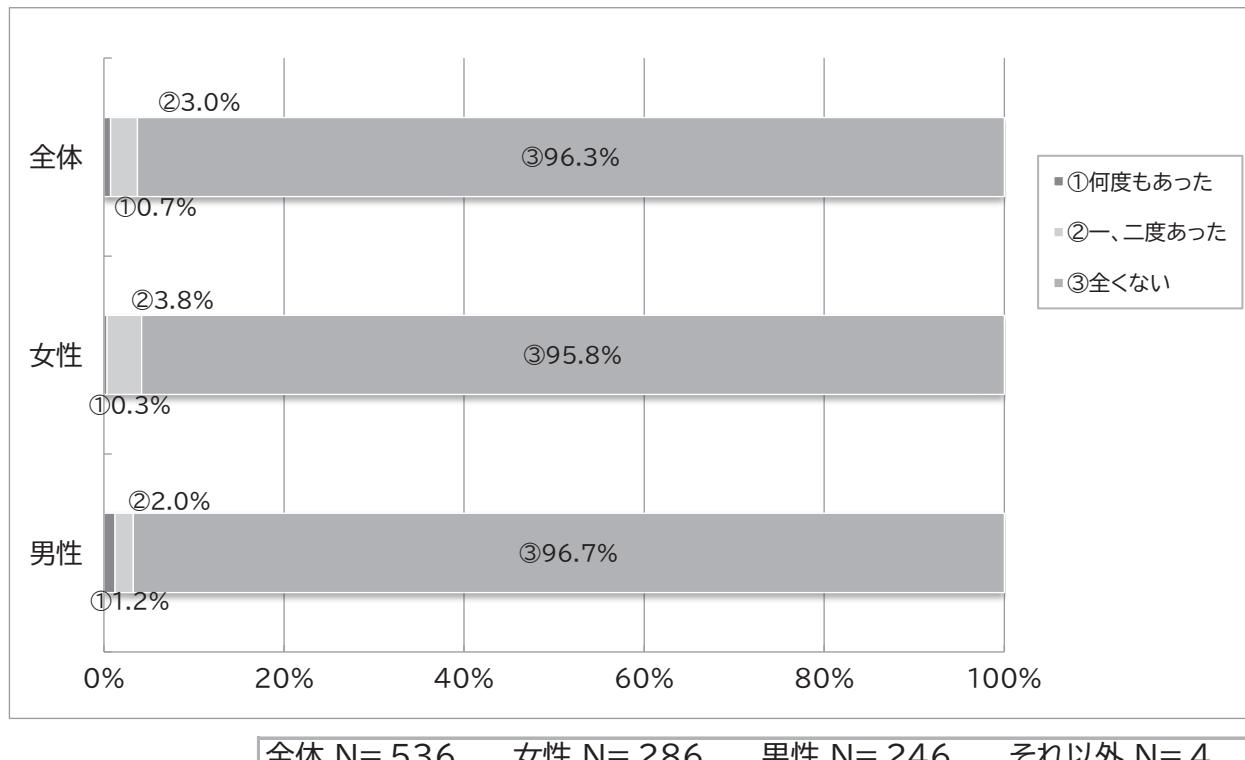
■令和6年度調査

問9 ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、行政・地域社会において特にどのような取組が必要だと思いますか。(回答は3つまで)



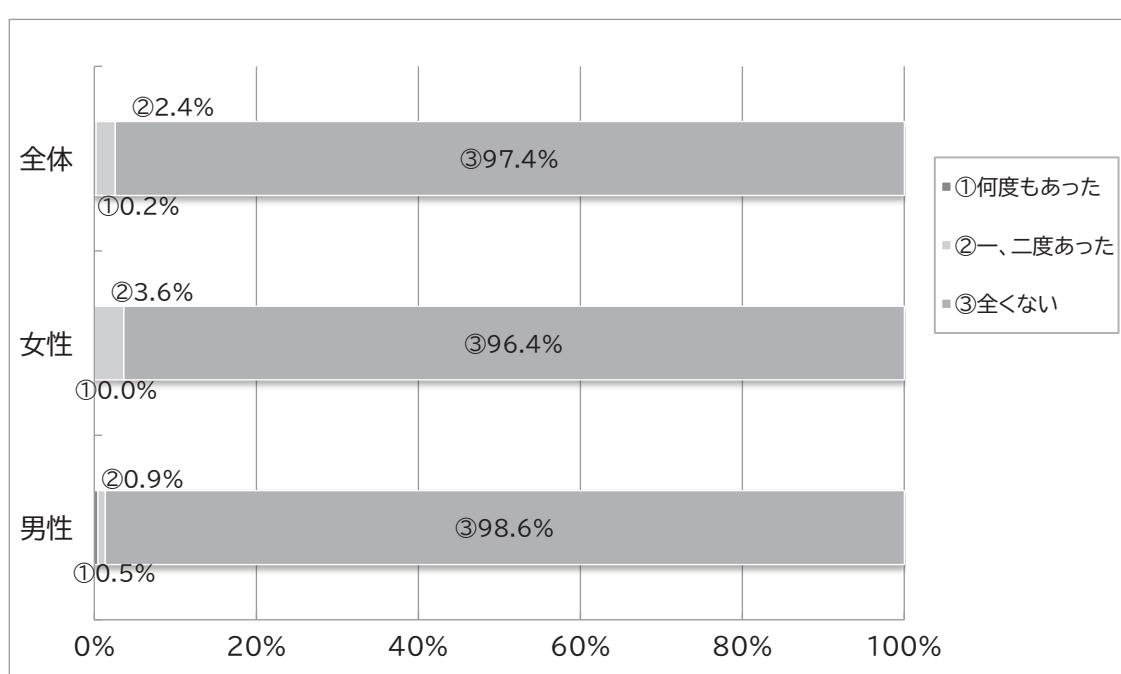
### 【III 人権・性の多様性の尊重】

[パートナー(配偶者、事実婚のパートナー、同性パートナー、交際相手)がいる(過去1年以内にいた)かたのみ]  
問10(ア) あなたはこの1年間に、パートナー(配偶者、事実婚のパートナー、同性パートナー、交際相手)から、身体的暴力をされたことがありますか。(单一回答)

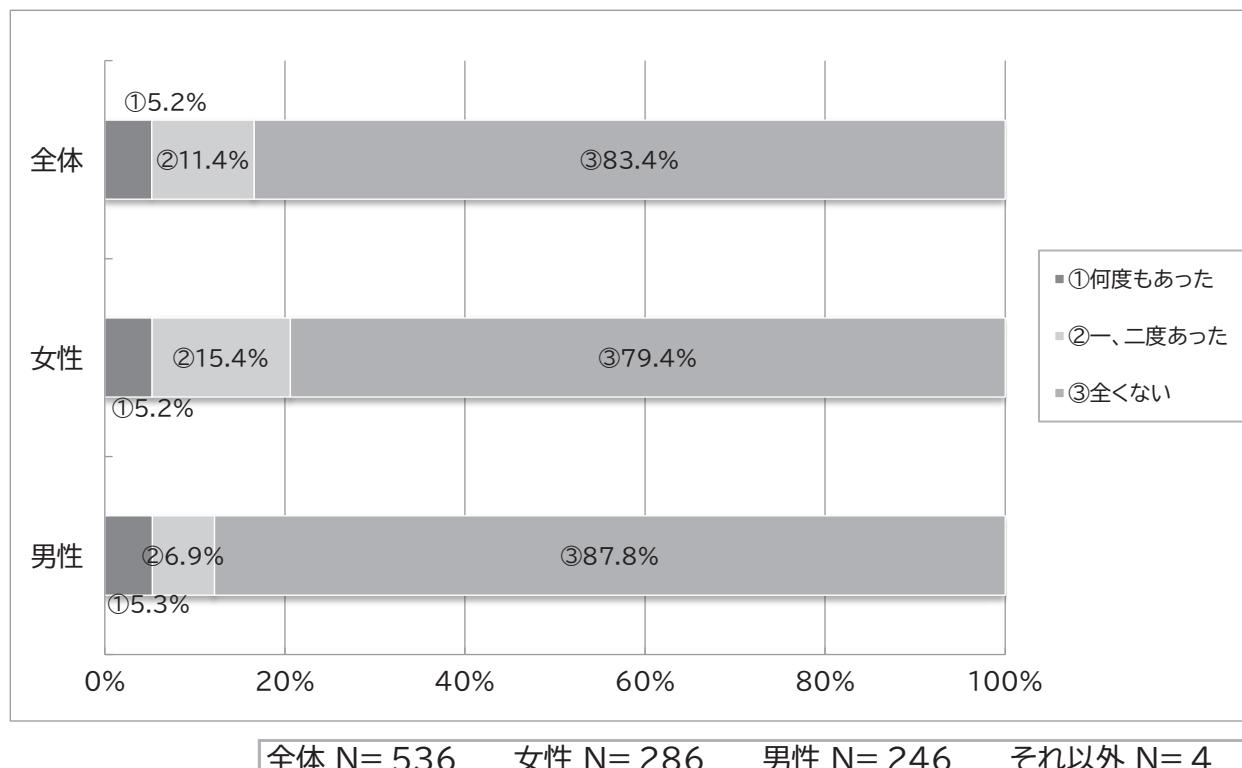


#### ■令和6年度調査

問10(ア) あなたはこの1年間に、パートナー(配偶者、事実婚のパートナー、同性パートナー、交際相手)から、身体的暴力をされたことがありますか。(单一回答)

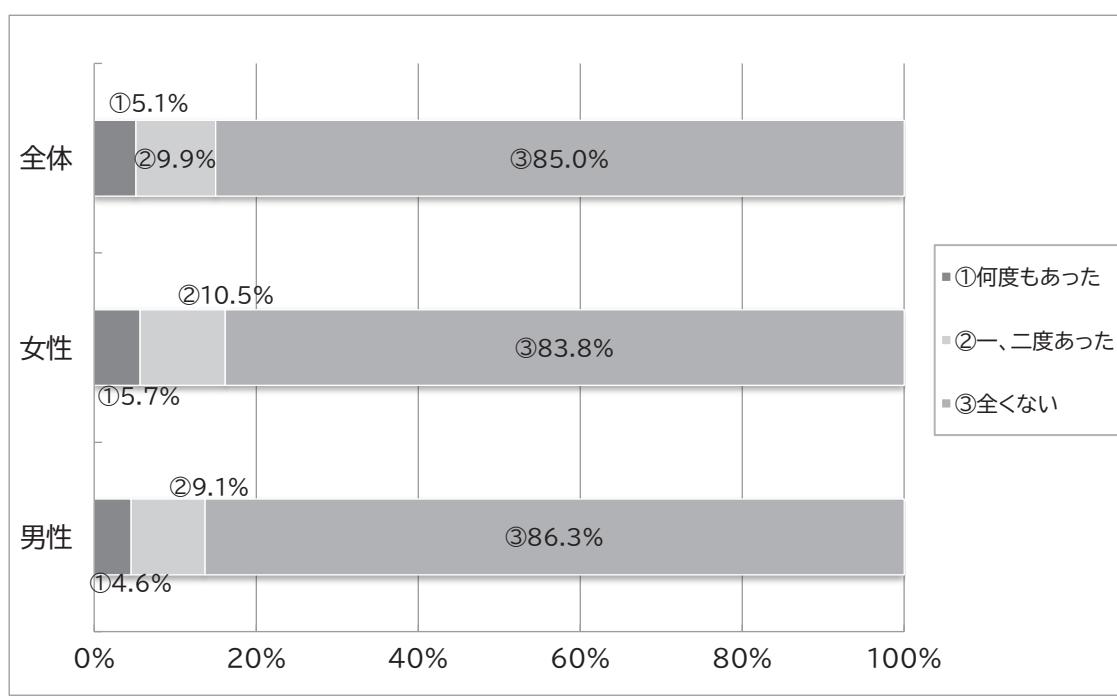


問10(イ) あなたはこの1年間に、パートナー(配偶者、事実婚のパートナー、同性パートナー、交際相手)から、精神的暴力をされたことがありますか。(単一回答)



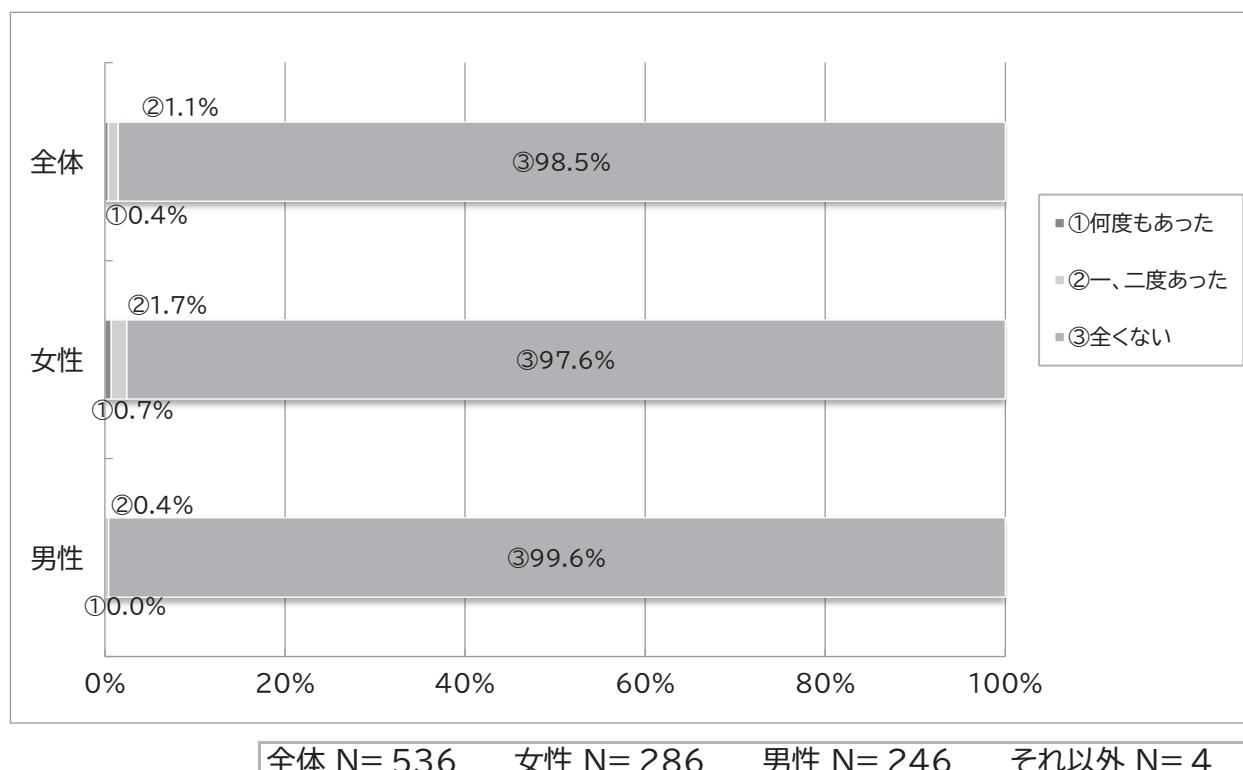
#### ■令和6年度調査

問10(イ) あなたはこの1年間に、パートナー(配偶者、事実婚のパートナー、同性パートナー、交際相手)から、精神的暴力をされたことがありますか。(単一回答)



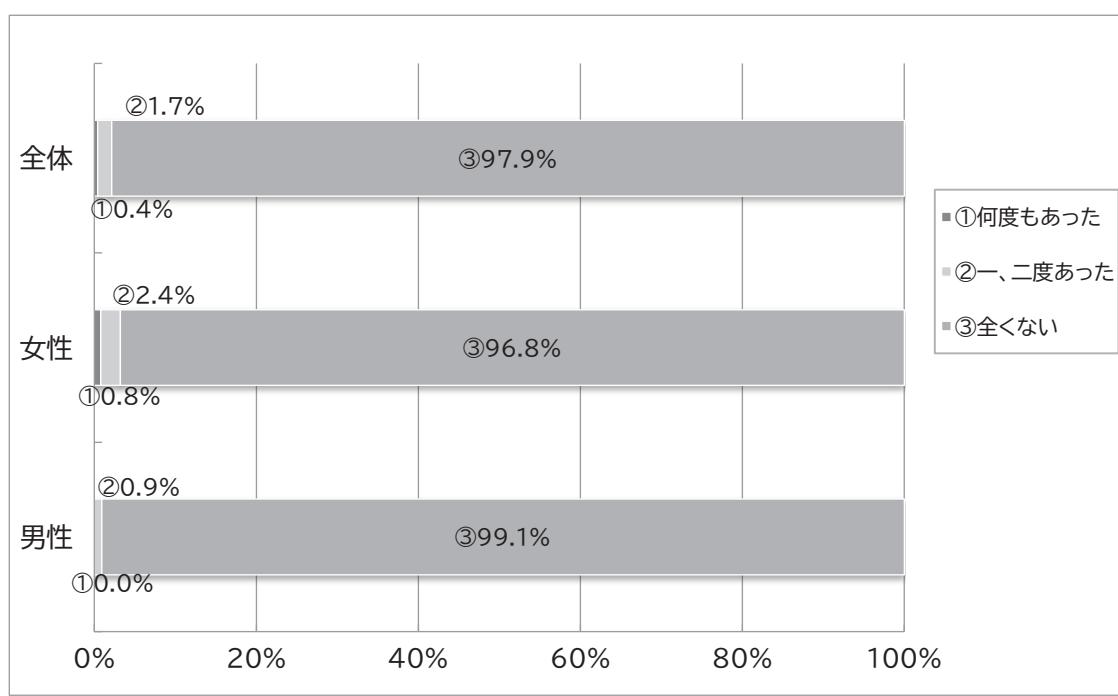
全体 N= 467 女性 N= 247 男性 N= 219 それ以外 N= 1

問10(ウ) あなたはこの1年間に、パートナー(配偶者、事実婚のパートナー、同性パートナー、交際相手)から、性的暴力をされたことがありますか。(単一回答)



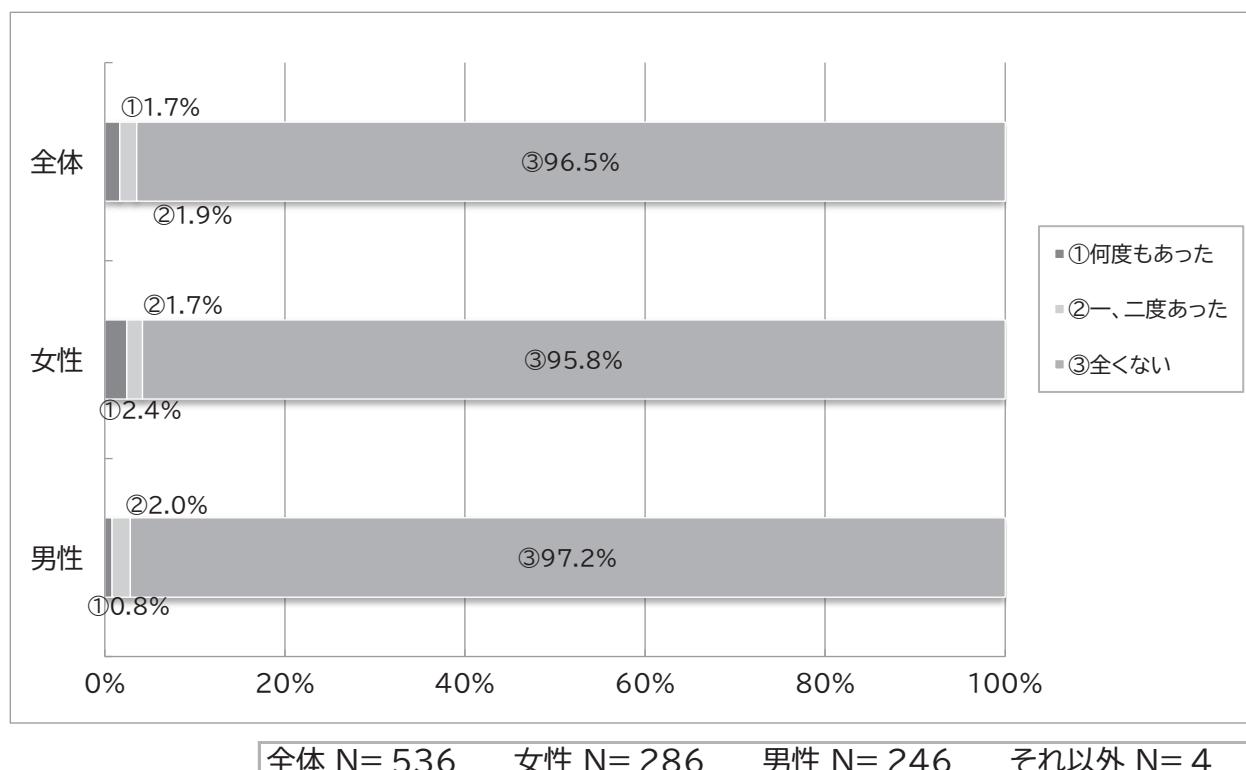
### ■令和6年度調査

問10(ウ) あなたはこの1年間に、パートナー(配偶者、事実婚のパートナー、同性パートナー、交際相手)から、性的暴力をされたことがありますか。(単一回答)



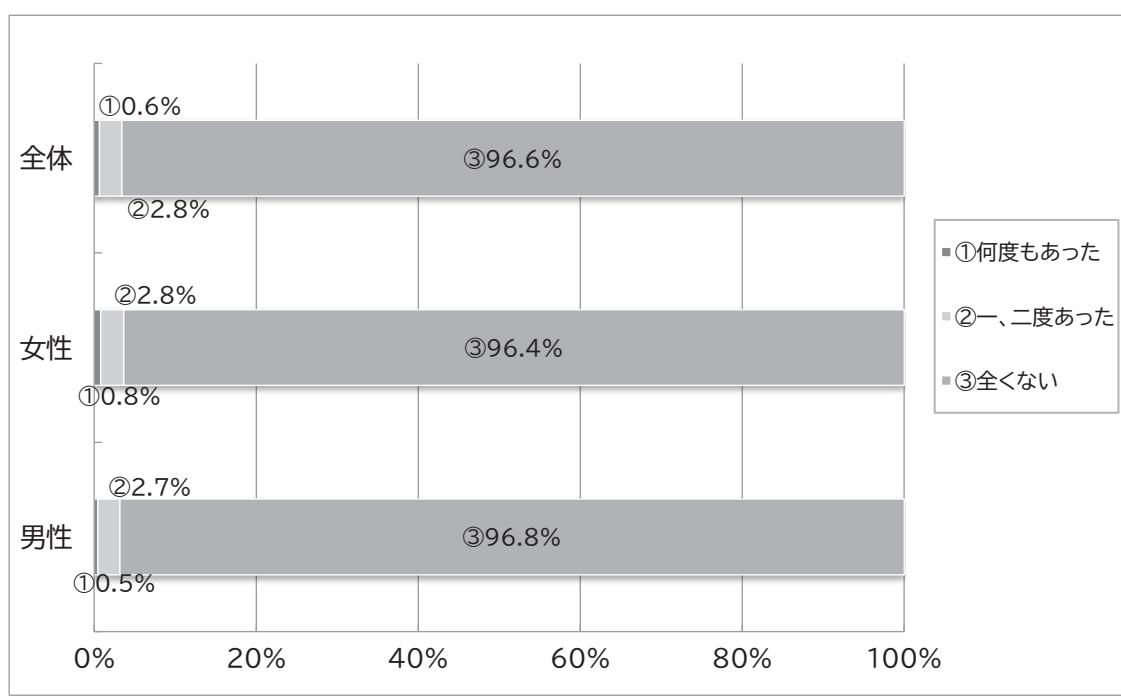
全体 N= 467 女性 N= 247 男性 N= 219 それ以外 N= 1

問10(工) あなたはこの1年間に、パートナー(配偶者、事実婚のパートナー、同性パートナー、交際相手)から、経済的暴力をされたことがありますか。(単一回答)



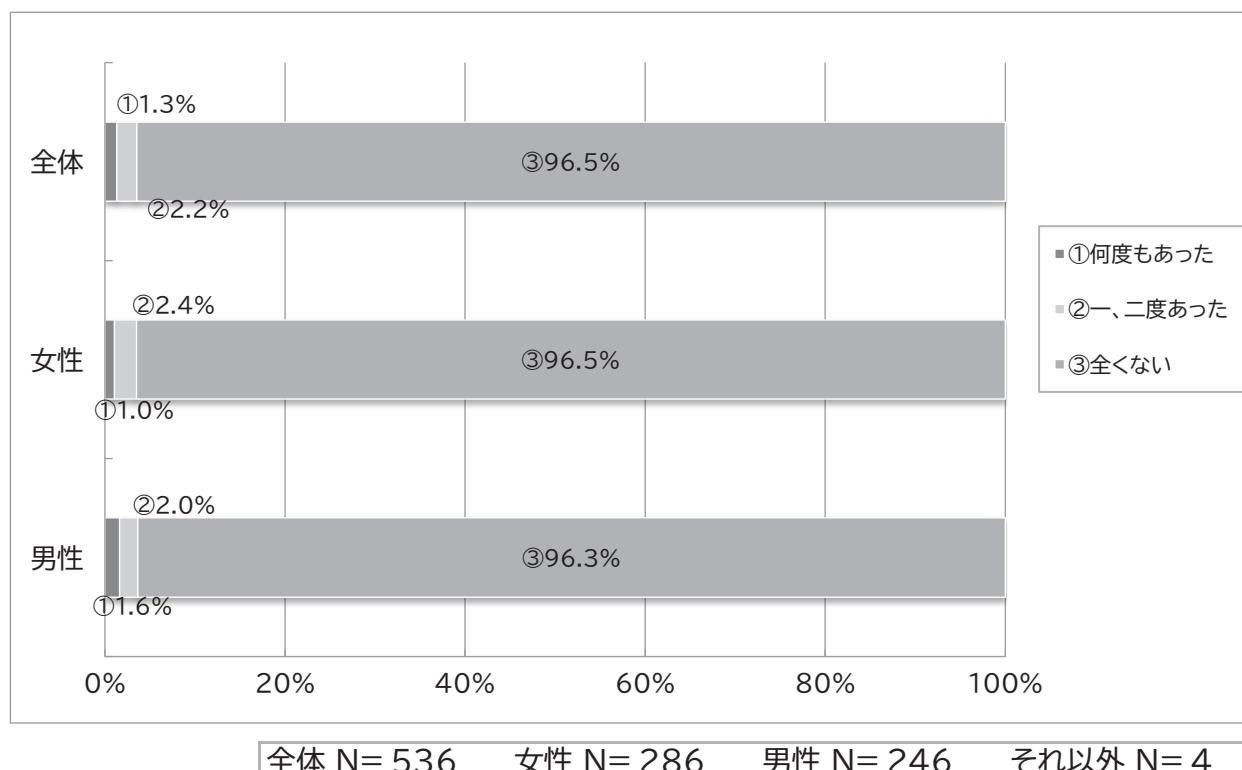
### ■令和6年度調査

問10(工) あなたはこの1年間に、パートナー(配偶者、事実婚のパートナー、同性パートナー、交際相手)から、経済的暴力をされたことがありますか。(単一回答)



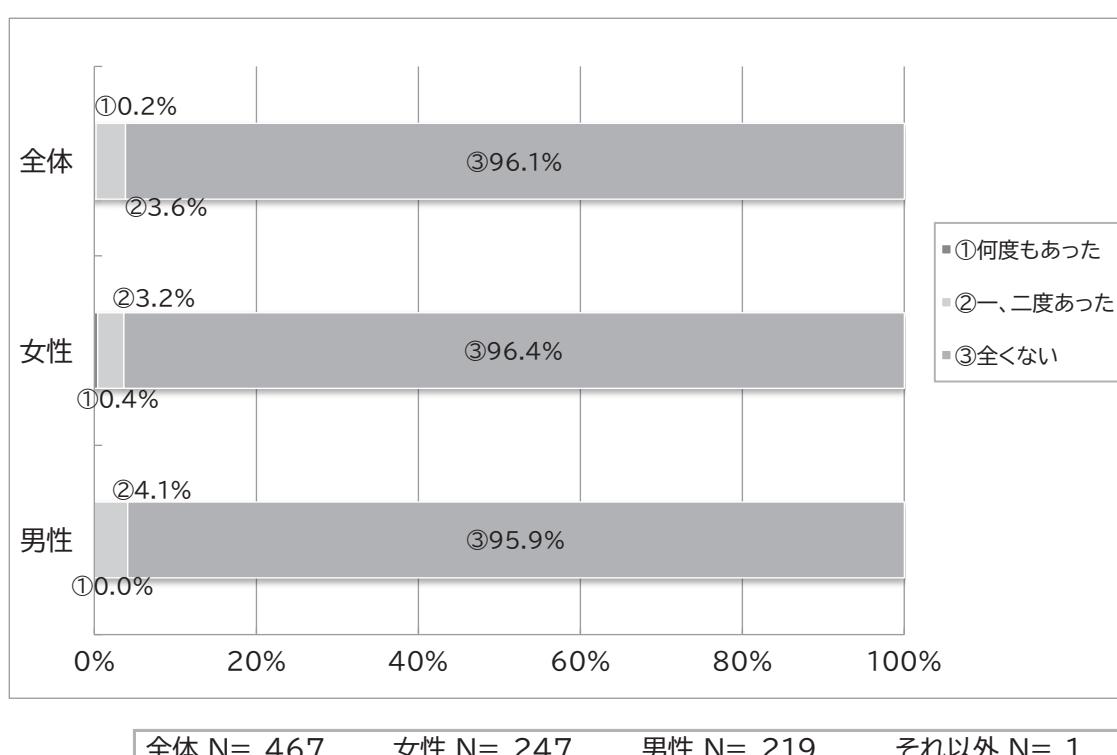
全体 N= 467 女性 N= 247 男性 N= 219 それ以外 N= 1

問10(オ) あなたはこの1年間に、パートナー(配偶者、事実婚のパートナー、同性パートナー、交際相手)から、社会的暴力をされたことがありますか。(単一回答)



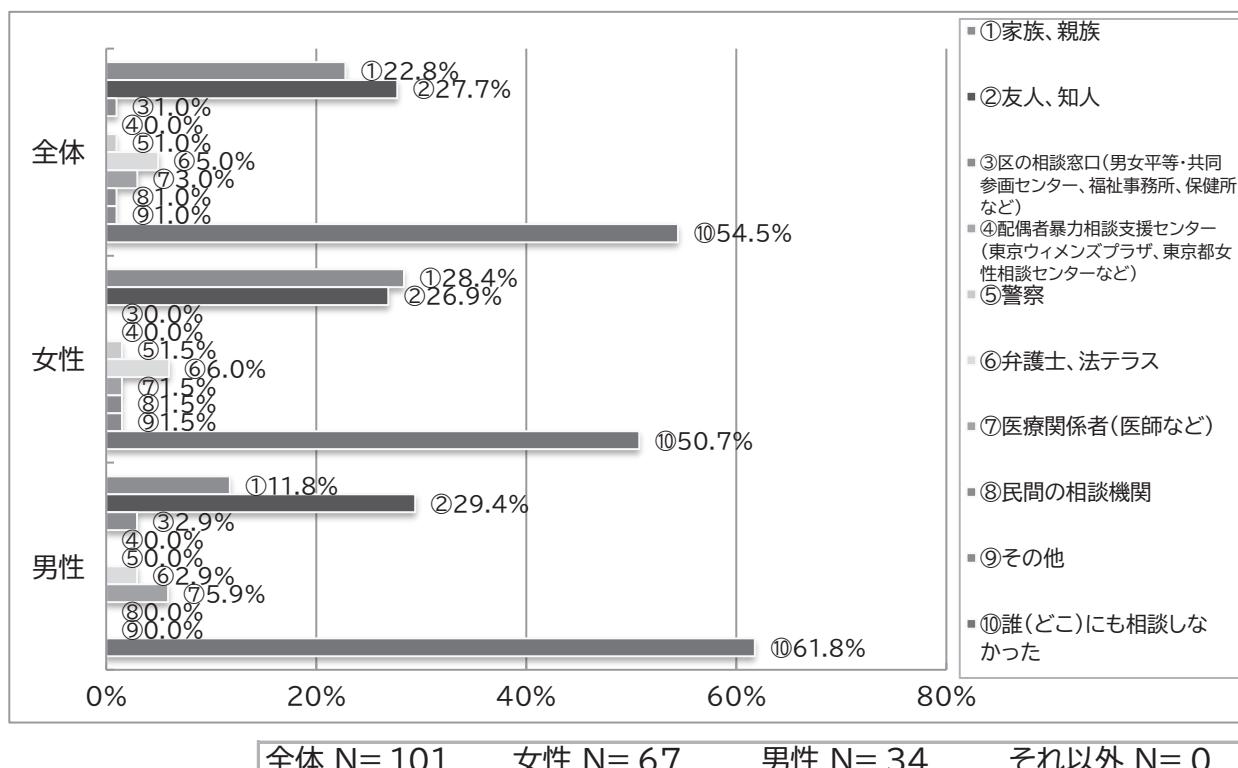
### ■令和6年度調査

問10(オ) あなたはこの1年間に、パートナー(配偶者、事実婚のパートナー、同性パートナー、交際相手)から、社会的暴力をされたことがありますか。(単一回答)



[(ア)から(オ)で一つでも「何度もあった」「一、二度あった」と回答した中で]

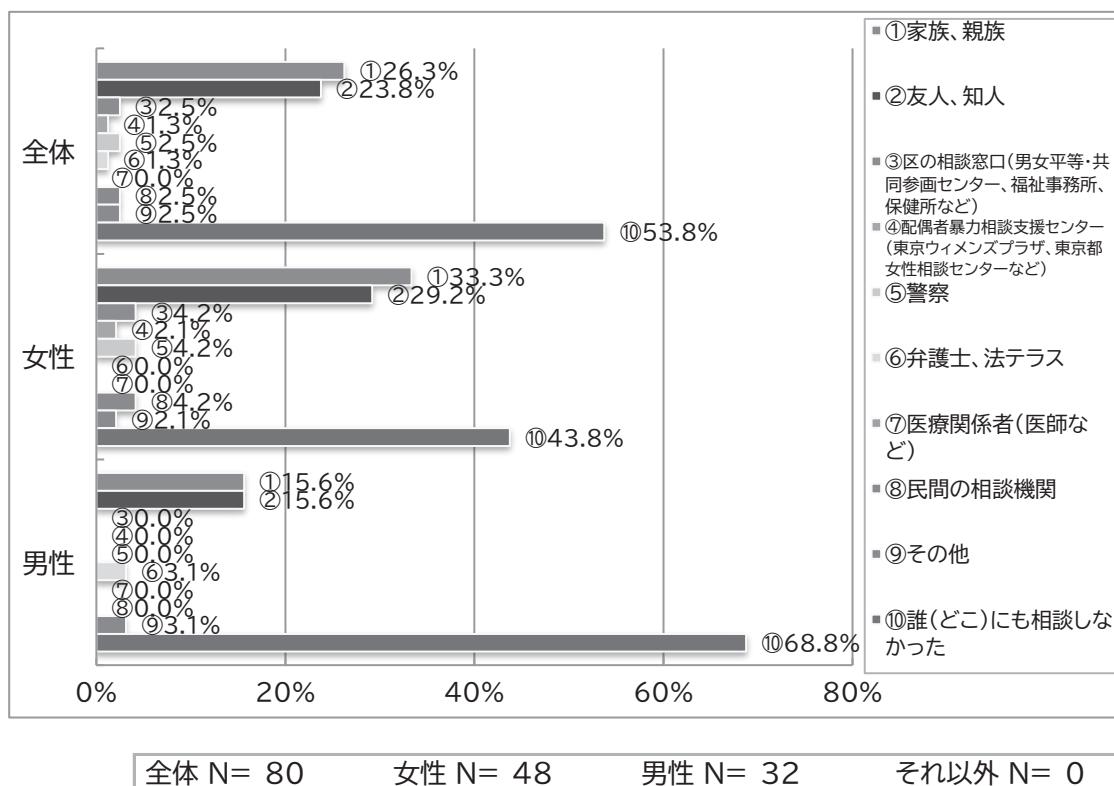
### 問10-1 誰(どこ)かに相談しましたか。(複数回答)



男女ともに「誰(どこ)にも相談しなかった」という回答が最も多く、女性が50.7%、男性が61.8%で男女差も大きい。

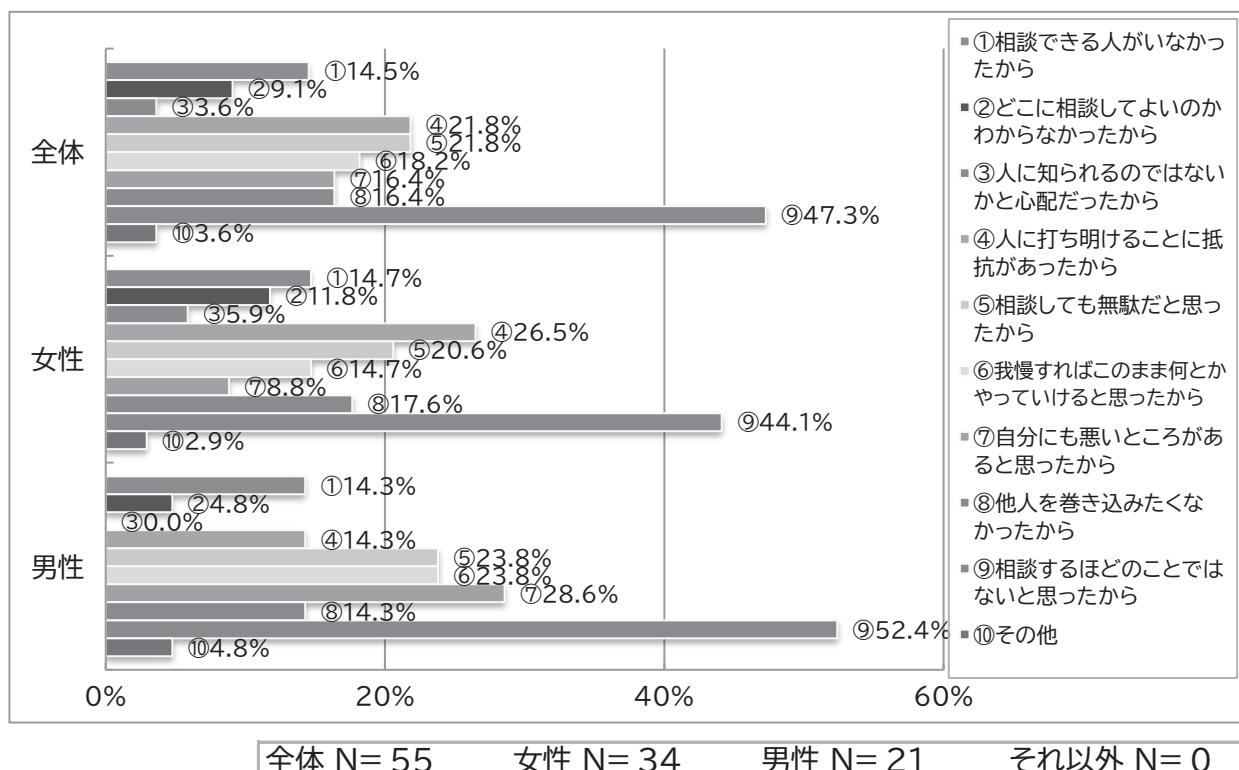
### ■令和6年度調査

### 問10-1 誰(どこ)かに相談しましたか。(複数回答)



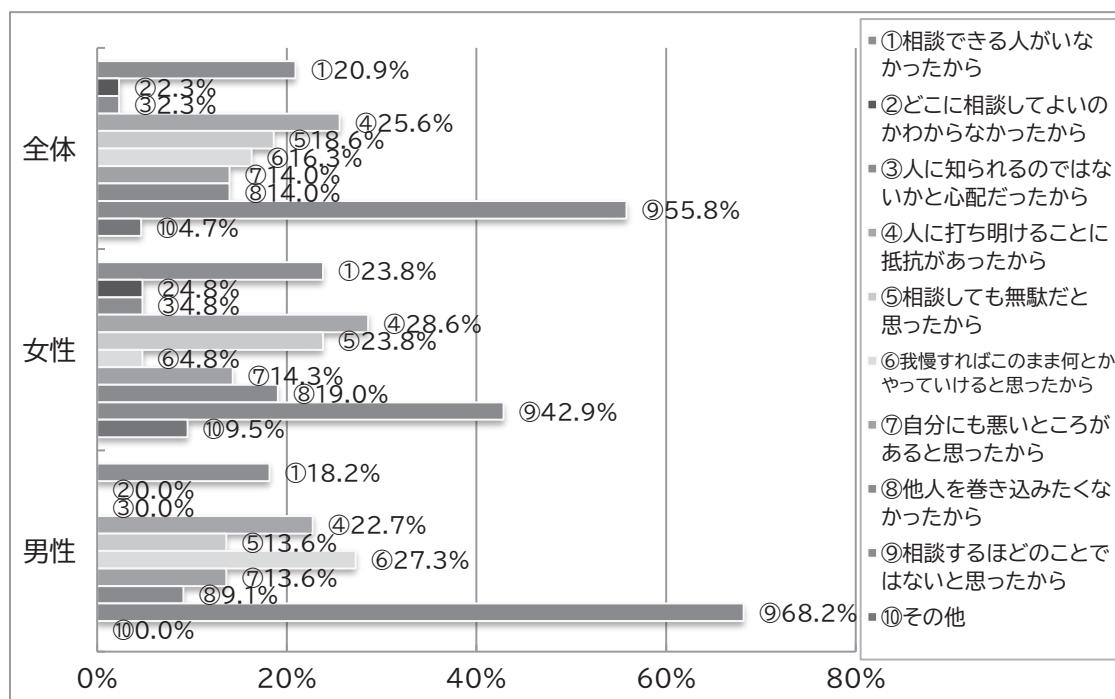
[問10-1で「誰(どこ)にも相談しなかった」と回答した中で]

### 問10-2 相談しなかった理由は、次のどれですか。(複数回答)



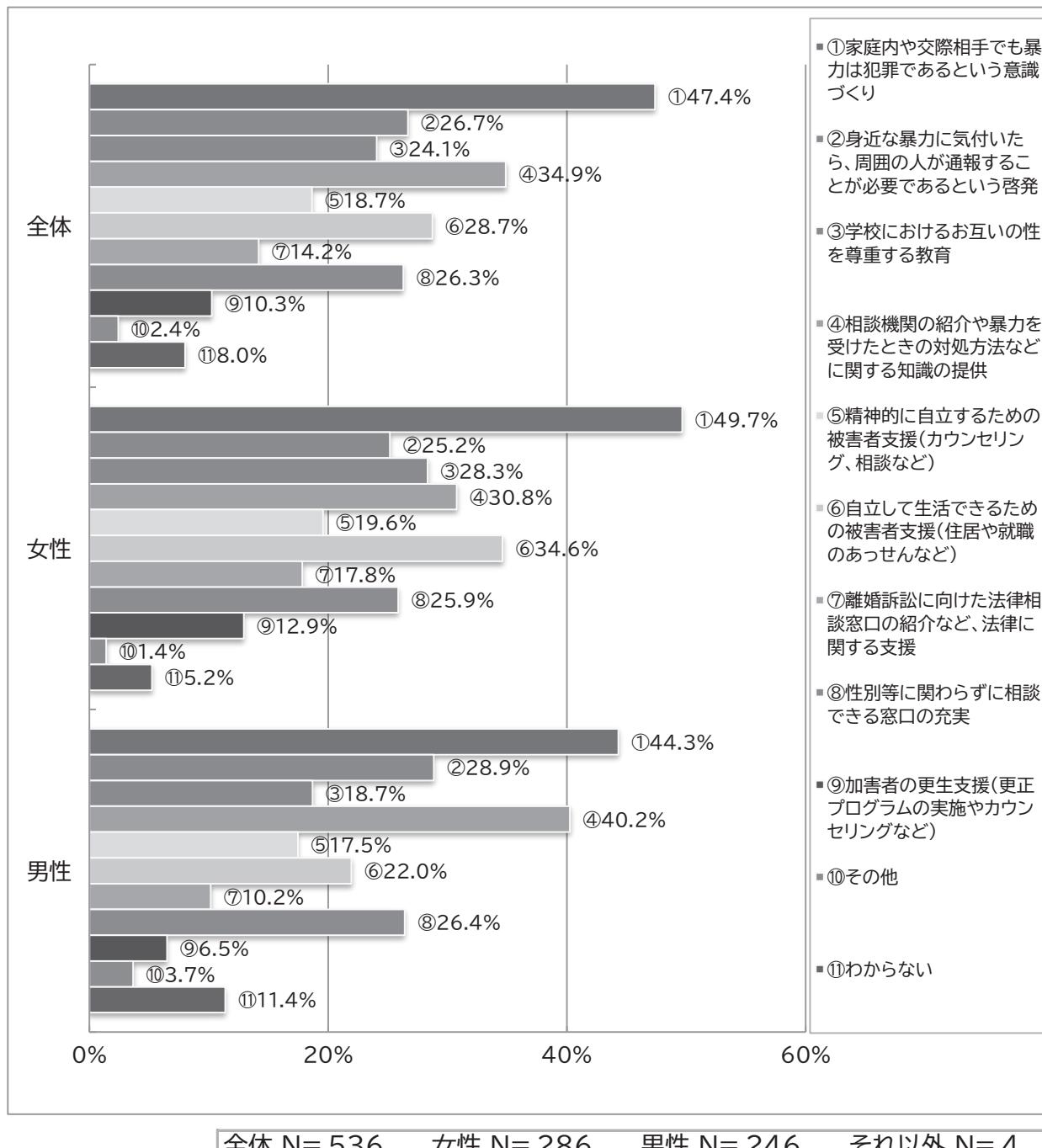
### ■令和6年度調査

### 問10-2 相談しなかった理由は、次のどれですか。(複数回答)



[パートナー(配偶者、事実婚のパートナー、同性パートナー、交際相手)がいる(過去1年以内にいた)かたのみ]

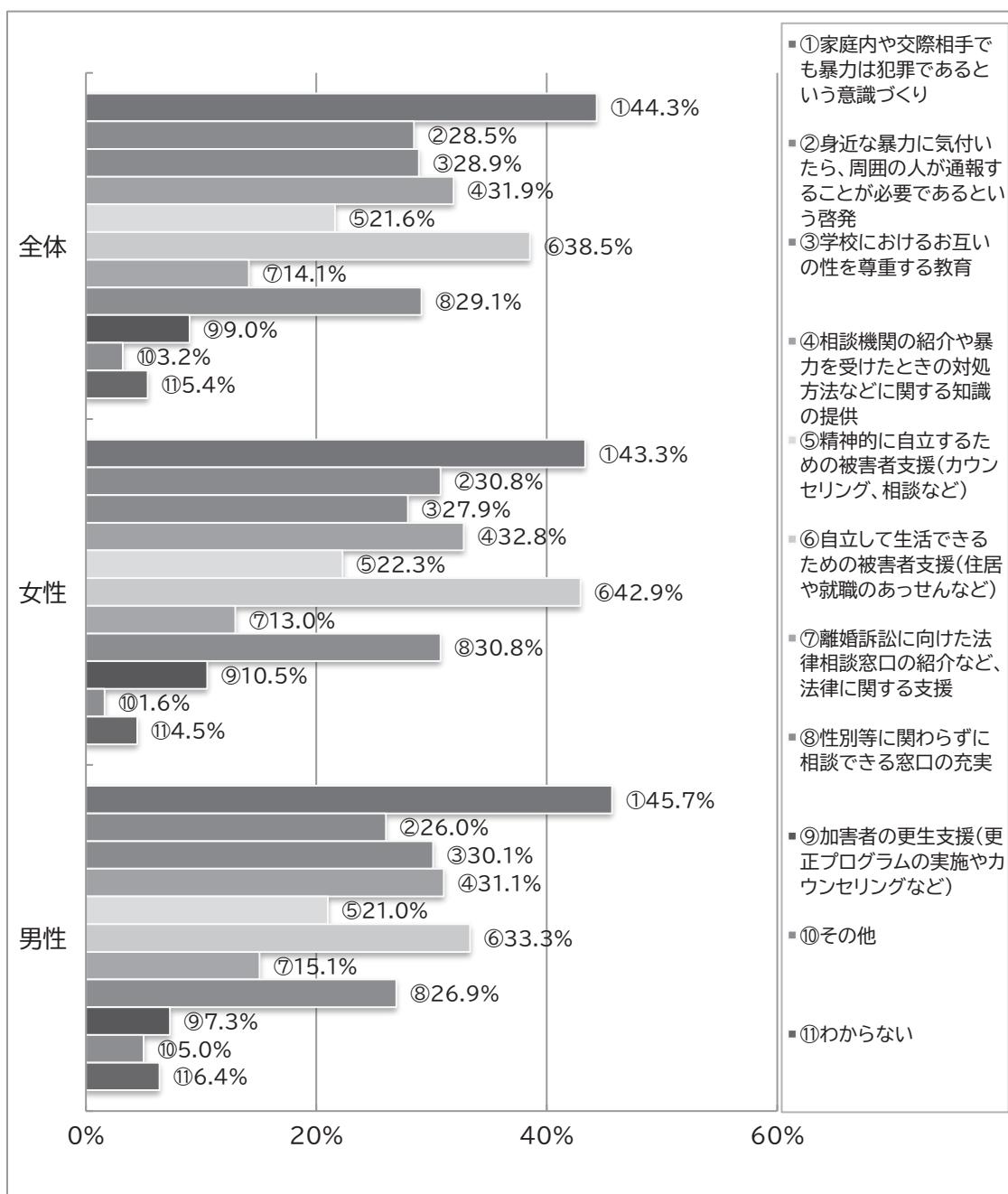
### 問11 パートナー(配偶者、事実婚のパートナー、同性パートナー、交際相手)からの暴力の防止及び被害者支援のために、特にどのような対策の充実が必要だと思いますか。(回答は3つまで)



パートナーからの暴力の防止及び被害者支援のために必要な対策として、全体で「家庭内や交際相手でも暴力は犯罪であるという意識づくり」(47.4%)と回答した人が最も多く、次いで「相談機関の紹介や暴力を受けたときの対処方法などに関する知識の提供」(34.9%)、「自立して生活できるための被害者支援(住居や就職のあっせんなど)」(28.7%)と回答した人が多かった。

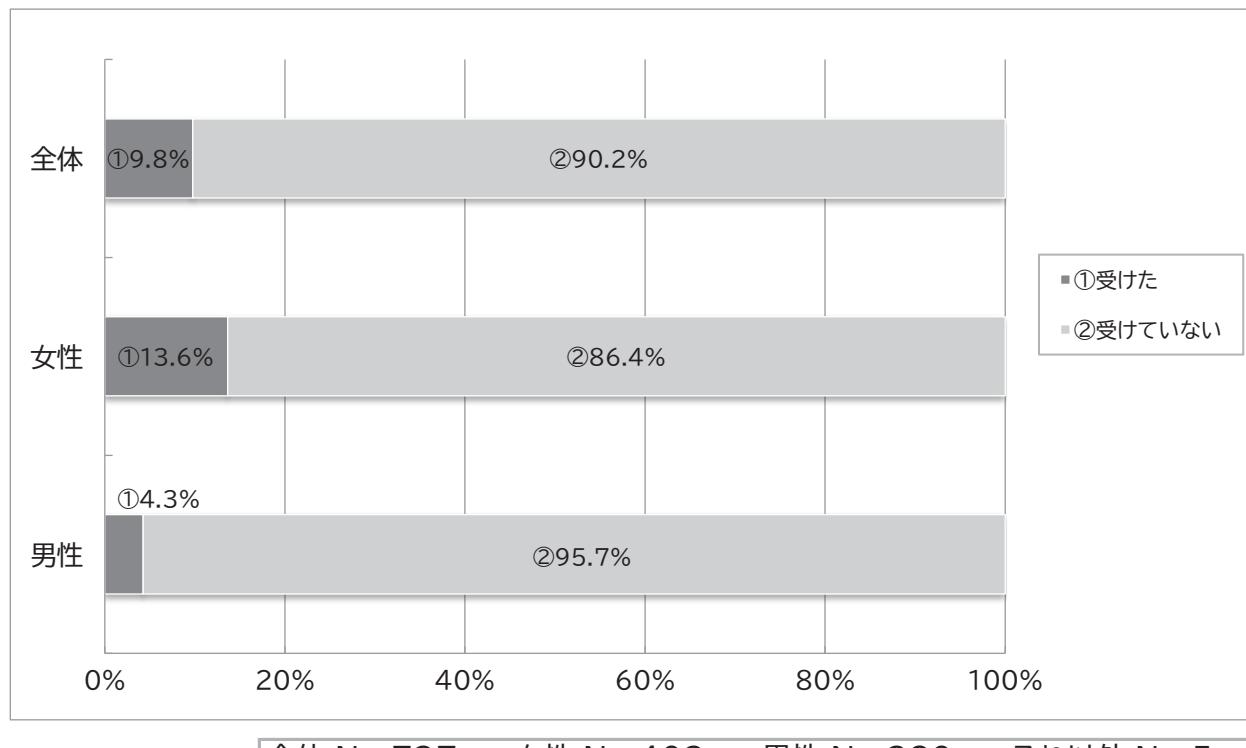
■令和6年度調査

問11 パートナー(配偶者、事実婚のパートナー、同性パートナー、交際相手)からの暴力の防止及び被害者支援のために、特にどのような対策の充実が必要だと思いますか。(回答は3つまで)



全体 N= 467 女性 N= 247 男性 N= 219 それ以外 N= 1

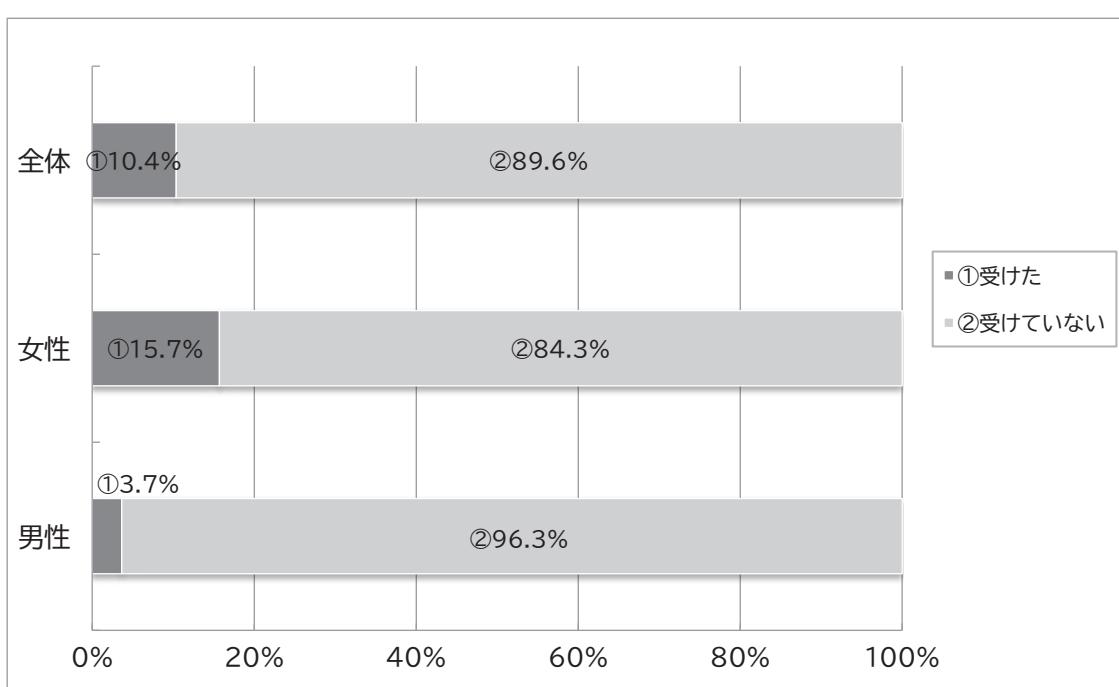
問12 相手を不快にさせる性的な言動(性的指向や性自認に関するものを含む。)を「セクシュアルハラスメント」といいます。あなたはこの1年間に、セクシュアルハラスメントを受けたことがありますか。(単一回答)



セクシュアルハラスメントを受けたことがあると回答した女性は13.6%、男性は4.3%であり、被害を受けた割合には男女差がある。

#### ■令和6年度調査

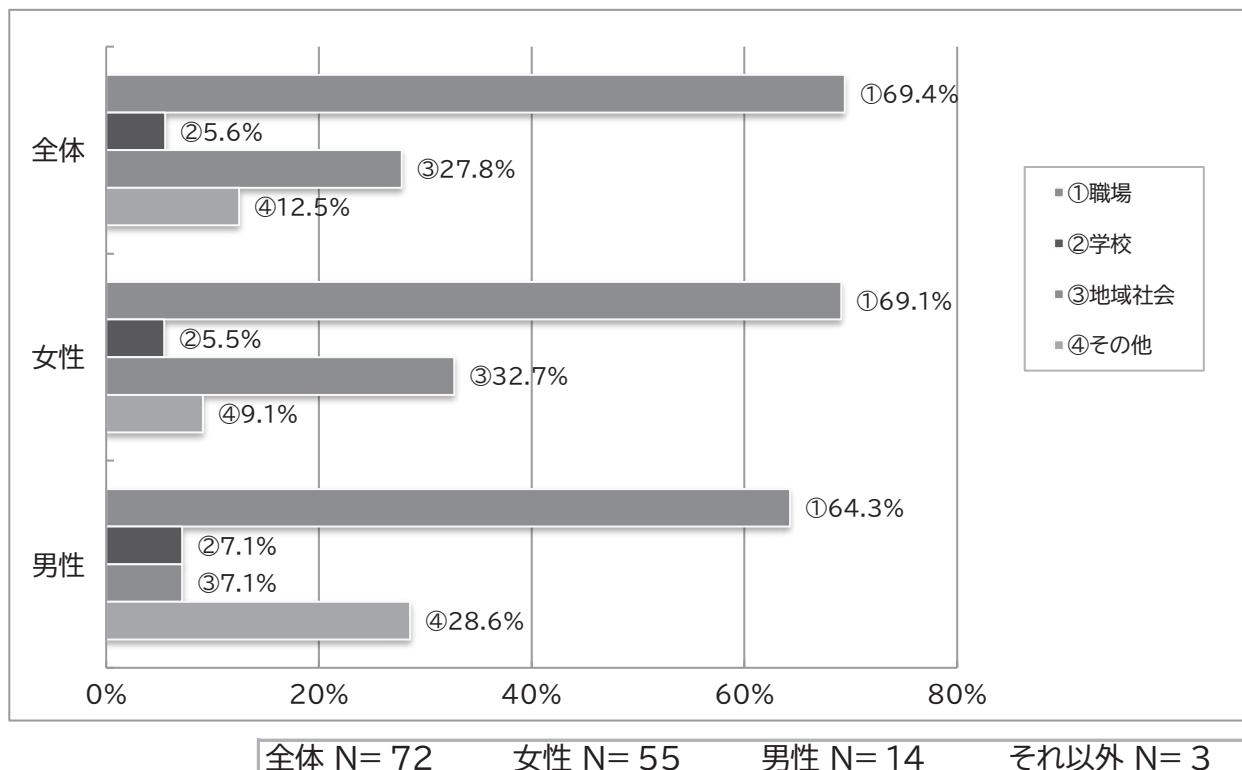
問12 相手を不快にさせる性的な言動(性的指向や性自認に関するものを含む。)を「セクシュアルハラスメント」といいます。あなたはこの1年間に、セクシュアルハラスメントを受けたことがありますか。(単一回答)



全 N= 656 女性 N= 350 男性 N= 301 それ以外 N= 5

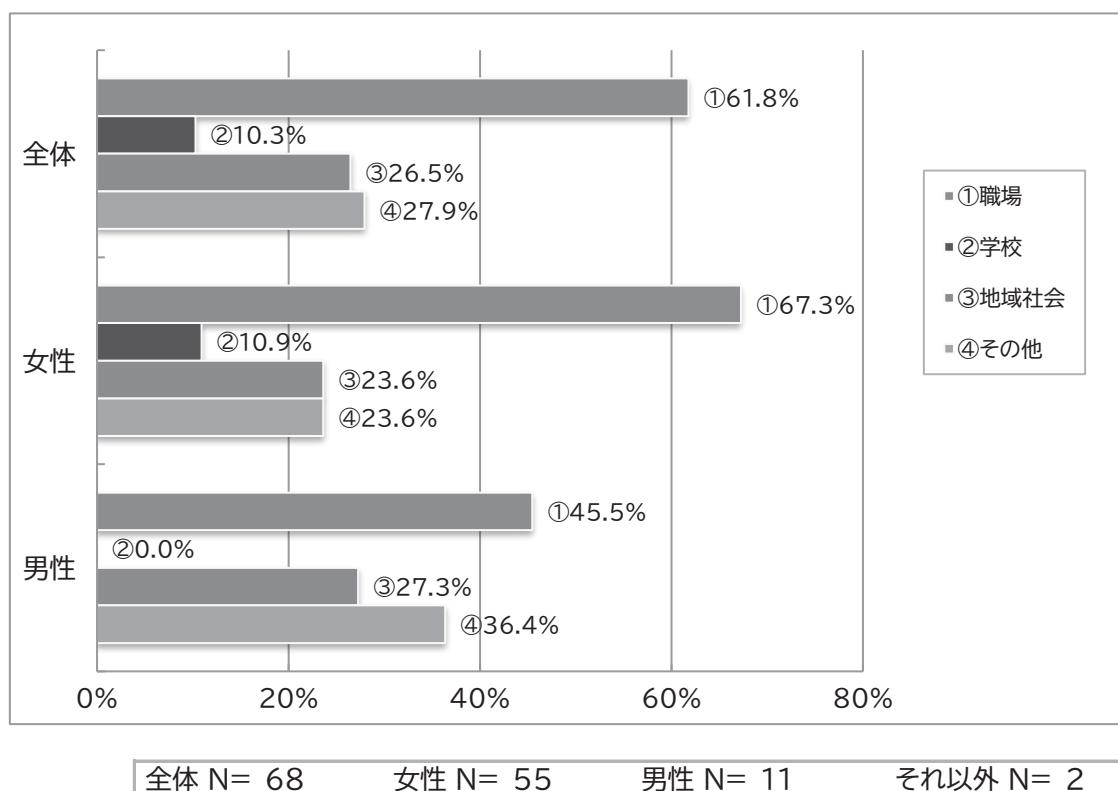
[問12で「受けた」と回答した中で]

問12-1 それはどこで受けましたか。(複数回答)

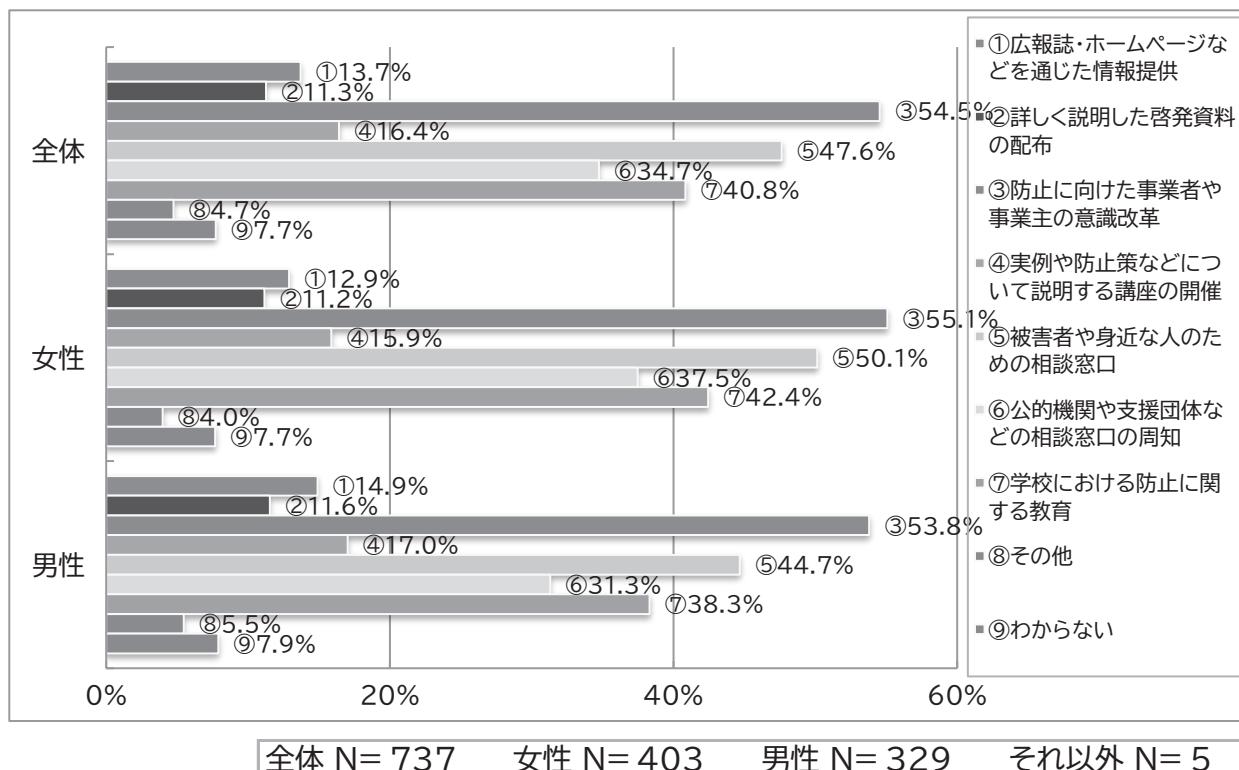


■令和6年度調査

問12-1 それはどこで受けましたか。(複数回答)



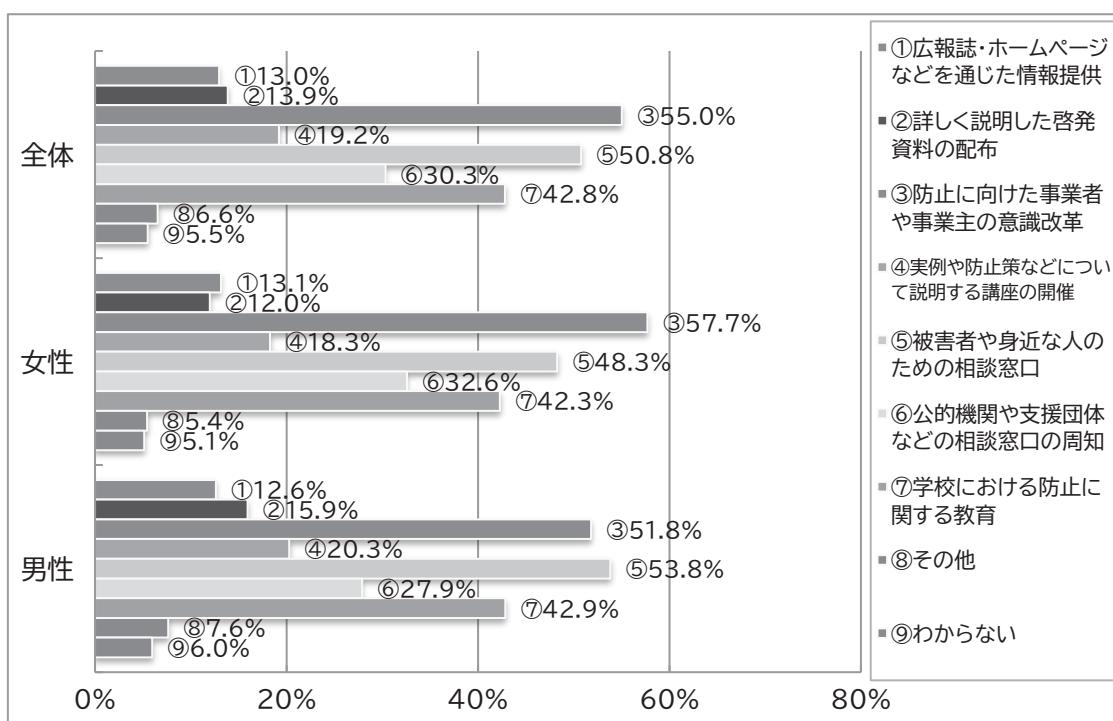
問13 セクシュアルハラスメントの防止及び被害者支援のために、特にどのような対策の充実が必要だと思いますか。(回答は3つまで)



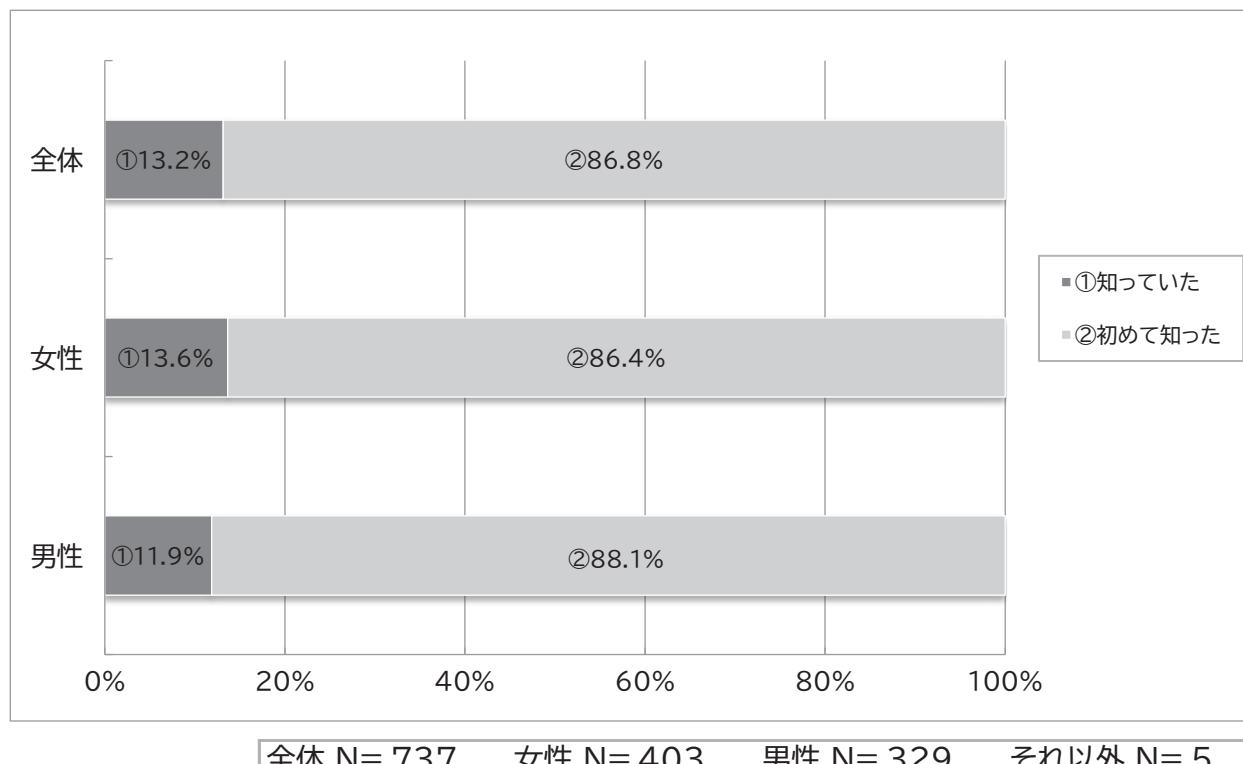
セクシュアルハラスメントの防止及び被害者支援に必要な対策として、全体で「防止に向けた事業者や事業主の意識改革」(54.5%)と回答した人が最も多く、次に回答が多かった「被害者や身近な人のための相談窓口」(47.6%)とともに約半数の人ご回答した。

■令和6年度調査

問13 セクシュアルハラスメントの防止及び被害者支援のために、特にどのような対策の充実が必要だと思いますか。(回答は3つまで)



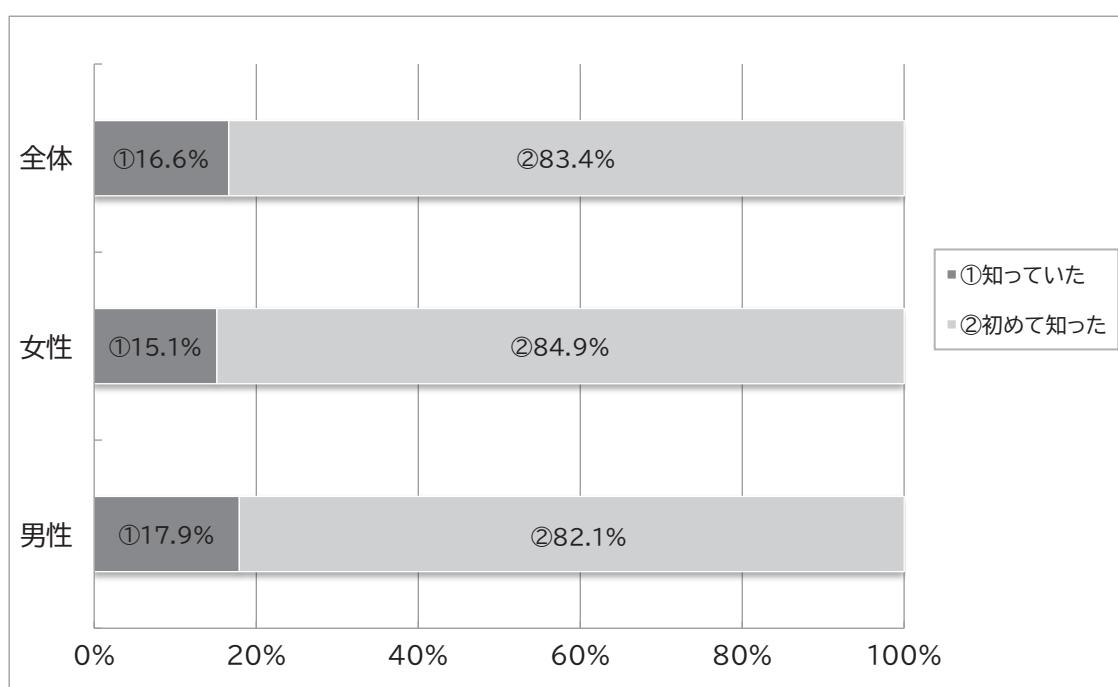
問14 「生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)」という考え方を知っていましたか。(単一回答)



前回と比べて「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」という考え方を知っていた人の割合は男女ともに低下し、女性よりも男性において低下が著しい。

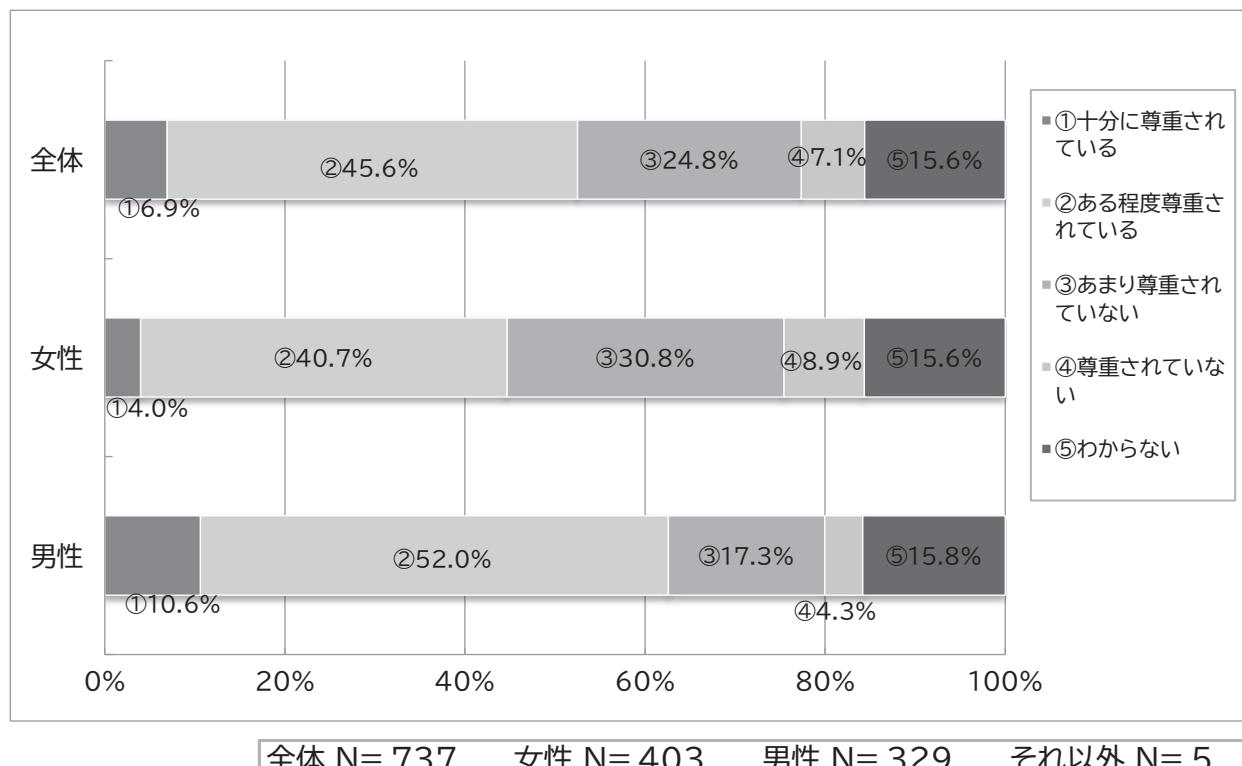
#### ■令和6年度調査

問14 「生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)」という考え方を知っていましたか。(単一回答)



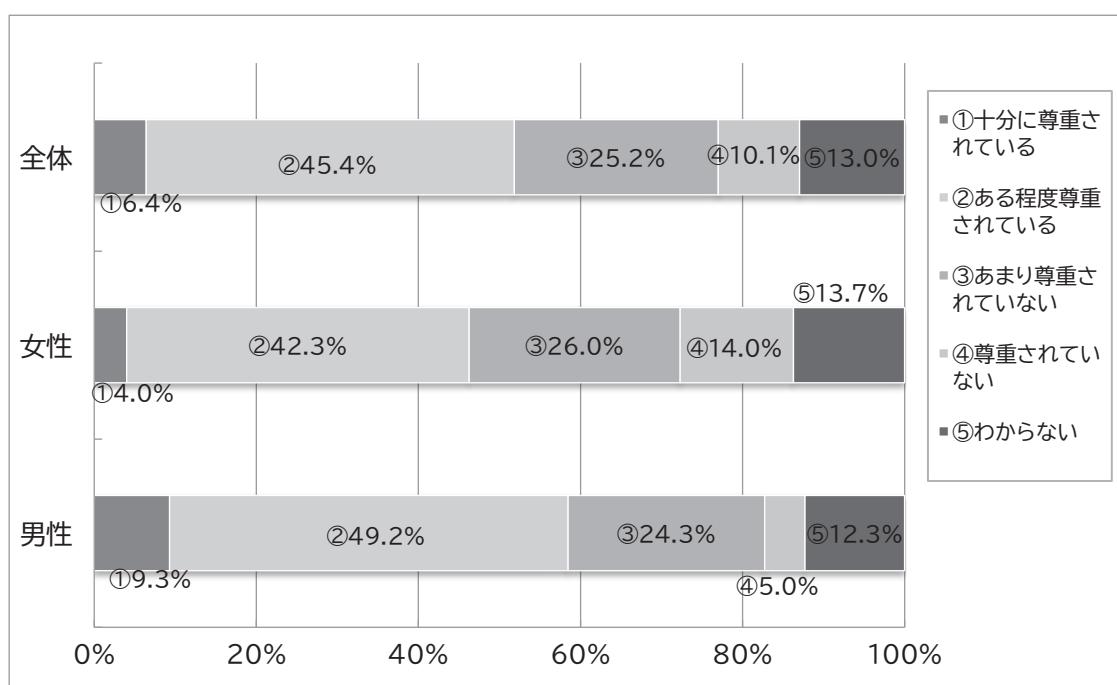
全体 N= 656 女性 N= 350 男性 N= 301 それ以外 N= 5

問15 問14でお聞きした考えを踏まえ、現在、妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が尊重されていると思いますか。(単一回答)



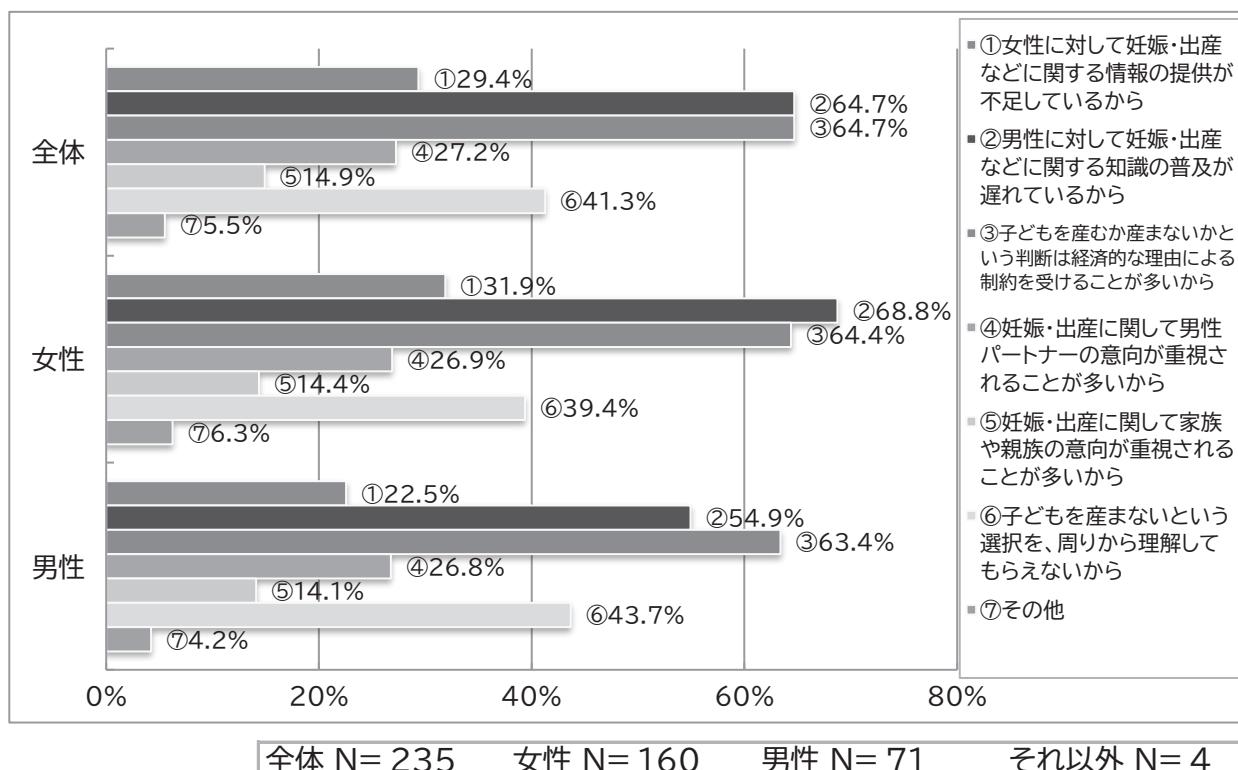
### ■令和6年度調査

問15 問14でお聞きした考え方を踏まえ、現在、妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が尊重されていると思いますか。(単一回答)



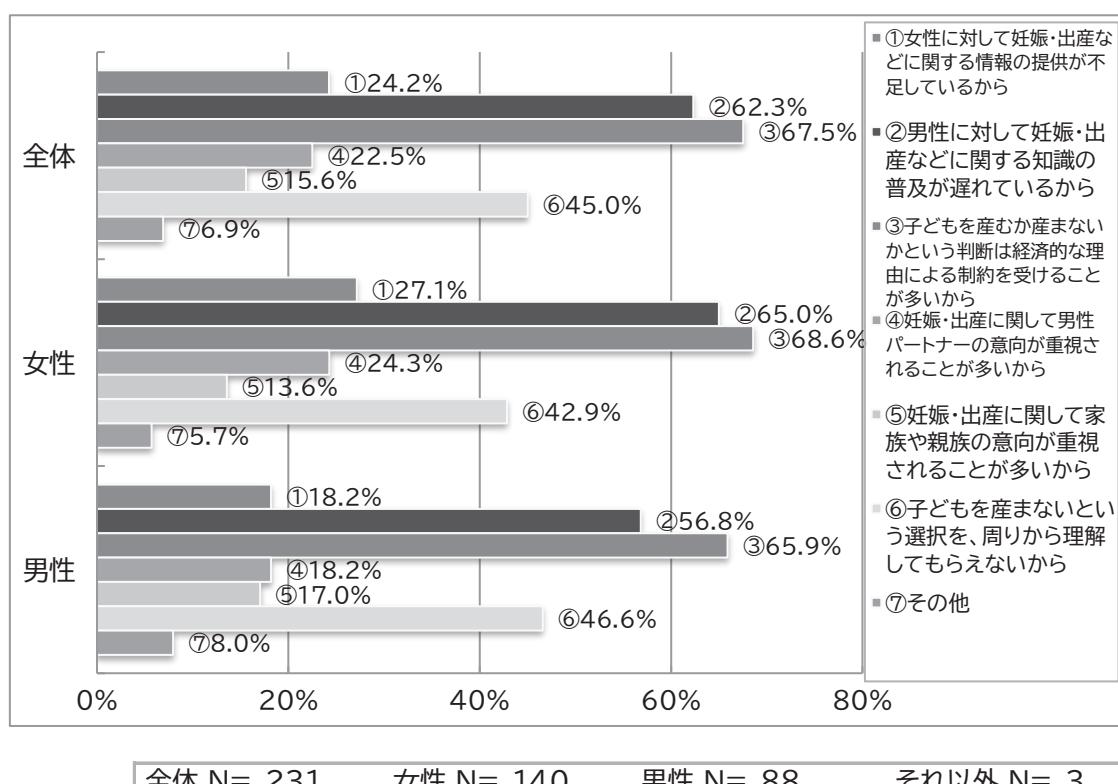
全体 N= 656 女性 N= 350 男性 N= 301 それ以外 N= 5

[問15で「あまり尊重されていない」「尊重されていない」と回答した中で]  
 問15-1 「あまり尊重されていない」「尊重されていない」と思う理由は、次のどれですか。(複数回答)

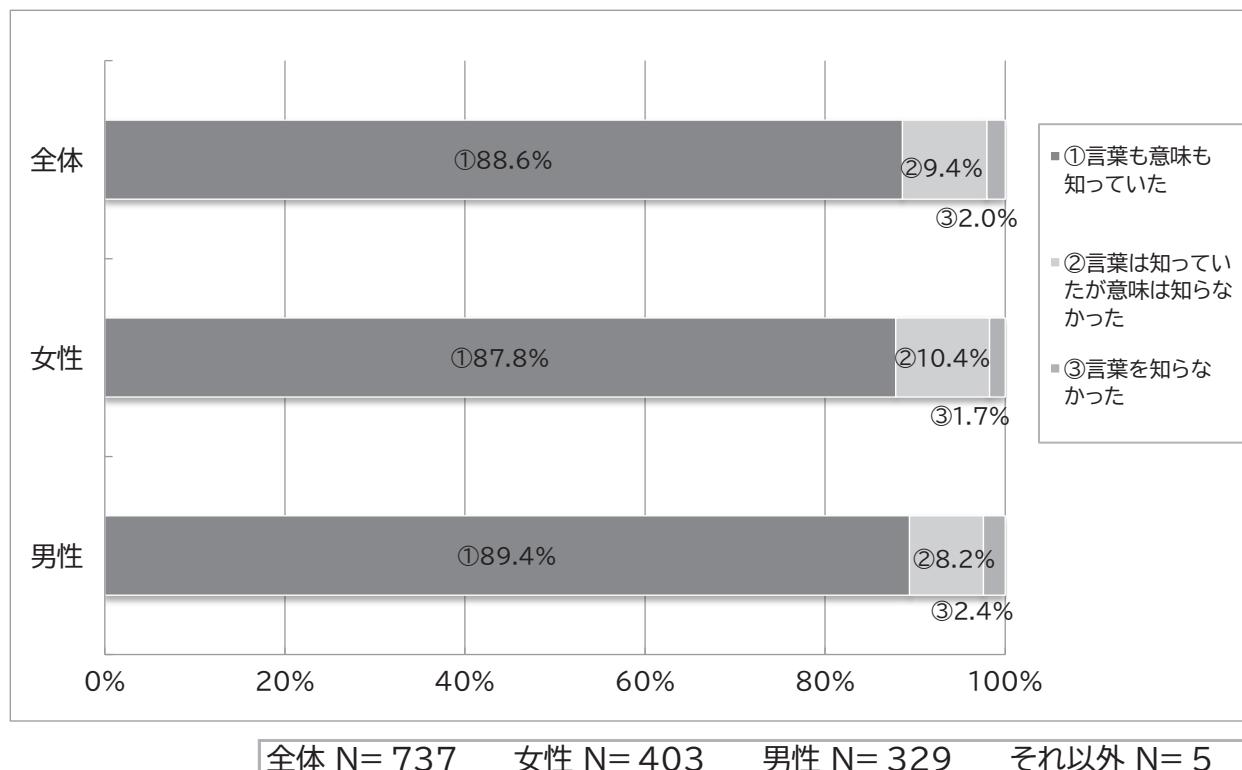


### ■令和6年度調査

問15-1 「あまり尊重されていない」「尊重されていない」と思う理由は、次のどれですか。(複数回答)

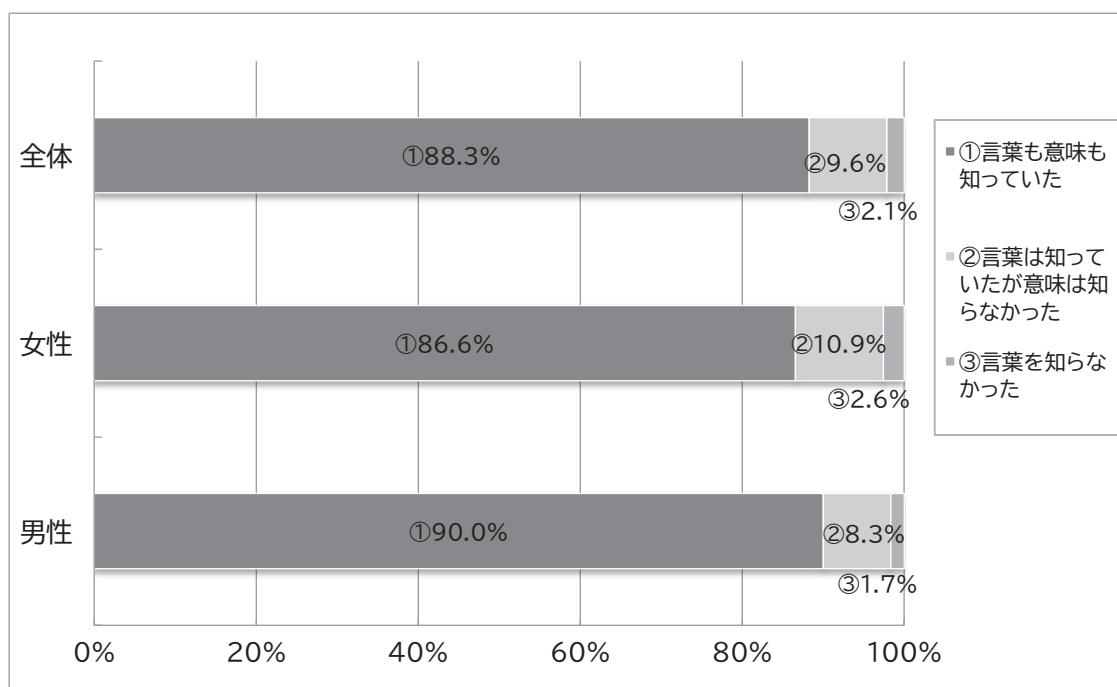


問16 あなたは、性的マイノリティ(又はLGBT(LGBTQ)、セクシュアル・マイノリティ、性的少数者)という言葉やその意味を知っていましたか。(単一回答)

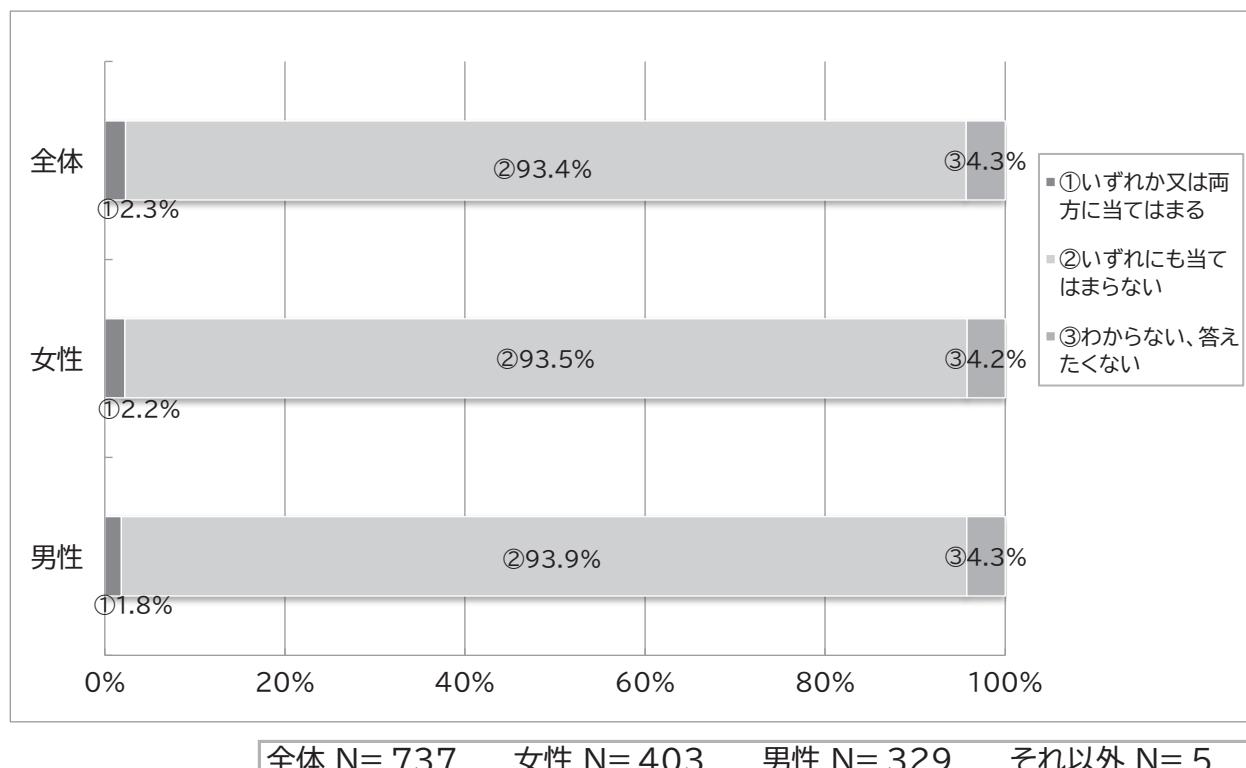


#### ■令和6年度調査

問16 あなたは、性的マイノリティ(又はLGBT(LGBTQ)、セクシュアル・マイノリティ、性的少数者)という言葉やその意味を知っていましたか。(単一回答)

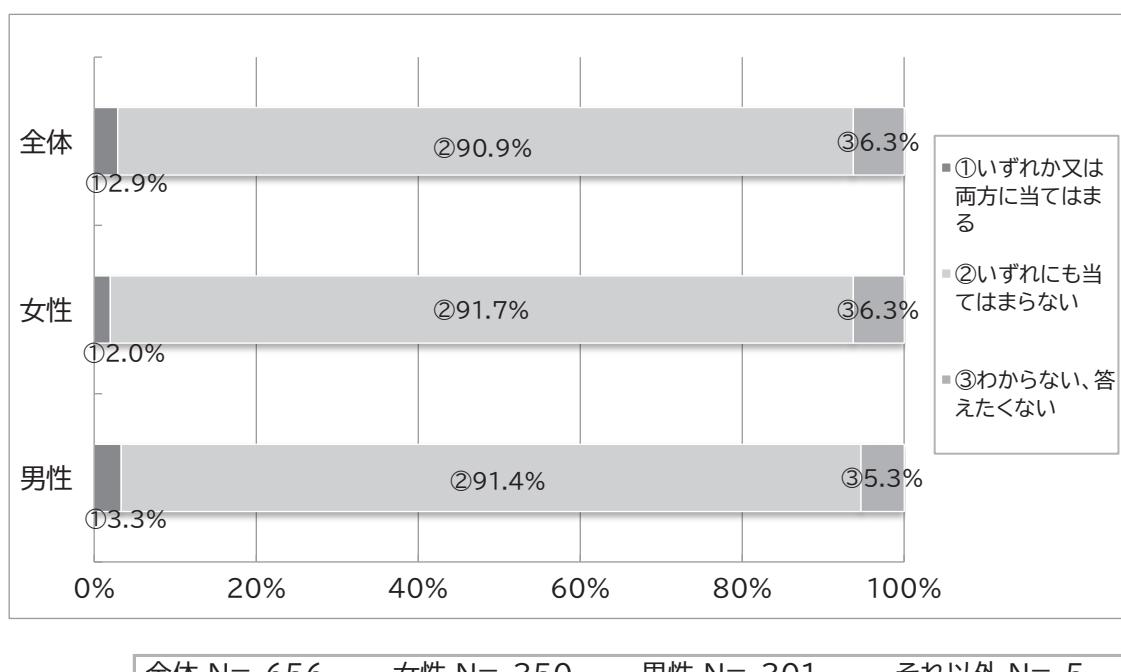


問17 あなたは、次のいずれか又は両方に当てはまりますか。(単一回答)  
 ・出生時に割り当てられた性別と自分が認識する性別(性自認)が異なる。  
 ・恋愛・性愛の対象(性的指向)が「異性のみ」ではない。



### ■令和6年度調査

問17 あなたは、次のいずれか又は両方に当てはまりますか。(単一回答)  
 ・出生時に割り当てられた性別と自分が認識する性別(性自認)が異なる。  
 ・恋愛・性愛の対象(性的指向)が「異性のみ」ではない。



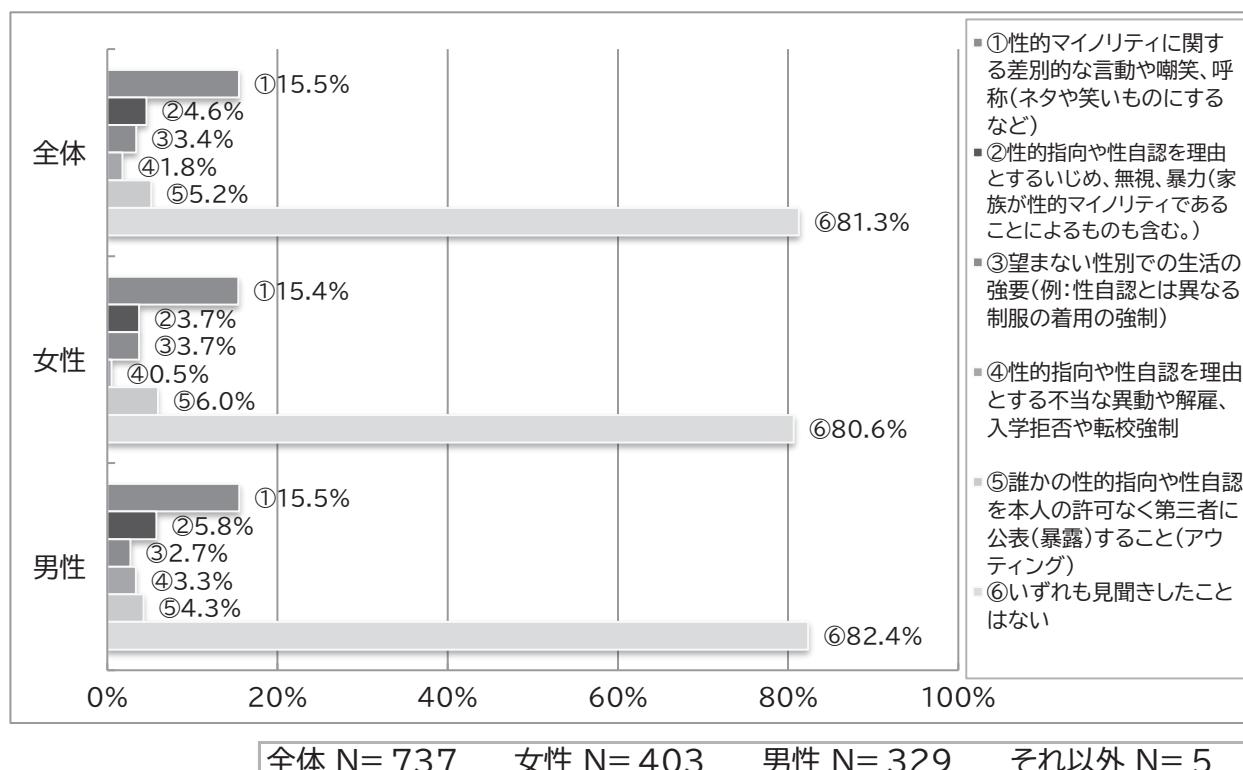
[問17で「いずれか又は両方に当てはまる」と回答したかたのみ]

問17-1 ご自身の性的指向や性自認により、日常の生活や行政サービスなどで経験した困りごとがあれば記入してください。

<主な意見>

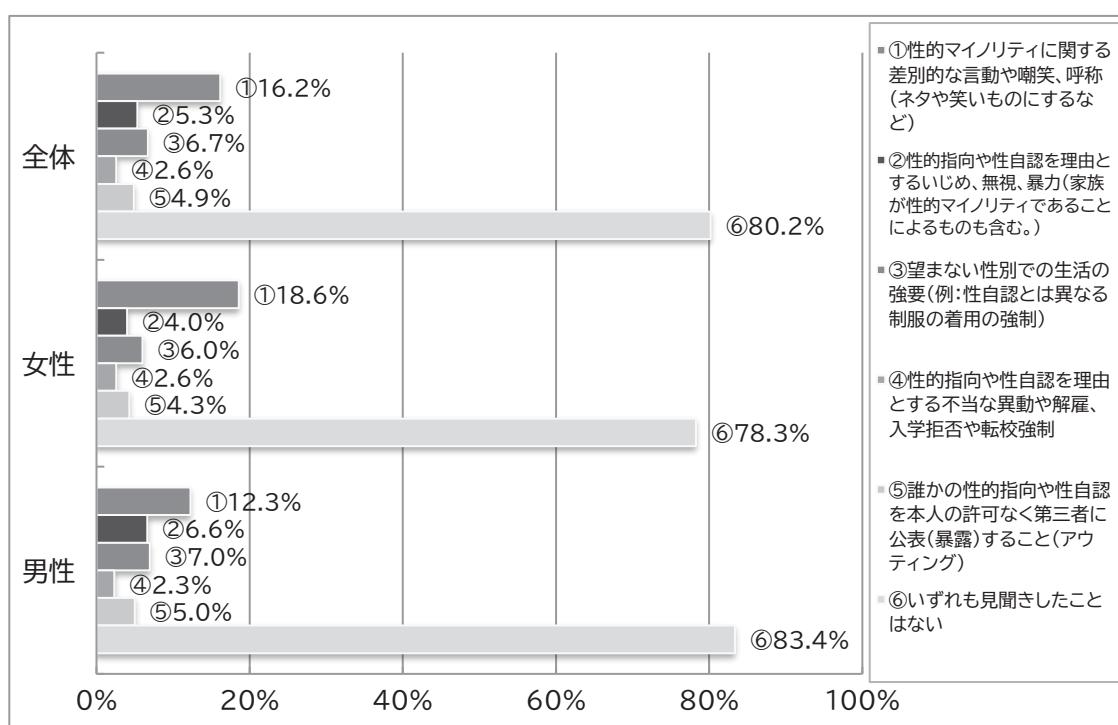
- ・いまは独身だけれど、好きな人ができたとき、同性婚を認めている場所に引っ越しないと結婚が出来ない。結婚は当たり前の権利だと思う。
- ・パートナーとの同居
- ・区の施設のジムやプールの更衣室が男女に分かれているノンバイナリーのわたしはどうちらにも入りたくないですが、しかたないので女子更衣室をつかいました。DVIについての相談をしたい時にlgbt相談にかけるか女性のこころの相談にかけるか迷った。(女性ではないのですが、ジェンダーについて悩んでいるわけではないので、lgbt相談は使いませんでした)区民センターのボクシングプログラムの事後アンケートに性別欄が男女のみの選択式でこまつたので三つ目の欄を自分で足してノンバイナリーと書いた。

問18 あなたは、この1年間に性的指向や性自認に関する次のハラスメントを見聞きしたことがありますか。(複数回答)



■令和6年度調査

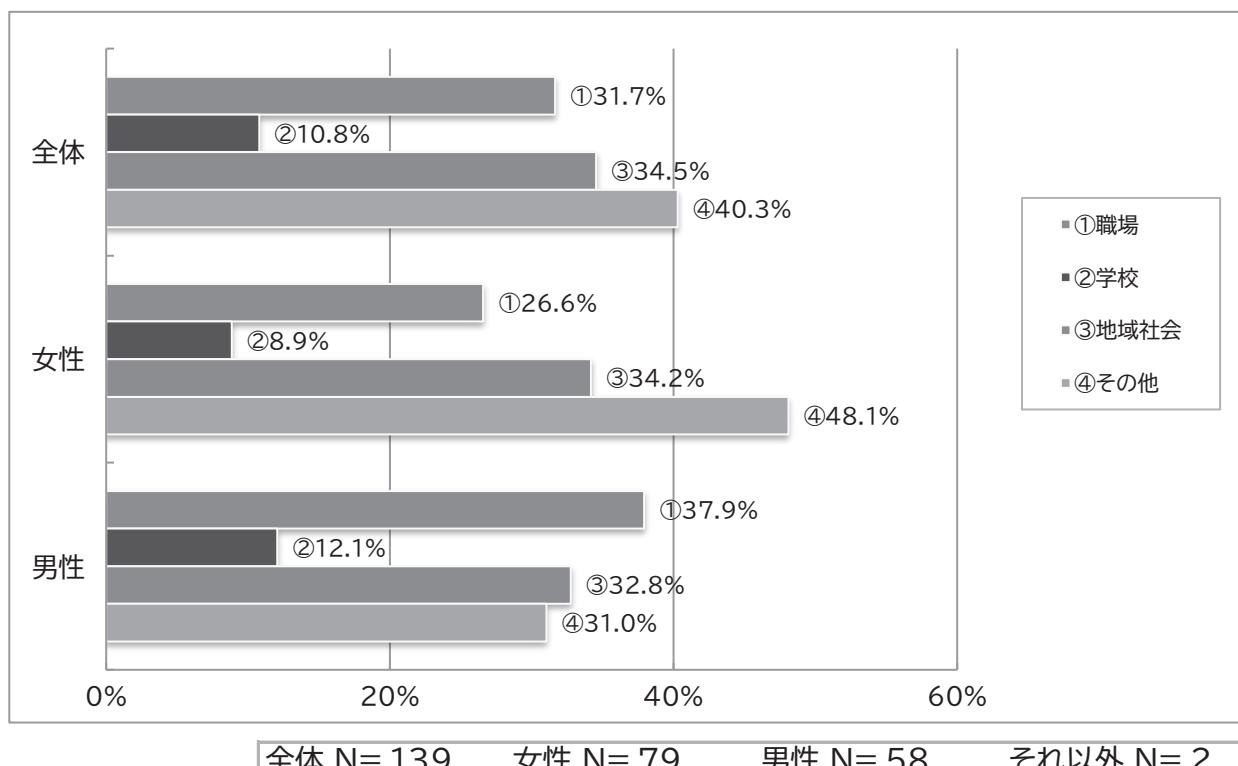
問18 あなたは、この1年間に性的指向や性自認に関する次のハラスメントを見聞きしたことがありますか。(複数回答)



全 N= 656 女性 N= 350 男性 N= 301 それ以外 N= 5

[問18で1～5のいずれかを見聞きしたことがあると回答した中で]

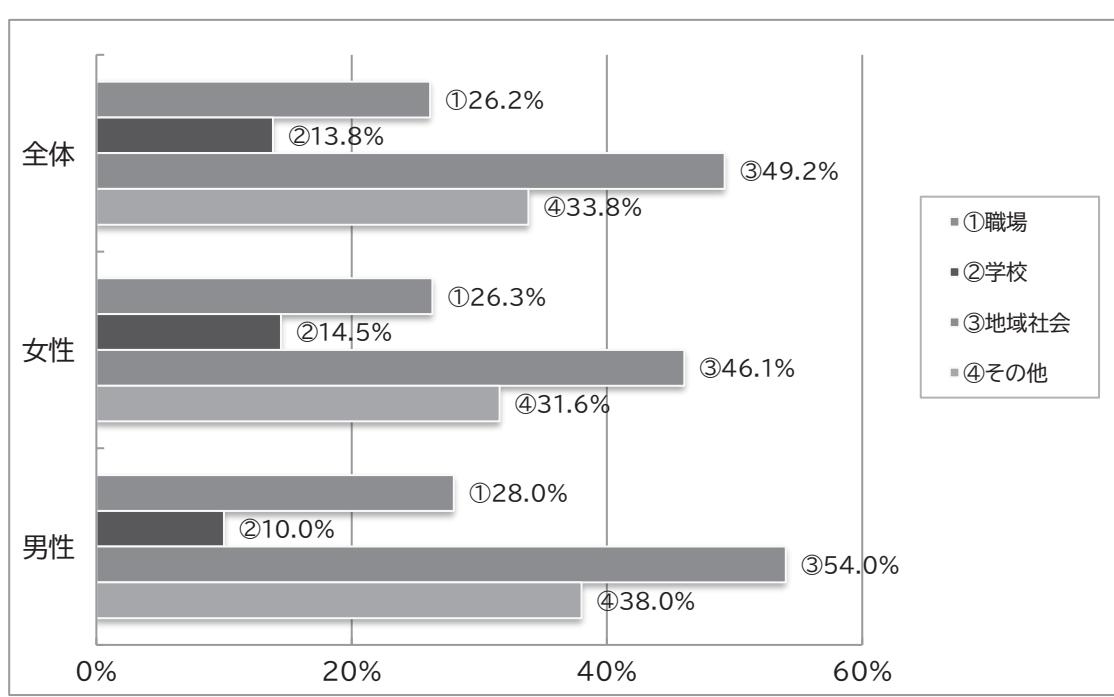
問18-1 それを見聞きしたのはどこですか。(複数回答)



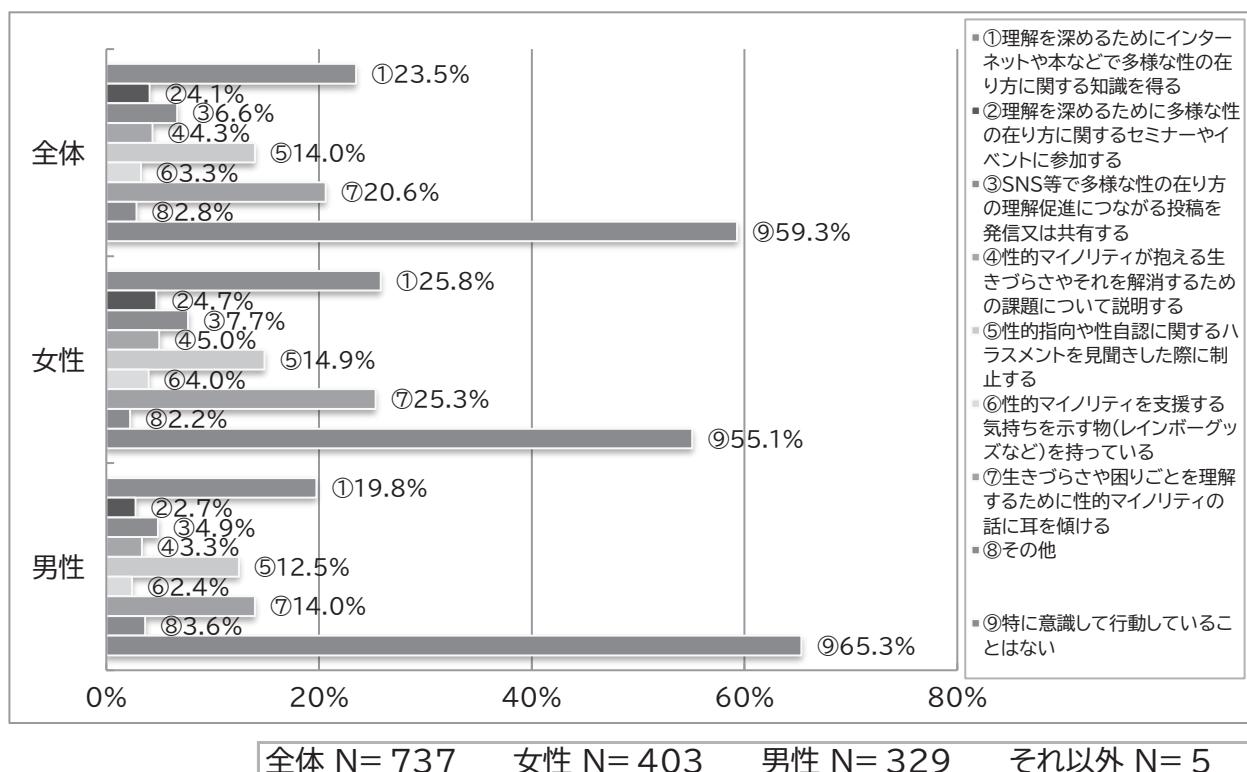
前回と比べて、全体で「地域社会」と回答した人の割合が減少し、「職場」が増加した。

■令和6年度調査

[問18で1～5のいずれかを見聞きしたことがあると回答した中で]  
問18-1 それを見聞きしたのはどこですか。(複数回答)

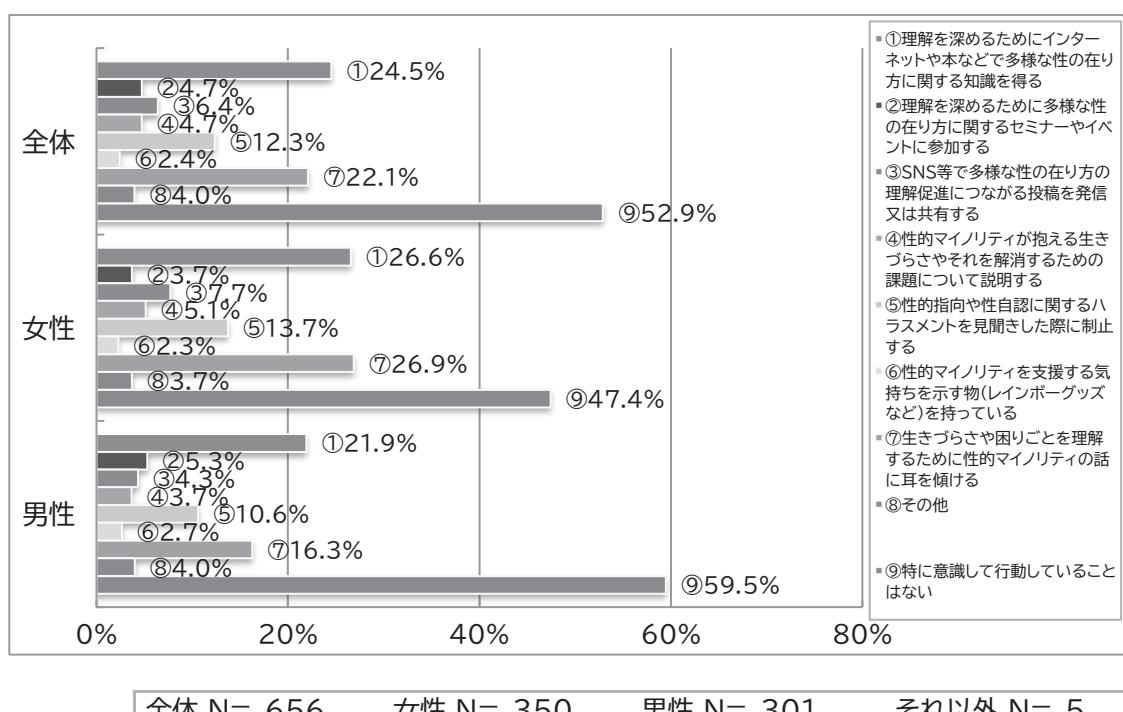


問19 性的マイノリティへの配慮を意識した日頃の行動について、あなたが当てはまるものを選んでください。(複数回答)

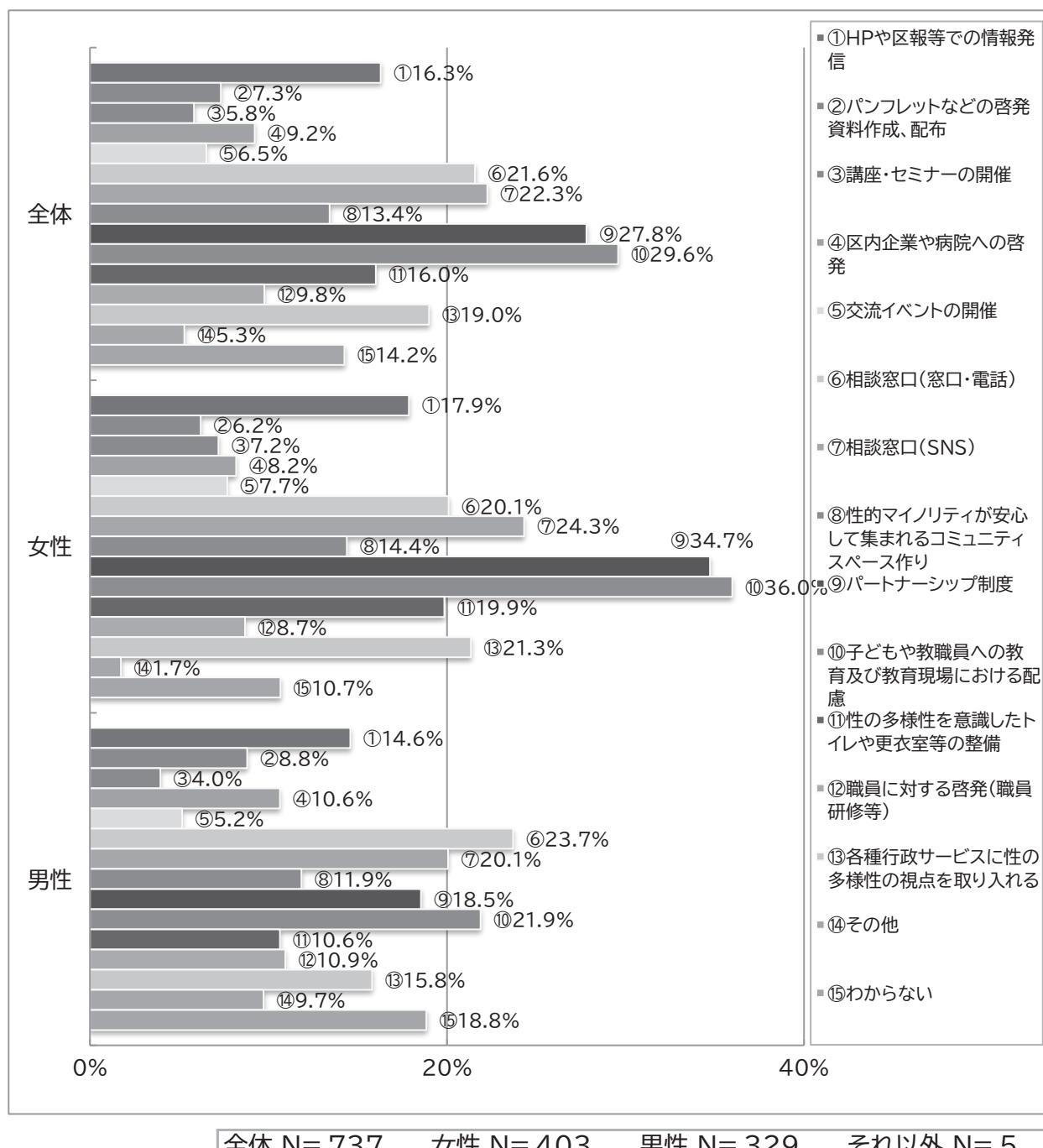


■令和6年度調査

問19 性的マイノリティへの配慮を意識した日頃の行動について、あなたが当てはまるものを選んでください。(複数回答)



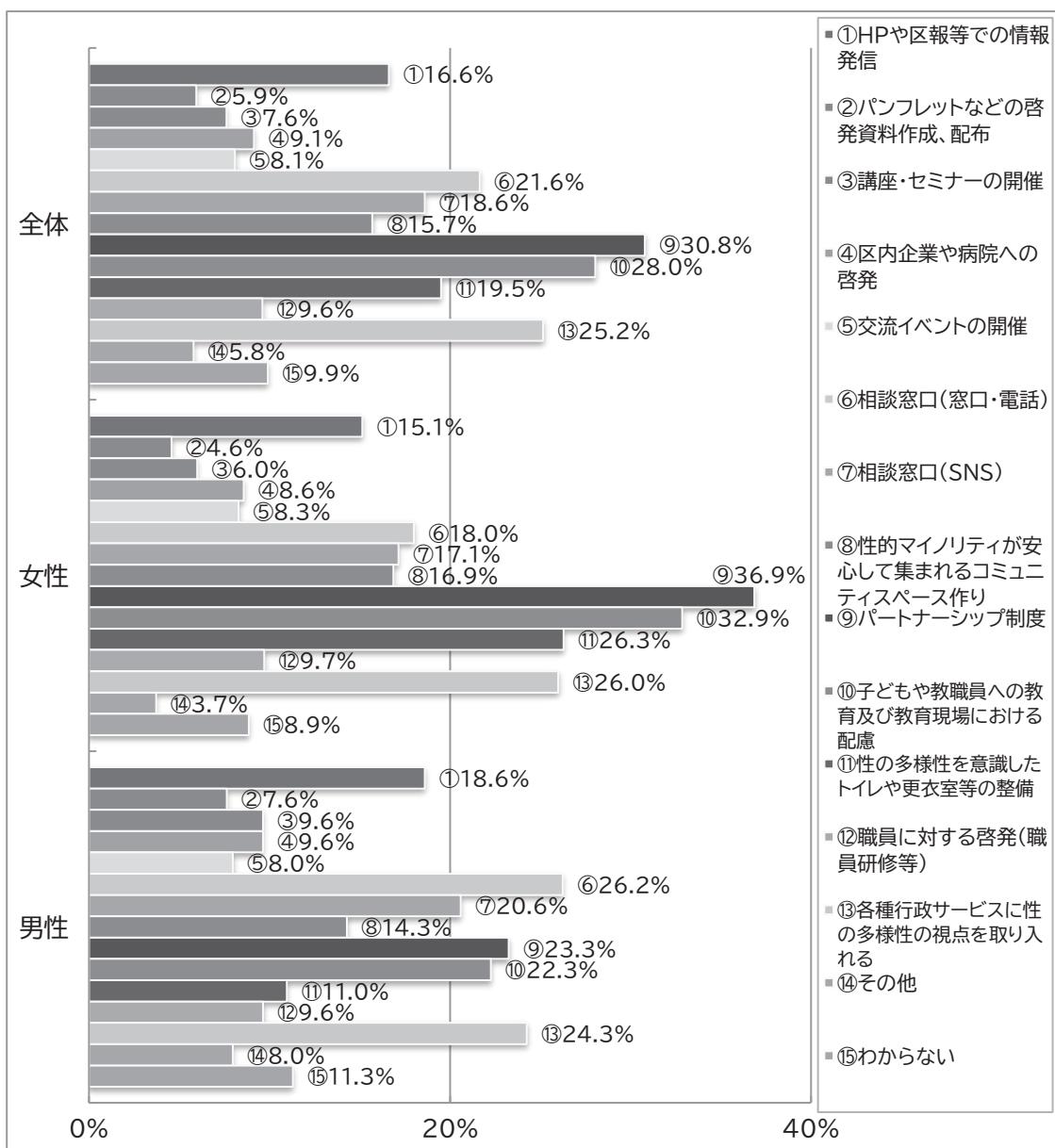
問20 性の多様性を尊重する社会を実現するために、区は特にどのような取組に力を入れたらよいと思いますか。(回答は3つまで)



性の多様性を尊重する社会の実現に向けて力を入れるべき取組について、「子どもや教職員への教育及び教育現場における配慮」(29.6%) や「パートナーシップ制度」(27.8%) と回答した人が多く、他には「相談窓口 (SNS)」(22.3%) と回答した人が比較的多かった。

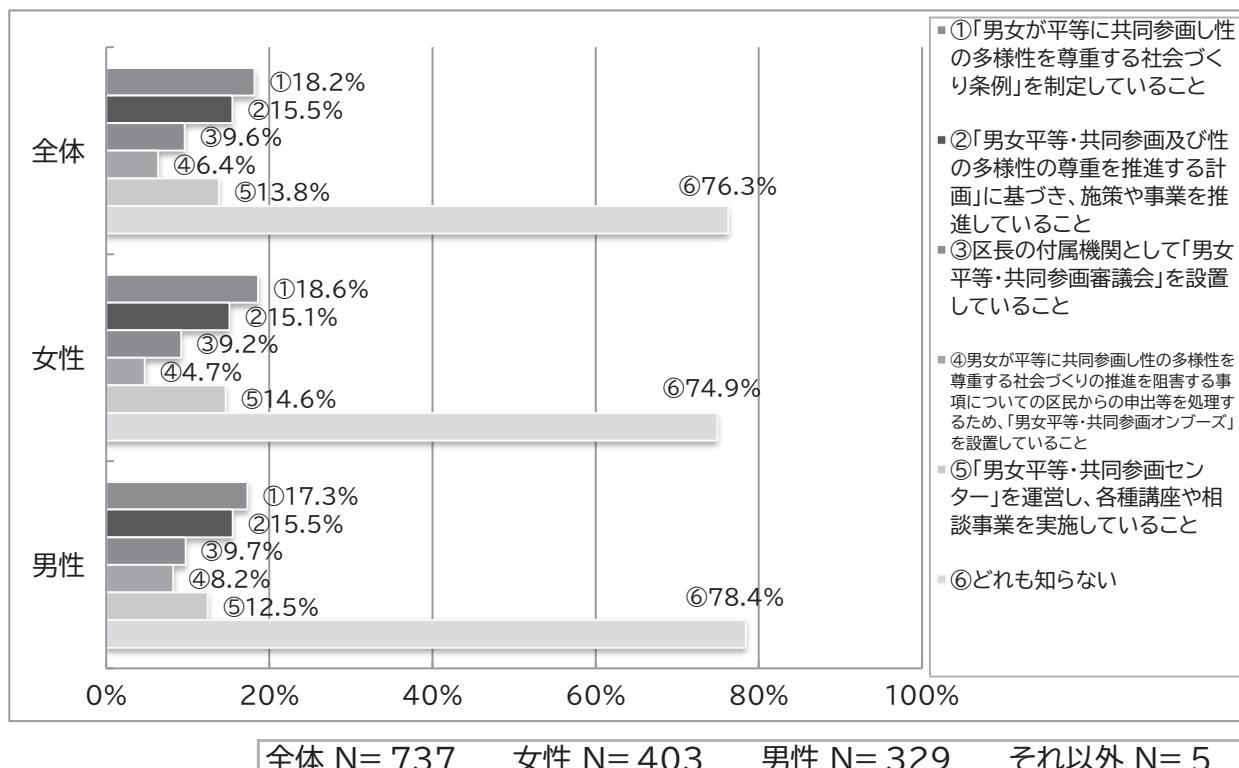
■令和6年度調査

問20 性の多様性を尊重する社会を実現するために、区は特にどのような取組に力を入れたらよいと思いますか。(回答は3つまで)



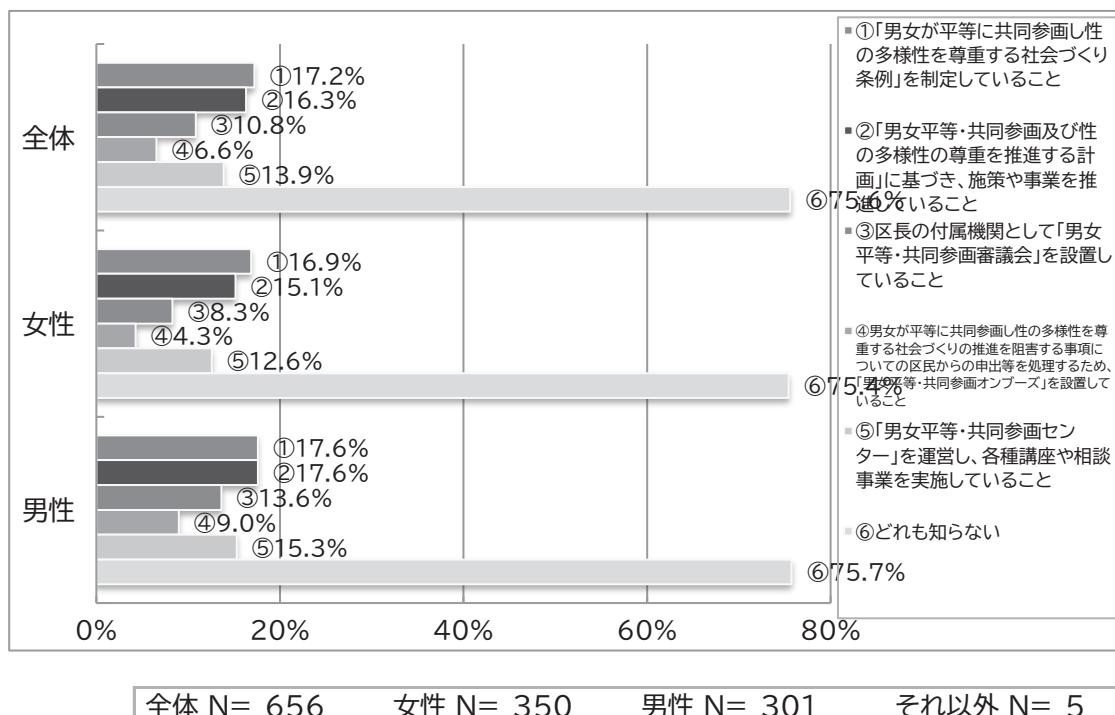
#### 【IV 区の男女平等・共同参画及び性の多様性尊重施策】

問21 目黒区が行っている次の施策や事業を知っていましたか。(①～⑤のそれぞれについて単一回答)(①～⑤のグラフは「知っていた」と回答した人の割合)

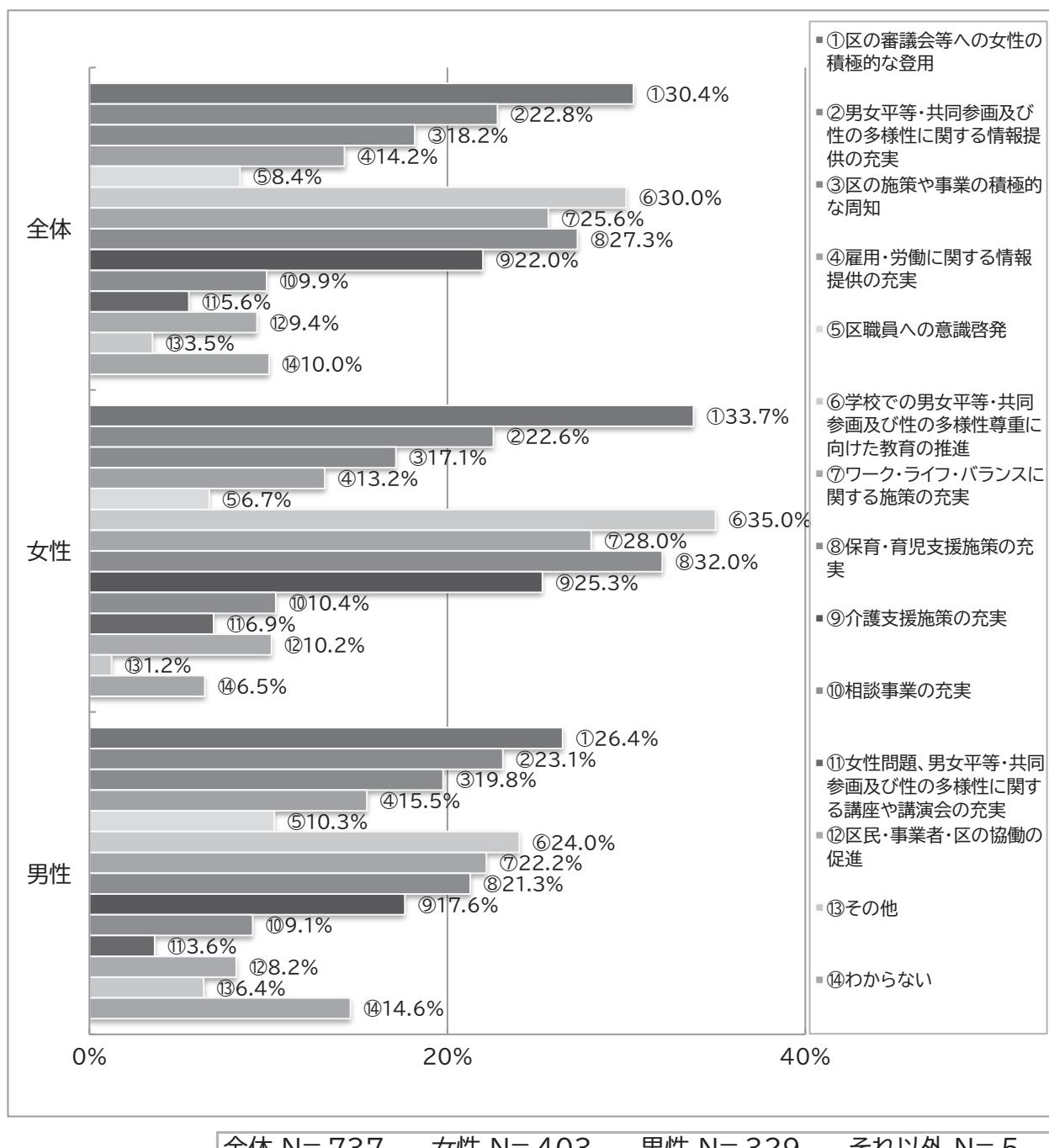


#### ■令和6年度調査

問21 目黒区が行っている次の施策や事業を知っていましたか。(①～⑤のそれぞれについて単一回答)(①～⑤のグラフは「知っていた」と回答した人の割合)



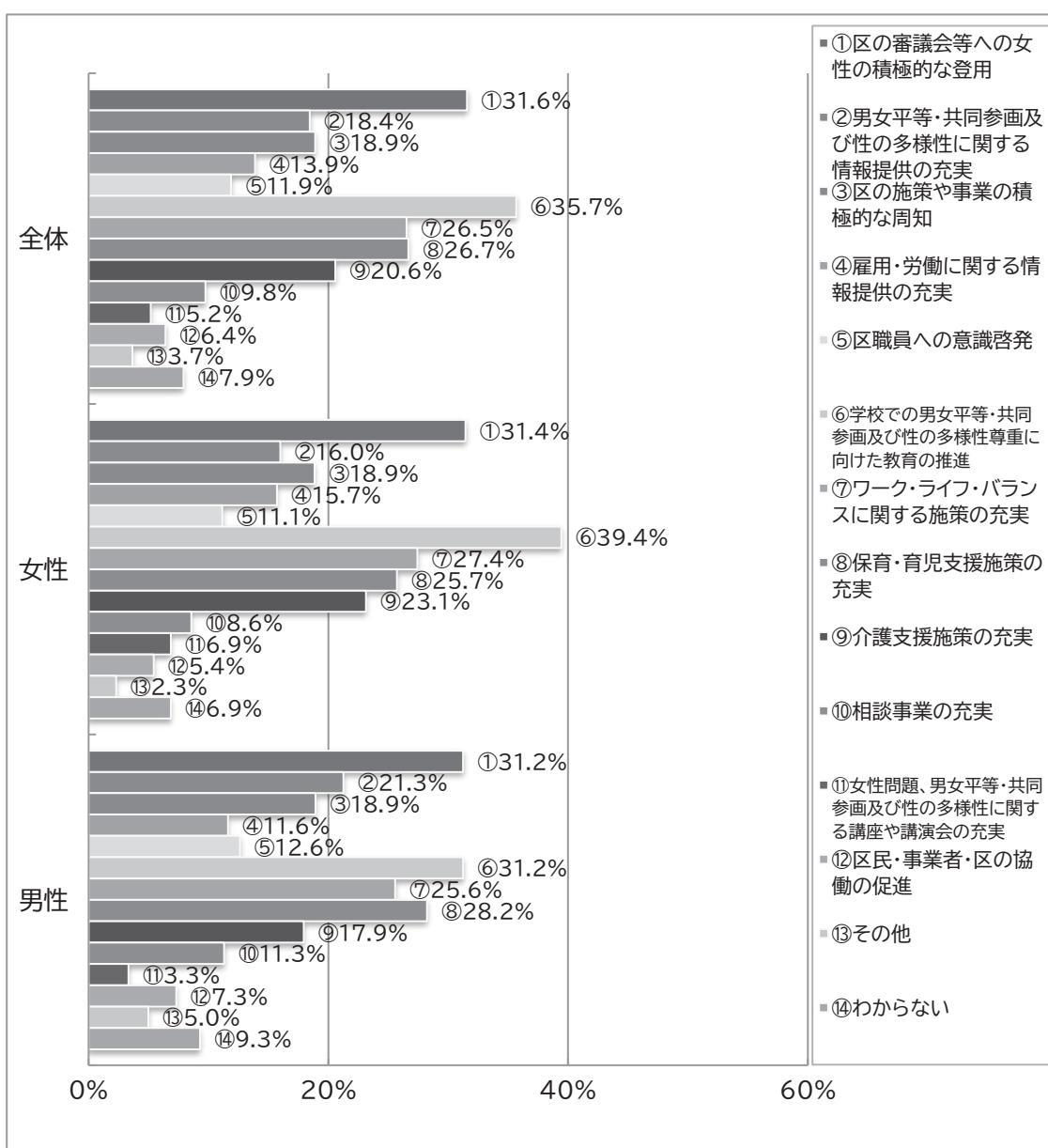
問22 男女平等・共同参画及び性の多様性尊重を推進するために、今後、区は特にどのようなことに力を入れたらよいと思いますか。(回答は3つまで)



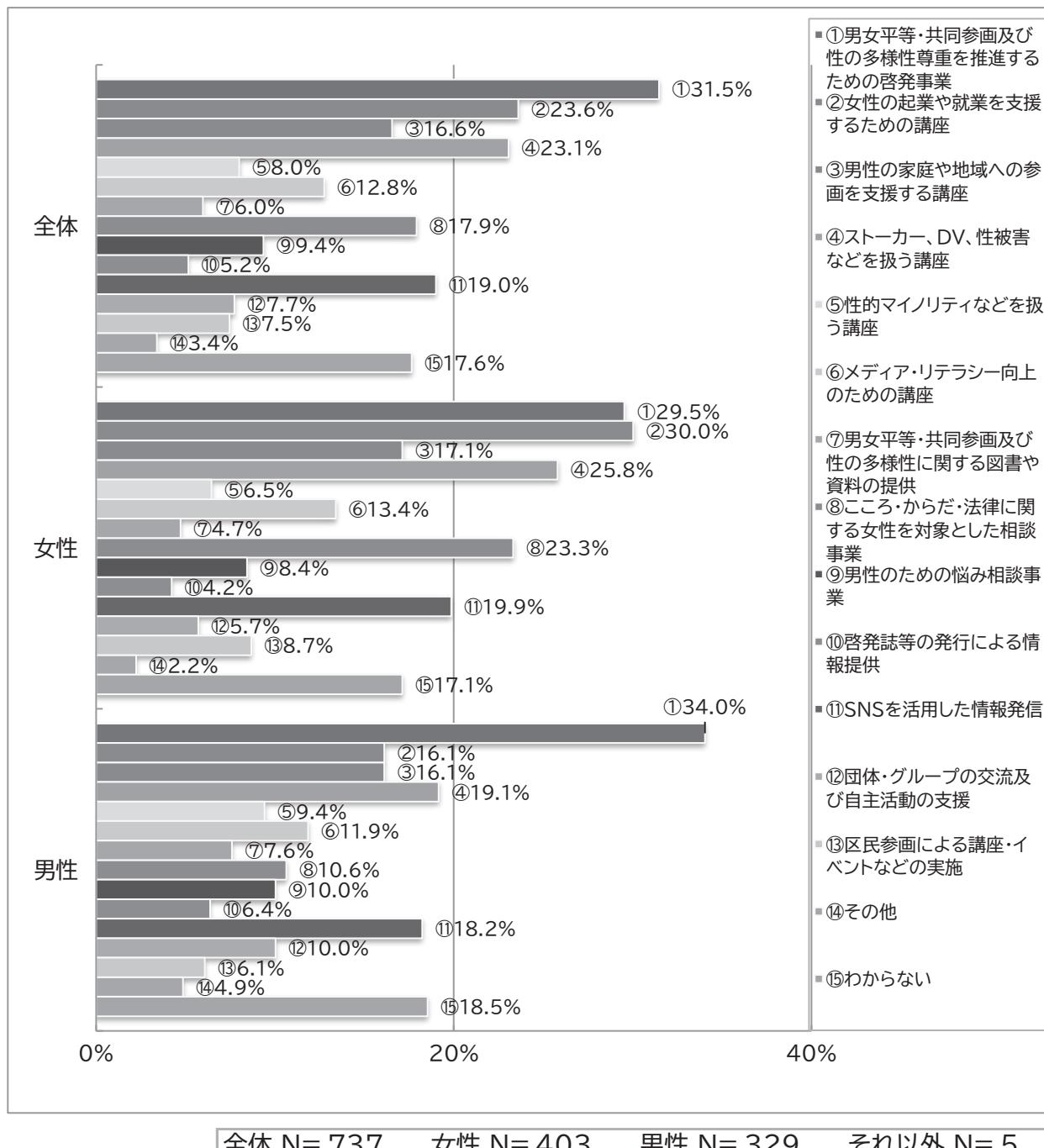
男女平等・共同参画及び性の多様性尊重の推進のために必要な区の取組として、全体では「区の審議会等への女性の積極的な登用」(30.4%)、「学校での男女平等・共同参画及び性の多様性尊重に向けた教育の推進」(30.0%)という回答が最も多く、次いで「保育・育児支援施策の充実」(27.3%)という回答が多かった。

■令和6年度調査

問22 男女平等・共同参画及び性の多様性尊重を推進するために、今後、区は特にどのように力を入れたらよいと思いますか。(回答は3つまで)



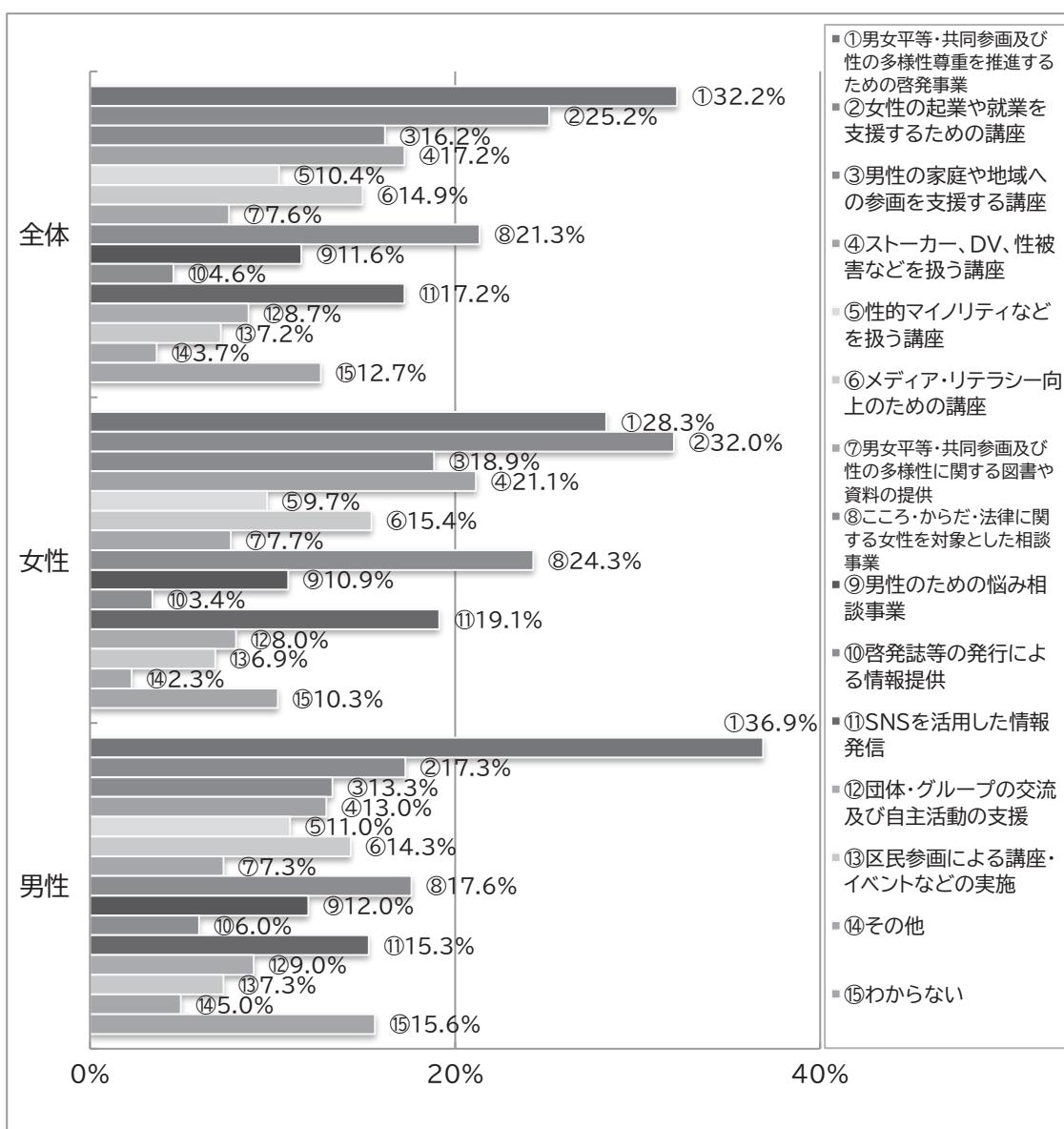
問23 目黒区男女平等・共同参画センターでは、男女平等・共同参画及び性の多様性尊重を推進するためにさまざまな事業を実施しています。あなたは、今後、特にどの事業に力を入れたらよいと思いますか。(回答は3つまで)



男女平等・共同参画センターで力を入れるべき事業として、「男女平等・共同参画及び性の多様性尊重を推進するための啓発事業」(31.5%) という回答が最も多く、次いで「女性の起業や就業を支援するための講座」(23.6%) や「ストーカー、DV、性被害などを扱う講座」(23.1%) という回答が多かった。

■令和6年度調査

問23 目黒区男女平等・共同参画センターでは、男女平等・共同参画及び性の多様性尊重を推進するためにさまざまな事業を実施しています。あなたは、今後、特にどの事業に力を入れたらよいと思いますか。(回答は3つまで)



## 資料

# 男女平等・共同参画及び性の多様性に関する区民意識調査 調査票

## I 男女平等に関する意識と実態

問1 「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべきである」などのように、社会や家庭などで性別による固定的な役割があるという考え方について、あなたはどう思いますか。（選択は1つ）

- 1 賛成
- 2 どちらかといえば賛成
- 3 どちらかといえば反対
- 4 反対
- 5 わからない

問2 あなたは、主に目黒区内における次のそれぞれの分野で、性別による差別（不利益）が無く、平等になっていると思いますか。それぞれの分野との関わりが少ない場合でも、ご自分の持つ印象・イメージをお答えください。全く判断がつかない場合は、「わからない」とお答えください。  
((ア)～(カ)のそれぞれについて、回答を1つ選択してください。)

	別がある 男性に対する差	差別がある ば男性に対する どちらかといえ	男女平等である	差別がある ば女性に対する どちらかといえ	別がある 女性に対する差	わからぬ
(ア) 家庭生活（家事・育児・介護）	1	2	3	4	5	6
(イ) 労働・雇用・職場	1	2	3	4	5	6
(ウ) 学校教育	1	2	3	4	5	6
(エ) 政治の場	1	2	3	4	5	6
(オ) 地域の活動や行事	1	2	3	4	5	6
(カ) 防災活動	1	2	3	4	5	6



【問2で一つでも「男性に対する差別がある」「女性に対する差別がある」と回答したかたのみ】

問2-1 その理由や具体的な事例について簡単に（箇条書き等で）記入してください。

問3～問4は、配偶者（事実婚の異性パートナーを含む。）※がいるかたにお聞きします。

※主に家庭における男女間の役割分担の状況を分析するための設問ですので、ここでは異性パートナーがいるかたを対象にしています。

問3 あなたの家庭では、家事・育児・介護の分担はどうしていますか。

((ア)～(ウ)のそれぞれについて、回答を1つ選択してください。)

※あなたの家庭で(ア)～(ウ)に携わっているかたがいない場合には、「該当なし」を選択してください。

	て い る 妻 が 行 つ	て が 主 い る 部 妻 分 で、 担 し 夫	て 程 度 と る に 妻 夫 分 が 担 同 じ じ	て が 主 い る 部 夫 分 で、 担 し 妻	て 主 い る 夫 が 行 つ	が 外 主 行 の に つ 家 族 ・ 夫 妻 な ど 以	該 当 な し
(ア) 炊事・洗濯・掃除などの家事	1	2	3	4	5	6	7
(イ) 育児	1	2	3	4	5	6	7
(ウ) 介護	1	2	3	4	5	6	7

問4 あなたは、家事・育児・介護（以下、「家事など」といいます。）の分担が一方の性別のパートナーに偏らないようにするためにには、特にどんなことが必要だと思いますか。（選択は3つまで）

- 1 性別による固定的な役割分担意識をなくすこと
- 2 性別による固定的な役割分担をなくすための啓発を進めること
- 3 男女ともに家事などと仕事が両立できる勤務制度、職場環境を整備すること
- 4 家事などへの関心を高める啓発や情報提供を行うこと
- 5 家事などの技術を向上させる講座を行うこと
- 6 学校教育の場で、家事などは性別に関わらずに担うものであると教えること
- 7 家庭において、子どもに家事などは性別に関わらずに担うものであると教えること
- 8 パートナーや家族間でのコミュニケーションをよく図ること
- 9 その他（  
10 わからない）

問5～問9は、すべてのかたがお答えください。

## II ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

問5 人生における「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」（地域活動への参加、自己啓発など）のバランスについて、あなたの希望に最も近いものを選んでください。（現在仕事をしていない場合でも、就労希望がある場合は仕事をしている状況を想定してお考えください。）（選択は1つ）

- 1 「仕事」を優先したい
- 2 「家庭生活」を優先したい
- 3 「地域・個人の生活」を優先したい
- 4 「仕事」と「家庭生活」を優先したい
- 5 「仕事」と「地域・個人の生活」を優先したい
- 6 「家庭生活」と「地域・個人の生活」を優先したい
- 7 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をできるだけ均等にしたい
- 8 わからない

問6 人生における「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」（地域活動への参加、自己啓発など）のバランスについて、あなたの実際の状況に最も近いものを選んでください。（選択は1つ）

- 1 「仕事」を優先している
- 2 「家庭生活」を優先している
- 3 「地域・個人の生活」を優先している
- 4 「仕事」と「家庭生活」を優先している
- 5 「仕事」と「地域・個人の生活」を優先している
- 6 「家庭生活」と「地域・個人の生活」を優先している
- 7 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をできるだけ均等にしている
- 8 わからない

問7 あなたは、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）がとれていると思いますか。仕事や生活そのものの満足度ではなく、バランス（調和）という観点でお答えください。（現在仕事をしていない場合は、仕事をしていないことがあなたの本意であるかどうかも含めてお考えください。）（選択は1つ）

- 1 そう思う
- 2 ややそう思う
- 3 どちらともいえない
- 4 あまりそう思わない
- 5 全くそう思わない

**問8** あなたは、ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、働く場において特にどのような取組が必要だと思いますか。(選択は3つまで)

- 1 長時間労働の是正
- 2 有給休暇取得の促進
- 3 育児・介護休業の利用促進
- 4 男性の育児休業取得の促進
- 5 フレックスタイムや短時間勤務等の利用促進
- 6 企業の経営層・管理職の意識改革
- 7 育児・介護等による離職後の再雇用制度の充実
- 8 個人の意識改革や男女の役割分担意識の解消を促す啓発
- 9 その他 ( )

**問9** あなたは、ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、行政・地域社会において特にどのような取組が必要だと思いますか。(選択は3つまで)

- 1 保育サービス、保育所・学童保育クラブなどの子育て支援の充実
- 2 介護サービス、介護施設などの介護支援の充実
- 3 再就職を希望する人に向けた支援の充実
- 4 個人の意識改革や男女の役割分担意識の解消を促す啓発
- 5 有給休暇や両立支援制度の利用促進に向けた企業への啓発
- 6 地域活動（日常的に交流できるグループやサークル・団体活動など）の場の充実
- 7 その他 ( )

問10～11は、パートナー（配偶者、事実婚のパートナー、同性パートナー、交際相手）がいる（過去1年以内にいた）かたにお聞きします。（性別に関わらずお答えください。）

### III 人権・性の多様性の尊重

問 10 あなたはこの1年間に、パートナー（配偶者、事実婚のパートナー、同性パートナー、交際相手）から、次のようなことをされたことがありますか。((ア)～(オ)のそれぞれについて、回答を1つ選択してください。)

	あつた 何度も	あつた 一、二度	い全く
(ア) 身体的暴力 (平手で打たれる、足で蹴られる、なぐられる、刃物を突き付けられる、髪を引っ張られる、首を絞められる、物を投げつけられるなど)	1	2	3
(イ) 精神的暴力 (大声で怒鳴られる、何を言っても無視される、日常的に罵ったり蔑む言葉を言われる、脅迫をされる、身体的な暴力を振るうそぶりをされるなど)	1	2	3
(ウ) 性的暴力 (嫌がっているのに性的行為を強要される、見たくないのにポルノビデオ・ポルノ雑誌・アダルトサイトを見せられる、避妊に協力してもらえない、中絶を強要されるなど)	1	2	3
(エ) 経済的暴力 (生活費を渡されない、貯金を勝手に使われる、外で働き収入を得ることを妨害されるなど)	1	2	3
(オ) 社会的暴力 (交友関係や行き先、電話・郵便物・メールの内容を細かく監視される、外出や親族・友人との付き合いを制限されるなど)	1	2	3

【問10で1つでも「何度もあった」「一、二度あった」と回答したかたのみ】

問 10-1 誰（どこ）かに相談しましたか。（当てはまるものすべてを選択してください。）

- 1 家族、親族
  - 2 友人、知人
  - 3 区の相談窓口（男女平等・共同参画センター、福祉事務所、保健所など）
  - 4 配偶者暴力相談支援センター（東京ウィメンズプラザ、東京都女性相談センターなど）
  - 5 警察
  - 6 弁護士、法テラス
  - 7 医療関係者（医師など）
  - 8 民間の相談機関
  - 9 その他（ ）
  - 10 誰（どこ）にも相談しなかった
- 10を選んだかたは、問10-2（次のページ）へ



【問 10-1 で「誰（どこ）にも相談しなかった」と回答したかたのみ】

問 10-2 相談しなかった理由は、次のどれですか。（当てはまるものすべてを選択してください。）

- 1 相談できる人がいなかったから
- 2 どこに相談してよいのかわからなかったから
- 3 人に知られるのではないかと心配だったから
- 4 人に打ち明けることに抵抗があったから
- 5 相談しても無駄だと思ったから
- 6 我慢すればこのまま何とかやっていけると思ったから
- 7 自分にも悪いところがあると思ったから
- 8 他人を巻き込みたくないから
- 9 相談するほどのことではないと思ったから
- 10 その他 ( )

問 11 あなたは、パートナー（配偶者、事実婚のパートナー、同性パートナー、交際相手）からの暴力の防止及び被害者支援のために、特にどのような対策の充実が必要だと思いますか。（選択は3つまで）

- 1 家庭内や交際相手でも暴力は犯罪であるという意識づくり
- 2 身近な暴力に気付いたら、周囲の人が通報することが必要であるという啓発
- 3 学校におけるお互いの性を尊重する教育
- 4 相談機関の紹介や暴力を受けたときの対処方法などに関する知識の提供
- 5 精神的に自立するための被害者支援（カウンセリング、相談など）
- 6 自立して生活できるための被害者支援（住居や就職のあっせんなど）
- 7 離婚訴訟に向けた法律相談窓口の紹介など、法律に関する支援
- 8 性別等に関わらずに相談できる窓口の充実
- 9 加害者の更生支援（更正プログラムの実施やカウンセリングなど）
- 10 その他 ( )
- 11 わからない

問 12～問 23は、すべてのかたがお答えください。

問 12 相手を不快にさせる性的な言動（性的指向や性自認に関するものを含む。）を「セクシュアルハラスメント」といいます。あなたはこの1年間に、セクシュアルハラスメントを受けたことがありますか。（選択は1つ）

- |       |          |
|-------|----------|
| 1 受けた | 2 受けていない |
|-------|----------|

【問 12 で「受けた」と回答したかたのみ】

問 12-1 それはどこで受けましたか。（当てはまるものすべてを選択してください。）

- |      |           |
|------|-----------|
| 1 職場 | 3 地域社会    |
| 2 学校 | 4 その他 ( ) |

**問 13** あなたは、セクシュアルハラスメントの防止及び被害者支援のために、特にどのような対策の充実が必要だと思いますか。(選択は3つまで)

- 1 広報誌・ホームページなどを通じた情報提供
- 2 詳しく説明した啓発資料の配布
- 3 防止に向けた事業者や事業主の意識改革
- 4 実例や防止策などについて説明する講座の開催
- 5 被害者や身近な人のための相談窓口
- 6 公的機関や支援団体などの相談窓口の周知
- 7 学校における防止に関する教育
- 8 その他 ( )
- 9 わからない

**問 14** あなたは、「生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)」という考え方を知っていましたか。(選択は1つ)

※『生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)』

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれております。

- 1 知っていた
- 2 初めて知った

**問 15** あなたは、問14でお聞きした考え方踏まえ、現在、妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が尊重されていると思いますか。(選択は1つ)

- 1 十分に尊重されている
- 2 ある程度尊重されている
- 3 あまり尊重されていない
- 4 尊重されていない
- 5 わからない

【問15で「あまり尊重されていない」「尊重されていない」と回答したかたのみ】

**問 15-1** 「あまり尊重されていない」「尊重されていない」と思う理由は、次のどれですか。(当てはまるものすべてを選択してください。)

- 1 女性に対して妊娠・出産などに関する情報の提供が不足しているから
- 2 男性に対して妊娠・出産などに関する知識の普及が遅れているから
- 3 子どもを産むか産まないかという判断は経済的な理由による制約を受けることが多いから
- 4 妊娠・出産に関して男性パートナーの意向が重視されることが多いから
- 5 妊娠・出産に関して家族や親族の意向が重視されることが多いから
- 6 子どもを産まないという選択を、周りから理解してもらえないから
- 7 その他 ( )

**問 16** あなたは、性的マイノリティ（又はLGBT（LGBTQ）、セクシュアル・マイノリティ、性的少数者）※という言葉やその意味を知っていましたか。（選択は1つ）

※性的マイノリティ（又はLGBT（LGBTQ）、セクシュアル・マイノリティ、性的少数者）  
レズビアン [Lesbian (女性同性愛者)]、ゲイ [Gay (男性同性愛者)]、バイセクシュアル [Bisexual (両性愛者)]、トランスジェンダー [Transgender (出生時に割り当てられた性別と自分が認識する性別が異なる人)] や、クエスチョニング [Questioning (自分の性の在り方を決めていない人)] などのことをいいます。

- 1 言葉も意味も知っていた
- 2 言葉は知っていたが意味は知らなかった
- 3 言葉を知らなかった

**問 17** あなたは、次のいずれか又は両方に当てはまりますか。（選択は1つ）

- ・出生時に割り当てられた性別と自分が認識する性別（性自認）が異なる。
  - ・恋愛・性愛の対象（性的指向）が「異性のみ」※ではない（同性のみ、同性も異性も、性別を問わない、どの性別も対象にならないなど）
- ※「異性」は自分が認識する自身の性別（性自認）とは異なる性別としてお考えください。

- 1 いずれか又は両方に当てはまる
- 2 いずれにも当てはまらない
- 3 わからない、答えたたくない



【問 17 で「いずれか又は両方に当てはまる」と回答したかたのみ】

**問 17-1** ご自身の性的指向や性自認により、日常の生活や行政サービスなどで経験した困りごとがあれば記入してください。（記入は任意です。）

**問 18** あなたは、この1年間に性的指向や性自認に関する次のハラスメントを見聞きしたことありますか。（当てはまるものすべてを選択してください。）

- 1 性的マイノリティに関する差別的な言動や嘲笑、呼称（ネタや笑いものにするなど）
- 2 性的指向や性自認を理由とするいじめ、無視、暴力（家族が性的マイノリティであることによるものも含む。）
- 3 望まない性別での生活の強要（例：性自認とは異なる制服の着用の強制）
- 4 性的指向や性自認を理由とする不当な異動や解雇、入学拒否や転校強制
- 5 誰かの性的指向や性自認を本人の許可なく第三者に公表（暴露）すること（アウティング）
- 6 いずれも見聞きしたことはない



【問18で1～5のいずれかを見聞きしたことがあると回答したかたのみ】

問18-1 それを見聞きしたのはどこですか。(当てはまるものすべてを選択してください。)

- 1 職場  
2 学校

- 3 地域社会  
4 その他 ( )

問19 性的マイノリティへの配慮を意識した日頃の行動について、あなたが当てはまるものを選んでください。(当てはまるものすべてを選択してください。)

- 1 理解を深めるためにインターネットや本などで多様な性の在り方に関する知識を得る  
2 理解を深めるために多様な性の在り方に関するセミナーやイベントに参加する  
3 SNS等で多様な性の在り方の理解促進につながる投稿を発信又は共有する  
4 性的マイノリティが抱える生きづらさやそれを解消するための課題について説明する  
5 性的指向や性自認に関するハラスメントを見聞きした際に制止する  
6 性的マイノリティを支援する気持ちを示す物（レインボーグッズなど）を持っている  
7 生きづらさや困りごとを理解するために性的マイノリティの話に耳を傾ける  
8 その他（上記以外で該当する行動があればご記入ください。）  
( )  
9 特に意識して行動していることはない

問20 性の多様性を尊重する社会を実現するために、区は特にどのような取組に力を入れたらよいと思いますか。(選択は3つまで)

- 1 H Pや区報等での情報発信  
2 パンフレットなどの啓発資料作成、配布  
3 講座・セミナーの開催  
4 区内企業や病院への啓発  
5 交流イベントの開催  
6 相談窓口（窓口・電話）  
7 相談窓口（SNS）  
8 性的マイノリティが安心して集まれるコミュニティスペース作り  
9 パートナーシップ制度  
10 子どもや教職員への教育及び教育現場における配慮  
11 性の多様性を意識したトイレや更衣室等の整備  
12 職員に対する啓発（職員研修等）  
13 各種行政サービスに性の多様性の視点を取り入れる  
14 その他（ ）  
15 わからない

## IV 区の男女平等・共同参画及び性の多様性尊重施策

問 21 あなたは、目黒区が行っている次の施策や事業を知っていましたか。((ア)～(オ)のそれぞれについて、回答を1つ選択してください。)

	いた か つ て	知 っ て	か つ た な
(ア) 「男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例」を制定していること	1	2	
(イ) 「男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画」に基づき、施策や事業を推進していること	1	2	
(ウ) 区長の付属機関として「男女平等・共同参画審議会」を設置していること	1	2	
(エ) 男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項についての区民からの申出等を処理するため、「男女平等・共同参画オンブズ」を設置していること	1	2	
(オ) 「男女平等・共同参画センター」を運営し、各種講座や相談事業を実施していること	1	2	

問 22 あなたは、男女平等・共同参画及び性の多様性尊重を推進するために、今後、区は特にどのようなことに力を入れたらよいと思いますか。(選択は3つまで)

- 1 区の審議会等への女性の積極的な登用
- 2 男女平等・共同参画及び性の多様性に関する情報提供の充実
- 3 区の施策や事業の積極的な周知
- 4 雇用・労働に関する情報提供の充実
- 5 区職員への意識啓発
- 6 学校での男女平等・共同参画及び性の多様性尊重に向けた教育の推進
- 7 ワーク・ライフ・バランスに関する施策の充実
- 8 保育・育児支援施策の充実
- 9 介護支援施策の充実
- 10 相談事業の充実
- 11 女性問題、男女平等・共同参画及び性の多様性に関する講座や講演会の充実
- 12 区民・事業者・区の協働の促進
- 13 その他（  
）
- 14 わからない

問 23 目黒区男女平等・共同参画センターでは、男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進するためにはさまざまな事業を実施しています。あなたは、今後、特にどの事業に力を入れたらよいと思いますか。(選択は3つまで)

- 1 男女平等・共同参画及び性の多様性尊重を推進するための啓発事業
- 2 女性の起業や就業を支援するための講座
- 3 男性の家庭や地域への参画を支援する講座
- 4 ストーカー、DV、性被害などを扱う講座
- 5 性的マイノリティなどを扱う講座
- 6 メディア・リテラシー向上のための講座
- 7 男女平等・共同参画及び性の多様性に関する図書や資料の提供
- 8 こころ・からだ・法律に関する女性を対象とした相談事業
- 9 男性のための悩み相談事業
- 10 啓発誌等の発行による情報提供
- 11 SNSを活用した情報発信
- 12 団体・グループの交流及び自主活動の支援
- 13 区民参画による講座・イベントなどの実施
- 14 その他( )
- 15 わからない

最後に「あなた」についてお尋ねします。(次のページへ)

## あなたについて

F 1 あなたの性別※についてお答えください。

(この質問は個人の意識や置かれている状況を性別※と併せて統計的に分析するためにお尋ねしています。)

※戸籍上の性別に問わらず、現在自分が認識している性別

1 女性

2 男性

3 それ以外 ( )

F 2 あなたの年齢についてお答えください。

1 10歳代

3 30歳代

5 50歳代

7 70歳以上

2 20歳代

4 40歳代

6 60歳代

F 3 あなたに次のパートナーはいらっしゃいますか。(過去1年以内にいた場合を含みます。)

1 配偶者(事実婚を含む。)

3 交際相手

2 同性パートナー

4 パートナーはない

【F 3で「配偶者(事実婚を含む。)」と回答したかたのみ】

F 3-1 あなたの世帯は共働き(パート・アルバイトを含みます。)ですか。

1 共働きである

2 共働きではない

F 4 あなたの世帯の構成は、次のどれに該当しますか。ご自身の立場(自分が親、自分が子ども)に問わらず、世帯構成をお答えください。「夫婦」は事実婚や同性カップルを含みます。)

1 単身(一人暮らし)

4 親と子ども夫婦(二世代家族)

2 夫婦(自分とパートナー)のみ

5 親と子ども夫婦と孫(三世代家族)

3 親と独身の子ども(ひとり親世帯を含む。)

6 その他( )

F 5 あなたの家庭には、次に該当するかたがいらっしゃいますか。(当てはまるものすべてを選択してください。)

1 未就学児

4 中学生

2 小学1年生~3年生

5 介護が必要なかた

3 小学4年生~6年生

6 1~5のいずれもいない

調査全体に関してお気付きの点がございましたらご記入ください。

ご回答ありがとうございました。

目黒区総務部人権政策課

## 目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例

平成14年3月  
目黒区条例第1号  
改正 令和2年3月6日条例第2号  
(題名改正〔令和2年条例2号〕)

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的施策（第8条—第12条）

第3章 目黒区男女平等・共同参画審議会（第13条—第20条）

第4章 目黒区男女平等・共同参画オムブーズ（第21条—第30条）

第5章 雜則（第31条）

#### 付則

基本的人権と法の下の平等は、日本国憲法が全ての人に保障する権利である。これまで目黒区は、人権と平和が尊重される社会の実現を目指し、総合的に施策を開展してきた。中でも、男女平等の実現に向けて先進的な取組を行ってきたが、いまだなお、固定的な役割分担意識や社会的な慣行、性別による差別的な取扱いは解消されておらず、一層の積極的な取組が求められている。

さらに、性の多様性についての社会的関心が高まる一方、その理解は進んでいるとは言えず、性的指向及び性自認に起因する差別的な取扱いの解消等が課題となっている。

目黒区が、既に少子高齢社会が進行している都市として、将来にわたり豊かで活力のある地域社会であるために、男女が個人として尊重され、共に責任を分かち合い、自らの意思によって、その能力を発揮し、家庭、地域、職場などあらゆる分野において共同参画するとともに、性の多様性が尊重されることにより、誰もが自分らしく生きていくことができる社会を形成することが重要である。

目黒区、事業者及び区民は、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりについて理解と認識を深め、その実現のために協働していかなければならぬ。

私たちはここに、国や国際社会とも呼応し、男女が平等で、あらゆる分野に共同参画するとともに、性の多様性が尊重され、もって全ての人々の人権が尊重される豊かな地域社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関し、その基本理念を定め、目黒区（以下「区」という。）、事業者及び区民の責務を明らかにし、区の施策の基本的事項を定めることにより、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって区民一人一人の人権が尊重され、性別等による差別のない、真に男女が平等に共同参画することができ、性の多様性が尊重される豊かで活力ある地域社会を実現することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり 男女の平等な共同参画とともに、多様な性的指向及び性自認の在り方が尊重される社会を形成することをいう。
- (2) 男女の平等な共同参画 男女が、性別等により差別的な取扱いを受けることなく、個人として尊重され、個性と能力を発揮し、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、職場などあらゆる分野における活動に共同参画し、かつ、責任を分かち合うことをいう。
- (3) 性的指向 自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。
- (4) 性自認 自己の性別についての認識をいう。
- (5) 性別等 性別、性的指向及び性自認をいう。
- (6) 事業者 営利、非営利等の別にかかわらず、区の区域内（以下「区内」という。）において事業活動を行う全ての個人、法人及び団体をいう。
- (7) 区民 区内に住み、若しくは勤務し、又は区内で学ぶ全ての個人をいう。

（基本理念）

第3条 男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりは、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。

- (1) 全ての人の人権が尊重され、性別等により直接的又は間接的に差別的な取扱いを受けない社会を実現すること。
- (2) 多様な性的指向及び性自認の在り方が尊重され、誰もが自分らしい生き方を選択できること。
- (3) 固定的な性別役割分担に基づく社会制度や慣行が解消され、男女が性別にかかわらず、個人の個性や能力を発揮し、その意欲や希望に沿って家庭生活と社会生活の両立ができるよう、その責任を対等に分かち合うこと。
- (4) 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、職場又は地域において、意思決定及び政策決定の過程に平等に共同参画すること。
- (5) 教育の場において男女の平等な共同参画を推進し、性の多様性を尊重すること。
- (6) 区民は、国籍、性別等又は年齢にかかわらず、この条例に定める権利を有すること。

（区の責務）

第4条 区は、基本理念にのっとり、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を主要な政策と位置付け、施策を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 区は、国及び他の地方公共団体と連携して、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりを推進するものとする。
- 3 区は、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりを推進するための施策を総合的かつ計画的に推進するために、必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりについての理解と認識を深め、区が行う施策に協力とともに、事業活動を行うに当たり、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進に努めるものとする。

（区民の責務）

第6条 区民は、基本理念にのっとり、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重

する社会づくりについての理解と認識を深め、区が行う施策に協力するとともに、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進に主体的に努めるものとする。

(区、事業者及び区民の協働)

第7条 区、事業者及び区民は、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりを協働して推進するものとする。

第2章 基本的施策

(推進計画)

第8条 区長は、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりを総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画は、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりを推進するための目標、施策の方向、行動指針その他重要な事項について定めるものとする。

3 推進計画は、必要に応じて見直すものとする。

4 区長は、推進計画を定め、又は変更したときは、これを公表するものとし、事業者及び区民の理解と協力を得るよう努めなければならない。

5 区長は、推進計画を定め、又は変更するときは、あらかじめ目黒区男女平等・共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

6 区長は、推進計画を定め、又は変更するときは、あらかじめ事業者及び区民の意見を反映させるために適切な措置を講じなければならない。

(年次報告)

第9条 区長は、毎年、推進計画及び男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関する施策の進捗状況を目黒区男女平等・共同参画審議会に報告し、その意見を付けて、これを公表するものとする。

(推進施策)

第10条 区は、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりを推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

(1) 区民、事業者、区の職員、教員等に対する意識啓発に関する施策

(2) あらゆる教育及び学習の場における男女の平等な共同参画と性の多様性についての理解と認識を普及促進するための施策

(3) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重される施策

(4) 男女間並びに配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者の間及び家庭内におけるあらゆる暴力の根絶に向けた施策

(5) 職場、学校又は地域社会における性別による固定的な役割分担や性別等による差別的な取扱いの根絶に向けた施策

(6) セクシュアル・ハラスメント（性的な言動（性的指向及び性自認に関する偏見等に基づく言動を含む。）によって、その言動を受けた個人の生活環境を害したり、その言動を受けた個人の対応により不利益を与えることをいう。）の根絶に向けた施策

(7) 男女が共に家庭生活と社会生活を両立するための施策

(8) 少子高齢社会に対応した男女の平等な共同参画を推進するための施策

(9) 政策決定及びあらゆる場の意思決定の過程における男女の平等な共同参画を推進するための施策

(10) 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての格差を是正す

## る積極的な措置を推進するための施策

- (11) メディア・リテラシー（多様な情報伝達媒体からの情報を能動的に解釈し、批判する能力及び表現方法としてこれらを利用して発信する能力をいう。）を育成する施策
- (12) 性的指向及び性自認に起因する日常生活上の困難等の解消に向けた施策
- (13) 前各号に掲げるもののほか、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりを推進するために必要な施策  
(拠点施設)

第11条 区は、基本理念を実現するため、必要な調査研究、情報の収集等を行い、区民等が活動するための拠点施設を整備する。

(付属機関等の委員)

第12条 区の付属機関等の委員の構成は、男女別の委員の数が均衡するよう努めなければならない。

## 第3章 目黒区男女平等・共同参画審議会

(設置)

第13条 男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりを推進するための施策を総合的かつ計画的に推進するため、区長の付属機関として目黒区男女平等・共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第14条 審議会は、推進計画に係る男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関する施策について調査、企画、立案等を行い、区長に意見を述べることができる。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、推進計画の評価、改定その他の重要事項について調査及び審議を行う。

3 審議会は、目黒区男女平等・共同参画オンブーズの求めに応じて調査及び審議を行い、区長に意見を述べることができる。

4 審議会は、必要に応じて男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関して、区長に意見を述べることができる。

(組織)

第15条 審議会は、区長が委嘱する委員15人以内をもって組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の6を超えてはならない。

(任期)

第16条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第17条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第18条 審議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第19条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会

長の決するところによる。

(関係機関等への協力要請)

第20条 審議会は、必要に応じて、関係機関、事業者その他委員以外の者に対し、審議会の会議への出席、説明、意見又は資料の提出を求めることができる。

#### 第4章 目黒区男女平等・共同参画オンブーズ

(設置)

第21条 区長は、区民からの男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項についての申出又は当該阻害する事項を起因とした人権の侵害等についての救済の申出等を、適切かつ迅速に処理するため、目黒区男女平等・共同参画オンブーズ（以下「オンブーズ」という。）を置く。

(申出の範囲)

第22条 区民がオンブーズに申出ができる事項の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 区又は区が出資する法人等で区長が定めるものが行う施策で、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項又は阻害するおそれのある事項
- (2) 男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項を起因とした人権を侵害する事項又は侵害するおそれのある事項
- (3) その他男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、申出をすることができない。

- (1) 裁判所において係争中であるか、又は判決等のあった事項
- (2) 法令の規定により、不服申立て中であるか、又は裁決等のあった事項
- (3) 区議会等に請願、陳情等を行っている事項
- (4) オンブーズの行為に関する事項

(所掌事項)

第23条 オンブーズは、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 前条第1項の規定による申出に係る審査
- (2) 前条第1項第1号の規定による申出に基づく関係機関等に対する資料の提出、説明等の要求及び必要な是正の勧告、意見の表明等
- (3) 前条第1項第2号又は第3号の規定による申出に基づく関係者等に対する事情の聴取、資料の提出等の要請並びに必要な助言、指導、是正の要請及び意見の表明
- (4) 前条第1項の規定による申出のうち、区の男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進に重大な影響を及ぼす等の事項に係る審議会への調査及び審議の要求

(職務の遂行)

第24条 オンブーズは、独立してその職務を行う。

- 2 オンブーズは、前条に規定する是正の勧告又は要請、意見の表明及び前条第4号の規定による要求を行うときは、合議によりその決定を行う。
- 3 前項の場合において、議事に直接の利害関係を有するオンブーズは、その議事に加わることができない。
- 4 オンブーズは、前条第4号の規定による要求を行う際には、申出者の同意を得るものとし、必要な意見を付けることができる。

(定数等)

第25条 オンブーズは、3人以内とし、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進に深い理解と識見を有する者のうちから区長が委嘱する。

(任期)

第26条 オンブーズの任期は2年とし、補欠者の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(解嘱)

第27条 区長は、オンブーズが心身の故障により職務の遂行に堪えないと認めるとき又はオンブーズとして著しくふさわしくない行為があると認めるときは、これを解嘱することができる。

2 オンブーズは、任期の満了又は前項に定める場合以外は、その意に反して解嘱されない。

(守秘義務)

第28条 オンブーズは、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬の額)

第29条 オンブーズの報酬の額については、目黒区付属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年12月目黒区条例第27号）第2条の規定にかかわらず、目黒区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年12月目黒区条例第28号）別表に定める日額の限度額のうち特に高度な知識、経験又は資格を要する業務に従事する者について定められた額の範囲内で区長が定める額とする。

(オンブーズへの協力義務等)

第30条 区及び区が出資する法人等で区長が定めるものは、オンブーズの職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、オンブーズから出頭、説明、意見又は資料の提出を求められたときは、協力しなければならない。

2 事業者及び区民は、オンブーズの職務の遂行に協力するよう努めなければならない。

## 第5章 雜則

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4章の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成14年規則第57号で、平成14年5月20日から施行)

付 則（令和2年3月6日条例第2号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2～6 (省略)

令和6年度

男女平等・共同参画及び性の多様性尊重の推進に関する年次報告書

令和7年10月発行

発 行 目黒区

編 集 目黒区総務部人権政策課

〒153-8573 目黒区上目黒 2-19-15

電 話：03-5722-9422 F A X：03-5722-9469

印刷所 株式会社 勝村印刷所